



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農業の近代化と農民の生産意欲 : 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 第2篇
Author(s)	留岡, 清男; 布施, 鉄治; 鈴木, 秀一
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 2, 1-156
Issue Date	1963-03-25
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/87979">https://hdl.handle.net/2115/87979</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_2.pdf



北海道大学教育学部 産業教育計画研究施設  
研究報告書 2

# 農業の近代化と農民の生産意欲

——農業未共同化グループと共同化グループの比較研究——

## 第 2 篇

留	岡	清	男
布	施	鉄	治
鈴	木	秀	一

1963. 3

北海道大学教育学部 産業教育計画研究施設

教育学部

教育学部資料室

MAY. 22. 1963

# 農業の近代化と農民の生産意欲

—農業未共同化グループと共同化グループの比較研究—

## II

留	岡	清	男
布	施	鉄	治
鈴	木	秀	一

## ま え が き

この研究報告書は、昭和35年、36年の2ケ年間にわたって、文部省から与えられた総合科学研究費（代表者 前施設長 留岡清男）によつて行われた調査研究の報告書の第二編である。

第一編はすでに昭和37年6月に本研究施設研究報告書Iとして刊行したが、この調査研究の対象として取りあげた北海道常呂郡端野町の二つの部落は、それぞれ次のような特色をもっていた。ひとつは部落民の中から農業共同化の話がおこつたにもかかわらず、それが挫折したあと、依然従来どおりの「家」を単位とした小農生産様式によつて、農業生産活動を行つていた部落である。他のひとつは、その部落の中の特定のグループの中で農業共同化の話がもちあがり、その話が現実にあつて、第1年目は4戸共同、第2年目は6戸共同と、その共同経営組織は発展していつた。さらに第2年目には、部落内にもうひとつの共同経営組織が生まれるといつた部落であつた。後者の部落においては、とくに共同経営に踏み切つたグループ各成員の農業に対する社会的態度の変容分析にその焦点をしぼつた。そうして、第一章（第一篇所収）において前者を、第二章（本篇所収）においては、後者の農民の生産意欲の特質を、すでに第一篇緒論でのべた分析視角にもとづいてあきらかにしている。

この研究の最大の関心のひとつは、農業生産に対する農民の動機づけの強さ弱さが現実に一体どういう社会的条件のちがいがから生ずるのかをあきらかにすることにある。そうして一方においてそれが農業生産力の増強とどういう形で結びつくのかをあきらかにすることにある。類似した生産条件をもつ地域において、一方の部落では依然これまでの小農経営組織によつて農業生産が行われているのに対し、一方の部落では農業の生産組織形態そのものが、生産手段の革新を伴つて、企業的合理性にもとづいた農業共同経営組織に変革され、ふるい生産組織を止揚して、あたらしい生産諸関係を直接的生産過程において農民が相互にとり結ぶといつた相違が、どうして生ずるのか、村落の社会構造とか家の構造、また個々の農民が部落外諸機関ととり結んでいるもろもろの社会—情報関係は一体、農民の日々の物質的農業生産の過程とどうかかわつているのか。少なくとも農民の産業教育計画はこれらの基礎的事実解明の上に作られなければならないと思われる。

本調査研究は上述の観点から農民自身が農業生産力を増強するため、自らの力で農業生産様式を変革して行つた社会過程をかなり克明に追つたモノグラフである。

もともと本調査研究は前施設長 留岡清男を代表者とした奥田三郎 木村謙二 三宅和夫・東正 佐々木隆介 狩野陽 鈴木秀一 布施鉄治らによつて構成された研究組織の所産であるが、この第二編の実際の執筆は、鈴木秀一と布施鉄治が行つた。第一編にひきつゞき「農民の農業技術についての基礎知識の分析」（第12節所収）を鈴木秀一が分担、他は布施鉄治が執筆した。整理協力者は横川毅 谷坂道子 白樫久 安西千鶴子である。

昭和30年以降、日本農村社会はこれまでにないほどの変貌をみせている。農民層の分解もこれまでとは異つた様相を呈してきている。農家の自立限界線はたえず上昇し、農業生産によつて自らの生活欲求を支えようとする限り、個々の農民にとつてその農業生産力の増強が不可欠に必要とされている。このような現況において、本研究報告書があらたな段階の農業生産力を担うあたらしい農民像の形成のための理解の一助となり、また今後の農業教育計画作成のための基礎資料の一部となれば幸いである。

昭和38年1月10日

北海道大学教育学部附設 産業教育計画研究施設 施設長 鈴木朝英

# 目 次

## まえがき

第二章 農業共同化集団の農業の近代化と農民の生産意欲	1
第1節 農民の生産意欲と農業共同化集団における諸問題	1
第1項 最近における農業共同化の実態とその特質	1
第2項 北海道における農業共同化の実態とその特質	4
第3項 農業共同化農場の生産組織体としての特質と農民の生産意欲	9
第2節 協和部落の社会経済的構造と史的特質	12
第1項 協和部落の社会生態的構造	12
第2項 協和部落の史的発展過程	12
第3項 協和第4部落の生産構造	16
第3節 協和第4部落の社会構造と三好共同農園各成員の社会的地位	21
第1項 部落のフォーマルな組織構造	21
第2項 部落成員の生産—生活過程での諸関係	21
第3項 部落の階層秩序とインフォーマル・リーダー	29
第4節 三好共同農園構成戸の生産—生活様式の史的変遷	37
第1項 大野牧場と三好共同農園構成戸との関係	37
第2項 各戸の生産—生活様式の史的変遷	37
第3項 三好共同農園構成戸の生産—生活様式の史的特質	47
第5節 共同化前の各農家の経営の実態の記述と分析	50
第1項 経営の物質的諸要素と農業所得	50
第2項 経営の人的諸要素と農業所得	52
第3項 各経営の内の体系の特質	64
第6節 共同化前の各農家の生活構造	66
第1項 農業所得とその支出の構造	66
第2項 生活様式の若干の特質	68
第3項 各農家の生活の物質的構造の特質	69
第7節 三好共同農園構成農民の農業に対する社会的態度の形成	71
第1項 農民の生活史と農業に対する社会的態度の形成過程	71
第2項 農民の所属集団とそれへの帰属性	78
第8節 共同化農場への発展とリーダーの機能	83
第1項 共同化志向の発生とその契機	83
第2項 共同化農場成立までの集団行動	84
第3項 共同化農場成立後の集団行動	86
第4項 集団行動による成員の情報通路の変容	91
第5項 リーダーの機能と共同化農場の推進体制	95

第9節	三好共同農園の経営の実態の記述と分析	98
第1項	共同経営の物質的諸要素と農業所得	98
第2項	共同経営の人的諸要素と農業所得	102
第3項	共同経営第1年目の内的体系の特質	111
第10節	三好共同農園の物質的基盤と成員に対する報酬	113
第1項	三好共同農園の物質的基盤	113
第2項	各成員に対する物質的報酬	113
第11節	共同化農場への発展と生産—生活組織体の変容	115
第1項	個別経営時における各農家の生産—生活組織体としての特質	115
第2項	個別経営時における妻の地位	123
第3項	共同経営化による生産組織体の変容	124
第4項	共同経営化による生活組織体の変容	129
第5項	「家」の将来に対する志向性	132
第12節	三好共同農園と部落の農業の近代化	134
第1項	共同化志向の地域的伝播過程	134
第2項	共同化集団成員の農業技術についての基礎知識	136
第13節	三好共同農園における農民の生産意欲の特質	145
第1項	生産意欲を規定する社会—経済的条件	145
第2項	三好共同農園各成員の生産意欲の構造	148

# 農業の近代化と農民の生産意欲 第一篇

## — 農業共同化グループと共同化グループの比較研究 —

### 目 次

緒論 農民の生産意欲分析に関する理論的枠組 .....	1
第1節 農民の生産意欲研究の位置 .....	1
第2節 農民の生産意欲分析の方法 .....	4
第3節 本事例研究の調査方法と記述方法 .....	15
序章 北海道端野村の社会生態的構造 .....	15
第1項 端野村の人口および産業変動の特質 .....	15
第2項 農業生産形態の史的変遷と構造的特質 .....	21
第3項 農民層分解と構造変革の方向 .....	25
第一章 未共同化部落の農業の近代化と農民の生産意欲 .....	27
第1節 川向第6部落の概況 .....	27
第2節 農業経営の実態の記述と分析 .....	30
第1項 経営の物質的要素と農業所得 .....	30
第2項 経営の人的要素と農業所得 .....	32
第3節 生産行動の目標と農業基礎知識 .....	44
第1項 生産行動の目標と目標達成方法 .....	44
第2項 農業技術についての基礎知識 .....	52
第4節 農業生産様式の史的形成過程 .....	59
第1項 各農家の生産構造の史的特質 .....	60
第2項 農民の生活史と農業に対する社会的態度の形成 .....	66
第5節 農民の営農技術に関する情報通路 .....	74
第1項 農民の行動圏と所有せるマスメディア .....	74
第2項 個々の農家の情報通路(1) .....	76
第3項 個々の農家の情報通路(2) .....	78
第6節 農民の「家」の構造と「生産—生活」の様式 .....	81
第1項 農民の生活諸様式と生活水準 .....	82
第2項 生産—生活組織としての「家」の構造 .....	84
第3項 家族成員の集団参与と行動圏 .....	92
第4項 「家」における内部矛盾と将来への目標 .....	95
第7節 「部落の社会構造」と農民のリーダー .....	97
第1項 フォーマルな組織としての「部落」とそのリーダー .....	97
第2項 インフォーマルな諸関係とそのリーダー .....	101
第3項 「部落」の社会構造の特質 .....	106
第8節 農業未共同化部落における農民の生産意欲 .....	107
第1項 農業未共同化部落の各戸の生産意欲の実態と予測 .....	108
第2項 農民の生産意欲促進の方向 .....	112

## 第二章 農業共同化集団の農業の近代化と農民の生産意欲

### 第1節 農民の生産意欲と農業共同化集団における諸問題

#### 第1項 最近における農業共同化の実態とその特質

農業共同化の類型化は、既に多くの論者によって行なわれている。(註1) 例えば、福武、松原、進見、園田氏は、労働力、労働対象、生産手段の三要素の組み合わせから、個別経営を全く解消するものと個別経営がそのまま残るものとの別によって、(1)全面共同経営と(2)部分共同経営とに分け、更に労働力と、生産手段の二要素の組み合わせから(3)単純共同作業(中核となる機械や、施設などの生産手段の存在を前提としない共同化)(4)共同利用(所有または借り入れによる農機具、その他の設備を中軸として成立する共同化集団)(5)機械力共同作業((4)と異なつて共同化集団による分業にもとづく協業が行なわれる)の五形態に分け、(5)は労働対象までもが共同化集団の管理下におかれるという特色をもち、コントラクト・カンパニーにまで発展の可能性があるものとして位置づけている。(註2) また、阪本楠彦氏と綿谷赴夫氏は、農業共同化の類型区分として(1)生産条件の共同整備(2)生産過程の共同化(狭義の生産共同化)(3)生産物の共同処理にわけ、狭義の共同化をさらに、(4)栽培または作業協定(5)共同利用(単なる共同所有)(6)共同作業(7)組合請負作業(8)共同経営— a. 完全共同経営、b. 部分共同経営に分けている(註3)。

このように農業共同化については、かなり多様な類型化がなされているが、ここでわれわれが現段階における農業共同化を考える場合、とりわけ次の二点に注意しなければならない。

第一は、前述のように種々なされている共同化の類型のうちその多くは今日の現段階の共同化を特色づけるものではなく、日本の農村においては、かなり以前から普遍的に行なわれていたものであるということ。例えば、福武氏らの分類による単純共同作業、共同利用、また阪本楠彦、綿谷赴夫両氏による分類のうち、生産条件の共同整備、生産物の共同処理、さらに狭義の生産共同化のうちの栽培または作

業協定、共同利用、共同作業などは、現実の農業生産過程においては、これまで全国各地でしばしば行なわれていた形態であり、ことに目新しいものではない。以上は、少なくとも従来の個別小農経営を前提として成立する共同化である。かかる共同化は生産基盤の零細な個別経営を補強する意味で、これまでの日本の農村においては、むしろその個別経営を成立させるために不可欠に伴なわざるを得なかった紐帯であるとさえいえる。そうして制度化されたかかる紐帯は、従来いわゆる村落共同体的な規制として、個々の農家の生産の近代化を阻害する機能を果たす場合もけっして少なくはなかった。

しかしながら今日問題とされている共同化は少なくともかかる意味での共同化とは質的に異なる。なによりも従来の個別経営の枠組を積極的に取りはずした企業的経営をもって特色づけられている。前述の阪本楠彦氏と綿谷赴夫氏の分類によると、組合請負作業、部分共同経営、完全共同経営の形態がこれにあたる。組合請負作業とは「多数の農家で組織された組合—農村のように法人格のあるものから、共同防除組合など申合せ組合までを含む—がスピード・スプレヤーや固定配管式防除施設や、大型トラクターや動力耕耘機、放牧場施設など、大規模な機械を所有(借入)し、必要な作業員を雇傭して、自分の計算で、組合員から防除や耕耘や放牧などの諸作業を請負うものである」(註4)がこの組織はそれ自身コントラクトカンパニーにまで発展する性質をもつ。したがってこの意味においては、組合請負作業は、すでに先進諸国においてみられる個別経営がコントラクト、カンパニーと取引を結ぶ形態に至る過渡的な形態として位置づけることができる。部分共同経営は、個別経営が自己の従来の個別経営はそのまま残して、あらたに数戸で経営体を創設し、ここにおいて農業

経営の全過程を共同して経営する形態であるが、かかる場合も、こうして創設された経営体は従来の個別経営とは質的に異なる企業的組織として特色づけられている。全面共同経営の場合はさらに進んで個別経営そのものを全く解消して数戸の農家がよりあって高度の生産手段を導入してあらたな企業的組織を創設した形態である。これらの形態においては、従来の個別経営においてはきわめて未分化形で残されていた資本と賃労働がはっきりと分離され、その上につた分業組織が少なくとも確立されている。この意味においてこれらの共同化の形態は、農業近代化に相応する近代的生産組織といわなければならない。

第二に、われわれが注意しなければならないのはこれらの農業共同化農場が従来の自然村のように日本農村のなかに島のように独自の閉鎖的に存在するものではなく、農業共同化農場の成立それ自身その一般的な形態として、その地域の農業協同組合をそのセンターとして、その傘下に組みこまれた形で存在しているということであろう。農業共同化農場の出現は一方の極においてその地域における主産地形成の欲求と結びつくが、かかる主産地形成は10戸以下の単位で構成される共同化農場が単独で達成できるものではなく、その地域の農業協同組合あるいはその連合体がそのセンターとしてリーダーシップをとることによってはじめて達成される領域に属している。そうしてこの農業協同組合は、農業共同化農場設立のさい不可欠に必要とする資金導入のさいの金融機関として、また農産物の共同集荷販売機関

として、さらには生産資材の共同購入機関として、きわめて大きな役割を果すものとみることができる。したがって、現段階における農業共同化運動は農業協同組合による主産地形成のための地域組織化の運動と一対にして考えるべき性格をもっている。そしてまた現段階における共同化が成功しうる条件も単に共同経営内部の生産合理化だけでなく、このようなセンターを中心とした機関の外部の体制（全体社会）に対する経済運動の如何にきわめて大きく結びついているものと思われる。<sup>(註5)</sup>つまり部落内の単純共同作業、あるいはいせいぜい生産手段の共同利用の段階にとどまっていた戦前の経済更生運動における農業共同化が部落単位の閉された体系をもっていたとするならば、現段階のそれは農協をセンターとする開かれた体系をもつものとして理解しなければならない。これは終戦直後の開拓共同が戦前と同様、閉された体系をもつものとして性格づけられたことと比べても現段階の大きな特色であるといわなければならない。

このような農業共同化農場は昭和36年8月の農林省統計調査部の調査によると全国で3401農場を数える。

農林省発表の昭和36年8月の資料によると、<sup>(註6)</sup>全面経営269、部分経営2274、その他（スビード・スプレー、配管による共同防除）858の農業共同化経営がみられる。内訳は第1表の如くだが、全面経営は全体の7.9%、部分経営は66.7%、その他が25.2%でその7割近くまで部分経営である。

全面経営には単一部門のみの構成でなく多部門で構

第1表 構成部門別協業体数

		単部門						多部門					
		総数	計	畜産	耕耘	養蚕	その他	計	畜産	耕種	畜産耕種	養蚕を含むもの	その他を含むもの
協業体数	全面経営	269	32	18	14	0	0	237	9	25	197	4	2
	部分経営	2274	2175	1548	453	54	120	99	35	19	37	5	3
	計	2543	2207	1566	467	54	120	336	44	44	234	9	5
	その他	858	834	56	770	1	7	24	2	22	0	0	0
比率%	全面経営	1000	11.9	6.7	5.2	—	—	88.1	3.3	9.3	73.2	1.5	0.7
	部分経営	1000	95.6	68.1	19.9	2.4	5.3	4.4	1.5	0.8	1.6	0.2	0.1
	その他	1000	97.2	6.5	89.7	0.1	0.8	2.8	0.2	2.6	—	—	—

成される共同経営体が多く、それは全面経営全体の88.1%をしめるがそのほとんどは畜産、耕種の両部門を主軸として構成されている。

一方部分経営は、単部門で構成されているものがその大部分（95.6%）で、なかでも畜産部門で構成されるものの割合が高い。耕種部門のみで構成される

ものがこれについている。その他の共同経営も単部門で構成されるものが大部分であるがこれは耕種部門がそのほとんどである。

このように現段階における農業共同化は、7割近くまでが部分共同経営、全面共同経営は1割弱、その他25割という割合をしめており、なかんずく部分共同経営においては、畜産部門がその中心となっていることをうかがい知る事ができる。全面経営の畜産は酪農が中心、部分経営の畜産は養豚がもっとも多く養鶏がこれについている — (第2表)

ところでこの 第2表 主部門別協業体数の比率

ような共同経営体は、ほとんど大部分が昭和35年しかも35年後半より増加したもので昭和27年以前から成立しているものは、全面12, 部分46, その他17, 計75を

全面経営	稲	353%
	畜産	342%
部分経営	耕種	108%
	養豚	402%
	養鶏	185%
	果樹	115%
	酪農	97%
	野菜園芸	73%

しめるにすぎない。この意味においても、今日問題とされている農業共同化は、戦前における、あるいは戦後の開拓共同とは一線をかくするものといわなければならない。全面、部分、その他の別にみると (第3表) 全面では、上層のみ、中層のみで構成され

第3表 参加農家の経営階層の組合せ

	全面	部分	その他
上層のみ	29.6%	16.1%	5.4%
中層のみ	33.2	23.3	15.2
下層のみ	6.9	4.1	0.3
小計	69.7	43.5	20.9
上・中層	10.5	23.8	21.7
上・下層	3.2	2.9	0.3
中・下層	5.3	12.1	8.9
上・中・下層	11.3	17.7	48.2
小計	30.3	56.5	79.1
合計	100.0	100.0	100.0

構成される経営体は 6.9%, 中層と下層で構成される経営体は 5.3% を数えるにすぎない。また上中下の全層を含む経営体は 11.3% である。部分共同においてもこの全体的な傾向は変わらないが、全面共同経営の場合に比べて中層のしめる割合が増大し、また上中下層と全階層で構成される経営体数が増加してくる(17.7%)。またその他においては、上中下の全階層で構成されるものが最も多くそれは全体の48.2%をしめている。

また、参加農家を農業が主か従かで分類すると、全面共同経営では 90%, 部分共同経営では 79% が専業農家である。

このように現状においてはこの農業共同化の動きは、主として専業の中上層農家によって担われている。しかしながらそこにはまた下層農家層や兼業農家層も含まれている事を認めなければならない。そうしてこのような上, 中, 下層の各層においては、その農業共同化にたくする希望は必ずしも同一でない。たとえば、専業上層農家層が共同化によって「新しい技術の採用と商品生産の拡大によって、ひたすら高度に近代的な経営を作りあげようとする」(註7)のに対し、専業下層農家層は「自家労働力を収益化して生活水準を引き上げる事を第一義的目標とするからとくに新しい部門を経営につけ加えて多角化を図ろうとする」(註8) 傾向がつよくなり、また兼業農家層はどちらかといえば共同化によって「できるだけ手間ははぶき基幹労働力が安心して兼業に従事できるようになることを期待し、多少現金負担がふえても農業生産が共同化によって安定化して収益もふえるという見とおしのもとで、いわば共同化によって兼業労働力を農業から解放することを目指す。」(註9) というように、それぞれの層において共同化にたくする目標が異なることは認めることができよう。しかしながら、共同化による現状打開が各階層に共有する目標となっているとはいえ、上述のように上層, 中層農家群がこの経営共同化運動の主体となっていることは認めなければならない。少数の農家が互に経営を共同することにより、より大きな収益が望まれるためには、それなりの物質的基盤が用意されていなければならない。きわめて零細なる土地所有の農家群においては、たとえ共同化しても、そもそも大きな収益を可能とする物質的基盤が用意されていない。このような場合、これらの農家群はどちらかといえば経営共同化という目標ではなく、それとは異った目標を選ぶことになるであろう。

ところで、農業共同化農場の規模はその他の共同経営を除けば、全面共同経営、部分共同経営ともにそれほど大きいものではない。全面共同経営では、平均 4.4 戸、88.8% までが 6 戸以下の農家によって構成され、70.9% まで 10 町未満の耕地規模、その資本金は平均 32.7 万円 (8.2% まで、200 万円以下)、しかも、そのうち自己資金のしめる割合は

286%にすぎない。部分共同経営においては、構成戸の平均は104戸、その763%までは3町未満の耕地規模、その資本金は平均187万円、うち自己資金のしめる割合は286%である。その他の共同経営では、構成戸の平均337戸、その889%までが5町以上の耕地規模、資本金は平均224万円、うち自己資金のしめる割合は221%、構成戸の多い割に資本金は高くない。

部門別の規模でこれを見ると、果樹では、主部門が果樹、茶である部分経営の場合、主部門だけをみると平均園地面積は4.3町、全面共同経営においても約5町となる。しかしその他の共同経営においては平均14町となる。また主部門が酪農である共同経営をみると、全面共同経営、部分共同経営ともに成牛数は10~19頭がもっとも多く、平均はともに16頭、仔畜の頭数は、全面共同経営で平均6頭、部分共同経営で3頭となっている。養豚においては、主部門が養豚である経営に限定すると、子とり用を除いた頭数で1~149頭の間に全面共同経営の78%、部分共同経営の85%が分布、平均頭数は、部分共同経営114頭、全面共同経営79頭となる。子とり用めすは平均全面共同経営8頭、部分共同経営6頭である。一方養鶏では、部分経営で養鶏を主部門とするものだけをとると78%の経営体は2000羽未満平均の飼育規模は育すうブロイラーを含めて、成鶏

1,400羽、ひなの平均羽数は1,700羽、全面共同経営の平均規模は成鶏1,650羽、ひな1,400羽となる。しかしながら吉田六順氏によると、100万円の所得をあげうる飼育規模は、乳牛で30頭、養豚で200頭、養鶏で2,000羽という数字が示されている。(註10)これに比較すると、以上農林省統計調査部の資料にもとづいて述べてきた現段階のわが国における共同化の実態は、少なくともその多くが充分な所得をあげるにふさわしい規模を有していないことを認めなければならない。その上、すでに前述の如く共同化農場設立にさいしての自己資金の割合は2~3割程度にすぎず、他はすべて導入資金にたよっている現状は、この農業共同化の前途がきわめて多難であることを物語っている。

## 第2項 北海道における農業共同化の実態とその特質

昭和36年8月の農林省統計調査部の調査によると、北海道には全面共同経営65、部分共同経営50、計115の共同経営がある。全国的傾向と比較して全面共同経営の多い点に北海道における農業共同化の大きな特色がある。

以下北海道農業会議が昭和36年4・5月の2ヶ月にわたって各市町村農業委員会に依頼して行なった

第4表 北海道における共同経営の部門別分類

部門別 支庁別	トラクター 共同利用	酪農	酪農・稲作	酪農・養鶏	酪農・養豚	酪農・養鶏・ 養豚	養豚	養豚・養鶏	養鶏	稲作	畑作	不明	合計
石狩		5	2	1						1			9
空知			1				2			2			5
上川	1	3	2				6		1	1			14
後志		1	1				1						3
檜山		1	1				2						4
渡島		1	1										2
日高		1											1
十勝		18		1	1				1				21
釧路		3				2							5
根室		3		1	1	1							6
網走	3	8	4		1		2	2			1	1	22
宗谷		2					1						3
留萌		2											2
合計	4	48	12	3	3	3	14	2	2	4	1	1	97
全面共同		38	12	3	3	3		2		4	1		66
部分共同	3	9					14		2				28
不明	1	1										1	3

「農業法人・共同経営に関する調査」（全道 184 農業委員会中回収率 84.2%）に基づいて北海道における農業共同化の特徴的な点について述べよう。(註11)

北海道における農業共同化農場としては、昭和28年発足の北斗農場の事例が古くから知られているが、昭和36年4.5月現在の97事例のうちその90%までは昭和35年以降の発足である。この意味において北海道における農業共同化農場の成立は全国的な傾向と一致する。

支庁別には網走(22.7%), 十勝(21.6%), 上川(14.4%)に多く、後志、檜山、渡島の道南停滞地域、釧路、根室、宗谷の道東、道北の後進地域にはこの事例は少ない。

部門別には酪農共同経営が最も多く(48事例-49.5%), これに酪農稲作共同経営(12事例-12.4%), 酪農養鶏, 酪農養豚, 酪農養豚兼鶏共同経営を加えると69事例(71.2%)に達する。ついで養豚共同経営(14事例-14.4%)が多く、稲作, 畑作共同経営, 養鶏共同経営, トラクター共同利用(共同耕作)の事例はきわめて限られてくる。97事例のうち66事例(68.0%)は全面経営, 28事例が部分共同経営である。(註12) 養豚, 養鶏, トラクター共同利用が部分共同経営の形態をとっているのに対し, 酪農, 稲作, 畑作共同経営は全面共同経営の形態をとるものが圧倒的に多い。また養豚共同経営が空知, 上川, 後志, 檜山支庁に見られるのに対し, 十勝, 釧路, 根室の各支庁は酪農経営によって特色づけられている(第4表)。

この共同経営に踏み切った635戸の経済的階層を見ると、これは必ずしも上中層によってしめられているのではない。この階層判定は北海道が行なった農家負債調査による階層区分「判定」基準, A層(いわゆる自立自賄の可能性をもつ上層), B層(固定負債あるも指導によって自力再建可能中層), C層(固定化負債多く経営の破たん縮小にひんしているが自立意欲旺盛で長期低利貸金と指導のテコ入れて再建可能層), D層(現状では収支償わず農業では再建不能層)の四層に分けられているので全国との比較は必ずしも成立しないが、この農業共同化集団の中に現状では収支償わず農業では再建不能層44戸が含まれていることは注目しなければならない。すなわちA層33.2%, B層36.7%, C層23.1%, D層6.9%という割合になっており、A層のしめる割合は全面共同経営の場合に高く、部分共同経営の場

第5表(A) 共同経営に踏み切った農家の階層

	部 分	全 面	不 明	計	%
A 層	58	148	5	211	33.2
B 層	104	116	13	233	36.7
C 層	71	72	4	147	23.1
D 層	38	6		44	6.9
計	271	342	22	635	100.0

合, B, C, D層のしめる割合が高くなっている。この点は全国と同じ傾向をしめしている。ところで、このように共同農場の構成戸がA, B, C, D層でおおよそ3分されているとはいえ、実際には、これらの各層の農家の組み合わせによって共同化集団は構成されている。この組み合わせをみるとA+B+C層で構成されている集団が最も多く22.7%に達する。ついでA+B層13.4%, B+C層13.4%, またA層のみ11.3%, B層のみ12.4%となり他の組み合わせはいずれもその割合ははるかに落ちる。そうしてC層及びD層はその層独自での共同化という形ではなし

第5表(B) どういう階層と、どうい階層が結びついて共同経営を成立させているか。

	部 分	全 面	不 明	計	%
A 層 の み	—	11		11	11.3
B 層 の み	3	9		12	12.4
C 層 の み	2	3		5	5.2
D 層 の み	—	—		—	—
A + B 層	4	9		13	13.4
A + C 層	2	1		3	3.1
A + D 層	—	1		1	1.0
B + C 層	2	10		12	12.4
B + D 層	1	—		1	1.0
C + D 層	2	—		2	2.1
A + B + C 層	10	11	1	22	22.7
A + C + D 層	—	—		—	—
A + B + D 層	—	—		—	—
B + C + D 層	2	—		2	2.1
A + B + C + D 層	1	6		7	7.2
不 明		6		6	6.2
計	29	67	1	97	100.0

にA層, B層という上位農家と集団化することによって共同農場を形成しているということ, また構成農家の階層差がたとえばA+D層という形で大きく開いた構成単位をもつ共同農場は少なく、その多くはA+B+C層という形での連続せる階層差をもつ農家によって構成されているという事がわかる。A

層のみによって構成される集団は全面共同経営に多く、B+C層の構成も全面経営に多い。反対にA+B+C層によって構成される集団は部分共同経営に多い。そうしてこれを全国と比較するとたとえばA層だけ、B層だけ、C層だけという同一階層によって構成される集団は少なく、異なった階層によって構成される集団という特徴が北海道にみられる(第5表)。その社会的結合契機が血縁にもとづくという、き

ところでこのような共同化農場を成立させるための社会的結合契機をみると、兄弟親族などの血縁関係がもっとも多い。それは371%に達する。戦後開拓者が主体となっているものも9.3%ほどあるが、とくにこのような関係なしというものは30.9%である。つまり、ここには、農業の近代化にさいしても

第6表 共同経営の構成戸数

	全国全面	全国部分	その他	北海道全	北海道分
平均	4.4戸	10.4戸	3.37戸	5.5戸	9.3戸
2戸	17.8%	7.0%	0.7%	11.9%	0%
3~4	502	278	21	388	172
5~6	208	234	44	149	241
7~9	59	143	50	179	310
10~14	37	161	146	149	172
15~19	04	44	11.5	-	6.9
20~29	04	31	202	-	-
30~49	08	19	231	-	-
50以上	-	20	184	-	34
不明				15	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第7表 共同経営成立の社会的契機

	部分	全面	不明	合計	%	
全部が兄弟親族	1	22		23	237%	} 371%
数組の親族の結合		2		2	21	
半分以上が兄弟親族	4	7		11	113	
兄弟親族が含まれているもの	4	5		9	93	
戦後開拓が主体	4	5		9	93	
部落全戸	2		1	3	31	
その他	2	2		4	41	
とくに関係なし	9	21		30	309	
不明	3	3		6	62	
計	29	67		97	100.0	

そうしてその40%までは4戸以下の小集団として特徴づけられ、83.5%までが10戸以下の集団である。全面共同経営は部分共同経営に比してより小規模である。全面共同経営は全国より多く、部分共同経営は全国より少ないという特徴がみられる。

わめて日本的な特徴がみられる。しかしながら同時に、このような関係特になしというものも1/2程含まれている事は注目しなければならない。

これらの共同化農場の中心的リーダーは30~39才(33.0%)、40~49才(26.8%)の壮年層である。

第8表 耕地規模(経営別にみた経営規模と内容)

	町 1~99	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90 ~100	100 ~200	200 町以上	なし	合計
トラクター 共同利用	1						1	1						3
酪農	(14) 1	(72) 5	(101) 7	(72) 5	(130) 9	(72) 5	(14) 1	(72) 5	(101) 7	(29) 2	(159) 11	(58) 4	(101) 7	69
養鶏	←	(188)	→	←	(275)	→	←	(217)	→	←	(217)	→	2	2
養豚													14	14
鶏、豚共				1	1									2
稲作		1		1	1	1								4
畑作				1										1
合計	(21) 2	(63) 6	(74) 7	(84) 8	(116) 11	(63) 6	(21) 2	(63) 6	(74) 7	(21) 2	(116) 11	(42) 4	(242) 23	95
	← 15 (158) →			← 25 (263) →			← 17 (179) →			← 15 (158) →		← 23 (242) →		

註 以下トラクター共同利用で不明一及び業種不明一計2農場を差引くと95農場となる。( )は%

50～59才は175%，60才以上は7.2%にしかすぎない。次にこのような北海道における共同化農場の生産組織体としての規模を各構成員が出資した土地面積の合計から共同化農場の類型別にみると、部分共同経営である養豚、養鶏は、いずれも土地の出資はなく、全面共同のなかみずく酪農共同経営に大規模の土地の出資が多い。即ち酪農共同経営においては30町以下188%，30～60町27.5%，60～100町21.7%，100町以上21.7%となりその4割までが60町以上の土地面積をもつ（第8表）。

この酪農共同経営の資本装備を現在所有している、あるいは目標として設定している乳牛の所有頭数からみると、その4割までが30頭以上の多頭数飼育と

なる。しかしながらこれは目標額も含まれているので北海道農業会議が昭和36年9月に行ったアンケート調査の結果から補足すると（註13）、酪農を中心とする52経営体のうち現在の平均所有頭数は236頭、目標頭数は475頭という結果が示されている。現在30頭以上飼育のものは12経営体（23.1%）、将来30頭以上飼育のものは24経営体（46.2%）である。この数字は「共同経営」としては、小規模飼育が多いことを示しているが、しかしながら前述の全国の数字と比較すると飼育頭数の多いところに北海道の大きな特徴がみられる。

また養豚の場合をみると、主部門が養豚経営である14共同経営のうち200頭以上飼育しているもの、

第9表 資本装備（乳牛、豚、にわとりについて）

（ ）内%

乳牛	1～30頭	30～50	50～100	～150 100	不明	合計							
酪農	(348) 24	(203) 14	(188) 13	(14) 1	(246) 17	(1000) 69							
稲作						1							
養豚		1				1							
養豚	1～50頭	50～100	～150 100	～200 150	～250 200	～300 250	～400 300	～500 400	～600 500	～700 600	700以上	不明	合計
養豚	(71) 1		(286) 4	(214) 3	(214) 3			(71) 1				(142) 2	(1000) 14
鶏豚				1								1	2
酪農	(706) 12	(59) 1	(59) 1			(59) 1	(59) 1				(59) 1		(1000) 17
養鶏	1～100羽	～300 100	～500 300	～1000 500	～2000 1000	～3000 2000	～4000 3000	合計					
養鶏						1	1	2					
養豚鶏					1	1		2					
養豚						1		1					
酪農	(286) 4		(143) 2	(214) 3	(286) 4	(71) 1		(1000) 14					

ないしそれを目指しているものは4経営体、7経営体は100～200頭の規模であり全国と比べると、その規模はやゝ大きい。また共同養鶏の場合は、それを専業とする2経営体についてみると、いずれも2,000羽以上の飼育規模であり全国より規模は大きい（第9表）。

これらの共同化農場の主な資本装備をその資産の合計評価額からみると不明が44.2%に達するので早急な結論づけは危険であるが300万円以下が24.2%

300～600万円が22.1%，600万円以上が9.5%となる。しかしながら全国における傾向と同様、北海道においても共同経営の8割までは共同化農場の設立に際して多額の長期、短期の資金を導入している。共同化農場の34.7%は300万円以上の、33.7%は100～300万円の借入金を共同化農場の設立に際して背負っている（第10表）。

前掲の昭和36年9月の調査結果によると家畜飼育の55経営体の平均は、自己資金1323000円、導入資

金 4720000 円，導入資金の割合は77.9%に達している方が高い（第11表）。

る。導入資金に頼る割合は全国平均よりも北海道の 1/3 しかも同報告書は“マル寒資金の遅い事”，“近

第10表 共同化農場設立についての借入金

(単位千円)

	100 ~500	500 ~1,000	1,000 ~1,500	1,500 ~2,000	2,000 ~2,500	2,500 ~3,000	3,000 ~3,500	3,500 ~4,000	4,000 ~4,500	4,500 ~5,000
トラクター 共同利用			1	1						
酪農	3 (43)	3 (43)	6 (87)	3 (43)	3 (43)	8 (116)	5 (72)	2 (29)	3 (43)	2 (29)
養鶏										
養豚		2		3	4	1	2		1	
鶏,豚共					1					1
稲作		2								
畑作			1							
合計	3 (31)	7 (7.3)	8 (84)	7 (7.3)	8 (84)	9 (9.5)	7 (7.3)	2 (2.1)	4 (4.2)	3 (3.1)
	← 10 (10.5) →		← 32 (33.7) →				← 16 (16.8) →			

	5000 ~10,000	10,000 ~20,000	20,000以上	不明	なし	合計
トラクター 共同利用					1	3
酪農	9 (13.0)	4 (5.8)	1 (1.4)	3 (4.3)	14 (20.3)	69
養鶏	1			1		2
養豚				1		14
鶏,豚共						2
稲作	2					4
畑作						1
合計	12 (12.6)	4 (4.2)	1 (1.1)	5 (5.3)	15 (15.8)	95
	← 17 (17.9) →		5 (5.3)	15 (15.8)		

第11表 共同経営導入資金依存度 (単位千円)

	自己資金	マル寒	自創資金	その他 制度資金	市町村 資金	農協資金	その他の 資金	計	合計
実数	72875	75961	8690	120701	1450	44639	817	259612	332487
導入資金%		29.3%	3.3%	46.6%	0.6%	17.2%	3.1%	100%	
自己資金と導入資金の割合	22.1%							77.9%	100%

代化資金の制度化がおくれている事”などで短期で金利が高い金融に頼るなど、資金導入に際してはかなり無理をしている事を訴えている。

このように、北海道においては、(1)全面共同経営農場が多い、(2)構成戸が多い、(3)全面共同は酪農共同経営に多い、(4)養豚は部分経営に多い、(5)同一階層間の集団化ではなしに連続した異なった階層間での集団化が多い、(6)家畜の場合多頭数飼育という観点からみると小規模なものが多くが全国と比してその規模は大きい、(7)共同経営成立についての導入資金の割合は全国平均とくらべて高い、という特徴点がみられる。

### 第3項 農業共同化農場の生産組織体としての特質と農民の生産意欲

わが国における近年の農業共同化は、従来の個別経営の行きづまりに対応して、経営をより大型にすることによって「超過純収益」を見込むところにその成立の一つの根拠があった。しかしながらすでに見た如く、その多くは系統機関からの多額の資金導入を背景にして設立せられたものであった。

ところで従来の個別経営が共同化されることにより、生産組織そのものが近代化される過程は、社会的に充分考慮されるべきものを含んでいる。それはなによりも生産のしくみそのものの近代化に対応して農民そのものを従来の百姓ないし農夫から農業企業家ないしは農業労働者に転換させる契機を与える。共同経営農場が個別小農経営に比して著るしく異なる点は(殊に全面共同経営の場合は顕著であるが)、第一に生産組織と消費組織の分離が明確となり小農経営における如く生産組織と消費組織が不可分に結びつき生産部門での生産物がそこでの収益計算という過程を通らずにそのまま自家消費物資として消費部門に直結するという構造は少なくとも止揚せられる。このような変革は農民の意識過程にも反映せざるを得ない。また第二に共同農場設立にさいしての出資とそこでの収益の分配過程をおして、これまでの小農経営においては未分化のまま結びついていた資本と賃労働の概念が明確化されざるを得ない。第三に生産組織内での役割分化がこれまでのように、特定の人が数役を担うというような未分化の状態から機能的、人的に分化する。そうして労働

の質的分化はより顕著に現われる。農業企業家的労働と農業労働者の労働との分化が始まる。すなわち、これまでの小農経営においては、経営全体をコントロールする役割も、また専門技術者としての役割も主として世帯主が背負い、また単純労働作業は家族全員がこれを分担して担うという構造が一般的であり、組織それ自体の掌握は世帯主の手中に多くの機能が集中し他の成員は follower としての役割しか背負わないから、ことさら、専門的部門の役割分化は必要とされなかったといえることができる。

またここにおいては単純労働作業は労働集約的であり労働手段の機械化はことさら大きく必要とされなかった。ところが共同経営においては、経営全体をコントロールする chief leader としての経営者と各部門の専門家、たとえば①農産部門②畜産部門③機械部門④果樹部門⑤加工部門⑥経理部門などの専門技術者がその特定の部門を推進するものとして不可欠に必要となる。そうしてこれらの部門での各専門家は全体としての経営にとっては sub leader としての役割をになうものとして位置づけられている場合が多い。さらに、この下に単純労働部門が加わる。そうして、このような、いわば管理的な専門的な労働と単純作業とは人的にしたいに明確に区分される。

以下にのべる端野村三好農園においては、このような単純労働の役割は、主として女性の担うものとなっている。しかしながら、この単純労働作業は、生産手段の機械化の進展とともに、漸次減少する傾向をもつものとして位置づけられる。

この他現実の農業共同農場においては、消費生活をも同一農場内で行なう事例もみられるが、かかる場合は、消費生活の形態そのものも従来の小農経営の場合に比して、著るしく変化していることを認めなければならない。いずれにせよ、このような生産組織の構造変化は、これまでの百姓ないしは農夫として特徴づけられた農民を農業企業家ないしは、農業労働者として成長させる大きな契機を与える。そうしてかかる農業共同農場の生産組織としての特色は、われわれが農業共同化農場の成員の生産意欲を考える場合にも従来の小農経営の場合とことなつたこの生産組織体のあらたなる特徴に見合う視角を附加することを必要とさせる。この農業共同農場のもっとも大きな特徴のひとつは、彼ら農場の成員が明確に意識していると否とにかかわらず、農業経営



者と農業労働者に組織内成員が分化されてくることであろう。

従って彼らの生産意欲を問題とする場合、彼の地位に応じた相違になによりも注目しなければならない。

chief leader にとっての生産意欲は、創造的報酬、外的報酬、内的報酬の三つの側面に分けて、これらの複合したものとして、生産意欲を捉えるという我々の図式に従えば、その創造的報酬は、①組織全体の外的報酬を増大させるような手段を如何にして合理的に設定するかということによって、②また組織内成員の内的報酬を増大する最も合理的な方法を設定することによって、はじめてもたらされるものである。前者はさらに、外的報酬の組織内成員に対する配分の仕方 — これは資本に対する報酬と労働に対する報酬をどのような割合で行なうかという点に、また後者は労働の質的相違をどのように評価するかという点と課題を解決するため最も合理的な役職構造を設定しこれらの役職に組織内成員を配分する場合、組織内の成員にひろく認められる能力に応じた配分を如何にして行なうか、という役職構造にかかわる側面に分けて考える事ができる。

いずれにしてもこれらは、企業的経営者に不可欠に必要とされる経営能力にかかわる側面である。彼の外的報酬は、このようにして、彼の意志が強く参与することによって決定された組織からもたらされる外的報酬の量によって決定される。また彼の内的報酬は組織内の彼のフォーマルな地位に対する尊敬ではなしに、地位を離れても、その創造的能力によって、おのずから生ずる権威の高さに深く結びついている。

これに対して組織内の各専門分野を担う専門技術者の生産意欲は、まずその生産手段、あるいは、労働対象の属性に対する認知の深さに結びつく労働対象の克服にかかわる能力によって規定される「創造的報酬」によって、さらに組織からもたらされる「外的報酬」と「内的報酬」によって規定されるものと考えることができる。彼らが sub leader としての機能を果たす場合には、前者、chief leader の生産意欲にかかわる分析視角を加味する必要も生ずる。

次に単純労働者の場合を考えると、彼らの創造的報酬は、その労働の質の高さよりも、むしろ労働の量によって、つまり単位時間内に行なう量的な速

さに依存する事が多いように思われる。そうして、この「創造的報酬」と組織からもたらされる「外的報酬」と「内的報酬」によって彼らの生産意欲は規定されるものと考えることができる。

このように個別小農経営の場合とはことなっており、農業共同農場の場合、少なくともその組織内での分業体制が確立し、各人の役割分化が明確化されているだけに、とりわけ、chief leader の「創造的報酬」の中には、上述のように組織掌握の能力も含まれてくるのだから、組織の単位が小さい場合には、ことに組織成員の「内的報酬」を増大させる方策として多くの成員の意志決定への参与の機会を大きくするという事も組織経営能力として、きわめて大きな意味をもってくる。また現実には、これらの経営の多くが血縁者によって、しかも小数の農家の結合として構成されているだけに、企業者対労働者の対立が血縁的、同族的ネットワークによって、緩和されることも考えられ、あるいは、性的な区分によって労働が質的にわけられることも現に行なわれているわけだが、①各農家が、かつては個別経営の経験をもっていること、従って共同経営が予想した成果を生まない場合、つねに、個別経営に帰ろうという傾向を内包していること ②家族員全体の消費要求が都市化され、高くなっていることなどを考え合わせると、血縁的な結合そのものを、生産組織内におけるゲマインシャフト的な諸関係として考える時代は過ぎていることを認めなければならない。このような意味でも、共同経営の中で、とりわけ chief leader の果す役割はきわめて大きいといえることができる。

事実、今日、共同経営がおかれている全体社会の中における経済的地位を考えると、その chief leader の役割は単に経営の組織的掌握のみにとどまっていることは許されないのである。

すでに前項註 5 で述べたように、共同経営そのものを伸長させるためには、その地域社会の中に、農協を中心とするセンターの設立が今日の段階においては、とりわけ必要となっているし、これは、さらに、農産物価格斗争に端的に示されるように、全体社会に対する経済運動に発展すべき性格をもっている。

つまり、生産斗争から、経済運動への発展において、その運動主体者として、これら leader の果すべき役割は、きわめて大きいと言わなければならない。

ない。共同経営が利潤なき農業革命といわれている時、内部における経営合理化の過程でぶつかった壁をどのような形で解決するのか、かかる解決への過程もその leader は、責任をもたなければならぬ。しかしながら農民がこのような全体社会に対して経済運動を組む場合、前述した意味での生産組織の共同化による近代化は、なによりも農民を近代化する過程をとらして、その大きな橋渡しをするものと思われる。

このような意味においても、かかる組織の成立と発展は、農民の生活に大きな変化を与えずにはおかない。以下本論においてはこの共同農場の成立の過程を三好共同農園の事例にそって順次分析しよう。

(註1)それを要約したものとして例えば、農林省農林経済局編「統農業共同化」昭和36年7月農林統計協会をみよ。

(註2)福武直編「農業共同化と村落構造」昭和36年7月有斐閣 pp19-25

(註3)阪本楠彦、綿谷赴夫編「農業共同化の実態」昭和35年1月、農村と都市を結ぶ編集部刊 pp231-239

(註4)阪本楠彦、綿谷赴夫編、前掲書 pp235-236

(註5)今日の農業共同化はけっして農業利潤を獲得する条件を保障するものではなく、せいぜい「超過純収益」を保証するものにすぎないということは、すでに阪本楠彦、綿谷赴夫氏(前掲書)らによって指摘され、また吉田六順氏(「日本農業における大規模経営の収益性とその限界」)によつては「利潤なき農業革命の進行」と称せられているが、たしかに宮原幸則氏の述べるごとく「共同化による経済的な利点が完全に発揮できる条件が整えば、資本の例から同じ利益を求めて農業の企業化」がすすめられる筈であらうし、そのときには「共同化による農民層分解への農民的な対応は結局、資本の手による農業の企業化という対極にぶつからざるを得ない」ことになる。「農業共同化と農民層分解」(前掲書「統農業共同化」所収)

また農業共同化農場の技術革新のための投資額が多ければ多いほど「投資効果、革新効果の発生までは、かなりの年月を要することになり『耐乏蓄積』の道はさけがたいものとなる(吉田六順前掲論文)」ことが考えられる。したがって、この

ような現状の中で農業共同化運動を発展させる条件を農民の側から積極的に獲得するためには、吉田六順氏の述べるごとく「生産斗争から経済運動への展開」はさけがたいものとなると思われ、一方、これらの共同化運動の発展にとつては「農協を中心としたトラクターなどの機械センター、ライスセンター、畜産センター等センター施設を地域社会に設立し、こゝでの事業を拡大することによって、共同経営の投資負担を軽減し、さらに、技術指導、資金供与、有利な加工、販売、購買などをセンターが行つて、傘下共同経営の補強装置となること」がきわめて大きな意味をもつものと思われる。かゝる意味においても、現段階の農業共同化運動は開かれた体系をもたざるを得ないといえる。

(註6)農林省統計調査部「協業に関する農業情報収集結果」昭和36年12月農林省

(註7)宮原幸則 前掲論文 p20

(註8)宮原幸則 前掲論文 p20

(註9)宮原幸則 前掲論文 p19

(註10)全農会議所資料 吉田六順「農業共同化と金融」(「農業共同化法人化の現状と発展方向に関する検討資料」昭和37年2月、北海道農業会議所収)

(註11)以下の説明は農業会議資料第5号「北海道における農業の共同化、法人化の現状」昭和36年7月北海道農業会議の付表「農業法人共同経営に関する調査」結果整理表の第2次集計の結果に基づく。

(註12)この全面共同経営66事例という数字は上述の農林省調査の数字より1事例多くなっている。

(註13)この調査は発送111、回収75で回収率72%のものである。北海道農業会議「農業共同化法人化の現状と発展方向に関する検討資料」

昭和37年2月所収

## 第2節 協和部落の社会経済的構造と史的特質

### 第1項 協和部落の社会生態的構造

この協和部落は畑作経営を主とした川向部落に隣接する部落である。網走市へ向けて、網走街道を端野市街から1Kmほど進んだ地点、15号線で、丘陵地帯にむけて右折し、常呂川にかけられた中央橋を渡ると協和部落に入る。(部落の中心はおよそ北緯43°11′, 東経144°4′)

道は、標高40mから200mの起伏の多い丘陵地帯をかなり勾配のきびしい坂をつくりながら曲折する。協和小学校をへて神社を過ぎ、15号線に沿って美幌町豊岡部落へ抜けるが、この美幌町に隣接した地帯に協和第4部落はひろがる。三好共同農園は、網走街道からおよそ5Km南東へ入った美幌境の丘陵地帯にある。この三好共同農園は、協和部落の中では標高200mの最も立地条件の悪い地帯にひろがる。

明治37年にはじめて和人が入植した協和部落は、現在戸数113戸(うち非農家31戸)、5班の班組織に分れ、各班は、それぞれ実行組合組織を構成している。つまり、それが行政的機能を果たす場合は班をまた農協の下部末端機関として経済的機能を果たす場合は、実行組合と称せられるが、班長が実行組合長を兼ね内部構成は同一である。部落は川向部落と同様、これら各班の連合会の形をなしている。部落には、小中学校(大正14年設立)、神社(大正7年)、集会所(昭和5年)などがあり、小中学校に隣接して、一軒の雑貨店のほか、農協支所(販売事業のみ)も設置され、北見一端野市街-協和-川向-北見の循環バスのバス停留所も設置されている。この協和部落の中心部を構成する部分が1班である。部落の共有財産は、八幡神社、集会所などを数えるに過ぎないが、部落単位に青年団、婦人会、消防団、PTA、郷友会、交通安全協会、遺族会、酪農振興会、ビート耕作者組合、農協青年部などが組織され、神社の祭り(6月15日)、小中学校運動会(6月15日)秋祭り(9月15日)をこの部落単位で行なっている。

部落(連合会)の行政的機能は、川向部落の場合と大きく異なることはないが、<sup>(註1)</sup> 部落民の義務は

部落費を出すこと、道路作業の労働力提供、部落の冠婚葬祭出費などである。しかし、馬頭観音は各班ごとにもち(2班が昭和4年に設立したのが最初)たとえば、第4班を例にとると、新年会、馬頭観音祭、観光地旅行、花見などは班単位で行なっている。また納税組合、婦人会、ハツカ耕作組合、種芋耕作組合、若妻会、農民同盟、電化利用組合などの集団は、班単位に下部組織をもち、戦後行なわれた電化事業及び有線設置事業も部落(連合会)が一度に統一するというのではなく、特定の班を中心として、何回かに分けて行なわれている。この意味においても、この協和の場合も部落(連合会)は川向の場合と同様、瑞野村の下部の地域社会であり、部落民にとっていわゆる部落は班であるということができる。

\* この協和部落の道路条件が整ったのは昭和8年以後、また電化されたのは戦後のことである。大正末期につくられた分教場が小学校に昇格したのも昭和11年のことである。常呂川にかけられた中央橋(昭和28年完成)の第一次竣工は昭和7年、それ以前は度々の大洪水で仮橋は洪壊し、渡船によって端野市街との連絡をとっていた。

また大正末期まで部落の人々は、ほとんどが、どんだの生活にあえぎ、満足に学校に子供を通わせることは及びもつかず、特に女子は家事手伝のため、6ヶ年の学校生活も満足にできなかったといわれる。道はぬかるみ、服装も充分でなかったので、一里、二里の道を市街の学校まで通うのは、困難をきわめた。

有線による共同聴取は、昭和24年5班を中心として1・3・4班から若干参加、20戸の施設を結びついで同年4班を主体として、13戸がこの施設をつけ、27年には全部落にこの施設が設けられ、農協、役場からの連絡は、ただちに全部落民にもたらされるようになった。

### 第2項 協和部落の史的発展過程

このように、この協和部落においては、明治末年にすでに入植者を見ているにもかかわらず、社会的諸条件が整うのは昭和期に入ってから、特に戦後に

入ってからのことに属するが、この部落の場合、その大きな特徴は、ほとんどすべての土地が大地積を有する牧場—小作制大農場として開拓され、この牧場崩壊後に社会的諸条件が整い、特に戦後の自作小農制の時期にこれが進展しているという点に求められる。

### A 土地所有形態の変遷

すなわち、この部落の歴史は、土地所有形態の面から、明治39年から昭和初年までの小作制大農場の時期（第1期）、昭和初年より終戦までの部落内中小地主及び不在地主制の時期（第2期）、終戦から現在までの自作農制の時期（第3期）に分けられる。

協和部落の人口変遷は第12表にみるとく第1期の末に67戸であったものが第2期に入ってから100戸台に増加、戦後の第3期や増加しているが、これ以外に大量の山子集団の往来や、またかなり激しい農夫の流出入があった。

第1期は数名の民間移住者及び、明治36年現役満期となった屯田兵が日露戦争後帰村し、明治39年2月17日付の北海道庁指令第542号にもとづく未開地の貸付認可により、40町歩～270町歩の土地を得て（合算地積

900町歩）この協和部落に入植したときにはじまる。

かくして、星、岩崎、池田、加藤、高橋、尾谷、塩田、大野牧場が成立するが、その最初の借受者は、第13表のように、ほとんどが屯田兵満期除隊者である。

第12表 協和部落戸数の変遷

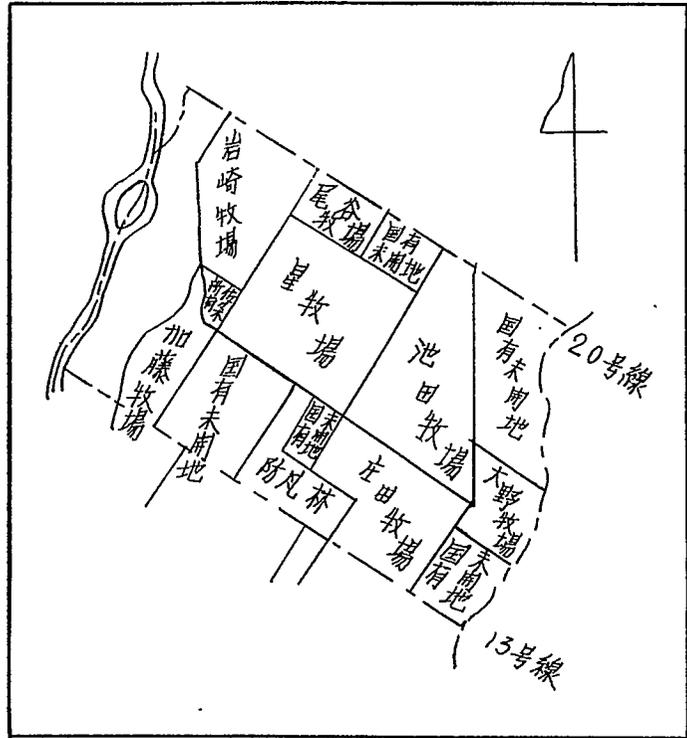
年次	戸数
明治37年	4戸前後
大正元年	14戸
7年	58戸
14年	67戸
昭和7年	105戸
10年	113戸
11年	82戸
15年	95戸
17年	88戸
29年	112戸
35年	113戸

※ 昭和11年には学校問題にからみ、部落地域の一部変更のため戸数が減少した。

第13表 協和部落における小作制大農場の変遷

牧場名	地積	所有者	発足年次	明治末年	昭和初年開拓年次	戦後開拓年次	開拓戸数
星	270町	水野宗太郎以下7名(屯田兵)	明治40年	明治44年	昭和8年	昭和8年	80戸
岩崎	148	稲田藤次郎兄弟8名(屯田兵)	89年	明治40年	昭和8年	昭和29年	10戸
池田	?	北崎 亀太郎 (屯田兵)	?	明治40年	昭和8年	?	?
加藤	92	加藤 輪次郎 (屯田兵)	89年	明治45年	昭和5年	昭和8年	8戸
高橋	?	高垣 藤五郎 (屯田兵)	?	明治45年	昭和5年	昭和8年	8戸
尾谷	40	一屯田兵	?	明治45年	昭和5年	昭和21年	9戸
塩田	240	今井 栄 (屯田兵)	?	大正8年以前	昭和8年	昭和8年	9戸
大野	90.8	本間 栄 (不明)	?	大正6年	昭和8年	昭和8年	5戸

第1図 協和部落旧農場図



しかしながら、これら最初の経営者の多くは明治末年には、この大牧場の経営に失敗し農場の権利を放棄、この権利はあらたな所有者に移される。しかし岩崎牧場のように元屯田兵の岩崎猶造、山田貞次郎、田中矢三が稲田鎌次郎兄弟の放棄したあとをただちにうけついでものや、また星牧場の水野宗太郎氏、塩田牧場の安藤伸次郎氏のように屯田兵出身者が、その小作制大農場の管理人として実権をふるうものもみられた。

けれどもこれらの牧場経営もその多くは、大正末期に行きづまる。塩田農場は大正6年、星、池田、加藤、大野の四牧場は昭和初年にそれぞれ土地を解放、67戸以上の自作農を創設した。しかしながら土地購入のための借財で、長年にわたり、苦しむ

ものも多く、これらの自作農は中小地主と小作農へと両極分解をとげる。さらに昭和6年以後の凶作でかなりの離農者を出し離農跡地への小作入植者も少なくなかった。戦後には、岩崎、尾谷の両牧場がその土地を解放、19戸の自作農が創設された。当時このほか中小地主から解放されたもの26戸を数えたから、被解放者は45戸、被解放面積は203町に及んだ。一方、解放者は20戸（うち2戸は北見市在住の不在地主）。こうして終戦当時、部落の約半数を数えた小作農は18戸の農場主及び中小地主から解放された。

## B 作付形態の変遷

このような土地の所有形態の変遷に対応して、この部落の作付形態も大きく変遷してきている。すなわち、この部落においては、明治末期の開拓当初は馬産と裸麦、キビ、ソバ、馬鈴薯、大豆などの飼料及び自給作物がその主力をなしていた。そして漸次、軽量で高価なハツカが選好されていった。部落の記録によると、はじめの牧場経営者であった屯田兵が主として根室方面から種馬を買い入れ、岩崎牧場の初代経営者、稲田鎌次郎氏はペルシロン系の民有

馬を、また水野氏は12マルカの国有種馬を飼育していた。そして大正の初年には、塩田牧場は預り馬を入れて70頭くらい、池田牧場は、4・50頭を所有していたといわれる。

しかし明治45年の野付牛（北見市）と網走間の鉄道開通により豆作を中心とする商品作物主作時代へと急速に移行する。

鉄道の開通は①化学肥料の入手を容易にし、②農作物の運搬を容易にし、③さらに労働力の移動を容易にした。(註2)

かくて柏の皮剥ぎのための山子集団がこの協和部落にも大量に移動してくる。(註3)

小作制大農場の小作人は、この柏の皮剥ぎ作業のあと、それらの木々を整理し、焼却しつつ未開の地を開拓した。

こうして第一次大戦を迎へ、菜豆の価格が急激に上昇、大正8年に至るまで化学肥料を投入して菜豆主作時代がはじまる。この豆作は、小作制大農場による経営を内面から支えた。しかし第一次大戦終了とともに、これまで高値をよんだ雑穀の相場も下り大農場経営はようやく内部矛盾を深めてくる。各牧場の小作人も転々と移り変わり、幾度か直接耕作者の

移動が繰返された。

この時期には再び、ハツカ（大正9年から大正14年までハツカは高値をよんでいる）、ビートが主要な作付作物となる。この間、大正13年から昭和4年まで豌豆が高値をよんで、全耕地の30%以上も豌豆を作付けるといふ時期に入るが、昭和に入ると、ハツカの相場もくずれ（大正14年、高値17.00円～安値7.50円、昭和1年、高値8.50円～安値4.75円以後昭和14年に至るも12円を越す高値なし—北見薄荷工場15年史）、かくて昭和初年、相ついで小作制大農場の開放が行なわれるに至る。米

＊部落の記録によると大正8年、池田牧場は本部落最大の35町の耕地を経営していたが、その主要作物は、ハツカ15町、馬鈴薯6町、手亡（菜豆）5町、そのほか食糧作物9町であったといわれる。また池田氏は、澱粉の高値に刺激されて水車を動力とする澱粉工場を建設、澱粉製造に当るかたわら、精麦、精米を行なったといわれる。当時部落には、大農機具としては、プラオのほか、瓜ハロー、トウミ、馬糞、馬車（大正2年～5年導入）などが導入された。またこの時期にはじめて、部落にストーブ、ランプ、棒秤、ゴム靴などの生活用具が導入された。しかしこれらの生活用具をすべてとり揃えていたものは、きわめて限られていた。石油発動機、脱穀機が導入されたのは大正13年のことである。

しかしながら昭和の初期は、自給諸雑穀のほか、ハツカ、ビート、豌豆などが主要な作付となっていた。そうして同時に、水稻も大正11年の造田成功により除々に拡大されていた。しかし昭和6年以後の大冷害により、これらの作付体系は抜本的に改革をせまられ、冷害に耐えうる寒冷地農業体系への転換が主要なる営農目標として設定される。米

＊この冷害期には部落民、113名の連名で村長宛次のような嘆願書が出されている。

- ①本年度反別割免除されたきこと。
- ②今日以後拾ヶ月間の食糧の救助を仰ぎたきこと。
- ③政府払下米代金の延納を認め、且つ廉価に払下せしめられたきこと。
- ④種子肥料資金は相当期間払の低利資金の貸付方法を請ぜられたきこと。
- ⑤本年度特別戸数割延納の様、取計られたきこと。
- ⑥凶作救助事業を速かに実施し、本年11月より明年3月まで5ヶ月間1戸当り1ヶ月、150円以上の収入を得さしむること。
- ⑦医料機関を完備し、今後1ヶ月間無料治療を受けること要望の件。
- ⑧本年度より農会費は延納のよう取計らわれたきこと。

⑨民有未墾地自作農借入金措置を向う3ヶ年間延期のよう取計らわれたきこと。

⑩凶作救済事業として美幌に通ずる道路延長の件。

⑪10戸以上に通ずる道路に砂利敷き施行、速かにせられたきこと。

以上11項目にわたる嘆願書に対して次のような打開策が村当局によって請じられた。

①種子、肥料資金の相当期間払を実現し、且つその貸付金利は低利。

②凶作救済事業として貧窮農家に道路工事稼ぎができる途を開いたこと。

③美幌に通ずる道路延長工事を施行して、これに1日80～90銭の村費の補助金をきめたこと。

昭和9年以降、かかる穀菽農業から混合農業への転換が積極的に計られ、昭和11年には協和部落全体でおおよそ、60頭の乳牛が導入されていた。だが戦時体制に入ると、数年をまたずして、この傾向は萌芽のうちにつみとられてしまう。

飼料の購入や飼料畑の維持が困難になり、農家は次々と乳牛を手離し、昭和15年過ぎには、乳牛飼育農家はほとんど皆無となる。生産物資は統制され、ことに肥料の不足が甚だしかった。作付作物も国家権力により主穀作物の強制作付制がひかれ、一方、若手労働力は徴兵によって農業生産から離れ、さらに軍需工業の好景気に影響されて離農するものも多く、労働力不足が農業生産の疲弊に輪をかけた。

かくて戦後をむかえるが、昭和20年当時の部落の作付は麦類、馬鈴薯、大豆などが主であり、小豆、菜豆などの作付はみられなくなっていた。

戦後の米、麦類、馬鈴薯、大豆の強制供出期にはとくに、馬鈴薯の作付が増えた。馬鈴薯には、各種報奨金が付き、昭和24年度の超過価格は基本価格の3倍となった。昭和24年度の部落の作付は馬鈴薯19%、麦類24%、雑穀、豆類30%となっているが馬鈴薯による個々の農家の収入が総収入の50%を越えた農家も少なくはなかつた。

しかしながら昭和25年、豆類の統制が撤廃され、その価格が上昇するに及び、この部落では、ふたたび、小豆、手亡、長うづら、蹄豆、大豆など豆作依存の経営が展開されることになる。昭和29年の作付をみると、水稻30%、燕麦100%、特用作物97%、馬鈴薯145%、大豆17.5%、菜豆163%、蹄豆23.0%、小豆50%、その他1.0%となり豆類の作付比率は実に61.8%に及んでいる。

当然の結果として、このような豆作へ大きく依存する投機的経営は、昭和29年以降の冷害凶作で大被

害をうけ、以来寒冷地農法の確立が個々の農家にとって、大きな課題となっている。それ以後、豆作の比重が減じ、特用作物、なかんずくビート、ハツカのしめる比重が増大してきている。

### C リーダーシップ構造の変遷

この部落のリーダーシップ構造の変遷は、およそ第4期にわけて考えることができる。第1期は牧場主がリーダーシップをとった時期、第2期は、牧場（農場）の実際の現地での管理者がリーダーシップをとった時期、第3期は、農場の解放に相応して中小地主及び実力者がリーダーシップをとっていた時期、第4期は、これら一世達の息子、つまりこの部落における二世にリーダーシップが移行する時期である。これにおいても有力者がリーダーシップをとっていることには変りはない。しかしながら第1～3期の変化は部落内におけるリーダー層の地位の変遷を示すもので、実際には同一のリーダー層によってリーダーシップがとられていたと考えてよい。

明治末年におけるこの部落のリーダーシップは、屯田兵除隊の牧場主によってとられていたが、彼らが牧場経営を放棄するに至り牧場の経営権はあらたな所有者に移行した。しかしながら、旧経営者であった屯田兵のうち少なからぬ部分は、農場の管理者としてふみとどまったし、またあらたな農場管理者もあらわれた。大正以降、部落のリーダーシップはこれら各農場の管理者によって掌握された。当時、各農場の利害は必ずしも同一でなかった。営農の立地条件が各農場によって異なることから、各農場の利害の相違に応じた行動原理がこの部落の中に形づくられていた。

常呂川流域に近い丘陵に位置する加藤、星、岩崎尾谷の各牧場は、その奥の沢をこえた丘陵に位置する塩田、池田、大野の各牧場と比較して、営農全般の立地条件がすぐれていた。丘陵地帯で二分された両農場群は、営農上有利な地域と不利な地域を構成し、この両地域はことごとく反目することになる。

昭和2年部落の小学校分教場設立に際しては、分教場設置の位置に関して各農場間の意見がまとまらず、一部部落民の部落離脱のあらそいも生じている。昭和初年の自作農創設に際しての小作人の選考も実際にはこれら各農場の管理人の発言権が大きき力となったが、これら管理人の努力で自作農となった小作人も少なくはなかった。しかしこれら各農場

の管理人の少なからぬ部分は、農場開放にさいして、いちはやく中小地主に転化して、その位置を保持した。そうして昭和6年以降の凶作克服期においてもその危機打開のために、部落民はこれら各農場の実力者のもとに結集して、これら実力者が打開のためのリーダーシップをとった。しかしこの時期になると、たとえば旧小作制大農場の時期においては、小規模の地積しか所有してなかったため発言権の少なかつたものが、かかる小作制農場の崩壊に相応してあらたな実力者として抬頭している。協和部落が5班に分れたのは昭和10年以降のことであるが、これら各班のリーダーシップはこれら実力者を中心として構成されていた。

したがって、この部落においては、旧農場単位の統一と、その上についた班の統一という二重構造が特徴的である。

しかしながら、昭和12年、戦時体制に入るに及んで、旧大農場の実力者はフォーマルなリーダーとしての地位を退き、部落のフォーマルなリーダーシップは昭和初年に自作農となった家を含む若い世代に漸次移されるが、これら若い世代のリーダーシップは戦後になって漸く発揮される。三好共同農園を設立した三好黄吉氏はこれよりさらに若い世代に属している。

協和部落のリーダーシップ構造は、およそ以上述べたような変遷をもっているが、班の統一が旧農場単位の統一の上に乗っているという構造は現在においても、完全に払拭されているとは言い難い。すなわち協和第4部落は旧大野牧場と、塩田、池田牧場の一部をもって構成されているが、次節で述べるように三好共同農園は、旧大野牧場関係の農家が中心となって構成されたものである。

## 第3項 協和第4部落の生産構造

協和部落の各班は前述のように実際には、それが各部落民にとって、面接的な小宇宙を形づくる、いわゆる「部落」をなしているが、昭和35年現在各班の戸数は、第14表のごとくである。第3班の28戸、第5班の11戸を除けば、おおよそ20戸前後の農家をもって各班は構成されている。第4班は農家戸数22戸である。昭和35年2月現在の資料にもとづいて、この第4部落の22戸の農家の生産基盤をみると、第

一にあげられる点は、部落内における階層分化が、かなりはげしいという点である。耕地所有規模別農家数において、5町以下層3戸、5～6町層4戸、6～7町層5戸、7～8町層5戸、8～10町層3戸10町以上層2戸という分散をしめす。しかしながらそのモードは6～8町層にあり、これに属するものは、全体の45%をしめる(第15表)。山林、原野を含めた経営総土地広狭規模別分類においても階層分化ははげしいが、20町以上の土地面積を所有する階層は皆無である。モードは10～15町にある(16表)。

兼業農家は、1戸を数えるのみで、他はすべて専業農家である。

第14表 協和部落内各班の構成戸

	農事組合 内戸数	農家数	非農家数
協和第1班	31戸	20	11
第2班	21	19	2
第3班	28	28	—
第4班	22	22	—
第5班	11	11	—

動力揚水機などは、この部落にはいまだ動入されておらず、発動機、動力脱穀機、動力撒粉機、動力カッターが導入されているにすぎない。

しかしながら、それらの多くが個人所有では

第16表

協和第4部落の経営  
総土地広狭別農家数

5町以下	2戸
5～10町	6
10～15町	9
15～20町	5
平均	11町3反5畝

有、残り8戸はこれを所有していない。動力脱穀機においても個人所有は2戸、共同所有12戸、動力撒粉機は20戸が共同所有、動力カッターでは1戸が個人所有、8戸が共同所有、他は未所有である。いも掘取機、ビート掘機、除草ハローなど畜力農機具においては、個人所有の割合が増え、いも掘取機では共同所有の1グループ(3戸)を除いては他の12戸が、個人所有、7戸未所有、ビート掘機では

共同所有なしで、19戸が個人所有している。除草ハローも20戸が個人所有である。

しかしながら肥料撒布機などの導入率は悪くこれは5戸が個人所有で導入しているにすぎない。ヘイレキ、ヘイテツター、ヘイモーアなどの農機具は、現在畜産が導入されていないこの部落では、まったく普及しておらず、ヘイモーアを1グループ(3戸)が導入しているのみである。このようにこの部落の農機具の導入率は決して高くはない。

他方家畜の飼育状況をみても、22戸中1戸が2頭の乳牛を飼育しているほか、乳牛飼育農家はなく、別に鶏100羽を飼育する農家1戸を数えるだけである。しかし綿羊は19戸の農家に1～2頭の割で導入され、耕馬は各戸とも1～2頭の割で飼育している。

協和第4部落の主要なる生産手段は、およそ以上の如きものだが、これを実際に操作して農業生産を行う農家の社会的な諸条件は、およそ次のごときのものである。

この部落の22戸の農家は直系家族形態をとる家7戸、夫婦家族形態をとるところ15戸、にわけることができるが、直系家族形態をとる農家の自家保有労働力は、生産単位換算で270～375人の間に分散するのに対し、夫婦家族形態をとる農家においては、130～465人となり分散の度合がはなはだしい。直系家族形態平均では309人、夫婦家族形態平均では264人、部落平均では278人の労働力を保有していることになる。第17表のごとく、180以下6戸、181～2807戸、281～380.6戸、381～4803戸という分散をしめす。しかしながら、この自家保有労働力だけでは経営をまかなうことができず、昭和34年度現在、8戸の農家が計10人(生産単位労働力90人)の年雇を雇傭している。したがって部落平均では、一戸当り319人の生産労働力を保持していることになる。そうしてこの年雇の労働力を加えると、生産労働力180以下は3戸となり、381以

第17表 自家保有労働力別農家数

	直系家族形態	夫婦家族形態	計
180人以下	— (—)	6 (3)	6 (3)
181～280人	3 (1)	4 (6)	7 (7)
281～380人	4 (3)	2 (3)	6 (6)
381～480人	— (2)	3 (3)	3 (5)
481人以上	— (1)	— (—)	— (1)
平均	309人	264人	278人(319人)

註 ( ) 内は年雇を含めた自家保有労働力

第18表 5年後の自家保有労働力別農家数

	直系家族形態	夫婦家族形態	計
1.80人以下	—	3	3
1.81~2.80人	1	3	4
2.81~3.80人	5	4	9
3.81~4.80人	4	—	4
4.81人以上	2	—	2
平均	3.98人	2.45人	3.55人

上が3戸ふえる。

ところでこのような農家自家保有労働力のパターンは、ある程度家族が現在とっている世代的発展の形態によって規定される側面をもっている。小農経営をその主要な生産形態としてとる限り、この家族の自律的な発展系列のもつ法則性は、無視することはできない。この意味で5年後にこの部落の農家が一体どれほどの自家保有労働力をもつかを算定すると第18表に示すごとく直系家族形態をとる家族が5戸ふえ、計12戸、夫婦家族形態をとる家族は10戸となり、直系家族形態の農家では平均398人、夫婦家族形態の農家では245人となり、部落平均では3.55人となる。つまり5年後には現在の年雇を加えた保有労働力319人以上の労働力を部落全体で保持することになる。(註4)

このように、註4で示したような一定の仮定の上にならって考えた場合、この部落の保有労働力は、上向きにあるということが出来る。しかしながら、ここで見落してならないことは、これは部落としての平均的傾向であって個々の農家のレベルまでおりた場合、かえって減少するもの2戸、またプラスマイナスゼロのもの4戸が含まれているということ、そうして部落全体としては保有労働力が増加の傾向にあるにもかかわらず、5年先においても、3戸は依然18人以下の労働力しか保持せず、また4戸は1.81人~2.80人以下の労働力しか保持しないという事実であろう。これらの農家は、これからの5年間に経営を伸長しようとする場合、従来日本の農業経営がしばしばとっていた労働集約的な方法でそれを行なうことは、家族の形態の上から言っても、大きな制約があることを認めなければならない。しかも部落全体として、労働力が増加の傾向にあるのだから、なにか対策を講じない限り、相対的にこれらの経営の地位の低下はまぬがれないものといえることができる。

だが以上は、あくまでも家族成員が他出しないという前提のもとでの論議であり、現実には家族成員の流出が続き、また労働者の雇傭そのものが困難になっている現状を、農産物の価格変動という事実を含めてあわせ考えなければならない。

ところで以上は、自家保有労働力の量的側面を家族の世代的発展形態の面から検討してきたわけだが次にこの労働力の質についてのべよう。

現在のこの部落の世帯主の年令の平均は40.6才、モードは31~40才にある。世帯主の年令が50才以上のものは6戸を数えるにすぎない。(第19表)世帯主の平均年令が若いということも、この部落の大きな特色になっている。これは農業経営そのものの新しい形態への変革のさい、それへの適応を比較的容易に導く潜在的な性質をしめすものといえることができる。

第19表

年令区分	農家数
20~30才	3戸
31~40才	10
41~50才	3
51~60才	5
61才以上	1
平均	40.6才

しかしながら、自家保有労働力の質的側面をもっともよく示すものは、現実にその経営体がつとっている土地利用形態であろう。前述のように、この部落には現在、乳牛を導入している農家は1戸を除いてはほかにない。耕種部門

しかも畑作がここでの土地利用の主要形態である。われわれは、第1項で、協和部落の作付形態を概括したさい、昭和29年の冷害以降、豆類への作付割合が減って、寒冷地作付体系の確立が協和部落にとっての必修の課題としてとりあげられていると述べたが、昭和34年現在、協和第4部落においては、豆類作付の割合は昭和29年の協和部落平均とくらべて大幅に減少したとはいえ、いまだに大きな比重をしめている。すなわち昭和34年の協和第4部落の作付をみると、38.2%は豆類、ついで16.3%がビート、ほかにハツカ、亜麻を加えると、特用作物は24.6%をしめる。いも類は9.1%である。これを昭和29年度の部落全体の作付比率と比較するとたしかに豆類は2割ほど減少、かわって特用作物が1.5割ほど増加している。しかしながら寒冷地作付体系の確立のために不可欠に必要とされる有畜化が前述のごとく、ここではほとんどなされておらず、また土地利用形態の上からも豆類への依存が、いまだきわめて大きい部分をしめていることを認めなければならない。

第20表 協和第4部落の作付比率

作物名	昭和29年	昭和34年
水稲	3.0%	2.0%
小麦	10.0	6.1
探麦		2.9
燕麦		6.7
いも	14.5	9.1
豆類	61.8	38.2
あま	9.7	3.1
ビート		16.3
ハツカ		5.2
雑穀	1.0	1.3
野菜		1.3
牧草		7.6

註 昭和29年は協和部落全体の作付比率

系列をもつもの6戸、豆類—ビート—いも以外の系列をもつもの3戸、豆類—ビート—いも—他の作物の系列をもつもの2戸となり、これらは18戸に達する。この系列に属さない4戸は、それぞれ豆類—いも—レッド・クローバー、ビート—豆類—ハツカ、豆類—レッド・クローバー—亜麻、亜麻—水稲—豆類の作付系列をもっている。

このように第4部落では、現状においては豆類—ビートの系列がもっとも支配的なパターンとなっている。この意味において、有畜化が進められていない現段階においては、寒冷地農業の体系そのものが確固たるものとして確立していないことを認めなければならない。

ところで、前述した諸生産手段をこのような形での労働力の量と質によって操作した結果、どれほどの農業所得をこの部落では得ているのであろうか。今回の調査においては、部落全戸に対して経営調査を行なわなかったため、農業所得の比較は不可能なので、便宜的に昭和34年度の販売総売上金額の比較でこれに替えよう。 第21表

これによると100万円以上層1戸、80万円～100万円層5戸、60万円～80万円層10戸、40万円～60万円層5戸となりモードは60万円～80

販売総売上金額別農家戸数 (昭和34年)

売上金額別区分	農家戸数
100万円以上層	1戸
80万円～100万円層	5
60万円～80万円層	10
40万円～60万円層	5
40万円以下層	1

勿論、これらの土地の利用形態は、個々の農家によって異なるもので、豆類の作付が全体の6割近くに達する経営から2割に満たない経営までさまざまである。しかしながら作付比率10%以上の作物を作付比率の多いものから順次1位—2位—3位—と系列化すると、豆類—ビートの系列をもつもの7戸、豆類—ビート—いもの

万円層にある。この数字を北海道全体と比較してみると、80万円未満層は北海道全体で6割に達するのだからこの第4部落の数字は高い数値であるといわなければならない。

またビートの反当の販売金額別農家戸数をみると12000円～14000円4戸、14000円～16000円10戸、16000円～18000円4戸、18000円～20000円3戸となり、モードは、14000円～16000円にある。第4部落の平均は16317円である。

ところで、さきにわれわれは、この協和第4部落では、階層分化が、きわめて、はげしいと指摘したが、耕地所有規模を基準として階層別にこの部落の各農家の経営のパターンをみると、まず販売金額別では大きな傾向として、耕地規模が大きいほど、販売金額が多くなっているという関係が、はっきりと読みとれる(第23表)。

第22表 ビート反当販売金額別農家戸数

反当販売金額別区分	農家戸数
12,000円～14,000円	4戸
14,000円～16,000円	10
16,000円～18,000円	4
18,000円～20,000円	3
平均	16,317円

註 1戸はビート作付せず

第23表 販売金額別耕地広狭区分

販売金額別	耕地広狭別区分					
	10町以上	10町～8町	～7町	～6町	～5町	5町以下
100万円以上	1					
80万円～100万円	1	2	1	1		
60万円～80万円		1	8	1		
40万円～60万円			1	2	2	
40万円以下					1	

第24表 販売金額別自家保有労働力区分

販売金額別	自家保有労働力				
	481	480～381	～281	～181	180以下
100万円以上			1		
80万円～100万円		1	1	2	1
60万円～80万円		1	2	4	3
40万円～60万円		1	2	1	1
40万円以下				1	

販売金額別	自家保有労働力十年雇				
	481	480～381	～281	～181	180以下
100万円以上	1				
80万円～100万円		2	1	2	
60万円～80万円		1	3	5	1
40万円～60万円		1	2	1	1
40万円以下		1			

第25表 販売金額別ビート反当粗収益

販売金額別	ビート反当粗収益				
	20000円 ～18000円	～16000円	～14000円	～12000円	不明
100万円以上	1				
80万円～100万円		3	1	1	
60万円～80万円	2	1	5	2	
40万円～60万円			3	1	1
40万円以下			1		

しかしながら、8町～6町間では80万円～100万円の販売金額をもつ経営があるのに、一方では、その半額、40万円～60万円程度の販売金額しかため経営があるなどばらつきも多くなる。5町以下の耕地規模の農家と7町以上層と比較した場合は、販売金額には、あきらかに大きなひらきがある。

第26表 耕地広狭別、ビート反当粗収益、および自家保有労働力

	20000円 ～18000円					自家保有労働力十年層				
	～16000円	～14000円	～12000円	不明	481以上	480～381	～281	～181	180以下	
10町以上	1				1					
10～8町		1	1	1		1	1	1		
8～6町	2	1	5	2		2	3	4	1	
6～5町		1	2	1		1	1	2		
5町以下			2		1		1		2	
	自家保有労働力									
	481以上	480～381	～281	～181	180以下					
10町以上		1	1							
10～8町			1	1	1					
8～6町		1	3	5	1					
6～5町			1	1	1					
5町以下		1		1	2					

ところで第26表のように、耕地規模が大きい農家が、かならずしも、自家保有労働力が大きいというわけではない。そこで耕地規模の大きい農家はそれだけ、年雇を導入して経営内の労働力を多くしているわけだが(第26表)、自家保有労働力の多寡は販売金額の多寡とは関係がない(第26表)。ただ自家保有労働力に年雇を加えた経営内労働力の多寡は販売金額60万円以上層の場合、販売金額の多寡と多少の関連がみられる。

しかし、これらの経営は、それだけ多く雇傭労働費を支出しているのだから、当然のことながら、販売金額の高い経営が、それだけ農業所得が高いという早急な結論は導きだせない。

次にビートを指標とした反収をみると、(第25表)耕地の経営規模および販売金額の多寡との間にとくに大きな相関はないようであるが、販売金額60万円以下層と80万以上層、および5町以下層と10町以上層をくらべた場合には、その反収には少なくともひらきがみられる。このことは上層農家は、下層農家より農業技術の点で優れていることをしめている。

協和第4部落の生産構造の特色はおよそ以上の如きものだが、このような生産構造をもつ部落の中

から三好共同農園は生まれた。

(註1) 第一章、第1節 川向第6部落の概況参照

(註2) 岩崎氏は、明治40年、美幌町から岡本某を雇い、3頭引プラオで20町を開拓経営、ソバキビ、麦などの自家食糧の確保につとめ、その後次第にハツカへその主力を移し、鉄道開通後はじめて過燐酸を入手して豆類に施肥したといわれる。

(註3) 現在の協和八幡神社は、そもそも大正元年、柏の皮剥ぎ事業がこゝで進められたのを機会に、高く伸びた柏の大樹の下に小さな祠を建て、山の神として祭ったのがその発祥であるといわれている。

(註4) 長男25～30才で5才年下の嫁をもらい、家をつぎ、次・三男および女性は20～24才で家を出る。男女とも86才で死亡として計算。

### 第3節 協和第4部落の社会構造と 三好共同農園の各成員の社会的地位

すでに第2節で協和第4部落の生産構造を説明したさい、われわれはそこに耕地規模別にかなりはげしい階層分化が生じていることを明らかにした。しかし、実際の農民の農業生産活動は、階層別にそれぞれ分化して行なわれているものではない。それぞれ異なった階層に属する農家がお互に生産-生活諸過程で、もろもろの諸関係を結びながら、おのずといくつかのグループに分れて生産活動を行っているのが常である。これらの集団化にさいしては、血縁近隣、学友関係あるいは機能集団仲間などさまざまな社会的結合契機が考えられる。そうしてそのグループの内部においては、当然、そのグループの中で、もっとも望ましい経営を行っているリーダー格の農家が生じている。通常、部落のもつ社会規範に照らして、もっとも望ましい経営から、もっとも望ましくない経営まで、社会的な階層序列も生じている。個々の農家の生産活動は、実際には、このような部落のもつ特定の社会構造をとおしていとまなまれている。

三好共同農園は、昭和35年度においては、4戸の共同で生産活動をはじめ、昭和36年度においては、あらたに2戸が加わり、6戸の共同で生産活動を行っているが、これら6戸の耕地規模は次の如くである。(註1) 最高の11町4反から最小の5町4反まで6戸の所有耕地規模にかなりのひらきがみられる。

ところで、これら共同経営に踏み切った6戸は、この第4部落の中では、そもそも如何なる社会的地位をしめていたのであるか。この点を明らかにするのが本節の目的である。

第27表 三好共同農園  
構成戸の耕地  
所有面積

	昭和35年度 よりの構成戸	昭和36年度 参加構成戸
⑬	11町4反	—
⑭	7町9反	—
⑮	7町7反	—
⑯	6町7反	—
⑰	—	7町2反
⑱	—	5町4反

#### 第1項 部落のフォーマルな組織構造

この第4部落のフォーマルな組織は、現在、実行組合長のもとに副組合長兼会計、納税組合長、共済損害評価委員などの役職をもって構成されている。この第4部落が、協和部落の下部組織としての組という名称で分けられたのは、大正7.8年のころといわれている。部落連合会(協和部落)の下部組織としての組に対する各戸の財政負担は、大正12年当時、燕麦1俵、大豆2斗であった。この組単位で道路作り、山焼きなどを行い、また雑穀商との交渉には班長が当たったりなどした。組は冠婚葬祭のさいの相互扶助組織となった。昭和10年にこの組合は班に切り変わった。しかしこれら各実行組合は同時に成立したものはなかった。成員が多すぎでは運営出来ないという理由からはじめに第1、第2実行組合が出来、三好実行組合(第4)は、やゝおくれて発足した。組合長のポストは、昭和11年から17年まで⑩の先代が4回、⑪の先代が3回、まったくこの両者によって独占されていた。18~20年にかけては、①の一族2回と⑨が1回、昭和21年~30年にかけては、⑪の一族2回、⑩2回、⑨2回、⑮④⑦③の先代1回となり現在は①が組合長の役職についている。このように戦前段階においては、この第4班の地域内での⑩と⑪の二大勢力の存在に相応して、この両者が、フォーマルな組織の長を独占していたが、戦後に至ると、この役職は、持ち回り制となる。農業所得税の計算がうるさく、若い世代でなければ、それに適応できなくなったという事情もあるが、戦時中における諸物資の統制がとけた事実と相応して、「手間の不足」を理由に、長は所謂、持ち回りの小間使いという性格を顕著にみせている。(註2)

#### 第2項 部落成員の生産-生活過程 での諸関係

この第4部落は地縁的に三つのグループに分れて

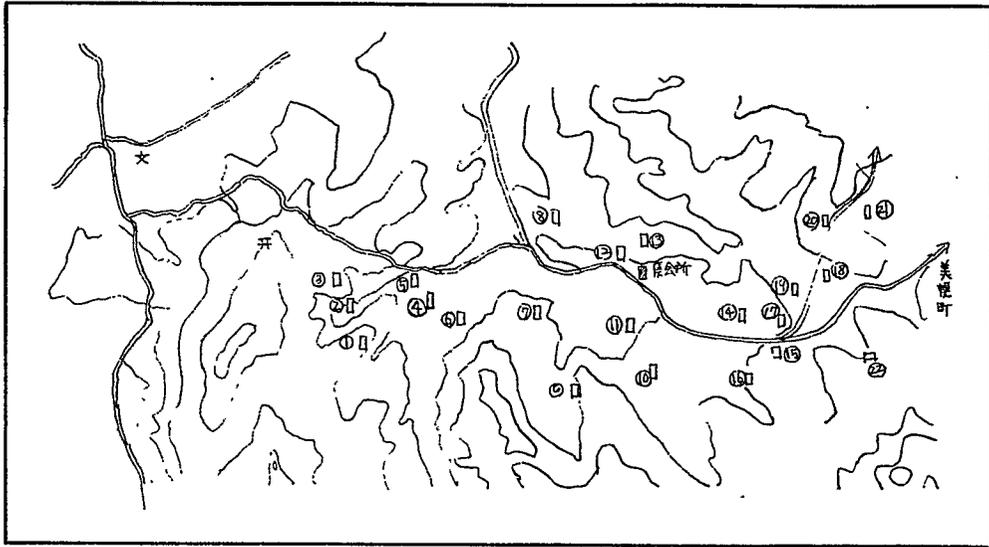
いる。

第2図にみるように、神社組といわれる協和神社に最も近い下の組と、中の組と、美幌町に最も近い上の組の三グループである。

三好共同農園を構成する各戸は、この上のグルー

プに属しているが、第28表のごとく昭和35年度の日常のつきあいをみても、各農家の日常のつきあいはおおよそこの三グループにわかれている。正月における往来も、若干範囲が拡大し、中のグループと上のグループの関係ははげしくなるが、おおよそ下の

第2図 協和第4部落レアウト



第28表 部落民が日頃気軽に遊びに行く家

被選者 選者	下の組						中の組						上の組						なし	不明	選択数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱				⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	
①		○	○						○	○	○	○			○	○	*										8
②	○																										1
③																									○		0
④																										○	×
⑤			○																								1
⑥																									○		0
⑦									○	○	○	○	○										○				6
⑧							○		○	○	○	○	○														6
⑨										○	○	○	○														3
⑩											○																1
⑪										○	○									○							3
⑫										○	○	○			○					○							5
⑬											○	○															2
⑭												○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				8
⑮												○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					8
⑯														○													1
⑰															○				○	○							2
⑱															○		○	○	○	○	○						5
⑲											○	○			○	○	○	○	○	○	○						7
⑳															○						○	○					2
㉑																						○					1
㉒																							○				1
被選者 選択数	1	1	2	0	0	0	1	0	5	6	9	7	2	1	7	3	4	4	6	4	4	4	3	1	0	×	

⑳ … 他部落の家

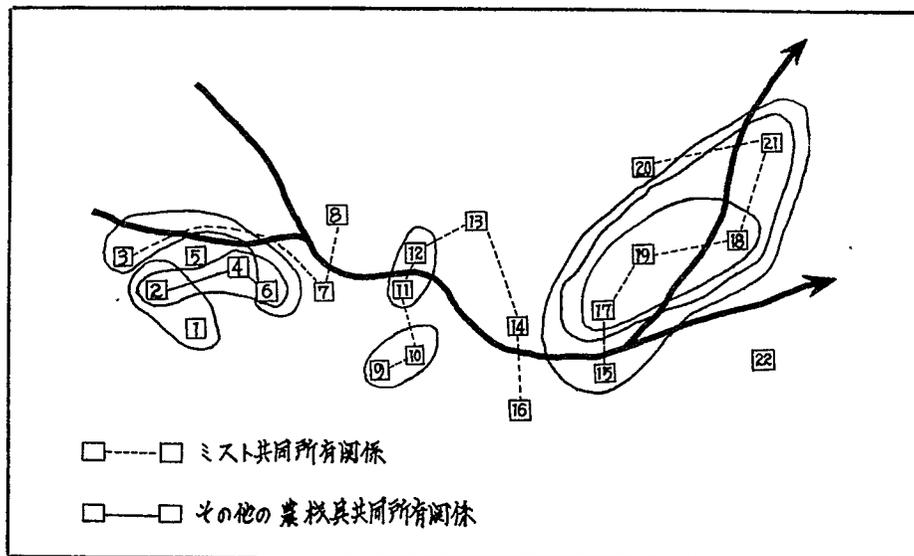
組，中の組，上の組の三つのグループに分かれる。これらの関係は，この地縁グループよりもさらに細  
 ところで，昭和34～35年度にかけての生産過程に分化される。(註3) 第29表であきらかなように農機  
 具の共同所有関係を農機具の共同所有関係からみると， 具の共同所有関係からみたコア・グループは，⑨

第29表 協和第4部落における農機具の共同所有関係

発動機共同所有グループ	動力脱穀機共同所有グループ	動力カッター共同所有グループ
②—④—⑥	②—④—⑥	
⑨—⑩	⑨—⑩	⑨—⑩
⑪—⑫	⑪—⑫	⑪—⑫
⑰—⑱—⑲—⑳	⑰—⑱—⑲—⑳—㉑	⑰—⑱—⑲—⑳
個人所有 ①③⑦	個人所有 ①⑦	個人所有 ⑦

ミスト共同所有グループ	その他共同所有グループ
②—③—⑦—⑧	①—② (デスクハロー)
⑨—⑩—⑪—⑫—⑬—⑭—⑮	③—⑦ (グラインダー)
⑰—⑱—⑲—⑳—㉑	③—⑥ (粉碎器)
	⑰—⑱—⑲ (芋掘取機，ハイモア)
個人所有 ①	部落全戸共同 (ハツカ蒸留釜)

第3図 農機具の共同所有関係からみた部落内各戸の結びつき



—⑩，⑪—⑫，⑰—⑱—⑲，であり，これらのコア  
 ー・グループは，たとえばミストの共同所有の場合  
 などは，⑨—⑩と⑪—⑫が結合し，これに⑭と⑮が  
 加わり，⑰—⑱—⑲のグループには，その農機具の  
 種類に応じて，㉑が加わり，また⑳が加わる。こ  
 のほかさらに②—④—⑥のグループがあるがこのグ  
 ループの結合紐帯はかならずしも強固ではない。②  
 は①とも結びつき，またミストなどの場合は，②—  
 ③—⑦—⑧という結びつきが生じている。(第3図)  
 つまり上のグループは，農機具の共同所有関係から  
 みた限りでは，中のグループ，下のグループに比し  
 てその結びつきは，すこぶる強固であり，また機能

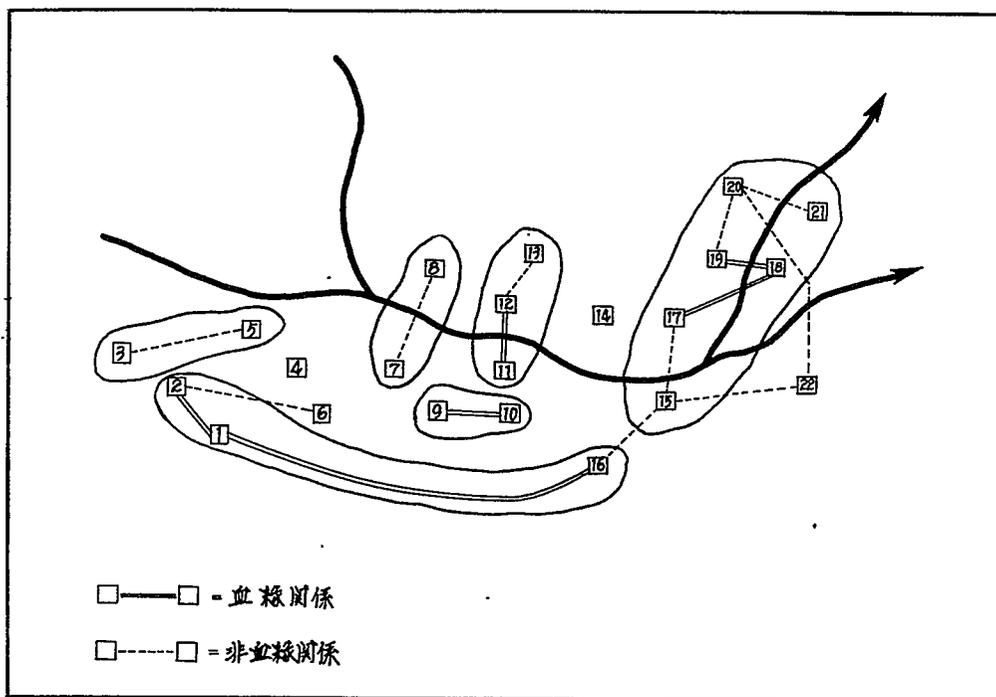
化していることがあきらかとなる。そうして下のグループはその結びつきはもっとも固定化されていない。しかしながら、生産過程での諸関係を問題とする場合には、さらに個々の農家相互間での労働交換あるいは共同作業上での諸関係をみなければならぬ(第30表)。

第30表 手間のかしかりあるいは共同作業での各戸の結びつき

各戸の結びつき	血縁関係
①—②—⑩	本分家
②—⑥	
③—⑤	
⑦—⑧	
⑨—⑩	
⑪—⑫—⑬	義兄弟
⑭—⑮—⑯—⑰	⑪—⑬ 本分家
⑱—⑲—⑳—㉑—㉒	⑰—⑲—⑳ 本分家

手間の貸し借り関係は、①—②—⑩、②—⑥、⑦—⑧、⑨—⑩、⑪—⑫—⑬のあいだでとくに顕著にみられるが、⑮—⑯—⑰—⑱、⑮—⑰—⑱—⑲—⑳—㉑の間でも行われている。(第4図)①—②—⑩は刈物(麦)、ビート堀、脱穀などの場合、相互に20人工ほどの労働力のかしかりを行い、またハツカ蒸しの時は、この8戸で3日間の協同作業もやっている。⑥—②の間では、6人工～8人工ほどの手間のかしかりである。⑥が②に手間をかすときは小麦刈のときであり(6～8人工)反対に②が⑥に手間をかすときは、田植のときである(6人工)。⑥はこのほか同村、緋牛内部の本家との間に7人工の手間を出し、田植えと脱穀期に10人工ほどの手間を入れている。また、隣接する川向5部落の⑧との間には7人工手間を出し3人工の手間をうけている。③と⑤は夏もの秋もの落し物で6～8人工の交換を、またハツカ蒸溜作業も共同で行なっている。⑦は⑧と田植えと脱穀期に10人工ほどの手間のかしかり

第4図 手間および共同作業からみた部落内各戸の結びつき



を行なっているが、この⑦と⑧と④（協和5部落）の3戸は、ハツカ蒸しの共同作業も行っている（3昼夜—この3戸は近隣関係）。しかし⑧は⑦との手間がえのほか⑩（協和5部落）とも3人工ほどの手間のかしかりを行っている。また、⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の中の組で、芋の選別の共同作業を5日間ほど行なったことがあったが無責任になりやすいというので現在は中止している。⑨は、部落外の親戚との手間の交換のほか、⑩と手間がえを行っている。全体で30人工出し、40人工ほど入れている。このほか⑨は⑩と共同で、麦脱穀（4日）ピート間引（4日）豆脱穀（2日）ハツカむし（2日）その他運搬（3日）ほどの共同作業をしている。ところで⑩はこの⑨との関係のほか、隣部落の⑭（弟）とも手間の交換を行っている。10人工出し、40人工入れている。

⑪—⑫—⑬は脱穀、田植、ハツカ製造などで、生産過程での諸関係を結んでいるが、⑪はこのほか他部落の⑭との間にも諸関係を結んでいる。また⑮は脱穀、芋堀、芋荷造り、ハツカ蒸しなどのとき⑯⑰⑱と川向部落の兄弟から手間をかり、また手間を出しているが全体で30人工ほど出し、35人工ほど入れている。借りは、正月に品物（謝礼）で返し、貸借はないようにしている。このほか、⑲—⑳—㉑—㉒—㉓—㉔の内、いもの収穫、脱穀など計3日ほどの手間がえが行なわれている。<sup>(註4)</sup>

この協和第4部落における手間のかしかりの主たる関係は以上のごときものだが、手間のかしかり関係においては、(1)それが、たとえば制度的に形づくられた上の組、中の組、下の組という組単位で行われるのではなく、他の社会的契機で結ばれた少数農家で小集団を形づくって行なわれていること。(2)しかも、個々の農家によってその小集団は同一でないこと。すなわちA、B、Cの三農家が相互にA—B—Cの関係を結ぶというよりも、むしろ、Aの場合はA—B—Cであっても、Bの場合は、B—A—D、Cの場合は、C—A—E—Fというような形で、これがとり結ばれているということ。(3)その際、それらの諸関係は、同一部落であろうとなかろうと、近隣関係と血縁関係を主体として構成されていること。(4)血縁関係の場合、必ずしも近隣であることを必要としないこと。(5)また手間のかし出しとかり入れの関係はかならずしも等価交換になっていないが、他の方法で等価交換になるような配慮がなされている

ことなどの特色がみられる。前述の①—②—⑩は①の本家を中心として②⑩の同族集団であり、また⑨—⑩は義兄弟関係、⑪—⑫は、本家—分家の関係、⑬—⑭—⑮の関係も、⑯の本家を中心として⑬⑭の同族集団である。

このようにみえてくると、部落内における個々の農家の生産過程での諸関係は、血縁関係を中心としてこれに近隣関係が加わって、必ずしも行政的な部落という枠組にとらわれずに少数農家の間でとり結ばれているといえることができる。

上の組においては、そこでの有力家である①が地縁で諸関係を結ぶよりも血縁関係を主体として、①—②—⑩と下の組までのび、このほか②—⑥、③—⑤との関係がみられる程度となる。そうして④は、昭和35年末に離農している。一方中の組においては⑪—⑫の本分家関係の結合と、⑨—⑩の血縁の結びつきのほか、⑪—⑫に地縁で⑬が加わり、また⑦—⑧が地縁関係で生産過程での諸関係をとり結んでいる。これに対して上の組では、⑯—⑰—⑱の本分家関係のほか、⑲—⑳—㉑—㉒の結びつきもみられる。㉓は、⑯—⑰—⑱の同族に結びついている。

かように生産過程での諸関係には、同族、血縁関係が、かなりのウエイトをしめている。このような結びつきは営農計画のときの相談とか、資金ぐりのときの相談、あるいは個人的な負債がたまったときの相談、また「家」の将来に結びつく子供の進学、就職の相談のときなど分家→本家の形でかなり生きてくる。しかしながら、それにもかかわらず本家は、かつてのような力をもっているわけではない。資金ぐりの相談、個人的な負債のさいの相談も、農協へ相談に行くものの割合がきわめて高くなっている。分家↔本家↔農協、あるいは分家↔農協また血縁関係をもたないものは、直接農協へか、あるいは近隣の有力家に相談して、農協へという形が一般的である。そうして近隣有力者としては⑯が選ばれた割合がたかい。

営農計画は、技術センターへ相談に行くものの割合がふえている。子供の進学や就職の相談などは家庭内で相談するものの割合が高くなり、また学校への相談者もみられる。このように資金ぐりや個人的な負債の主要な相談先が農協へ移っていることは、個々の農家の生産過程での中枢部分を掌握する機関としての農協の役割が、きわめて強化されつつあることをしめすものである。

第 31 表 資金ぐりのときの相談先

被選者 選者	下の組						中の組						上の組						農協	その他	なし	選数								
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)					(19)	(20)	(21)	(22)				
①																										○				1
②	○																									○				2
③																										○				1
④																														0
⑤																														0
⑥																										○				1
⑦																										○				1
⑧																											○			1
⑨																												○		1
⑩																											○			1
⑪																											○			1
⑫																											○			1
⑬																														2
⑭																													○	0
⑮																														1
⑯																														1
⑰	○																									○				2
⑱																										○				2
⑲																										○				3
⑳																										○				1
㉑																											○			2
㉒																														3
㉓																													○	0
被選者 選数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	6	0	0	0	0	0	12	2	0			

第 32 表 個人的な負債がたまつたときの相談先

被選者 選者	下の組						中の組						上の部						なし	不明	農協	㊸	㊹	選数						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)							(19)	(20)	(21)	(22)		
①		○																												2
②	○																										○			2
③	○																									○				2
④																										○				×
⑤					○																									2
⑥																										○				1
⑦																										○				1
⑧																											○			1
⑨																												○		1
⑩																												○		2
⑪																												○		1
⑫																											○			1
⑬																											○			1
⑭																											○			1
⑮																											○			2
⑯	○																									○				2
⑰																										○				2
⑱																										○				0
⑲	○																									○				3
⑳																												○		2
㉑																														1
㉒																										○				0
被選者 選数	4	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	×	10	3	1	

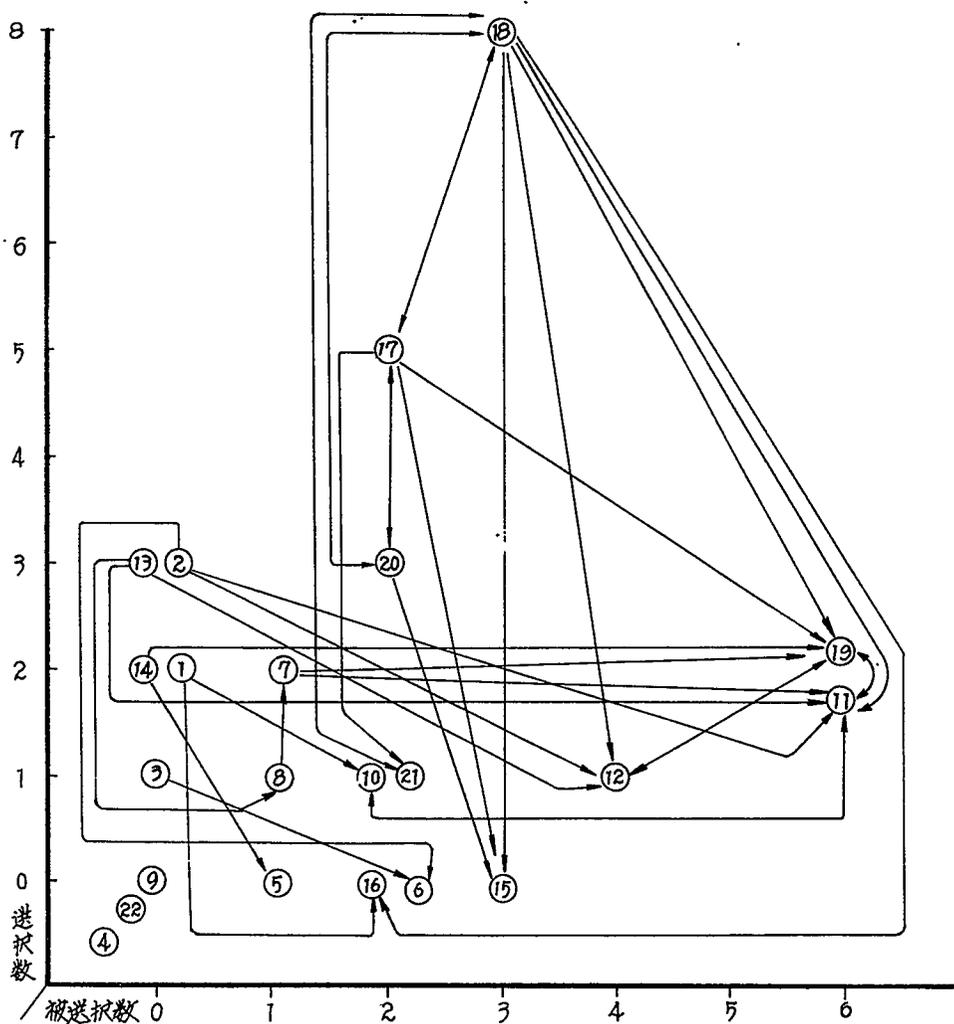
(註) ㊸ = 部落外親せき ㊹ = 他部落のもの



この部落においては、以上の如く実際の生活過程での個々の農家のとり結ぶ諸関係はおおよそ制度化された組の範囲で、また生産過程で個々の農家が相互にとり結ぶ諸関係は、同族、血縁、地縁を中心とした組より、より少数の農家相互間の関係をなしている。そして、これらの小集団が総体として部落を形づくっている。部落全体での共同作業は、昭和35年度の場合、道路なおし、道路草刈り、ハツカ笠整備、電柱工事など、おおよそ17日間ほど行っている。このような共同作業は、第2節第1項でのべた馬頭観音の祭りなどとともに部落の紐帯を強化する役割を果すものであろう。しかし、部落の上述のよ

うな構造は、部落全体として相互にどのように結びついているのであろうか。これを知る手がかりとして、まず部落民の間の「気持の合う仲間」関係をみると、22戸中6戸（不明1戸）は、気の合う仲間はいないという結果がでる。そして、1人以上気の合う仲間をあげた15戸について、この関係をみると⑩と⑪がもっとも被選択数が多く、それぞれ6人から選ばれ、ついで⑫が被選択数4、⑮⑯被選択数3、⑥⑩⑬⑭⑰⑲⑳被選択数2、⑤⑦⑧被選択数1、①②③④⑨⑬⑭⑲は誰からも選ばれないという結果がでる。この結果からみるかぎり、この部落においては、気持の上で各農家がかなり孤立していること

第5図 気持のあう仲間の関係



がわかる。最大の被選択数をもつ⑩と⑪においてもそれはそれぞれ6戸の農家から選択されるのみである。しかし、この⑩と⑪を中心としたインフォーマルグループが、ここではもっとも中心的なグループを形成していることがわかる。つまり上の組の⑩を中心とした⑬-⑮-⑰-⑲-⑳の結びつきと、中の組の⑪-⑫のグループが合体して、この部落の中でもっとも大きいインフォーマルグループを形成している。⑩⑬⑷は⑪と結びつくことによって、⑧は⑷に結びつくことによって、また①は⑩に結びつくことによって気持の上で⑩⑪を中心としたこの部落での最大のインフォーマルグループに結びついている(第5図)。

このように、この部落においては、現在気持のあった仲間集団としては、二つのグループがあるというのではなく、⑩⑪を中心としたひとつのグループがあって、他の成員は、このグループに結びつくかあるいは孤立しているという特徴がみられる。

### 第3項 部落の階層序列とインフォーマルリーダー

ところで、部落民相互の間には、相互にお互の経営に対して、それが他とは異なるものとしての価値評価が存在している。この部落民相互の中に生きている各経営に対する営農上の階層序列をみると第35表のごとくなる。これは、川向第6部落と同様の方法により各農家に各経営を上、中の上、中の下、下の四段階に分類してもらい、上-4点、中の上-3点、中の下-2点、下-1点の評点をあたえた。その平均値を求めたものである。これによると、この部落の各戸は、おおよそ3グループに分かれる。上位のグループは、①⑩⑪の3戸、中位グループは、⑨⑬⑭⑰⑲⑳⑫⑬⑮⑯⑳⑧の11戸、下位グループは、⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳の8戸である。これは、部落民相互の中に実際に生きている各経営に対する評価の部落としての平均値とみることができ。そうして、ここには伸びている良い経営と、伸びていない悪い経営に対する社会的な規範が存在しているとみることができよう。

このような部落の社会規範に従って形成される階層序列に従って、先に述べた生産過程での相互の結びつきをみると第6図の如くなる。ここにおいて特徴的な点は、同族および血縁によっての結びつきが

第35表 昭和35年現在における協和第4部落の社会的階層序列

被選択者 選択者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
①		3	2	—	1	3	4	3	4	3	3	3	2	1	3	3	3	4	4	2	3	2
②	4		1	1	3	2	—	3	3	2	4	2	3	3	3	—	3	3	4	1	3	2
③	4	—		1	4	—	4	3	4	1	4	3	2	3	3	—	3	3	4	1	2	2
④離農																						
⑤不明																						
⑥不明																						
⑦	4	—	1	—	2	3		3	3	1	4	3	2	3	3	3	3	3	4	2	3	1
⑧	4	3	1	—	1	1	4	3	3	4	4	2	2	1	3	3	3	3	4	1	3	2
⑨	4	3	2	—	1	1	3	2		4	4	3	2	1	3	3	3	3	4	1	3	1
⑩	4	3	2	—	1	2	3	2	4		3	3	2	1	3	4	3	3	4	2	3	2
⑪	4	2	1	—	1	1	3	2	3	3		2	2	1	2	3	3	3	4	1	2	2
⑫	4	2	1	—	1	1	2	2	2	4	4		2	1	2	3	3	3	4	1	2	1
⑬	4	2	1	—	1	1	3	2	2	3	4	4		3	1	2	3	2	4	1	2	2
⑭	4	3	1	3	2	2	2	3	3	2	4	3	1		3	4	3	4	4	2	3	2
⑮	4	2	1	—	1	1	3	2	3	4	4	2	2	1		3	3	3	4	1	2	1
⑯	4	4	1	—	2	3	2	3	4	1	4	3	3	3	3	3	3	3	4	1	2	1
⑰	4	4	2.5	—	1	4	4	4	4	4	4	4	4	2.5	4	4		4	4	2.5	4	2.5
⑱	4	3	4	—	1	2	3	3	3	3	3	3	3	1	3	4	4		4	1	4	1
⑲	4	3	1	—	1	1	4	2	4	4	4	3	2	1	2	3	2	3		1	3	1
⑳	4	2	1	—	2	1	2	1	3	1	4	2	1	2	3	3	3	4	4		3	1
㉑	4	3	1	—	1	2	3	3	4	4	4	3	1	1	3	4	4	4	4	1		2
㉒不明																						
合計点	68	42	24.5	5	27	31	49	43	56	47	65	48	34	29.5	47	49	52	55	68	22.5	47	23.5
平均点	4	2.8	1.4	1.7	1.5	1.8	3.1	2.5	3.3	2.8	3.8	2.8	2.0	1.7	2.8	3.3	3.1	3.3	4	1.3	2.8	1.7

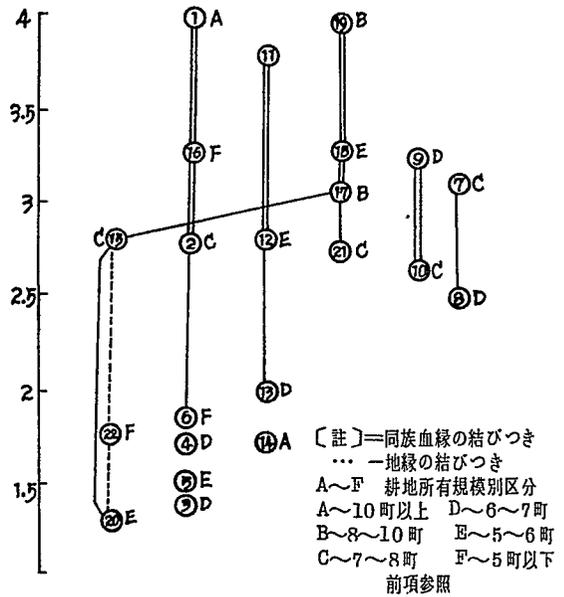


いずれも、上位—中位の位置をしめるという点である。地縁での結びつきは、これらの結びつきよりも階層序列において下位に位置する農家との結びつきになる。そして生産過程において、これらの結びつきをもたなかった農家は、いずれも階層序列が最下位の農家群である。

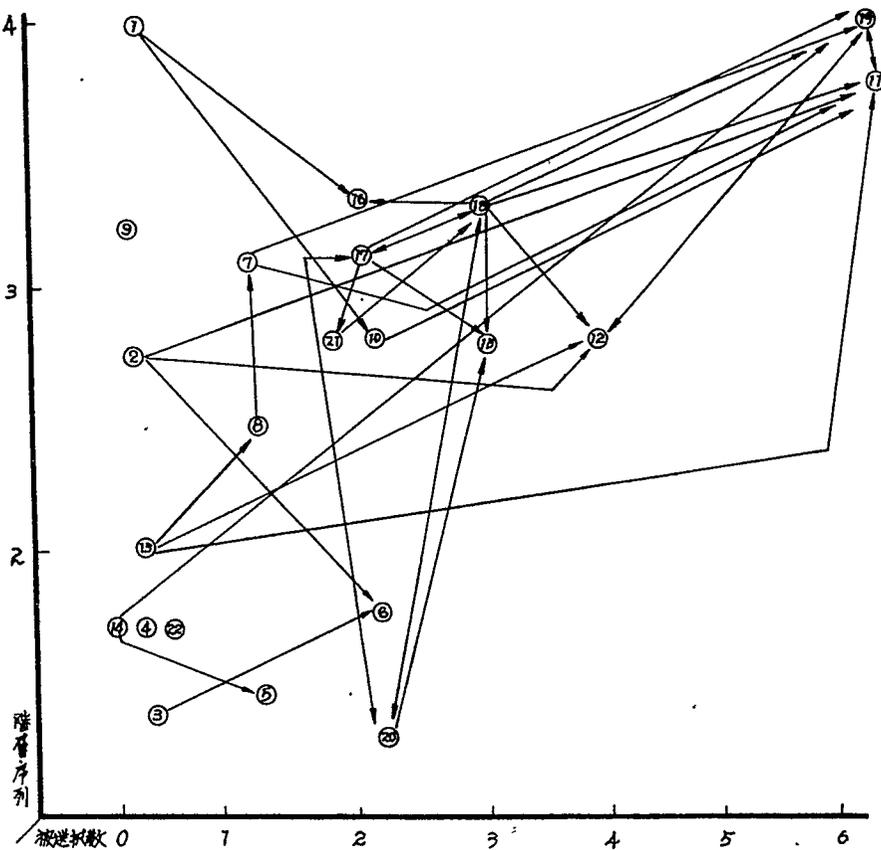
しかしながら、これらの農家群の気持ちの上での結びつきは、前述のように生産過程での相互の結びつきと同一ではない。次に、このような仲間集団と階層序列の関係をみるために、Y軸にこの序列づけを、X軸に被選択数をとって、前述の気のあう仲間としての諸関係を整理すると第7図のごとくなる。

すなわち、この部落の中で、もつとも大きいインフォーマルグループである⑩—⑪のグループは主として上位、中位の農家によって構成されている。これに対して、同様に階層序列のたかい①は、このようなインフォーマルグループを形成するに至っていない。①は、むしろ階層序列のひくい⑩を媒介とし

第6図 血縁・非血縁別生産過程での諸関係と部落における階級序列との関係



第7図 部落における階層序列とインフォーマルグループ



て⑪-⑱のグループに結びつく傾向がうかがえる。そうして、階層序列のもっともひくい農家群は、一二の例外を除いて、気持の上でも孤立している。

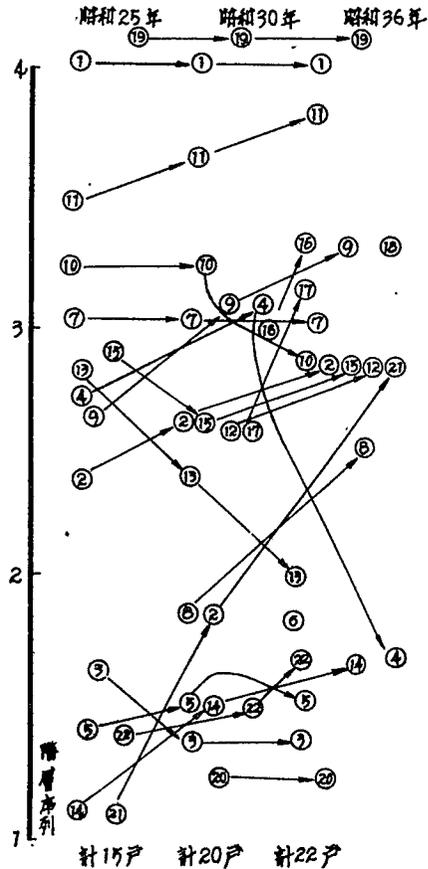
しかしながら、このような階層序列は、第6図にも示したように現実の耕地所有規模とは、かならずしも一致しない。そうして、そのような階層序列は決して固定化したものではなく、年々変化を重ねている。個別経営を前提とする限り部落民が共有する社会規範にてらして、各経営の伸長と衰退が、現実には当然行なわれている。また、このような各経営の伸長と衰退の過程を通して、社会規範そのものも変容を重ねつつあると考えることができる。ここでは、これら各経営の階層序列の変容と、またその変容をもたらしたと部落民が考えているその意識内容をさぐることによって、この部落の営農に関する社会規範に接近しよう。昭和35年度の階層序列を求めたのと同様の方法により、昭和25年度および30年度の階層序列をもとめると第8図のようになる。

すなわち、この部落の昭和35年度現在の農家のうち25年度当時在村したものは15戸、その後分家などで戸数がふえて昭和30年度20戸、昭和35年度22戸となるが、上位農家群①⑱⑪の3戸のうち①⑱は、昭和25年当時から最上位を確保している。この意味で①⑱の上位農家としての地位は、この10年間、固定化されてきたものということが出来る。⑪は、昭和25年に35であったものが現在38、わずかではあるが上昇している。

これに対し、中位農家群と下位農家群の間にはかなりの移動がみられる。中位農家群から下位農家群に下ったものは④⑬、反対に、下位から中位に上昇したものは、⑧と⑳である。とくに⑳の上昇は著しい。他の農家はそれぞれ中位、下位農家のなかの移動であるが、中位農家群のなかで上昇をしめしているのは、⑨②⑬⑱⑫の5戸、ほとんど変化のなのが⑦⑮、下降しているのが⑩である。また下降農家群のなかでは、⑭⑳が上昇、⑳⑤がほとんど変化なし、③が下降している。(註5)⑥および⑱は、昭和30年以降の入植である。

このように、上位農家群は、上昇してきた⑪を除いては①⑱ともその地位は、比較的固定化していると考えることができる。これらの農家が上位に位置づけられる理由をさぐると、(註6)「親の代からの土地、財産」を、その理由としてあげたものは、全体の7割強に達し、ついで経営能力にすぐれている。

第8図 昭和25-30-35年にかけての部落内各農家の社会的階層序列の変化



あるいは、相当に頭を働かせているなど「経営能力」をあげたものが、全体の5割に達する。前者は親の代からの財産もあり、耕地面積が大きく農業経営の規模が大であるという形で表現せられるものである。このほかの理由は、はるかにおち、「農業技術」「土地拡大」1.8割、「年令」「家族労働力」「土地条件」「畑の自宅からの距離」「研究心実行力」をあげたものは、それぞれ0.7割程度となる(註7)。

つまりここにおいて特徴的な点は、「親の代からの財産=経営の規模的優位性」と「経営能力」という二つの要素が結びついて、これが、上層農家を上層農家として位置づける理由とされている点であろう。村役場の資料によると第36表のように、経営総土地面積において、14~20町に達する農家は、6戸に達する。しかしながら、たとえば、⑩⑮⑱などは経営総土地面積においては、他の3戸と同様広い規

模をもっているにもかかわらず、部落の社会規範の中で、中位農家として位置づけられるのは、「経営能力」がそれに併わないからだとも考えられるのである。

これに対して、下位に位置づけられる農家に対するその理由は、「経営能力なし」をあげたものが全体の4割、「真剣味なし」をあげたもの35割、両者をあわせあげたものもあるから両者を含めると6割、「家族成員の不健康(病人)」をあげたもの

の4割、「労働力不足」1.2割、「子供多し」0.6割、この三者を含めると5.8割、「資金ぐり悪く負債ふえるとか、資金不足、あるいは耕地確保のための負債」をあげたものは3.5割、「土地の狭さ」をあげたもの2.4割、この三者を含めると約5割、また「凶作時に入植」をあげたもの3.5割、「身体的(精神的)欠陥」をあげたもの2.4割、また家庭内のいざこざが影響するという形で「家庭不和」をあげたもの1.8割、その他となる。つまり、上位に位置づけられる農家と裏はらの関係で、経営能力なし、真剣味なしという形で「経営能力」と、また「資金不足、土地不足」がそれらの農家が下位に位置づけられる大きな理由と考えられている。「凶作時に入植」もこの物的基盤とかかわる要素であろう。と同時に、家族成員の病気などの労働力不足もここでは大きな要因として考えられている。

このようにみえてくると、この部落においては「経営の規模」と「経営能力」とが、そうしてまた家族内保有労働力の量が、経営を伸長させ衰退させる大きな要因として考えられているということがわかる。そうして家庭内のいざこざはとりあげられているが

第36表 部落内各戸の耕地  
総土地所有状況

	I, 耕地規模別区分	II, 経営総土地面積区分
①	A	A
②	C	C
③	D	B
④	D	B
⑤	E	D
⑥	F	D
⑦	C	B
⑧	D	C
⑨	D	B
⑩	C	A
⑪	B	A
⑫	E	C
⑬	D	B
⑭	A	B
⑮	C	A
⑯	F	D
⑰	B	B
⑱	E	A
⑲	B	A
⑳	E	C
㉑	C	C
㉒	F	B

(註) I. 第6図の註参照  
II. A=14~20町  
B=10~14"  
C=5~10"  
D=5町以下

生活諸様式ないし水準にまでたちいった評価はここでは一般的ではない。たとえば、昭和25~30年から35年にかけて、社会的階層序列が中位から下位に下落した④に対する評価は、「元商人で農業する気なし」という評価に要約できるし、下位農家群の中では上昇していた⑭に対する評価は、「土地広いが土地改良せず生産上らず経営能力不足、家族健康不良、世帯主に家族成員を統制する力なし」、下位農家群の中でも下落している③に対する評価も同様「農業に対する真剣味なし、経営能力なし」に要約できる。反対に社会的階層序列が下位から中位に上昇した⑩に対する評価は、「家庭のみだれが段々好転した」「本人が頑張つてやる気があったので経営も上昇した」という評価になる。しかし、この⑩の場合、家族成員の成長にもなつての自家保有労働力の増大も無視できない要因であろう。また、⑩とともに上昇した⑧に対する評価は、「分家をしてから協和に土地を換えて、土地条件よく、借金も少なくなり良くなっている」というもので、同様、中位群の中で上昇している②の場合は、「借金が少なくなっている」という点に、また同様の⑦に対しては、「分家してすぐで作が悪かったのが順調になった」「経営能力がついてきた」という評価に要約できる。

このように、この部落においては、親の代からゆずりうけた財産(物的基盤)が、経営能力に結びついて、すなわち、この両者が結合して、経営に対する社会的序列づけの評価基準が形成されているところに大きな特色がある。借金が減少、土地条件の好転あるいは家族員の不健康は、前者すなわち生産の物的基盤の上昇につらなり、家族の不和また世帯主に家族成員を統制する力なしは、経営能力に、すなわち、全体としての生産組織体の経営能力に結びつく側面であると考えられることができる。とくに上層に位置づけられる農家がいずれも、単に財産がある。経営規模が大きい。あるいは労働力が豊富だ。仕事熱心だという評価だけではなしに、親からゆずりうけた物的基盤(大きい経営規模)が、経営能力と不可分に結びついていることに注目しなければならぬ。

ところで、このように、この部落の経営に対する社会規範が、経営能力に結びつけられている以上、少なくとも、この部落の中には、自他ともに認める営農推進上のリーダーが、社会的階層序列の上位の農家の中に存在するはずである。先にわれわれは、こ

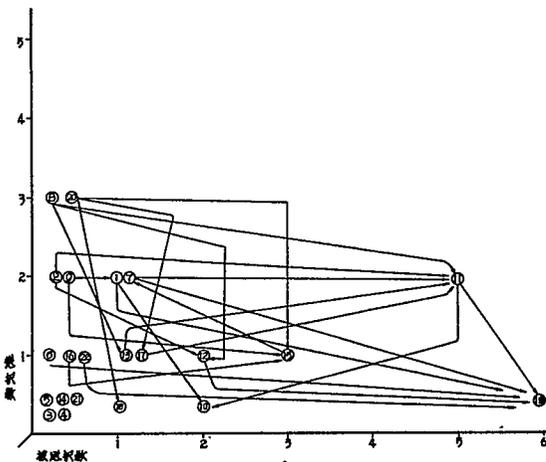


のあう expressive なグループも、たとえば、⑩を選択したものが6人、⑪を選択したものが6人というように部落全体から見ると、いわばその中のサブグループを構成するにすぎなかった。

このような生産過程での、また気持の上での諸関係は、実際に部落の実行組合の会議の席上での討論のさいに反映されてくる。つまり、圧倒的多数の意見が⑩を中心として、⑩によって代表されるという構造をただちにこの部落会議はもつわけではない。

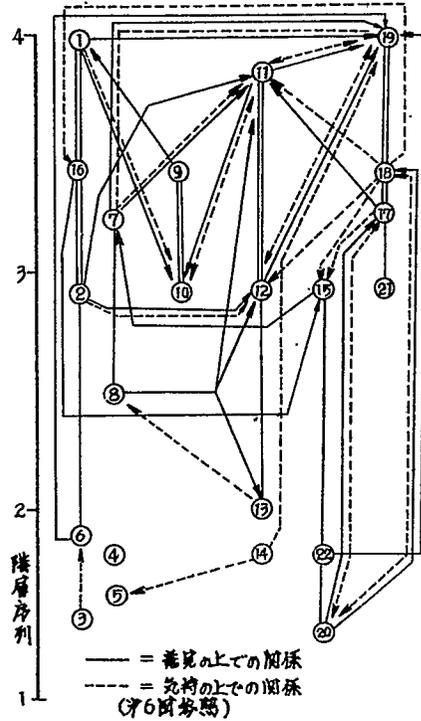
実行組合の席上、自分の意見にもっとも近い意見をはくものとして⑩をあげたものは、①⑥⑦⑪⑫⑫の6戸である。⑩は、誰もあげていない。また⑪をあげたものは②⑦⑧⑬⑱の5戸である。⑪は、⑩と⑩をあげている。またここでは⑮が⑨⑯⑳の3戸から選択され⑦を選択している。ここにおける特徴として、われわれはたとえば、気持の上では必ずしも⑩を選ばなかった①⑥⑫なども⑩を選んでいること、また気持の上ではかならずしも⑪を選ばなかった③⑦なども⑪を選んでいるということ、そして、気持の上では⑩⑪を選んだもののすべてが意見の上では、必ずしも両者を選んでいないということをあげなければならない(第9図)。つまり、気持の上の選択と意見の上の選択とは、かならずしも一致しない。気持の上では、選択—被選択関係をもたなかったものが意見の上では、かかる関係をもっている。しかし、次に第8図に示した生産過程での諸関係の社会階層別の結びつきの図をもとにして、かかる

第9図 実行組合の席上で本人に最も近い意見をはく者



意見の上での諸関係と、前述の気持の上での諸関係をクロスすると、そこに次のような特徴点があることを指摘しないわけにはいかない。(第10図)

第10図 社会階層別、気持の上および意見上での諸関係



すなわち、⑩—⑬—⑱—⑳のグループと⑪—⑫—⑬のグループは、気持の上では、⑩—⑬—⑱と⑪—⑫をとおして相互に結びつくが意見の上では、⑪—⑫が⑩にひかれるという形態をとっているということ。そして、前者の⑱および後者の⑬は、おのおの⑩グループ、⑪グループをとおしてのみ、⑩とまた⑪と結びついているということ。第二に、⑨—⑩のグループは、直接⑩のグループに結びつかないということ。このグループは、一方では、①を媒介として①—⑮—⑱のグループと結びつき、一方では、⑪を媒介として⑪—⑫—⑬のグループに結びつく、すなわち、気持の上では、⑪を介して⑩と、また意見の上では、⑪と①をとおして⑩の意見に傾斜するという形態をとっているということ。一方この①—②—⑮のグループは、気持の上では、⑮が⑮から選択されるという関係を、⑩のグループとの間にもつのみ

である。そして②は⑪と⑫を気持の上でも意見の上でも選択している。第三には、生産過程上での⑦-⑧のグループは、もっとも強く⑪-⑫-⑬のグループに結びつき、また⑦をとおして⑭に傾斜しているということ。そして第四に生産過程での⑮を中心とした⑮-⑯-⑰のグループは、⑮は⑱⑲をとおして気持の上で⑲グループに、また⑲は、意見の上でも気持の上でも⑱⑲をとおして、⑱グループに結びついている。第五に、社会階層序列のひくい④⑤③⑱は、⑱が気持の上で⑲に結びついている以外、孤立していること、以上の諸点である。

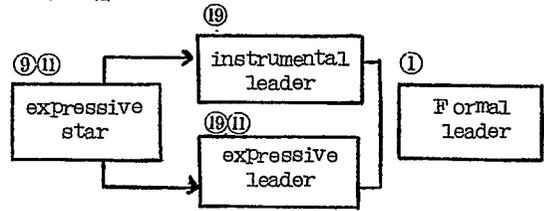
このように、現実にかかこの部落で物事を決定しようとする場合、かなり複雑な小集団が、この部落の中には実際に形成されている。そして、この中で⑲グループと⑱グループが結びついていて、この部落の中でもっとも大きいインフォーマルグループを形成し、前述のように部落全体として⑲がinstrumentalなまたexpressiveな指導者としての地位を、部落の相互認知の中で確立しているのである。このさい⑱が⑲につくexpressiveな指導者としての地位を確立しているということもこの部落の社会構造を理解する上には、大きな意味をもつであろう。

ところで、このような協和第4部落の社会構造は第一章で述べた川向第5部落の場合と比較すると、著しく異なるものである。つまり、この部落の生産過程上での、また生活過程上でのインフォーマルな諸関係の分析結果を、われわれの組織分析の図式によって整理すると、川向第6部落の場合、少なくともexpressiveなスターが、instrumentalなリーダーともexpressiveなリーダーとも結びつかず、expressiveなリーダーは不在、またinstrumentalなリーダーは部落のインフォーマルグループからは孤立した農家として位置づけられた。そして、この農家が、フォーマルな部落のリーダーとしての地位をしめるという特徴がみられた。

ところが、この協和第4部落においては、部落内における生産過程での小集団化、および諸々の社会関係から孤立した農家がかなりみられるとはいえず、インフォーマルな諸関係におけるスターが、expressiveなリーダーとして、またinstrumentalなリーダーとしての地位をしめるという構造をもっている。これらの諸関係は、図式化する

と、次のように表現できるものである。

第11図



すなわち、この部落においてはexpressiveなスターである⑪⑱が、expressiveなリーダーとしての役割を果し、instrumentalなリーダーとしての役割は、⑲が背負うという役割期待の体系をもち、このようなインフォーマルな構造は、少くとも組合長という位座を指標としてみる限り、フォーマルな組織には反映されていない。かかる意味において、この部落においては、⑲のグループの営農推進上で果す役割が、きわめて大きいといえるし、この⑲⑱をピラミッドの頂点として部落の社会秩序が構成されているということもできる。そして、その社会規範は「物的基盤+経営能力」を各経営評価のさいの中心的基準としてもっている。上層農家は親から譲りうけた財産とまた現に経営能力をもつ農家であった。そしてさらに、フォーマルな実行組合組織が、生産過程での大きな役割を果していないという事情とあいまって、このフォーマルな実行組合組織の名目化が、この部落においては、とくに顕著である。

さて、以上みてきたこの部落の中での実質的な営農推進上のリーダーグループである⑲-⑱-⑰-⑯が、昭和35年度共同化に踏み切ったのである。

(註1) この数字は昭和36年度において、実際にわれわれが調査した数字である。前項で用いた村段階での部落の統計数字、及び、われわれの本調査後(昭和36年5月)、端野村農業技術センターで発行した「協同経営の歩み」—三好農園を中心として—記載の数字とは若干異なる。

(註2) 部落全体の社会構造を詳細に分析するさいには、当然、かかる部落のフォーマルな組織構造の詳細な分析が必要となるが、ここでは前述したように、フォーマルな組織構造そのものの紐帯がくずれをみせていることと、また、本稿での主題が協和第4部落における三好共同農園の社会的位置づけであるので、以下主として、この部落における実際の生産-生活過程の間に行きわたっているインフォーマルな諸関係の分析を中心とする。

(註3) 上の組のうち、昭和35年度に共同経営に踏み切った4戸については昭和34年度の実態をとりおさえた。

(註4) 手間のかしかりの調査においても昭和35年度に共同経営に踏み切った4戸については、昭和34年度の実態をとりおさえた。

(註5) 昭和36年度には、下降を続けた④及び下降農家群のなかの⑭が離農した。

(註6) 上層農家として、例えば⑮は①⑩⑪⑯をあげている。また⑰は⑭⑱⑲⑳をあげている。これは第35表にみるごとくである。従つてこの上層農家の理由づけは、個々の農家が実際に上層農家として判定した農家に対する理由づけであつて、前述の

操作にもつて出された①⑩⑱の3戸に限定された理由づけではない。しかしわれわれは、ここではこれらの個々の農家の上層農家に対する理由づけのトータルを、その部落の上層農を上層農として位置づけた社会規範として考える。

(註7.) 以下この事項に関しては、%はいずれもM A計算である。

(註8.) かかる分析視角については、「農業の近代化と農民の生産意欲」(第一篇)、諸論第2節、農民の生産意欲分析の方法及び、第一章第7節「部落」の社会構造と農民のリーダーⅡインフォーマルな諸関係とそのリーダーを参照。

## 第4節 三好共同農園構成戸の生産—生活様式の史的変遷

すでに前項で述べたように、この部落の中で、階層序列もたかく、またもつとも大きいインフォーマルグループを構成していた⑭—⑰—⑱—㉑のグループが、三好共同農園として農業共同化に踏み切ったグループである。しかも、この際、第1年度（昭和35年度）においては、⑭—⑰—⑱—㉑の4戸、第2年度（昭和36年度）においては、これに⑮—㉒が参加、さらに⑭の離農跡地を買いとって経営基盤を拡大、という形で段階的に、この共同農園は発展を遂げている。

この三好農園を分析する際、まず第一に、このような農業共同化に踏み切るに至らしめた各農家の物質的基盤を検討しなくてはならない。従来の個別小農経営の枠組を積極的に取りはずして、大型化するに至ったうえには、やはりそれなりの物質的な理由が、かくされているものと思われるからである。そして、次には、そのような形で、共同化に踏み切った各農家の社会的態度と、また、そのような社会的態度を形成せしめた社会的な状況が、歴史的にさかのぼって検討されなくてはならない。物質的な基盤においては、同様に、経営を大型化せざるを得ない理由をもちながらも、このグループがあえて共同化に踏み切ったということには、他の共同化に踏み切らなかった農民に比して、少なくともその価値志向において彼らと異なった社会的態度と、そのような社会的態度を形成せしめた社会的状況が、そこに用意されていたと考えることができるからである。この節では、前者を検討し、第7、第8節で後者を検討しよう。

三好共同農園構成戸の物質的基盤を検討するにさして、ここではまず、昭和35年に共同化に踏み切った⑭⑰⑱⑲の4戸と、昭和36年度からこれに参加した⑮⑳㉑の2戸について、史的に形成されたその特質を検討しよう。

### 第1項 大野牧場と三好共同農園構成戸との関係

三好共同農園の成立を考えるさいには、これが旧

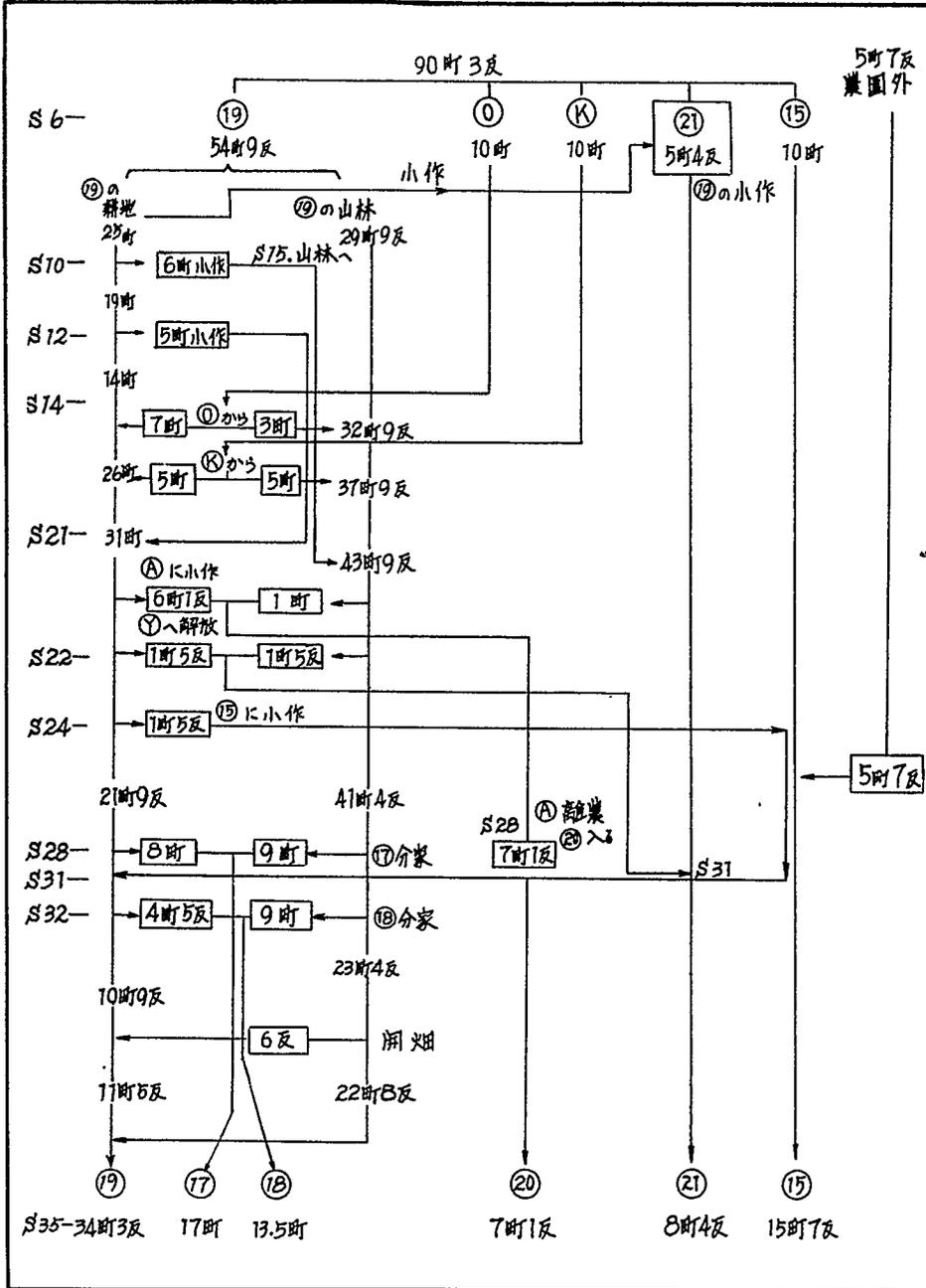
大野牧場の管理人（⑭の先代）とその分家、あるいは小作人を中心として構成されているということにふれなくてはならない。大野牧場の90町3反の地積は、昭和初年の自作農創設のあと、昭和6年には、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱の5戸によって、次のように所有されていた。すなわち、⑭5町9反、⑮10町、⑯10町、⑰5町4反、⑱10町である。<sup>(註1)</sup>その後⑮⑱は離農し、この跡地を⑭が管理、戦後⑭から⑰⑱の分家が創出された。また⑭の所有地には、幾多の小作の出入があつた。そして戦後自作となつた⑭の跡地を昭和28年に購入して㉒が現在地に入植した。このほか、たとえば、⑮が⑭の耕地の一部を小作したり、変遷は多々あるが、⑮の所有地のうち5町7反を除けば、現在の⑭⑰⑱⑲⑳㉑⑮の所有地は、いずれも旧大野牧場の地積である。この年代別の変遷は第38表の如きものだが、次に各戸についてその物質的な生産—生活様式の特質についてふれよう。

### 第2項 各戸の生産—生活様式の史的変遷

#### (1)⑭の物質的生産—生活構造の史的特質

この⑭の家は、明治33年愛媛県伊予から北海道に渡つた。伊予では砂糖商をしていた。道内では、端野の現住地に到着くまで、浦臼（10年間）—山部（8年間）—天塩（8年間）—釧路（2年間）—訓子府（4年間）—止別（2年間）—端野と7回入植地をかえている。浦臼では農業を営み、山部に移つてからは、商店を営み、馬追もする。しかし、ここで事業に失敗倒産する。ふたたび、天塩に百姓として入植、農業を営んだが、ここで祖父が倒れ、二代目（父）があとをつぐ。収奪農業をつづけるうちに作物がとれなくなり、8年間で天塩を去り、釧路に出て労働者となる。丸太や枕木抜採の山子である。しかし、2年間でここを去り、訓子府に移り、ここで山子を使う請負師となる。止別では、5～6人の山子を使つていた。端野村にきたのは、大正1年、柏の皮をはいでそれを煮つめて売つていた。

第38表 旧大野牧場の所有地積の年代別各農家別変遷図



〔土地所有形態の変遷〕  
 大正7年、  
 入植当時、大野牧場の管理人としての仕事のほか、自らも、10町ほどの牧場の土地を小作した。農機具は自己所有であった。農場の権利は大正12年下村育英財団にうつるが、大正15年、3ヶ年支払償還で山林を含め土地を買収した。しかし、資金難から、昭和に入つて、農場の一部を民有未墾地として解放するとともに、償還期間を10ヶ年に延長その後、二度にわたつて民有未墾地の解放を行う。こうして昭和6年には、耕地30町4反と、山林29町9反を所有するにいたる。この

大正7年には、20人ほどの山子を使っていたが、親方(大野一訓子府在住)が賃金を払えず、本人が自分のものを質に入れて山子に賃金を支払つたりするようになった。こうして、事業の先が、みえてくるにおよび、大正7年、大野牧場の管理人として、現住地に定着する。

うち5町4反を戦後までひきつづき②に小作に出した。以後、耕地は昭和10年、6町を小作に出し、この小作が出たあと昭和5年ここに植林、現在山林となっている。また昭和12年に5町を小作に出しこれは戦後もどっている。また、昭和14年には、②の離農跡地(耕地7町、山林3町)と③の離農跡地(耕地5

町、山林5町)を買収、終戦当時総土地面積は80町3反、耕地36町4反、山林48町9反を数えた。小作人は、前記2戸のほか戦時中さらに数戸の流入流出を数え、戦後開放のさいには、㉔に耕地6町1反と山林1町、さらに㉕には、耕地1町5反と山林1町5反、解放総土地面積64町8反、耕地23町4反、山林41町4反となった。かくて、昭和24年、㉖に1町5反の耕地を小作に出し、昭和24年には、21町9反となる。昭和28年には、㉗を分家、分家にさいして耕地8町、山林9町を分割する。昭和30年以降㉘に小作に出した1町5反の耕地を自作するが、昭和32年には、㉙分家にさいして、耕地4町5反、山林9町を分割、耕地は10町9反、山林23町4反となる。その後、山林の開畑を6町ほど行い、現在、11町5反の耕地と22町8反の山林を所有するに至っている。

このように㉚は、すでに先代において、資金難から土地購入のために、なみなみならぬ苦勞をばらったとはいえ、昭和6年において、すでに54町9反の総土地面積を所有、農地改革で2戸の自作農を創設また戦後、2戸の分家を出したとはいえ、その間、戦時中離農跡地20町を買収するなど、中小地主としての地位を確立、現在、なお34町3反の総土地面積を所有している上層農家である。  
〔自家保有労働力の変遷〕

この㉚の家が、大正7年、この協和第4部落に定着したさい、37才の主人(先代)と27才の妻と7才の次男、5才の長女、2才の次女がいた。(長男は大正4年5才で死亡)労働力は18、消費力は31である。その後、大正11年に三女、大正13年に三男(現在の世帯主)大正15年に四男、昭和3年に五男(㉗)昭和6年に六男(㉘)が出生する。長女は昭和11年、次女は昭和14年、三女は昭和19年に、それぞれ嫁ぎ三男は昭和16年から21年まで上京、四男は昭和18年に応召、20年に帰郷、21年には次男が病死、また27年には四男が病死し、28年には主人(先代)が病死している。この三男が昭和22年に24才の嫁をむかえ25年から父に替わって経営権をもった。この三男(現在世帯主)の長男は昭和23年に、次男は26年、三男は28年に出生している。そうして現世帯主の弟㉗は昭和26年の暮に嫁をむかえ、昭和28年に分家、また㉘は、昭和30年暮に嫁をむかえ、32年に分家している。この間の自家保有労働力の変遷をみると、第39表のごとくなり、大正7年から、昭和2年ごろまでの10年間は、労働力18から漸次29に増大したとはい

え、この㉚の家では労働力がもっとも不足していた時期である。その後、自家保有労働力は、漸増し、昭和7年以降は、昭和19~20年の25を除いては、昭和28年まで、いずれも43以上、最高時の昭和26年には、61を保有している。しかし、昭和28年の分家創出後は、自家保有労働力は減少、現在31を保有しているにすぎない。このように㉚においては、入植後10年間の自家保有労働力のきわめて少い時期を経たのちは、自家保有労働力は、恒常的に豊富に保有していたといえることができる。この㉚は、入植後ただちに耕馬2頭を導入、昭和23年に、これを3頭に増加しているが、畜力農機具が当時の主要なる生産用具であった。そうして、この生産用具と豊富な労働力が結びついた。しかしながら、昭和28年以降の労働力の減少は、昭和30年以降、年雇において、この不足をカバーしているとはいえ、昭和22年以降の最低5.7、最高61には及ぶべくもない。しかし、前述のようにとくに分家創出後は、経営耕地規模も減少している。この意味において、この㉚の経営規模は、経営耕地規模の面からも、自家保有労働力の面からもあきらかに減少してきているといえることができる。  
〔作付形態の変遷〕

大正7年、ここに小作農場管理人として入植した当時、いなきび、麦、ビート、ハツカなど自家消費作物と換金作物の両方を作付したが詳細は不明である。大正13年ごろより昭和4年ごろにかけては、えんどうに作付の中心をおき、新開墾地を開き耕地を拡大して行った。えんどうは連作をきらい一回作付ると数年は作付られなかった。㉚の先代は、えんどうでかなりの産をなしたが、地力収奪もはなはだしかったと思われる。大豆は、昭和の初期頃より全耕地の2割、5町前後は昭和30年頃まで毎年作付た。ハツカは、昭和12年前後でやめたが替わって馬鈴薯を昭和12年頃より作付はじめた。むぎ類も5町前後は毎年作付してきた。昭和23年当時の作付の主要な傾向をみると、4割は豆類、2割は麦類、13割が馬鈴薯、ほかはビート、亜麻などである。戦後亜麻は、7反をわったことはない。ビートも7~8反をでることはなく、ハツカは、万葉がでてから、昭和30年(1町3反)、昭和31年(9反)作付たが、手間がかかるのと地力の減退がはげしいので、この2回で終りにしている。

このように㉚においてはこれまで、この地域にお



ける支配的な作付形態である豆類に作付の中心を置いて戦時中から、馬鈴薯、麦類を加えるという作付体系をとってきている。そうして昭和29年の冷害以降は、豆類にかわって、寒冷地作物である馬鈴薯、ビートの作付面積が急激に増加してきている。しかしながら、豆類にかわっての労働集約的な作物の増加は、前述の労働力不足の傾向と相まって、この経営内部において寒冷地作付体系を完成させようと志向する限り、自家保有労働力と作付作物との間の矛盾が、ますます深められていることを認めなければならない。これまでビートがもつとも多くとれたのは、昭和34年の6.200斤、えんどうがもつとも多くとれたのは、大正10年と昭和27年の5俵、小豆は昭和33年の5俵、大豆は昭和25年の5俵、そうして馬鈴薯がもつとも多くとれたのは、昭和27年の65俵である。

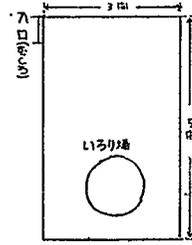
〔生活形態の変遷〕

この⑬の生活は、少なくとも昭和3年まではきわめて苦しかったといえることができる。すなわち、大正7年から昭和3年にかけての家屋は第12図(A)のごとき15坪のもので入口にむしろをかけ、その中央にいろり場を配したものであった。井戸は家屋から50m離れていた。昭和3年にあらたに家屋をたてなおし、第12図(B)のごとき24坪の本造となった。この部落の家屋が本造になったのは、終戦後のことでそれ以前は、中を板ばりにして窓にはガラスを入れたほつた小屋であった。したがってこの⑬が昭和3年に建てたこの家屋は、当時の中小地主としての生活と地位を象徴するものでもあった。この家屋は、昭和29年に第12図(C)のように改築され現在に至っている。入植当時は、5人家族であったにもかかわらず、敷布団3枚、かけ布団3枚の計6枚で、また大正15年までは、主食はいなぎきと麦の混飯であった。昭和のはじめころより米が3割ほど入ったいなぎび、麦、米の混飯となり、昭和12年すぎに、むぎ6米4にこの割合はかわり、いなぎびは入らなくなった。この割合は戦後昭和26年頃より5：5となり、やがて80年ごろより4：6、現在は3：7となっている。入植後、飲料水にはもつとも困り現在まで5回ほど掘りかえている。

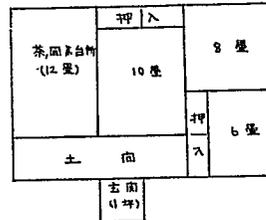
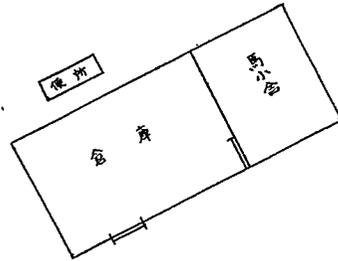
以上のように、この⑬の生活—生産構造の特質は大正7年に入植後、10年間の労働力の不足する時期を経て、主として、えんどう景気と結びついてある程度の産をなし、土地集積を行なうとともに中小地

第12図 ⑬の家屋の変遷図

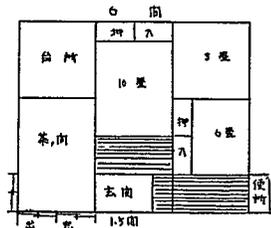
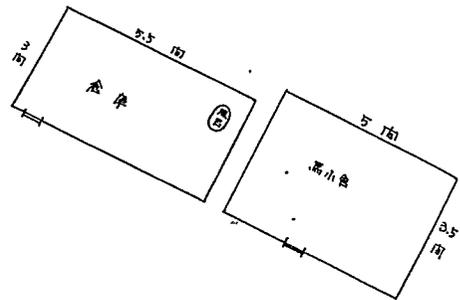
(A) 大正7年～昭和3年



(B) 昭和3年～29年



(C) 昭和29年～現在



主の地位を確立し、以後豊富な自家保有労働力を背景に、20～25町にいたる耕地を、豆作に主力をおいて経営してきたという点でもとめられる。戦後にも昭和28年に分家を創出するまでは、5.7～8.1という豊富な自家保有労働力を維持したが、28年、32年と分家創出後は、自家保有労働力も2.7～3.1と急激に減少。耕地面積も10町前後に減少、同時に作付の労働集約的作物への転換で、経営の規模の減少と同時に自家保有労働力と作付作物との間の矛盾が顕著にあらわれてきている。

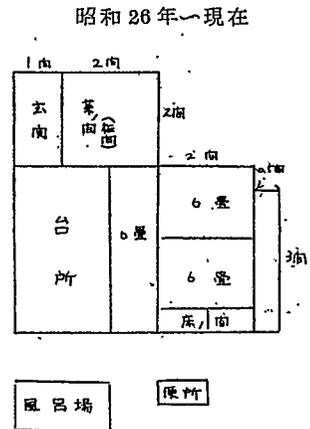
Ⅲ⑰の物質的生産—生活構造の史的特質

この⑰は、昭和28年⑱の分家として、耕地8町、山林9町（内訳—草地2町、原野3町、山林4町）と馬2頭および22坪の家屋の分与をうけて創設された農家である。昭和28年に分家後昭和35年共同化に踏み切るまで、所有土地面積に変化はない。自家保有労働力は分家後現在まで18、増減はない。昭和30年から34年にかけては労働力不足をカバーするため引続き年雇を一人導入していた。現在、長男7才、次男5才である（世帯主38才、妻31才）。分家した当時、昭和28年には、耕馬1頭を導入したが、翌年からは、それを2頭にし、昭和34年まで2頭を確保していた。28年当時、豌豆、手亡、小豆などの豆類と秋蒔き小麦、いも、ビートなどを作付し、この年は収穫もあがり、農産物の価格も高かった。しかし、昭和29年の凶作後、豆類を減少させざるを得なくなり、ビート、馬鈴薯の作付を増加させている。ハツカは、昭和29年に2反、昭和30年に6反を作付したが31年には作付を中止した。理由は、価格は多少高いが手間がかかって採算があわないことによる。昭和33年当時の作付は、およそビート9反、馬鈴薯1町2反、豌豆5反、手亡7反、小豆5反、秋蒔小麦1町である。減少させたといっても豆類の作付面積は1町7反におよぶ。この⑰は、29年の冷害で21万円の借金を背負っている。現在住んでいる家屋は、昭和26年嫁を迎えると同時に建てたものだが第13図の如きもので総建坪22坪、主食は米とはだか麦の混飯である。なおこの⑰の家では、昭和33年電気井戸ポンプをとりつけたが、これは現在破損している。このように⑰は、28年の分家後、耕地面積にも増減はなく、また自家保有労働力は、18ともっとも低く、この不足を年雇を導入してカバーしている。そうして、豆類から労働集約的作物へという転換を昭和29年以降計らざるをえなくなって来ている。

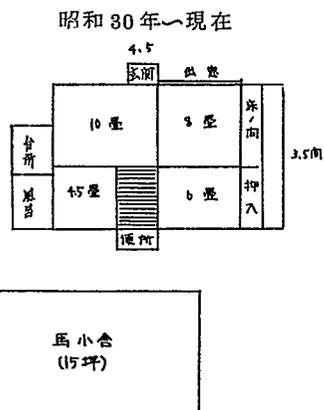
Ⅲ⑱の物質的生産—生活構造の史的特質

この⑱は昭和32年、⑰より畑4町5反、山林原野草地9町、細羊1頭、22坪の家屋、15坪の畜舎、その他ブラオ、除草ハロー、整地ハローのおの1、現金10万円の分与をうけて創設された農家である。分家後、現在まで、13町5反の総土地面積に変化はないが、昭和33年、34年と原野を5反ずつ開畑計1町ほど耕地面積をふやしている。したがって、昭和34年の共同化前の段階においては耕地はおおよそ5町5反、山野原野草地8町となっている。しかしながら、このような開畑と同時に、畑の土地改良も行なっている。自家保有労働力は、分家後18以上を出ることはなく、昭和34年度には、年雇を1人導入している。そうして、昭和32年に長女、34年に次女が、それぞれ出生して現在に至っている（現在、世帯主30才、妻27才、長女4才、次女2才）。昭和32年当時の作付は、豆類1町5反、馬鈴薯1町、ビート9反、麦類8反である。この経営は昭和32年、冷害資金80,000円を導入している。現在の家屋は第14図のごときものだが、主食は昭和32年には麦70%、裸麦30%、34年から米100%のものである。

第13図 ⑰の家屋図



第14図 ⑱の家屋図



このように、⑬は、⑰と同様分家後、総土地所有面積は変化なく、また自家保有労働力も18にどまり、昭和34年度においては、年雇を導入して、この不足をカバーしているが、⑰と異なる点は、耕地面積を拡張するなど耕地の土地改良を積極的に行っている点であろう。

(V)⑱の物質的生産—生活過程の史的特質

この⑱の家は、明治40年頃、宮城県仙台市から、北海道に渡ってきた。内地では農業をしていた。道内では、4回ほど入植地を替えている。夕張→訓子府→不明→協和と、この部落には大正9年大野牧場の小作人として定着した。5町4反の耕地を小作して戦後に至った。地主は⑳である。農地改革により、この5町4反が自作地となり、昭和31年、草地1町5反と耕地1町5反を離農する㉙(註2)から購入(反7,000円、大部分自己資金、一部農協から借金)昭和34年度現在、耕地6町9反、草地1町5反である。

入植時の自家保有労働力をみると、大正9年には明治14年生まれ之母と、明治34年生まれの長男と、大正9年生まれの長女の三人、自家保有労働力は160である。大正10年より昭和4年までは180、以降漸次増大し、とくに長男が26才の嫁を迎えた昭和8年以降は280、やがて昭和10年310と、昭和17年長男(当時の世帯主)および長女が死亡するまでこの経営は30以上の自家保有労働力を保持する。昭和17~19年にかけては、自家保有労働力180~165とこの経営では、もともと自家保有労働力の少ない時期を迎えるが、戦後、子供の生長にしたがい、20以上は確保、昭和25年には310となるが、26年妻が他出自家保有労働力は210に減少、その後、昭和29年には260に増大するが、こゝで子供たちのうちで、もともと年長の長女が嫁き、ふたゝび自家保有労働力は230に減少、やがて、昭和10年生まれの現世帯主および昭和15年、18年生まれの妹二人の生長につれて、昭和35年度末現在、この経営は2.60の自家保有労働力を確保するに至っている(第40表)。

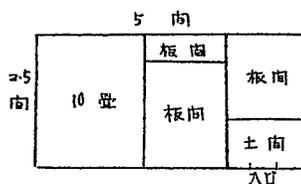
耕馬は、昭和33年までは1頭、それ以降は2頭である。作付の変遷の詳細は不明である。昭和34年度現在の作付は、次項で詳細に述べるように、豆類2町2反、ビート1町6反、馬鈴薯1町、小麦1町がその主力である。この経営は、昭和31年に21万円の資金を、冷害および営農資金として農協から導入している。現在の家屋は、昭和31年に建てなおしたもののだが、それ以前は、第15図(A)のように12.5坪の家

であつた。畑への距離が遠いので、せまいため15坪のものに建てかえたわけである。井戸は昭和31年にはじめて掘った。それまでは、沢の水を使っていた。主食は、ここに入植した当時から、いなきび、そば、麦の混飯をながく食べていた。米5分、麦5分の食事をたべだしたのは昭和19年頃からである。現在は米が主となった麦飯である。

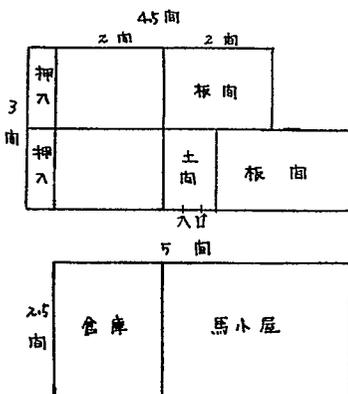
このように、この⑱は、ここに入植以来戦後まで⑳の小作としてその生活をたててきたが自家保有労働力が上述したような理由により正常な直系家族形態をとる家族に比してきわめて少なく、またその中軸となるべき世帯主の死亡などにより、これまでの農業経営は、きわめて苦しかったと思われる。近年、その子供の成長につれ自家保有労働力も漸次増大し、その長子は、昭和36年には嫁を迎えるに至っている。また昭和31年には耕地を拡大、この

第15図 ⑱の家屋の変遷図

(A) 昭和初年~昭和31年



(B) 昭和31年~現在



意味においてもこの⑱は、昭和30年以降、ようやく上昇線をたどりつつある農家として位置づけることができる。しかしながら、昭和34年度現在、自家保有労働力2.6であり、決して豊富であるとはいえない。

(V)㉚の物質的生産—生活構造の史的特質

この農家は、福島県から大正7年渡道した。7月池田牧場に奉公人として入植したのがここへの定着の最初である。大正8年、小作として独立したが、大正7年から9年にかけては、畑が足りずに(開墾

がすすまず)不足分は冬の山仕事、炭焼で補って生計をたてた。池田農場が崩壊するにおよび、星牧場へ籍をうつし、しばらくは、妻が百姓、主人は北見のK請負師のもとで8年間、この近辺を土方としてあるいた後百姓をはじめた。しかし星牧場が分割されることになり、そこを出て現在地にうつり、大正14年民有未墾地の開放をうけ、また北見市の㊦の小作、㊧の小作をしたりして戦後を迎えた。農業を専業とするようになったのは大正14年頃からである。〔土地所有形態の変遷〕

大正8年池田牧場で小作をした当時は、1戸分5町をかりうけた(耕地3町、山林2町)。大正12年に星牧場にうつり、1戸分5町をかりうけたが、大正12年には、耕地4町、山林1町であった。大正14年には、現住地に移って、民有未墾地2戸分の解放をうけた。25年払の60円であったが、年々払い込む額は、小作料と同じぐらいの額だった。戦後のインフレ時代に全額払いこんでようやく自己所有地となった。10町のうち7町5反は耕地、2町5反は山林であった。しかし、昭和2年に7町5反の耕地のうち土地条件の悪い3町5反を植林、あらたに北見市の㊦から1戸分(5町)を小作した。うち耕地が4町4反、山林は6反であった。したがって耕地は8町4反(うち小作4町4反)山林6町6反(うち小作6反)であった。こうして戦後を迎えるが、昭和28年には㊧から1町5反を小作、さらに昭和24年には、同村㊦からこの附近の耕地と山林1戸分(耕地3町2反、山林1町8反)を馬一頭と交換で入手、同時に北見市㊦の小作1戸分を止める。こうして、昭和24年には、耕地8町7反(うち小作1町5反)山林7町8反(小作なし)となる。さらに昭和30年には、㊧の小作をやめ、耕地は7町2反となり現在に至っている。

このように、この㊦は、大正7年この部落に入植以来、大正14年まで転々と住所を変えるが、14年以降は現住地にとどまり、2戸分自作、1戸分小作の自小作の経営を営むが、自作地の年払の払い込み金がある以上、実質的には、戦後まで8戸分の小作の生活内容と大差をなかつたものと思われる。したがって、この㊦が、自作としての経営を本格的に営むのは、戦後昭和24年以降のことである。この㊦はこの意味において、入植後長い年月をかけて漸次経営基盤を確立しつつある経営として位置づけることができる。

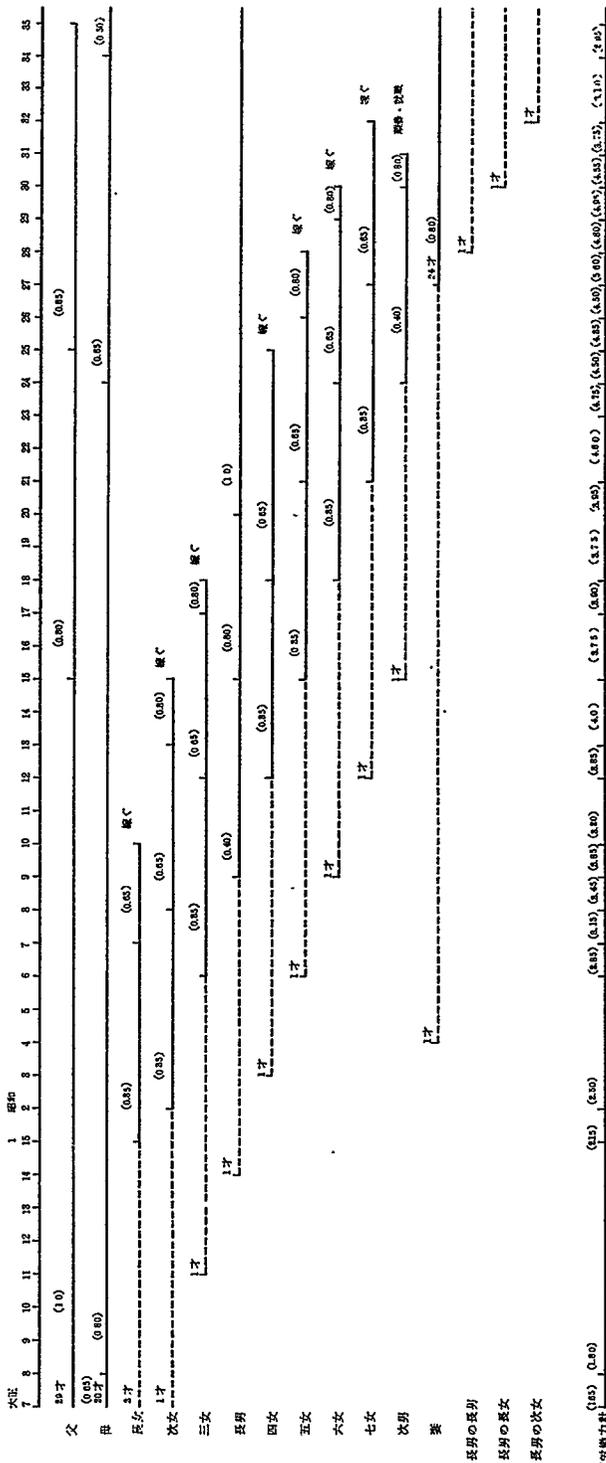
#### 〔自家保有労働力の変遷〕

しかしながら、この㊦の自家保有労働力の変遷をみると、自家保有労働力の面ではこれまでの経営基盤に相応する労働力を、現在では保持していないしまた近い将来においても保持できないという点が特徴的である。すなわち、大正7年、この㊦が、この協和部落に入植した当時は、主人29才、その妻20才と1才の子供がいた。したがって自家保有労働力は1.65である。当時2才の長女は、昭和10年に嫁ぎ、1才の次女は昭和15年に嫁いでいる。このほかこの㊦は、入植してから大正11年に三女(昭和18年に嫁ぐ)大正14年に長男(現世帯主)を、昭和3年に四女(昭和24年嫁ぐ)昭和15年に次男を(昭和31年離農、他産業就職)それぞれ出生している。大正14年に出生した長男は、昭和27年に、昭和4年生まれの嫁をもらい、昭和28年には長男、30年には長女、32年には次男をそれぞれ出生している。現在の世帯主に経営権が移つたのは、昭和25年、父親が61才(数え年)世帯主が25才の時である。この間の自家保有労働力の変遷をみると、第41表の如く大正7年～8年には1.65、以後大正15年までは労働力1.8、この経営としては自家保有労働力もつとも少ない時期をへたのち、民有未墾地として2戸分の解放を受けてから、子供の成長とともに労働力はしだいに増加し、昭和7年以降、戦後までは、3.15～4.0の間を前後する。つまり前述の土地所有形態の変遷とてらしてみても、この間にこの経営は自作農としての営農基盤を確立したとみることができる。そうしてこの時期においては、あまつた労働力は㊧へ出面に行くという形で消化された時期も含まれている。しかし、両親の老令化と子女の相つぐ結婚と、次男の離農、他産業就職にもなって、この経営の自家保有労働力は昭和31年以降減少をはじめ、昭和34年度においては2.95を数えるのみとなっている。家をついだ長男が、第4子であるというこの家族の形態からいって、近い将来においても急速な自家保有労働力の上昇は望めない。この意味において、この㊦は、戦後展開、確立してきたところの農業生産様式を自家保有労働力の減少に見あつた形で再編せざるを得ない現状に追いやられているといえる。耕馬は、大正12年にはじめて1頭導入し、以降昭和35年まで、1頭である。

#### 〔作付形態の変遷〕

大正7年、この部落に入植した当時は主としてえ

第 4.1 章 自 家 保 有 勞 働 力 の 衰 減



んどり、えごま、春小麦を1:1:1の割合で作付していたが、大正14年、民有未墾地として、2戸分の開放を受けてからのちは、えんどり、手亡など豆類に作付の重点をおき、裸麦、春小麦、馬鈴薯などを作付た。しかしながら、昭和7、8年頃までは労働力不足になやまされ、出面を入れる金もなく耕地は荒廃していた。昭和10年になると、裸麦、麦、小麦の麦類、馬鈴薯などに作付の重点を変更したが、この時代にはビートも作付している。戦後は、馬鈴薯、裸麦、春小麦などを作付け、昭和25年以降豆類の作付比率が増大してくる。しかしながら、昭和29年の冷害後は、たとえば昭和30年を例にとるとハッカ(3町)、馬鈴薯(1町)、裸麦(1町)など豆類以外のものがその主力となってくる。しかし、その後、ハッカの作付比率が減少し、馬鈴薯、ビートが増加、豆類の比率も漸次回復してきている。

このように、この⑮の経営においては、大正14年以降、豆類を中心とした商品生産を行なうが、戦後の冷害後には、ハッカ、馬鈴薯、ビートなど労働集約的な作物の選好が特徴的である。しかしながら、前述のように自家保有労働力の減少は、この経営にとっても、大きな障害となっていることを認めざるを得ない。

〔生活形態の変遷〕

この⑮は入植以降、4回ほど家屋をかえているが最初大正7年~昭和初年までは、第16図(A)の如きハッカ釜の小屋を改造して作った7坪の掘建であった。壁はわらで屋根は草、床は土にむしろを敷いたもの。窓には紙をはり、入口にはむしろをかけた。冬は馬小屋兼用であった。その後、第16図(B)の如き95坪の家をたてたが、これも掘建草ぶきである。壁

は、内側は板、外側はわら、屋根は草、床は畳と板を敷いた。入口は板戸にし、障子も入れた。この家が昭和8年火事で全焼、次に第16図(C)の如き10坪の家を建てた。前の家屋と同様、堀建草ぶきであるがこのときはじめて馬小屋、物置なども建てた。この家屋が、土壁、板ぶきの本建築になったのは、昭和24年のことである。第16図(D)の如き総建坪21坪である。

このように、この⑮においては、昭和初年において堀建とはいえ、住生活もやや改善され、戦後、昭和24年後本建築のものとなっている。主食は、大正7年入植以来いなきびと裸麦の混飯であったが、昭

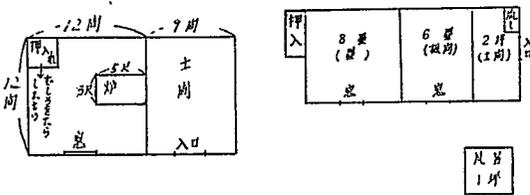
和12、13年頃より米3、麦7の米食がはじまっている。戦後、昭和20年の冷害期には、小麦、えん麦、そば、いなきび、いもなどが主食となったが、その後は、米3麦7の主食にかえった。しかし、いなきびの補食は、昭和28年頃まで続いている。昭和29年の凶作時には、いなきびもとれず、えん麦、小麦、馬鈴薯を主食とした。現在は、米7麦3の混飯が常食である。飲料水は、昭和24年庭先きにつるべ井戸を掘った。この井戸は、昭和30年にポンプに直した。夜具は、入植当時に敷布団2枚、かけ布団2枚、家族が8人になった昭和7年においても敷布団4枚、かけ布団5枚である。昭和34年には(家族7人)敷布団7枚、かけ布団8枚であるが、夜具が人数に応じて揃ったのは昭和31年以降のことである。つまりこの⑮においては、大正7年この部落に入植以降約8年間は自家保有労働力も少なく、きわめて苦しい時期を送ったが、それ以降は、土地も安定し、農業を専業とするに至っている。とくに、昭和8年の火災で家屋を一回焼失後は、自家保有労働力も比較的豊富であり、農業経営が比較的順調に進んだ時期であるといえることができる。しかしながら、この経営が、もつとも伸長したのは戦後、土地代金の払込みが終り2戸分の土地が、実質的に自作地となってからであろう。この時期には、自家保有労働力も最高であり、家屋も本建築のものに建て直している。こうして昭和30年以降、生活程度も、やっと人並になるといえる時期を迎えるが、同時にとくに昭和30年以降、弟妹の結婚、離家と両親の老令化にもなつて自家保有労働力の減少がいちじるしくなっている。昭和34年から35年にかけては、戦後の最高時より自家保有労働力は、26%減少している。そして、この経営にとつても、昭和29年の冷害以降は作付を労働集約的作物に集中せざるを得ないという状況は、他の農家と同様、もたらされている。この意味においても、この農家が直面している矛盾は大きいといわなければならない。

(VI) ⑳の生産—生活構造の史的特質

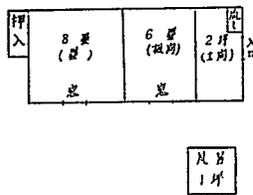
この農家の本家は、明治35年、石川県から渡道した。内地では農業を営んでいた。端野村二区へはじめて入植し、その後忠志へ移った。長男は、家を継がずに北見市に出て鉄道員になった。次男は端野二区の叔父の家へ養子として入り、叔父の家を継いだ(田4町、畑3町)。三男が、忠志で本家を継いだ(田8反、畑6町)。四男は端野二区へ分家(田2

第16図 ⑮の家屋の変遷図

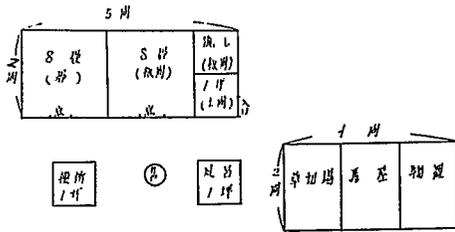
(A)大正7年～昭和初年



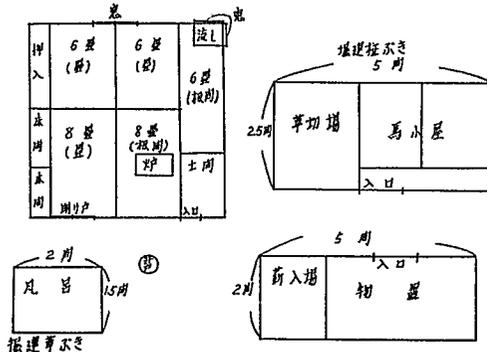
(B)昭和初年～8年



(C)昭和8年～24年



(D)昭和24年～現在

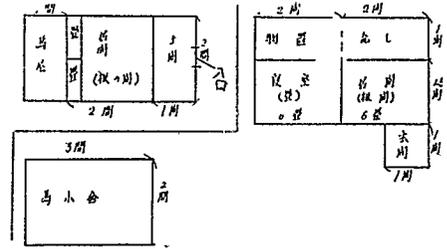


町、畑3町）、五男は忠志で分家（田6反、畑4町、乳牛2頭）それぞれ成功している。このほか長姉は北見市へ嫁ぎ、末弟（七男）は鉄道員である。本人は六男である。昭和28年、この協和部落に入植した。分家に際して財産分与はなく、家屋建築を援助されたのみである。この協和に入植に際しては、農協から土地代金として35万円、生産資材購入費として10万円、その他営農資金として8万円を借入。負債整理は、昭和32年より開始、現在返却したものは利子を含めて約20万円、まだ18万円の政府資金と16万円の農協短期資金の負債が残っている。この部落への入植に際しては、戦後⑩より独立して自作農となった④の離農跡地を買いとった。当時、耕地は約5町4反、山林原野1町7反、計7町1反であった。その後、土地所有面積に変化はない。昭和28年入植当時は、主人36才、妻27才、長男9才、次男7才、長女5才、次女3才であったから、自家保有労働力は18、その後三女を出生しているが、子供の生長にともない、昭和29～31年には自家保有労働力22、31年～33年26、33年～34年2.95、35年33と漸次上昇をせしめている。この②が昭和20年分家、結婚して忠志で農業を営んでいた当時は、この経営にとっては自家保有労働力もつとも少なく、したがってもつとも苦しい時期であったといえることができる。自家保有労働力の面からは、この経営は、いま上り坂にある。そうして耕馬は昭和30年以降1頭所有している。しかしながらその作付体系は現在においても依然豆作中心である。すなわち、昭和28年当時の作付は、菜豆（1町5反）大豆（9反）馬鈴薯（8反）と豆類に主力があつたが、昭和29年の冷害後は、ハッカ（1町2反）えんどう（1町1反）とハッカの作付をはじめている。ハッカは、サビ病が発生し収量が落ちたので33年には、作付をへらし、昭和34年度は中止、昭和34年度の作付をみると、ビート（8反）馬鈴薯（7反）などの寒冷地作物の作付も行っているが、豆類は依然2町2反5畝（35年菜豆1町6反）とその作付の中心をなしている。

このように、この②は昭和28年入植後、29年の冷害あとの2・3年を除いては、引きつづき豆類中心の作付を行っている。昭和28年、この協和第4部落に入植時は、1年間、前住者の住んでいた第17図(A)のごとき総建坪8坪の掘建に住んでいたが、昭和28年秋に第17図(B)のごとき本建築の家屋を建てた。総建坪11坪である。主食は、入植当時から現在まで米

第17図 ②の家屋の変遷図

(A) 昭和28年 (B) 昭和28年～現在



6分麦4分の混飯である。飲料水は近くの沢水を昭和35年9月まで使用していた。9月に井戸ポンプをはじめつけた。夜具は、入植時は敷布団4枚、かけ布団4枚、現在は、1才の子供を除いては家族成員にそれぞれ上下一枚ずつ、計12枚が用意されている。

このように、この②は、この部落への入植がもつともあたらしい点、また入植にさいしていちじるしい負債を背負って、この部落での農業生活をはじめたため、生活内容も現状においてはかなりきびしい点に他の農家とは異つた大きな特徴点がみられる。このグループの中では、負債額も、もつとも多い。しかし、この②のもう一つの特徴点は、自家保有労働力が、ようやく上昇をたどっている点にもとめられる。しかしそれにもかかわらず作付体系は、入植以来豆類中心主義である。

### 第3項 三好共同農園構成戸の生産—生活様式の史的特質—

以上三好共同農園の構成戸6戸について、その物質的生産—生活構造の史的特質を分析してきたが、結論として次の諸点を指摘することができよう。

#### (1) 生産—生活基盤の史的特質

三好共同農園構成戸6戸のうち、生産—生活基盤がもつともはやくから整備されていたのは、旧大野牧場の管理人として、ここに定着した⑩のみである。しかし、この⑩においても、その生活基盤が、潤滑に回転をはじめたのは、昭和3年以後のことに属する。したがって、その農業生産の歴史は、30数年を数えるのみである。⑩は戦前すでに中地主としての地位を確立、戦後、⑩⑩の分家を創出したとはいえ、その経営土地面積は、30町を越している。しかし、分家創出後、経営の物質的基盤がとくに経

営耕地の面で縮小している。昭和34年度現在耕地面積10町9反である。これに対して、⑩と同様、大正期に入植した⑮の場合は、昭和の初年に経営の物的基盤がやや安定したとはいえ、その本格化は戦後とくに昭和31年以降、経営土地面積もやや拡大、ようやく安定化への方向をもつに至っている。昭和34年度現在耕地面積は、6町9反、ほかに草地1町5反である。また、昭和28年、忠志部落からここに移動してきた⑳の場合、昭和34年度現在、耕地5町4反、山林原野1町7反を所有しているが、入植にさいしての負債がきわめて多く、この負債額は、現在、34万円を数えている。㉑は分家であるが、この経営にとっては、このようにきわめて負債額が多いとはいえず安定化への方向線上にあることは疑いえない。しかしながら、㉑と同様、分家入植である㉒と㉓は、㉑ほどの借財を背負っていない。そうして、それぞれ耕地8町、山林9町、耕地5町5反、山林8町を所有している。

このように、このグループの中では「家」としての農業生産が比較的古くから安定していたのは⑨のみであり、この⑨はまた20町前後の大農経営の歴史もその過去においてもっている。他の成員は、⑭⑮は⑨よりの分家、㉒は⑨の小作、⑮は戦前自作化への段階をもったとはいえ、昭和24年以降ようやく安定した農家、㉑は、この成員の中ではもつとも生産一生活の物質的基盤の零細な農家である。しかも、入植してからの年月が浅い。

### (2) 自家保有労働力の史的特質

しかしながら、生産一生活の物質的基盤を土地所有形態の面からみると、このような差があるにもかかわらず自家保有労働力の面からみると、現在地点（昭和34年度）において、各経営ともおしなべて自家保有労働力が少ないという特徴が、きわだつてくる。すなわち、⑨は昭和32年度からは2.7、それまでの戦後の最高6.1と比較するとその減少はいちじるしい。また、⑮においても、昭和32年から3.1、34年度は2.95と、戦後の最高5.1と比較すると、その減少はいちじるしくなっている。⑭⑮は分家後ひきつづき自家保有労働力は1.8、㉑が、昭和33～34年にかけて2.6、㉒が33～34年2.95である。このように自家保有労働力の面では、各経営ともその保有量はおしなべて少ない。とくに、戦後自家保有労働力を比較的コンスタントに保有していた⑨と⑮の現在の減少はいちじるしい。この両経営にとって現時点が自

家保有労働力の減少の谷間にあるとみることができ。⑭⑮は、現在地点が分家後の自家保有労働力のもつとも少ない時期に属し、わずかに㉑が、自家保有労働力の減少の谷間から増加の頂に向う地点にあるといえる。このグループ各成員の昭和35年の自家保有労働力と5年後の昭和40年の自家保有労働力とを比較してみると（この場合、男子25才以上～30才までの間に5才年下の嫁をもらう。長子以外は分家する。女子は20才以上～24才までの間家を出る。男女とも86才以上死亡と仮定）第42表の如くなり、昭和40年度において1.45増加するのは、㉑のみで㉑は4.75となる。ついで⑨が1.0増加で3.7、⑮が0.75増加で3.5となる。⑩は±0、他は03～04間の増加を示すのみである。つまり、5年先においても40以上の自家保有労働力をしめすのは、近い将来においても少ないといえることは、きわだつている。とくに、⑩⑭⑮は少ない。

このように昭和34～35年度地点においても、また近い将来においても自家保有労働力が少ないというのが、このグループ各戸の大きな特徴である。

### (3) 作付形態の特質

一方、このグループ各戸の作付形態は、史的にみれば、豆作がその中心となっていたということ。そうして、たとえば⑮にみられたごとく労働力があまつたときは、⑨へ出面に行くという形でそれが消化され、労働力の増大が、作付形態の変革に結びつかなかったこと。しかも過去において乳牛を導入したものは皆無であるということ。さらに昭和29年の冷害後、ビート、馬鈴薯など労働集約的な作物への作付の集中が顕著になっているということなどが、その大きな特徴としてあげられる。しかし、この場合においても、一方において、ハツカは労働力がかかりすぎるといえることがその理由の一つとなつて中止

第42表 昭和35年から40年にかけての自家保有労働力の変遷予測

	昭和35年	昭和40年
⑮	2.75 →	3.50 (+0.75)
⑭	1.80 →	2.20 (+0.40)
⑩	1.80 →	1.80 (±0)
⑨	2.70 →	3.70 (+1.0)
㉑	3.30 →	4.75 (+1.45)
㉒	2.60 →	2.90 (+0.30)

されるなど、また、たとえば㊸の場合などのように（註1）この際、名儀上は、㊸および㊸および㊸に豆類への依存が依然つよい経営がみられるなど、寒冷地作物への志向性と自家保有労働力との間の矛盾が、労働集約的な寒冷地農法を確立しようとするほどより顕著にあらわれている。この面からもこのグループが共同化を志向する物質的な理由をみ（註2）㊸は㊸と同様、農地解放により戦後㊸の小作から自作になった農家である。

それぞれ15町ずつ、民有未墾地として解散したことになるが、これは名儀を貸りたのであつて実際には、㊸㊸にそれぞれ10町解放、㊸は5町4反の小作権をもつことになる。

## 第5節 共同化前の各農家の経営の実態の記述と分析

前節でわねわねは、三好共同農園構成戸の生産一生活の物質的基盤を歴史的にあとづけた。そうしてその経営体の現在地点の歴史的に培われた位置と、その特徴をあきらかにしてきた。しかしながら、現実の経営体をみる場合、それらの経営体の実際に利用可能な物質的諸要素にかゝる外的側面と、それらの物質的要素を実際に経営体として、どういう形で統合し、利用しているのか、という経営の内的（人的）側面はわけて考えなければならぬ。もちろん前項においても、後者にかゝる側面として、土地利用の形態の検討を行ってきた。しかし本項においては、現在の共同農園構成各戸の共同化に踏み切る前年度における、すなわち、各経営が共同経営に踏み切るに至ったところの最終年度における経営構造を、経営の外的側面と内的側面にわけてあきらかにする。そうして、各経営体が共同化に踏み切らざるを得なかったところの必然性と、また共同化の初期の段階において、共同経営にそのまゝもち込ま

れた各経営の個体差をこゝであきらかにしよう。こゝにおいては、昭和34年度において共同経営化した⑩⑪⑫⑬の4戸については、昭和34年度の実態を昭和36年度から参加した⑭⑮の2戸については、昭和35年度の実態を記述し、ついでその特徴を分析する。

### 第1項 経営の物質的諸要素と農業所得

この6戸の農業所得をみると、⑩が約85万円でもっとも高く、ついで⑭が59万円、⑮が55万円、⑪46万円と続くが、もっとも農業所得が低いのは⑫29万円である。（註1）

これを経営耕地面積とクロスすると、耕地面積が大きいほど、農業所得が高いという関係が第一に指摘できる。耕地面積114反の⑩がほかの経営に比して、ずば抜けて高い農業所得をあげている。これに

第43表 各農家の物質的経営構造のあらまし

	耕地面積	自家保有 労働力	自家保有 消費力	農業租収入	農業経営費	農業所得	反当経営費	反当農業所得	労働力1当 り農業所得
⑩	114反	3.1	5.0	1,642,026円	795,788円	846,238円	6,981円	7,423円	272,980円
⑪	79	1.8	2.7	869,550	413,216	456,334	5,231	5,776	253,519
⑫	77	2.6	4.3	865,300	279,419	585,881	3,629	7,609	225,339
⑬	67	1.8	2.7	909,979	336,518	573,461	5,023	8,559	31,8589
⑭	72	2.75	5.0	870,017	323,646	546,371	4,495	7,588	193,680
⑮	54	3.3	5.7	478,029	186,227	291,802	3,449	5,404	88,425

ついで高い所得をあげているのが、耕地面積6.5～8町層の⑩⑪⑫⑬、耕地面積5.4町層の⑭がもっとも農業所得も少ない。しかしながら耕地面積6.5～8町層の⑪⑫⑬の4戸においては耕地面積の広狭差と所得額との間の上述の関係はみられない。この4戸の中で耕地面積のもっともひろい⑩が農業所得はもっとも少なく、また耕地面積のもっとも少ない⑭が⑩につぐ第二位の所得額をしめしている。すなわちそこには反当りの農業所得額の相違がある。この反当りの農業所得によつてこの6戸をみると、⑩が8559円でもっともたかく、ついで⑭が7609円、⑮7588円、⑪7,423円、⑫⑬はともに5,000円台である。すなわち、⑩は反当りの農業所得額ではかならずしも高くなっていないが、全体としての耕地面積がひ

ろいために、全体としての農業所得額がたかく、また⑩は反当農業所得が良いために、⑫⑬⑭のうちでは全体としての農業所得額が⑩につぐ金額をしめし、⑭は反当所得額が少いために耕地面積が広いにもかかわらず全体としての所得額は少ない。もちろんこのような差が生じた理由をたずねるには、物質的諸要素の面に限つても、耕地の広狭差以外の、土地の肥沃度、また生産用具の機械化の程度、さらに自家保有労働力の差をみる必要がある。こゝでは土地の肥沃度の問題を後に譲るとして、生産用具としての農機具の所有状況の差と、家畜の所有状況の差、さらに自家保有労働力の差をみてみよう。

第44表の如く、主要農機具をみると、⑩⑪⑫⑬の間には、大きな差はないが、動力農機具はそのほと

第4表 主要農機具の所有状況

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
電動機	×	×	×	×	×	×
発動機	●	●	●	●	×	×
動力脱穀機	●	●	●	●	●	×
動力刈摺機	×	×	×	×	×	×
動力噴霧機	○	×	×	×	×	×
動力カッター	●	●	●	●	×	×
動力撒粉機	●	●	●	●	●	●
宇掘取機	●	●	○	●	○	×
畜ビート掘機	○	○	○	○	○	×
力ハイモータ	●	●	×	●	×	×
用ヘリコプター	×	×	×	×	×	×
農除草ハロー	○	○	○	○	○	○
機噴霧機	×	×	×	×	×	×
具ヘイレーキ	×	×	×	×	×	×
肥料撒布機	○	○	×	○	○	×

- —— 個人所有
- —— 共同所有
- —— 中心的所有者
- ×

第5表 家畜の所有状況

	耕馬	豚	とり	綿羊
⑬	3	1	10	—
⑭	2	—	—	—
⑮	2	—	—	2
⑯	1	—	—	2
⑰	1	1	—	—
⑱	1	—	—	—

んどが共同所有であり、⑬—⑭—⑮—⑱の間で共同所有されているものが多いが、その中心的所有者は本家の⑱である。ハローを例にとつても、⑱はその所有台数をもっとも多く、デスク、ハローを所有するものは⑱のみである。⑱がこのグループの中ではもっとも農機具が整っていたといえる。⑱も⑲と同程度に整っているが、農業所得のもっともおちる⑲は、所有農機具の面においても、他の成員より、あきらかに劣っている。家畜の所有状況に

おいては、⑱が耕馬3頭、⑲⑱が2頭のほかは、いずれも耕馬1頭所有である。このように、農機具の所有状況と家畜の所有状況では、⑱がもっともすぐれ、ついで、⑲⑱⑳のグループでは⑲⑱がわずかにすぐれている。⑲はこの全体の中でもっとも劣っている。

次に自家保有労働力の面をみると、すでに前節でふれた如く、自家保有労働力は各経営とも、けっして豊富ではない。しかし自家保有労働力1当りの経営耕地面積をみると、そこには、各経営ごとにかなりの差が生じてくる。すなわち自家保有労働力1当りの経営耕地面積がもっとも多いのが⑱で、自家保有労働力1当り44町、ついで、⑲⑱が37町、⑲29町⑲26町、⑲16町となる。自家保有労働力1当りの経営耕地面積のひろい⑲⑱はそれぞれ年雇を導入している。したがって、この点からみるならば、年雇を導入していない⑲⑳は、それだけ雇傭労賃費がかゝらないのだから、経営の物質的条件は有利であるといえる。しかしながら、前述のように、自家保有労働力1当りの経営耕地面積がもっとも少ない⑲はそれだけ労働を集約化する条件があるにもかゝらず、反当の所得額ももっともひくい、全体としての農業所得額もひくい経営として位置づけられた。

一方、耕地反当りの農業所得額ではなしに、自家保有労働力1当りの農業所得額をみると、⑱がもっともたかく、32万円、ついで⑲⑲⑲が27～20万円、⑲が8万円台となる。このように⑲は土地生産性という点でも、労働生産性の面でも、このグループの中ではもっともすぐれている。

この両者の関係 — 土地生産性と労働生産性の関係をみると、⑲⑲は土地生産性よりも、むしろ労働生産性がたかい経営として、反対に⑲⑲は労働生産性よりも土地生産性がすぐれた経営として、⑲は労働生産性にも、土地生産性にも劣る経営としてなかなか労働生産性に劣る経営として位置づけることができる。

このようにみえてくると、もっとも農業所得の多い⑲は自家保有労働力は少ないが、経営耕地規模においても、その他の生産諸手段においても、このグループの中ではもっともすぐれ、反当りの農業所得はかならずしも高くないが、労働力1当りの農業所得にすぐれた経営として位置づけることができる。そうして、⑲⑲⑲⑲の農業所得額中位クラスの農家においては、耕地のひろさで中位、その他の生産手

段でも中位であるが、自家保有労働力の面で㉑は劣り、㉒がもっとも有利になつている。しかし、耕地反当りの所得額では㉑がきわだつてたかく㉒㉑がこれにつき、㉑は下位クラスになる。

他方、労働力1当りの所得額でも㉑がもっともたかいが、ここでは㉑がこれにつき、㉒とともに中の上㉑が中の下になる。また農業所得額下位クラスの㉑は、自家保有労働力はこのグループの中でもっとも有利だが、耕地規模およびその他の生産手段においてももっとも劣り、反当り農業所得、労働力1当りの農業所得とも劣つていることが特徴的である。

ところで、このような反当り農業所得、あるいは労働力1当りの農業所得の差が生じた理由をたずねるためには経営の物質的諸要素のみではなく、さらにすすんでそれらの物質的諸要素の具体的な利用形態にまで分析をすゝめなければならない。

## 第2項 経営の人的諸要素と農業所得

### (一) 農業支出と農業所得との関係

さきに、われわれは川向第6部落の各農家の経営

構造の分析のさい、まず巨視的に農業経営費(支出)と農業所得との関係から、各農家の経営パターンを均衡型、支出増大型、維持型、下降型の四つのタイプに分けた。(註2)

均衡型とは、農業支出を少なくすませて農業所得を多くしている経営、支出増大型とは、農業経営費を増大することによつて農業所得額をあげている経営、維持型とは経営費を多くしているが、それに相応して農業経営費が増大していない経営、下降型とは、農業支出も少なく、所得額も少ない経営であつた。そうして、農業支出が少なく所得額がたかい均衡型を、いわば、その地点で、もっとも安定した形で特定の所得額を維持している経営として位置づけた。同様な観点から、このグループの各戸の経営の巨視的パターンをみると次のような特徴が指摘できる。(第46表)

第46表の1 「農業経営費—粗収入—所得額」による各経営の類型化 (a)

	農業経営費指数(反当指数)	農業粗収入指数(反当指数)	農業所得指数(反当指数)	農業粗収入 農業経営費
支出増大型 ㉑	86.5 (99.6)	96.9 (111.6)	104.3 (120.1)	2.7
㉒	83.2 (89.1)	92.6 (99.3)	99.3 (106.5)	2.7
維持型 ㉓	204.5 (138.4)	174.8 (118.4)	153.9 (104.1)	2.1
㉔	106.2 (103.7)	92.6 (90.4)	83.0 (81.0)	2.1
均衡型 ㉕	71.8 (72.0)	92.1 (92.3)	106.5 (106.7)	3.1
㉖	47.9 (68.4)	50.9 (72.7)	53.1 (75.8)	2.6
平均	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	2.4

第46表の2 「農業経営費—粗収入—所得額」による各経営の類型化 (b)

上位維持型	㉓
中位均衡型	㉕
中位支出増大型	㉑
" "	㉒
中位維持型	㉔
下位均衡型	㉖

㉑の特質 — 経営耕地面積が、このグループの中ではもっともひろい㉑は、反当りの経営費を6,981円と、このグループの中ではもっとも多くかけてい

る。全体としての経営費はもっともたかい。そうして全体としての農業所得額ももっともたかくなっているが、経営費を多くかけているため、反当の所得額はこのグループの中ではかならずしも高くはない。経営費をかけるわりに粗収入が増大しない維持型に属していると考えることができる。経営型1に対して粗収入は2.1である。

㉒の特質 — 経営耕地面積が7町9反の㉒は、全体としての経営費は㉑について支出している。しかし㉒よりは、その支出額ははるかに下廻つて、このグループの1戸平均支出額を100とした場合、㉑が

205になるのに、㊸は106をしめすにすぎない。反当りの経営費支出額は㊸㊸とともに中位のグループを形づくっている。経営費支出額1に対して2.1倍の粗収入をあげ、全体としての農業粗収入額では㊸㊸とともに中位のグループ、反当粗収入も中位、農所得額はこのグループの中では5位である。経営費をかける割に所得のあがらない維持型に属しているとみることができる。

㊸の特質 — これに対して、㊸の場合は、経営耕地面積は㊸とほぼ同程度であるが、全体としての経営費ははるかに少ない(指数71.8)。当然、反当の経営費も少ない。しかし経営費1に対して、3.1倍の粗収入をあげているので、全体としての農業所得額は㊸についてたかく(指数106.5)、反当りの農業所得はこのグループの中では中位のグループを形づくっている。この㊸はあきらかに経営支出額が少なく、しかも粗収入のたかい均衡型に入るのである。

㊸の特質 — ㊸は㊸と比較して、全体においても、また反当においても多額の経営費をかけている。指数で86.5(反当99.6)である。そうして、農業粗収入は全体においても反当においても㊸より多い。農業所得額は全体においては㊸よりやや少ないが、反当においてはあきらかに㊸より多く、その指数は120.1となる。農業経営費1に対する農業粗収入の伸びは2.7倍である。この意味において、この㊸は経営費をかけることによつて所得を増大している支出増大型に属しているといえることができるであろう。

㊸の特質 — ㊸は耕地面積は㊸より5反程度ひろいが、全体の経営費は㊸よりやや少ない(指数83.2)当然、反当経営費も㊸より少なくなるわけであるが(指数89.1)、農業経営費1に対する農業粗収入の伸びは㊸と同程度2.7であり、農業所得額は指数で99.3、反当で106.5となる。この㊸は例えば前述の㊸との比較であきらかになるように、㊸とともに支出増大型に入れることができると思う。

㊸の特質 — ところが、㊸の場合、全体においても、反当においても、経営支出額はこのグループの中ではもつとも少ない。しかしこの㊸は経営費1に対して、2.6倍の粗収入率をあげているので、反当の農業所得額は最下位であるが、㊸と400円ほどの差であり、いちどしく低いというわけではない。しかし経営支出費の絶対額と経営耕地面積が少ないため、全体としての農業所得額は下位第2位の㊸よりはるかに下つて、このグループ平均を100とす

ると、その指数は53.1となる。この㊸はきわめて低い地点で均衡している均衡型に入れることができるであろう。

このように前項でみた労働生産性のたかい㊸は、多額の経営費をつぎこむことによつて、現在のこのグループの中では最高位の所得を維持している経営として、つまり上位維持型として、また労働生産性よりも土地生産性の方がすぐれた経営として位置づけられた㊸は、このグループの中では㊸について第二位の所得額をあげているが(中位グループのトップ)、この㊸は、経営費をかけずに、しかもこの地点での所得額を保っている経営として、つまり中位均衡型として位置づけられる。ついで所得額のたかい㊸は、㊸より多額の反当経営費をかけているが反当所得額も㊸より多額になつている。この意味において㊸は中位支出増大型として、また、ついで所得額のたかい㊸も、中位支出増大型として、そうして、このグループの中で所得額第五位の㊸は、全体においても反当においても㊸につぐ経営費をつぎ込んでいながらもかわらず所得額においては下位二位になる経営として、つまり中位維持型として、そうして最後にこのグループの中でもっとも所得額の低い㊸は下位均衡型として位置づけることができる。

## (二) 農業支出の構造と所得との関係

ところでこのような各経営の巨視的パターンのちがいは一体どうして生じたのだろうか。はじめに各戸の農業支出(経営費)の構造を吟味することによつて、このちがいの生じた所以をたずねてみよう。(第47表)

こゝで指摘できる点は第一に、全体としての農業支出のうち、㊸㊸㊸は他の㊸㊸㊸と比較して現金支出のしめる割合が比較的たかいということ。第二に各戸とも、肥料支出のしめる割合がもつとも高く、農業雇傭労働力を導入している農家では雇傭労賃費がこれにつぐ割合をしめしているということ(㊸のみ雇傭労賃費が肥料支出を上廻る)。

この肥料費と雇傭労賃費をとり出して、各経営体を比較すると(第48表)、(1)均衡型に属する㊸と㊸はいずれも雇傭労賃支出がないということ。支出増大型および維持型に属する他の4戸は、㊸を除いては、いずれも反当1000円以上の雇傭労賃支出をしており、とくに㊸においては、それは反当1839円の額に及んでいるということ。(2)この6戸の中では

第47表 各農家の農業経営支出の構造

	購入	自給	農業雇 労賃	種苗費	畜肉用 畜類	肥 料	飼 料	農業薬剤	諸材料	加工原料	光熱動力
上位維持型 ㉑	79.7%	20.3%	26.3	10.0	2.6	25.1	19.3	2.3	5.3	0	0.6
中位均衡型 ㉒	72.4	27.6	0	15.3	1.0	48.9	8.2	2.4	11.3	0	7.3
中位支出増大型 ㉓	77.9	22.1	26.7	10.2	0.7	29.5	7.9	3.0	6.7	0	5.2
” ㉔	64.1	35.9	6.7	16.2	4.0	35.2	18.6	4.2	6.0	0	1.9
中位維持型 ㉕	75.3	24.7	21.8	13.5	(不明)	34.9	8.1	4.3	6.0	0.4	4.0
下位均衡型 ㉖	68.0	32.0	0	18.3	0.8	50.3	13.6	2.9	7.8	0	0.8

	農機具	農用建物 維持修繕費	建物農具 役負担	支 払 小作料	農業被 服費	農業雑 支出	計(実数)
上位維持型 ㉑	3.7	0.8	2.7	0	0.4	0.6	795,788円
中位均衡型 ㉒	0.8	0	1.1	0	3.7	0	279,419
中位支出増大型 ㉓	0.7	6.3	0	0	3.0	0	336,618
” ㉔	0.4	1.6	2.2	0	2.9	0	323,646
中位維持型 ㉕	4.3	0.6	0.3	0	1.9	0	413,216
下位均衡型 ㉖	0.9	—	0.1	0	4.6	0	186,227

(注) この農業経営支出は購入自給の合計である。しかし、この中には農機具、大家畜、建物などの減価償却費を含んでいない。したがって、これらを含めると、農業経営費はさらに増大する。

第48表 各農家の反当農業労賃費および反当肥料費

	反当雇 労賃	反当肥料費	(うち自給分)
㉑	1,839円	1,753円	219円
㉒	0	1,774	253
㉓	1,343	1,480	212
㉔	306	1,583	270
㉕	1,139	1,826	457
㉖	0	1,733	193

㉑㉒が反当の肥料費支出額が少なく、㉑が比較的多いということ。そうして、とくに㉑が

堆肥の投下量が多いということが特徴的である。(ハ)このようにみると、均衡型に属する㉑㉒は、いずれも雇賃支出がない経営体として、また支出増大型の㉓は雇賃支出が多く、肥料費支出が比較的少ない経営体として、㉑は反当雇賃支出、反当肥料費支出ともとくに多くはないが、とくに現金支出の少ない経営体として、そうして維持型の㉑はとくに雇賃支出が多い経営体として、㉑は反当雇賃支出、反当肥料費とも多い経営体として位置づけることができる。つまり、維持型、支出増大型に属する経営体は㉑を除いては、いずれも、雇賃支出が大きな部分をしめていることが特徴的である。

(三) 作目の選好と所得との関係

このグループには、すでに述べたように現在、畜産部門が導入されていないので、各戸とも作目の選好の違いはない。耕種部門からの収入が、その大部分をしめている。第49表のごとく、農業粗収入のなかで、畜産収入のしめる割合はきわめてひくい。㉑は豚1頭の販売収入と、家計仕向の鶏卵収入のみ、㉒は細毛2頭分の家計仕向、㉓は豚2頭の販売収入と鶏および鶏卵の家計仕向、㉔はなし、㉕は細毛2頭分の家計仕向、㉖は鶏卵の家計仕向の収入があるのみである。

(四) 土地利用の形態と所得との関係

したがって、このグループにおいては土地利用の形態のちがいは、耕種部門における作物選好のちがひとなつてあらわ

第49表 各戸の農産粗収入と畜産粗収入の割合

	農産粗収入	畜産粗収入
㉑	98.1%	1.9%
㉒	99.5	0.5
㉓	99.1	0.9
㉔	95.8	4.2
㉕	100.0	0
㉖	98.6	1.4

第50表～第51表のように、このグループ各戸

第 50 表 各経営の作付作物の作付比率 (小分類)

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
米				1.5反 (2.1%)		
裸 麦	40反 (34%)				40反 (50%)	
秋 小 麦	90 (78)	100反(144%)	60反 (89%)	0.7 (96)	9.0 (113)	100反(17.7%)
燕 麦	90 (7.8)	60 (86)	2.0 (3.0)	60 (82)	60 (7.5)	3.0 (5.3)
とうもろこし			0.5 (0.7)	0.5 (0.7)		
種子いも	5.5		2.5	3.5 (4.8)		
一般いも	170 (19.4)	100 (14.4)	6.5 (13.3)	100 (13.7)	140 (17.5)	80 (14.2)
大 豆	70 (6.0)		20 (3.0)	20 (2.7)	6.0 (7.5)	0.5 (0.9)
小 豆	160 (13.8)	20 (2.9)	100 (14.8)	70 (9.6)	5.0 (6.3)	2.5 (4.4)
手 亡	110 (9.5)	120 (17.3)	120 (17.8)	40 (5.5)	7.0 (8.8)	160 (28.3)
大 正 金 時		30 (4.3)		6.0 (8.2)		
豌豆	60 (5.2)	50 (7.2)	4.0 (5.9)	6.0 (8.2)	6.0 (7.5)	4.0 (7.1)
亜 麻	30 (2.6)		2.0 (3.0)		4.0 (5.0)	2.5 (4.4)
ビ ー ト	200 (17.2)	160 (23.0)	156 (23.1)	120 (16.3)	120 (15.0)	7.0 (12.4)
ハ ッ カ		5.0 (7.2)	2.0 (3.0)	5.0 (6.8)		
牧 草	80 (6.9)		10 (1.4)	10 (1.3)	6.0 (7.5)	2.5 (4.4)
デントコーン				0.5 (0.7)		
そ さい	0.5 (0.4)	0.5 (0.7)	1.5 (2.1)	1.0 (1.3)	1.0 (1.3)	0.5 (0.9)
作 付 面 積 計	1160 (100)	695 (100)	676 (100)	730 (100)	800 (100)	565 (100)

(註) A 豆類 C 特用作物類  
B 麦類 D いも類

第 51 表 各経営の作付作物の作付比率 (大分類)

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
麦 類	190%	230%	119%	178%	239%	230%
い も 類	194	144	133	185	175	142
豆 類	345	31.7	41.5	34.2	30.1	40.7
特用作物類	198	30.2	29.1	23.1	20.0	16.8
そ の 他	7.3	0.7	4.2	6.3	8.6	5.3

これはかならずしも所得階層差と一致しないが、所得額が上位の2戸⑯と⑱は、それぞれ下位の成員とは、かなりことなつた作付系列をもっていることに注目しなければならない。すなわち、下位4戸がそれぞれA-B-C-D、あるいはA-C-D-Bの系列をもつものに対して、⑯はA<math>\leq \frac{B}{D}</math>C、⑱はA>math>\frac{B}{C}>B-Dの系列をもっている。ところでこのような作物の選好それ自体は一体どのような意味をもっているのであろうか。最初から、反当純収益のたかい作物を選好する者もあるし、また1時間当労働報酬のきわめて高い作物を選好する者もある。さらに反当肥料費のかからず、反当労働時間の少ないものを選好するものもある。そうしてこれらの選好は少なくとも自家保有労働力の量と不可欠に結びついてくる側面である。

の選好作物の作付比率をみると、第一に共通なる特徴としてあげられる点は、各農家とも豆類の作付比率がもっともたかく、それが全作付面積の4~3割に達しているということであろう。ついで、特用作物が3~1.7割、麦類2.4~1.2割程度が作付られている。作付順位3位以下のものとなると、各農家の差がかなりはつきりしてくる。作付作物の作付面積が多い順にそれを系列化すると次の如くなり、

第1位 第2位 第3位 第4位

- (イ) A — B — C — D 系列 ⑰⑱  
 (ロ) A — C — D — B 系列 ⑯⑰  
 (ハ) A  $\begin{matrix} \nearrow B \\ \searrow C \end{matrix}$  系列 ⑩  
 (ニ) A  $\begin{matrix} \nearrow B \\ \searrow C \end{matrix}$  B — D 系列 ⑱

次に、川向第6部落の分析で用いた各作物の経済的性格指標を用いて、これら各点を検討しよう。参考までに、川向第6部落の分析で用いた各作物の経済的性格指標を再掲すると、第52表のごとくであ

る。(註3) 各作物ごとの経済的性格はいちどるかによって、その経営それ自体の経済的性格はかなりことなっている。したがって、具体的にその経営が如何なる作物をどの程度の割合で選好している

第52表 主要作物別作物の経済的性格

	作物別 反当純収益		1時間当労働報酬		反当労働時間		肥料費	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
米	10929円	100	150円	100	14.25時間	100	2,797円	100
豌豆	9,522	87.1	232	154.7	5.08	35.6	1,329	47.5
ハツカ	7,723	70.1	125	83.3	9.76	68.5	1,307	46.7
小豆	6,290	57.6	198	132.0	5.05	35.4	937	33.5
ビート	4,104	37.6	104	69.3	8.61	60.4	4,194	149.9
菜豆	3,024	27.7	166	110.7	2.81	19.7	1,038	37.1
大豆	2,951	27.0	134	89.3	4.00	28.1	964	34.5
馬鈴薯(種子)	10,939	100.1	177	118.0	9.95	69.8	4,327	154.7
“(一般)”	2,865	26.2	113	75.3	5.03	35.3	2,529	90.4
小麦	2,098	19.2	102	68.0	4.44	31.2	1,543	55.2
裸麦	1,046	9.6	79	52.7	4.79	33.6	1,886	67.4
亜麻	755	6.9	70	46.7	5.09	35.7	1,282	45.8
大麦	-329	-3.0	37	24.7	3.29	23.1	1,162	41.5
とうもろこし	-2,890	-26.4	12	8.0	5.89	41.3	1,501	53.7

(イ)はじめに、主要作物別反当純収益の比較から各経営の選好のちがいをみてみよう。

この場合、指標として用いた作物は、農林省統計調査事務所の昭和34年度、北海道農産物生産費調査報告書に掲げられたもののうちこの部落で作付されている米、裸麦、小麦、とうきび、種子いも、一般いも、大豆、小豆、菜豆、えん豆、亜麻、ビートハツカの13作物である。

したがって、実際にはこの指標外の作物も作付しているから、この指標とした作物の作付比率は⑩で全作付面積の84.9% ⑪で90.6% ⑫で88.4% ⑬で83.8% ⑭で93.5% ⑮で89.4%である。つまり各経営とも作付面積の8~9割がこの尺度で測定される。これによると総合的に、反当もっとも純収益のたかい作物を選好しているのは、⑩であり、米を100とした場合の指数で45.7、ついで⑪が40.8、⑫が39.8、⑬37.7、⑭33.2、⑮32.3となる。(第53表)つまり米を100とした場合、もっとも反当純収益のたかい作物を選好している農家で選好作物自体がすでに米の半分に達していないことを第一に知らなければならぬ。また、このグループで農業所得の

もっともたかかつた上位2農家⑯⑰はこの選好作物のコンビネーションのそもそもの純収益がけっしてたかくないことが特徴的である。一方農業所得において、もっとも低かつた⑱は、この作物選好においても、もっとも純収益性のひくい作物群を選好している。この意味での選好作物のコンビネーションのもっとも上手いのは⑳である。

ところで次に同様の方法により、選好作物の経済的性格から(1)時間当りの労働報酬をみると米を100とした場合、⑩95.8、⑪94.8、⑫93.0、⑬92.1、⑭91.9、⑮86.5となり、⑯の86.5を除いては各経営それほどの差はないが、ここにおいても⑩がもっともたかくなる。⑯⑰はきわだつてたかいはない。⑱の作物選好のコンビネーションは労働報酬がもっともひくい。次に反当り肥料費指数をみると米を100とした場合⑯⑰がもっともたかく78.8と78.6 ついで⑩77.6、⑪77.5、⑫73.6、⑬65.8となる。つまり、そもそもの選好作物のコンビネーションにおいて、⑯⑰がもっとも肥料が多くかかる作物を選好し、反対に⑱はそもそも肥料費がかからない作物を選好している。最後に選好作物の反当りの労

第53表 13作物を指標としてみた各農家の反当純収益指数

農家番号	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
指標・作物作付面積	985反	630反	631反	645反	670反	505反
指標・作物作付面積 全作付面積	84.9%	90.6%	93.5%	88.4%	83.5%	89.4%
米	作付面積 ×100	—	—	1.5	—	—
				150		
裸麦	作付面積 ×9.6	4.0	—	—	4.0	—
		38.4			38.4	
小麦	作付面積 ×19.2	9.0	10.0	6.0	7.0	9.0
		172.8	192.0	115.2	134.4	172.8
とうもろこし	作付面積 ×-26.4	—	—	0.5	0.5	—
				-13.2	-13.2	
種子も	作付面積 ×100.1	5.5	—	2.5	3.5	—
		550.6		250.3	350.4	
一般も	作付面積 ×26.2	17.0	10.0	6.5	10.0	14.0
		445.4	262.0	170.3	262.0	366.8
大豆	作付面積 ×27.0	7.0	—	2.0	2.0	6.0
		189.0		54.0	54.0	162.0
小豆	作付面積 ×57.6	1.6	2.0	1.0	7.0	5.0
		92.16	115.2	57.6	403.2	288.0
菜豆	作付面積 ×27.7	1.1	1.5	1.2	1.0	7.0
		30.47	41.55	33.24	27.7	193.9
えん豆	作付面積 ×87.1	6.0	5.0	4.0	6.0	6.0
		522.6	435.5	348.4	522.6	522.6
亜麻	作付面積 ×6.9	3.0	—	2.0	—	4.0
		18.7		13.8		27.6
ビート	作付面積 ×37.6	2.0	1.6	1.5	1.2	1.2
		75.2	60.16	58.66	45.12	45.12
ハッカ	作付面積 ×70.7	—	5.0	2.0	5.0	—
			353.5	141.4	353.5	
計		3915.8	2375.3	2575.2	2945.1	2223.3
反当指数		3.98	3.77	4.08	4.57	3.32

※注 米を100とした場合

第54表 作物選好からみた各農家の経済的性格

	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
一時間当り労働報酬指数	930	919	948	958	865	921
反当肥料費指数	788	786	776	775	736	658
反当労働時間指数	3.97	4.00	4.04	4.29	3.69	3.30

労働時間指数をみると、米を100とした場合、⑩42.9、⑪40.4、⑫40.0、⑬39.7、⑭36.9、⑮33.0となり、⑯

⑩⑪がそもそもの作物選好において反当労働時間のもっともかゝるものを選好し、⑯は労働時間のもっともかゝらない選好をしていることがここにおいて特徴的である。(54表)このようにみてくるとこのグループの中では、一般的傾向として、⑩がそもそもの作付作物選好において、反当純収益のたかく、また労働報酬のたかい、そうして反当労働時間のたかい作物群を選好し、⑯も⑯について反当純収益と労働報酬のたかい作物を選好しているという特色を指摘できる。

反対に⑭と⑮はそもそも反当純収益のひくい、また労働報酬のひくい、そうして、反当労働時間のすくない作物群を選好しているということが指摘できる。この意味において⑭と⑮はそもそもその作物の選好法がもっとも悪い。

⑩⑪はこのグループの中ではこれらいずれにおいても中位であるが、たゞそもそも反当肥料費指数のたかい作物を選好しているところにその特色がある。しかしながら、すでにみたように全体の農業所得においては⑩がもっともたかく、⑭がこれにつき、また反当農業所得においては、⑯がもっともすぐれ⑩⑪がこれについていた。ここには、それらの作付作物を実際に栽培して、どれほどの反収をあげたかという栽培技術の問題が介在している。

作物のそもそもの性格として、経済性のたかいものであっても、実際に栽培技術がまずく、反収がいちぢるしく低いならば、現実の反当所得がさがる

のは当然のことといえよう。つまり、ここには、特定の重点的に選好した作物を重点的に増収しているか、否かという問題が介在する。つきにこの点をみてみよう。

第55表は、各経営ごとに主要作付作物別の反当粗収益をみたものである。すでに前述のようにこの反当粗収益と反当農業所得はあきらかにことなるもので、粗収益をもって、すべてを論ずることはできないわけだが、ここでは調査対象農家の作物別の農

業支出があきらかでないので、便宜的に作物別の反当粗収益をもつてみる栽培技術の指標とする。これによると、あきらかに⑩が最も高く、⑪が次いで高い。⑫の作物においても、その粗収益がたかくなっているが、ここには、さらに重点的に作付た作物の反収をたかくすることによって全体としての粗収益をあげるという技術がかくされている。これをみたのが第56表および第57表である。これによると、あきらかに⑩が最も高く、⑪が次いで高い。⑫の作物は全作付面積の80%をこえている。

第55表 主要作物別各経営別、反当粗収益の比較

(単位円)

	水稲	裸麦	秋小麦	燕麦	とうきび	大豆	小豆	大正金時	手亡	豌豆	馬鈴薯	ビート	ハツカ	亜麻
⑩		6800	12744	12800		9150	20081		11,200	18,060	18020	18270		8,780
⑪			10,000	6,400			12,000	9,333	9,600	15,000	14,700	17,325	10,000	
⑫			10,000	7,600	5,920	9,000	18,100		10,500	15,200	15,033	15,000	15,000	7,500
⑬	16,000		12,000	7,200	6,400	9,000	18,800	8,400		6,000	13,483	12,480	8,000	
⑭		6,450	12,600	5,600		9,000	18,500		9,600	11,250	16,000	14,175		6,000
⑮			10,912	7,200		8,160	10,560		7,200	8,600	8,775	12,600		6,000

第56表 各経営別、反当農業粗収益15,000円および10,000円以上の作物名とその作付比率

	反収15,000円以上の作物	作付比率	反収10,000円~15,000円の作物	作付比率
⑩	小豆, ビート, 豌豆, 馬鈴薯	55.6	燕麦, 秋小麦, 手亡	25.1
⑪	ビート, 豌豆	30.2	馬鈴薯, 小豆, 秋小麦, ハツカ	38.9
⑫	小豆, 豌豆, 馬鈴薯, ビート, ハツカ	60.1	手亡, 秋小麦	26.7
⑬	小豆, 水稲	11.7	馬鈴薯, ビート, 秋小麦	37.7
⑭	馬鈴薯	17.5	ビート, 小麦, 秋小麦, 豌豆	40.0
⑮			ビート, 秋小麦, 小豆	34.5

第57表 各経営別作物別反当粗収益順位

	作付面積10%以上の作物作付面積比率	←反粗収益15000円以上→ ←反粗収益10000円以上→ ←反粗収益10000円以下→									
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
⑩	50.4%	小豆(b)	ビート(b)	豌豆	馬鈴薯(b)	燕麦	秋小麦	手亡	大豆	裸麦	
⑪	69.1%	ビーK(a)	豌豆	馬鈴薯(b)	小豆	秋小麦(b)	ハツカ	手亡(b)	金時	燕麦	
⑫	69.0%	小豆(b)	豌豆	馬鈴薯(b)	ビート(a)	ハツカ	手亡(b)	秋小麦	大豆	燕麦	亜麻
⑬	34.8%	小豆)	水稲	馬鈴薯(b)	ビート(b)	秋小麦	大豆	金時	ハツカ	燕麦	とうきび
⑭	43.8%	馬鈴薯(b)	ビート(b)	小豆	秋小麦(b)	豌豆	手亡	大豆	裸麦	亜麻	燕麦
⑮	72.6%	ビーK(b)	秋小麦(b)	小豆	馬鈴薯(b)	大豆	手亡(a)	燕麦	亜麻	豌豆	

(註) (a) = 作付比率20%以上 (b) = 作付比率10%~20%

第 58 表 重点的作付作物の  
反当粗収益

	作付比率 10%以上の 作物のうち 10,000円 以上の反粗収益をあげ たもの	作付比率 10%以上の 作物のうち 15,000円 以上の反粗収益をあげ たもの
⑩	3/3 (50.4%)	3/3 (50.4%)
⑪	3/4 (51.8%)	1/4 (23.0%)
⑫	4/4 (69.5%)	3/4 (51.2%)
⑬	2/2 (34.8%)	0/2 (0%)
⑭	3/3 (43.8%)	1/3 (17.5%)
⑮	2/4 (30.1%)	0/4 (0%)

(註) %はその作付比率

第 59 表 反当粗収益、順位  
別作付面積比率

	反粗収益 10,000円以上 作物作付比率	反粗収益 15,000円以上 作物作付比率
⑩	80.7%	55.6%
⑪	68.9%	30.2%
⑫	86.8%	60.1%
⑬	49.4%	11.7%
⑭	57.4%	17.4%
⑮	34.5%	0

1万5千円以上の粗収益をあげている。この⑩が重点的に作付した作物は、ビート(231%)、手亡(178%)、小豆(143%)、馬鈴薯(133%)の4作物であるが、このうち、ビート、小豆、馬鈴薯が1万5千円以上、手亡が1万円~1万5千円の粗収益をあげている。

⑩の場合、反収1万円以上のものは全作付面積の80.7%、それは小豆、ビート、豌豆、馬鈴薯、燕麦、秋小麦、手亡など7作物におよんでいる。このうちさらに、反収1万5千円以上のものは、小豆、ビート、豌豆、馬鈴薯の4作物、全作付面積の55.6%におよび、このうち豌豆を除いては、いずれも作付面積が10%以上におよぶ重点的作付作物である。この⑩において、馬鈴薯(19.4%)、ビート(17.2%)、小豆(13.8%)など重点的作付作物はいずれも1万5千円以上の粗収益をあげている。

ついで、かかる技術にすぐれているのは⑮である。

⑮においては、1万円以上の粗収益をあげた作物は、ビート、豌豆、馬鈴薯、小麦、秋小麦、ハツカの6

作物(全作付面積の68.9%)、このうち1万5千円以上のものはビート、豌豆(全作付面積の30.2%)である。この⑮が重点的に作付した作物は、ビート(23.0%)、手亡(17.3%)、馬鈴薯(14.4%)、小麦(14.4%)であるが、手亡を除いては、いずれも反粗収益1万円以上をあげている。なかんずく20%以上の作付比率をもつビートは1万5千円以上の粗収益をあげている。このビートの反粗収益は17325円で⑩の18270円についでたかい額である。20%以上の作付比率をもつビートの農業粗収益をきわめて高くしているところにこの⑮の特色がある。⑮は⑩につぐ。反当1万円以上の粗収益をもつものは馬鈴薯、ビート、小豆、秋小麦、豌豆の5作物(全作付面積の57.4%)、1万5千円以上は馬鈴薯のみ(全作付面積の17.5%)である。この⑮が重点的に作付した作物は、馬鈴薯(17.5%)、ビート(15.0%)、秋小麦(11.3%)であるが、このうち馬鈴薯は16000円、ビートは14175円、秋小麦は12600円の粗収益をあげている。⑩⑮はともに前四者より、これら技術はあきらかに劣っている。すなわち⑩においては、1万円以上の粗収益をあげた作物は、小豆、水稻、馬鈴薯、ビート、秋小麦の5作物(全作付面積の40.4%)。このうち1万5千円以上の粗収益をあげているものは小豆、水稻の2作物(全作付面積の11.7%)である。ところでこれら2作物はいずれも重点的に選好した作物ではない。この⑩においては、馬鈴薯(18.5%)、ビート(16.3%)を重点的に選好しているが、これらの作物の粗収益はいずれも1万5千円に達していない。馬鈴薯において13433円、ビートにおいて12480円である。⑮においては⑩よりさらに、これらの技術において劣っている。すなわち反当粗収益1万円以上の作物は、ビート、秋小麦、小豆の3作物のみであり(全作付面積の34.5%)、1万5千円以上の作物はない。この⑮が重点的に選好した作物は手亡(23.3%)、秋小麦(17.7%)、馬鈴薯(14.2%)、ビート(12.4%)の4作物であるが、このうち、反当粗収益が1万円以上に達しているのは、ビート(12600円)、秋小麦(10912円)のみで、馬鈴薯(8755円)、手亡(7200円)とも、反粗収益は1万円に達していない。このようにみえてくると、そもそもの作物の選好において、もっとも反当純収益のたかいものを選好していた⑩は、このような重点的作付作物の増収技術においてはきわめて劣っていることがわかる。これら



の関係—各経営の作物の選好性と作付作物の増収技術との関係—を表示すると第60表の如くなり、㊸㊹がこのグループの中では、かかる作物の選好性と、作付作物の増収技術という点で他の成員よりすぐれていることが特徴的である。㊸はこのグループの中でもっとも悪く、ついで㊹が悪い。㊸㊹は中位に位置づけられる。

第60表

	A	B
㊸	1位	5位
㊹	2位	1位
㊺	3位	2位
㊻	4位	3位
㊼	5位	4位
㊽	6位	6位

(註)

A—選好作物の反当純収益指数の順位

B—作付作物の増収技術の順位

以上述べてきたことを総括すると各経営の特色は、次のようにまとめることができる。

㊸—このグループの中でもっとも農業所得額のたかい㊸は経営耕地面積ももっともひろいが、農業経営費を多額にけることによって農業粗収入を多くし、その結果、反当の農業所得額はかならずしも高くはないが全体としての農業所得を高くするという特質をもっていた。

しかしこれはたんに耕地面積の絶対量がひろいということによってもたらされたものではない。この㊸の選好作物の反当純収益指数はそもそもたかくはないが、重点的に作付た作物を増収するという技術はこのグループ中では㊸とともにすぐれている。この点が特徴的である。しかしさらに次の点も注目しなければならない。すなわち、この㊸はこのグループの中では、反当肥料費がもっとも多くかかる作物を選好しているが、現実には、反当1,758円の肥料支出をしておりこのグループの中では反当中位の支出額である。この結果わかることは、たんに増収技術がすぐれているということだけではなしに、耕地の地力そのものが他の経営よりすぐれているということであろう。その結果耕地の規模がひろいこととあまって作付作物自体の労働報酬指数はかならずしもたかくはないが、現実には、労働力1当りの労働生産性はこのグループの中でもっともすぐれるという事実がもたらされている。

㊸—㊸について農業所得額のたかかった㊸は経営耕地面積は7町7反で中位、この経営は雇傭労賃費を支出していないから農業経営費をあまりかけずに農業粗収益をあげ、したがって農業所得もたかいと

いう特質をもっていた。反当の農業所得はこのグループの中では中位であつた。この㊸の現実に作付た選好作物の反当純収益指数はそもそもたかくはないが、反当労働時間指数の比較のたかい作物を選好している。そうして作物別の反当の粗収益をあげる技術はこのグループの中では第三位に入る。しかし重点的に作付たビート(全作付面積の280%)の粗収益をたかくすることによつて全体としての農業粗収益を高くしている。この㊸の作付作物の反当肥料費指数は㊸と同じくたかいが、反当肥料費支出は㊸と同程度、中位である。この意味においてこのグループの中では耕地の地力はすぐれているといえるであろう。この経営は、自家保有労働力1当りの生産性は㊸よりもひくく中位である。自家保有労働力1当りの耕地面積は㊸より8反ほど少ない。

㊸—㊸について農業所得のたかい㊸は経営耕地面積は6町7反、このグループの中では最下位の㊸について少ない。しかしこの㊸は反当の農業経営費をかなり支出し、とくに反当雇傭労賃費をかけ、このグループでは最高の反当農業所得をあげている。そうして耕地面積がせまいにもかかわらず、全体としての農業所得額は第三位に入る。これはこの㊸がそもそもその作物の選好性においてもっとも反当収益性のたかい作物を選び、また重点的作付作物の増収技術においても、このグループの中ではもっともすぐれているということによる。この㊸は反当労働時間指数のかなりたかい、また1時間あたりの労働報酬指数のたかいそうして反当肥料費指数のたかい作物を選好している。しかしながら、ここで忘れてはならないのは、この㊸は反当肥料費指数のたかい作物を選好しているながら、現実の肥料費支出額が小さいという事実であろう。これはこの㊸の耕地の地力がそもそもよいことを物語っているものと思われる。

㊸—㊸について農業所得のたかい㊸は、経営耕地面積は7町2反で中位、反当の雇傭労賃費、肥料費とも、あまり支出していないが、反当の農業所得を㊸についてあげている。この㊸はこのグループの中でもっとも反当純収益指数のたかい、しかも労働報酬指数のたかい、そうして反当労働時間指数のたかい作物を選好して作付ている。この限りにおいて㊸の作付作物選好性は上位に入るといわなければならない(何故ならこの㊸は自家保有労働力1当りの経営耕地面積は㊸について少ない)。しかしながら、それらの作付作物の増収技術はきわめて劣る。

下位2位という特色をもっている。この⑩の選好した作物の反当肥料費指数は、このグループの中では上位に入るが、しかし現実の反当肥料支出額は⑩について少なく、1,588円である。もちろん地力そのものがきわめて劣っていることにもよると思われるがこのような選好作物自体がもつ性格と現実の投下肥料とのギャップがこの⑩の増収技術に影響がないとはいえないであろう。現実の自家保有労働力1当りの、労働生産性はひくく下位に入る。

⑩-⑩は経営耕地面積は7町7反で中位、反当雇傭労賃費、肥料費支出ともたかいが、その割に農業所得のあがらない経営である。反当農業所得は下位2位である。この⑩は作付作物の選好において、そもそも反当純収益指数のきわめて少ない、また労働報酬指数の少ない作物群を選んでいる。作付作物の選好性は悪い。しかもその上、それらの作付作物の増収技術に劣る。下位8位である。この⑩の選好した作物群は、反当肥料費指数は中位であるが、実際の反当肥料支出はこのグループの中ではたかい。それにもかかわらず、前述のように増収率が悪いのは少なくとも技術的劣悪さと同時に、この⑩の耕地条件の劣悪さを物語るものであろう。しかしこの⑩はこのグループの中では自家保有労働力1当りの経営耕地面積がもっともひろく4.4町を数えるので、自家保有労働力1当りの生産性は⑩について高くなっている。

⑩-このグループの中ではもっとも経営耕地面積のせまい⑩は、反当経営費をもっともかけず、粗収入ももっとも少ないが、反当経営費をかけない割に所得額をあげている。いわば下位で均衡していると考えられる農家であつたが、この⑩は、そもそもの作付作物の選好性において劣っている。

すなわち、そもそもの選好作物の反当純収益指数は、このグループの中ではもっともひくい。また反当労働時間指数ももっともひくい作物を選好している。しかしこの⑩の自家保有労働力1当りの耕地面

積は1.6町とこのグループの中ではもっとも少ない。言い換えるならばもっとも反当自家保有労働力は多い。それにもかかわらず反当労働時間指数のもっとも少ない作物を選好するというこのようなギャップそれ自身がこの経営の作物選好性の劣悪さを少なくとも物語っている。このような意味において⑩は作付作物の選好性においてももっとも劣っている。そればかりではなく、重点的作付作物の重点的増収技術もこのグループの中ではもっとも劣っている。作付比率10%以上の作物はいずれも反当粗収入15,000円に達していない。しかしながらさらにこの経営について特徴的なことは地力の劣悪さであろう。すなわち、この⑩の選好作物の反当肥料費指数はこのグループの中ではもっともひくい。それにもかかわらずこの⑩は現実には⑩と同程度の反当1,733円の肥料費をかけているのである。以上みてきたごとく、この⑩はこのグループの中でもっとも劣悪な型をしめしている。

ところでこの土地利用の形態と農業所得の関係を検討するにあたって、最後に、各経営の月別の所要労働時間と自家保有労働力との関係を検討しよう。今回の調査では共同化前における各経営の月別作物別所要労働時間は調査していないので、一応の指標として、昭和35年度、北海道農畜産物生産費調査報告書で月別に所要労働時間が調査されている作物のうち、米、種子いも、いも、大豆、小豆、菜豆、豌豆、亜麻、ハツカ、ビートの10作物について、その全道平均の月別所要労働時間を指標として、各経営の月別の労働時間をみると第61表のようになる(註4)。この10作物のこのグループ各戸の作付比率は、およそ7~8割である。したがって、これは全作物についてではないので、おおよその目安になるにすぎないが、これによるとこのグループでは各戸とも6月に労働のピークがある。ついで所要労働時間が多くかかるのは7月であり、8月に所要労働時間があまりかゝらない谷があつて9月10月に第2の山があ

第61表 10作物を指標としてみた各経営の月別推定所要労働時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (時間)	指標10作物 の作付面積	自家保 有労働力	年雇を含 めた労働力	臨時雇 延人数
⑩	3.7	16.0	56.9	3266	5424	9185	8211	4707	6145	7638	285.0	3.7	4817.9	737	31	5.1	29人工
⑪	2.6	12.0	32.6	2007	3258	7462	6208	271.9	415.4	487.8	266.9	2.6	3384.8	763	2.6	2.6	70人工
⑫	2.3	11.5	36.7	208.7	3328	683.9	604.8	316.0	404.7	491.9	235.0	2.3	3330.6	83.9	1.8	2.8	20人工
⑬	2.2	9.9	33.4	223.0	410.7	722.7	678.5	344.2	542.3	543.1	230.2	2.4	3751.6	781	2.75	2.75	40人工
⑭	2.6	10.6	35.2	194.5	329.4	571.5	476.8	362.0	297.9	452.5	173.5	2.6	2909.1	67.5	1.8	2.6	—
⑮	1.5	7.7	17.9	116.0	200.4	377.2	316.2	220.0	256.9	266.6	93.9	1.5	1875.8	71.7	3.3	3.3	—

る。

この10作物を指標としてみた限りにおいても（実際は当然これよりも増大している）、6月の所要労働力のピークの時には、年雇を含めた労働力で計算して労働力1当り、一日平均、㉑で7.4時間㉒で9.6時間㉓で8.1時間㉔で8.8時間、㉕で7.8時間、㉖で8.8時間の労働時間が必要である。ところで労働力不足を補う意味で㉑㉒㉓の各経営は臨時雇を導入しているが㉔をのぞいては㉕㉖㉗とも6月、あるいは6～7月の労働力が極度に不足する時期にこれを導入している。

つまりここにおいては、共同化前の上述の作付体系をもつ各経営は、たとえ年雇を導入していたとしても、6月における労働力不足が特徴的である。

しかしながら㉑においては各月をならしてみてもまたこの6月のピーク時にも上述の作付体系をもつ限り、労働力は比較的豊富である。このようにみると、農業所得額第二位の㉑及び第四位の㉒は他の経営に比して、かなり自家労働力に無理をかけて現在の所得額を維持しているということ。農業所得額最下位の㉓は他の経営に比して自家保有労働力をかなり楽に使用しているということができよう。

#### （五）地力維持の形態と所得との関係

ところが各経営ごとの現地点でのこのような土地利用の形態は、地力維持という観点から評定するとまた別の評価が生まれる。

すなわち、たとえ現地点で、きわめて高い所得水準をあげ、また重点的に作付した作物の選好性も、さらにその増収法においてもすぐれていたとしても、それが地力を年毎に減退して行く土地利用法であるならば、この経営体の土地利用の形態はけっして良好なものであるとはいえない。この地力維持の形態を第一には前作後作の関係から、第二には反当堆肥投下量を指標として分析しよう。このグループの各経営ごとの輪作はかならずしもはっきりとした形で確立されていないので実際彼らがとっている過去3年間の作付形態を調査年を中心として前作後作の関係で各耕地ごとに表示してもらった。これは、いくつかの作付系列に整理できるものであるが、例えば㉑と㉒を例にとると次のような系列をもっている。（第62表）

この各系列について、地元の農業専門技術員に、優(1)良(2)可(3)不可(4)の4段階に評定してもらいその平均を出したのが第63表である。

もちろんこれはけっして厳密な操作方法ではない。しかし各経営の現実に採用している輪作形態のおおよその判定にはなるかと思う。

第62表 ㉑㉒の年度別の作付系列

㉑				㉒			
前作物	調査年	後作物	判定	前作物	調査年	後作物	判定
豌豆	小麦	ビート	1	牧草	小麦	ハッカ	2
小麦	燕麦	燕麦	4	(ビート)	燕麦	ハッカ	1
菜豆	大豆	菜豆	4	(馬鈴薯)	小麦	(ビート)	1
燕麦	小豆	菜豆	3	麦	大正金時	(馬鈴薯)	1
ビート	菜豆	(ビート)	3	(馬鈴薯)	青豌豆	ビート	4
ハッカ	豌豆	ビート	3	(ハツカ)	手亡	豆	3
小麦	ビート	燕麦	2	豆	馬鈴薯	麦	1
菜豆	馬鈴薯	小麦	1	豆	ビート	麦	1
燕麦	亜麻	燕麦	3	麦	ハッカ	豆	1
亜麻	牧草	燕麦	2	そさい	そさい	そさい	1
そさい	そさい	そさい	1				

第63表 各経営別輪作形態判定

	優(1)	良(2)	可(3)	不可(4)	平均
㉑	4	3	5	0	2.1
㉒	7	1	1	1	1.6
㉓	4	2	6	0	2.2
㉔	6	3	4	1	2.0
㉕	—	—	—	—	2.0
㉖	3	2	4	2	2.5

（註）㉗は㉑が念頭においている輪作形態で判定

第64表 各経営別堆肥投下量

	全投下量	反当投下量
㉑	9,000	77.6
㉒	5,600	80.6
㉓	5,100	76.1
㉔	7,000	95.9
㉕	13,000	162.5
㉖	3,750	66.4

これによるとこのような輪作形態には㉑がもっともすぐれ、㉒がもっとも劣つていることが特徴的である。（㉑は㉑が念頭においている輪作形態で判定すると評定は2となる。）

ついで各経営の反当堆肥投下量をみると第64表

の如く、㉑が反当ももっとも多くの堆肥を投下、ついで

で⑩、さらにさがつて⑭⑮⑯ももっとも少ないのが⑳である。もちろんこの反当の堆肥投下量は、現実の各経営の耕地の肥沃度とも関係するもので一概には論ずることはできないが、ここにおいては農業所得額が最下位の㉑が堆肥投下量においても、またもっとも劣るということが特徴的である。そうして、現実において、反当粗収益の多かつた⑭⑮⑯は、反当かならずしも多量の堆肥を投下していない。むしろ、現実において、反当粗収益の少ない㉑がもっとも多量の堆肥を投下している。このようにみえてくると、このグループの中では輪作形態では所得額2位の㉑が比較的すぐれ、また最下位の㉑がもっとも劣っているということ。堆肥投下量では、⑭⑮が地力増進にもっとも力を入れており㉑がもっとも劣っているということが特徴的である。

#### (六) 豊凶および価格安全度と所得との関係

つぎに検討しなければならないのは現在の各経営の上述の作付体系が、豊凶および農産物価格の変動に対してどの程度の安全度をもつものかという問題である。現在時点において高い所得額をあげていたとしても、それがすでに検討したごとく、地力を消耗していく作付体系であつたり、あるいは、豊凶差、価格差による変動の大きいものであつた場合、その作付体系はかならずしも良いものとはいえない。現在の所得水準そのものがきわめて安全度の低いものであるということができる。

はじめに各経営の豊凶安全度を検討しよう。

この際スケールとして用いるのは、すでに川向第6部落の分析で用いた第65表のごとき作物種類別の豊凶安全度である。

第65表 作物種類別  
豊凶安全度

安全度	作物名
1位	燕麦
2位	馬鈴薯 裸麦 春播小麦
3位	豌豆 亜麻 大麦 ビト
4位	大豆 秋播小麦
5位	ハッカ とうもろこし 菜豆 水稻
6位	小豆

第66表 各経営の  
豊凶安全度

	安全度	順位
⑩	3.39	2位
㉑	3.49	3位
⑮	3.81	6位
⑭	3.55	4位
⑰	3.19	1位
⑳	3.67	5位
平均	3.50	

これによると燕麦が1位でもっとも安全度が高く、また小豆が6位でもっともひくい、この1位~6位までの作物にそれぞれ1点~6点の数値をあて、それぞれの作物の作付面積をこれに掛け、その総計を指標となつた15作物の作付面積で割つて、各経営の安全度を算出した。これが第66表である。したがつてその数値の低い方がその経営の安全度は高いということになる。これによると各経営とも大きな相違は認められないが、もっとも安全度のたかひのは⑩、少しさがつて⑭⑮⑯とつづき、もっともひくひのが㉑である。こゝにおいては㉑の安全度がもっともひくいという結果がもたらされる。

凶作の場合、この㉑の経営のうける打撃がもっとも大きい。その点⑩また⑮の経営は凶作であつてもうける打撃は比較的少ない経営であるということができよう。つきに各作物の価格変動に対する安全度をみてみよう。この際指標として用いたのは、すでに川向部落で用いたもので農林省札幌統計調査事務所資料によつて作成したものである。(註5)

このスケールによると、こゝでも各経営とも大きな相違は認められないがまず価格変動に対する安全度(過去の傾向からおして対前年度に対して変動の少ない作物を作付した度合)では、㉑がもっとも少なく、ついで⑭⑮⑯となり、⑩がもっともかゝる変動が多い作物を作付している。一方「昭和30~35年度の変動からおして豊凶および価格変動によりおこりうると思われる前年度の生産価格を念頭においた場合の反当の生産額と目標のズレ」(註6)をみると、ここにおいても⑭⑮がもっともかゝるズレは少ない。ついで⑭⑮となり、㉑がかゝるズレがもっとも大きい。

第67表 各農家の価格変動に対する安全度

価格変動指数	順位	昭和30年~35年間の変動からおして豊凶および価格変動によりおこりうると思われる前年度の生産価格を念頭においた場合の反当の生産額と目標のズレ	順位	
⑩	14.2	2位	1,450円	1位
㉑	16.3	4位	1,870円	5位
⑮	15.2	3位	1,748円	4位
⑭	17.1	6位	2,050円	6位
⑰	12.7	1位	1,490円	2位
⑳	16.3	4位	1,560円	3位

このように作付体系の面から、各経営の豊凶および価格安全度をみても、第67表の如く㊸㊹がかかる変動に対する危険性の比較的少ない作付体系をもってあり、㊺㊻㊼はこれよりおとり、㊽はかゝる変動に対してこのグループの中ではもっとも危険性の多い作付体系をもっているということが特徴的である。つまり、このグループの中でもっとも所得額のたかい㊾は、かゝる点においてもまた比較的安全な形態をとつており、所得額5位の㊿にもこのことはあてはまる。このような点においては所得額第4位の㊿がもっとも劣つている。

### 第3項 各経営の内的体系の特質

このようにみても、こゝでわれわれは第2項(四)土地利用の形態と所得との関係の項で総括した各経営の特質の上にさらに次のような点をつけ加えなければならない。すなわち、㊸—耕地所有面積がもっともひろく、その他の生産手段でもすぐれ、もっとも農業所得額の大きい㊿は、なかんずく、重点的に作付けた作物を増収するという技術にすぐれていた。この作付体系は、輪作形態では、このグループの中では中位、反当堆肥投下量も中位であるが、個々の作物が現在このグループの中ではもっとも反収があがつている事実を考えあわせると、地力そのものがこのグループの中ではもっとも良いということがここでも指摘できる。この㊿は豊凶および価格変動に対する安全度はたかく、その意味において堅実な経営体系をとつているということ。

㊸—㊿について所得額のたかゝつた㊿は耕地面積は中位、その他の生産手段も整備されていた。雇傭労賃費を支出していない故、反当の農業所得はこのグループの中ではもっともたかゝつた。そうして反当純収益の増大という点からの作物の選好性、および作物別の増収技術もかならずしもひくくはない。地力はある程度の高さを維持していると想定できた。

この㊿におけるきわだつた特徴はこのグループの中で、輪作形態にもっともすぐれているという点にもとめられる。しかしながらこの㊿の作付体系は自家保有労働力にかなりの無理をかけ、また豊凶および価格変動に対する安全度では、このグループの中ではけっして高くないということ。

㊸—㊿について所得額第三位の㊿は、耕地面積は

6.7町と他の経営に比して狭隘であるが、土地以外の生産手段は自家保有労働力を除けば中位である。この㊿は、所得増という観点からは作付作物の選好性において㊿についてすぐれ、重点的作付作物の重点的増収技術には、このグループの中でもっともすぐれているという特色がみられた。この㊿の輪作形態は中位であるが、しかしながら、作付作物の豊凶安全度という観点からは、きわめて危険な形態をとつていることが特徴的である。凶作に対する安全度はこのグループの中では、もっとも低い。しかし価格変動指数は中位であり、昭和30年～35年間の変動からおして、豊凶および価格変動によりおこりうると思われる前年度の生産価格を念頭においた場合の反当の生産額と目標のズレは中の下位、このグループでは第4位になる。このように㊿は所得増という観点からは、生産技術の上からもすぐれた経営体として位置づけることができるが、凶作に対してはきわめてもろい作付形態をとつていることを認めなければならない。

㊸—耕地面積は中位、その他の生産手段で中位の㊿は㊿につく所得をあげていた。この㊿はこのグループの中では、もっとも反当純収益指数のたかい作物群を選び、かゝる作物の選好性においてはすぐれていた。しかし作付作物の増収技術にはきわめて劣るという特色が指摘できた。そうして㊿と同様、自家保有労働力にはかなりの無理をかけていた。

この㊿の作付体系は、輪作判定では中位、かならずしも悪くはないが、豊凶および価格変動に対する安全度という点ではきわめて劣悪であつた。しかし反当堆肥投下量はかなり多く、この意味では地力増進に力を入れているということができる。

㊸—この㊿は耕地面積は中位、その他の生産手段でも、自家保有労働力を除けば中位であつた。この㊿においてはそもそもの作付作物の選好において、反当純収益指数のきわめて少ないものを選ぶという選好性のまずさ、および、作付作物の増収技術の劣悪さが指摘できたが、しかしながら、この㊿の作付体系は豊凶および価格変動に対しては、もっとも安全な形態をとつているという特徴がある。反当堆肥投下量はこのグループの中では、もっとも多く、この意味において、地力増進に力をそそいでいる経営であるということができる。

㊸—耕地面積のもっともせまい㊿は、自家保有労働力を除くその他の生産手段においても、このグル

ープの中ではもっとも劣っていた。この㊸は、作付作物の選好性においても、また重点的作付作物の重点的増収技術においても、もっとも劣っているという特色がみられた。この㊸は輪作形態においても、このグループの中ではもっとも劣悪であり、反当堆肥投下量ももっとも少ない。そうして豊凶および価格変動に対する安全度においても、かならずしもすぐれているとはいえない。このように㊸においては、たんに耕地面積、その他の生産手段において劣悪であるばかりでなく、生産手段の統合の様式においてもきわめて劣悪であることが特徴的である。

以上みてきたところによると、われわれはこのグループの中でもっとも農業所得額のたかい㊸は、総合的にみて、経営内の諸生産手段の内的統合技術においてもすぐれ、その意味において、この共同化前の段階における「外的報酬」の高さを比較的コンスタントに維持できる力のある経営として位置づけることができる。そうして、所得額第三位の㊸においてもこのことはあてはまるが、たゞこの㊸の場合、とくに豊凶変動に対して、きわめてもろい形態をもっていることを指摘しなければならない。また所得額第二位、第四位の㊸㊸の現在の「外的報酬」の高さは、自家保有労働力にかなりの無理をかけた価格豊凶変動に対して、かなり弱い経営として、なかならず、㊸は増収技術に劣る経営として位置づけることができる。これに対して、㊸は豊凶および価格変動に対しては、かなり安全性がたかいが、作付作物の選好、および増収技術においては劣る経営として㊸はあらゆる点において劣つた経営として位置づけることができる。

(註1) (A) ㊸㊸㊸㊸は34年度、㊸㊸は35年度、いずれも共同経営に踏み切る前年度の数字である。両者の年次がことなるので同一には論じられないが便宜的に、大きな傾向を知るために㊸㊸も含めて比較する。

(B) なおこの経営費の計算にさいしては、大農具、家畜、家畜などの原価消費費を差引いていない。したがって実際には、経営費はこれより多くかかり、また農業所得はここにかいげた数字より少なくなる。ここでは、各経営のパターンの比較に主要な関心をおくので、以上のような、便宜的な方法を採用した。

(註2) 第一章 第2節 第2項(一)を参照。

(註3) 第一章 第2節 第2項(六)を参照。

(註4) この10作物の昭和35年度の反当、作物別、月別労働時間(全道平均)については第一章第3節、第1項(三)、第45表を参照。

(註5) 第一章第2節第2項(六)を参照。

(註6) 「昭和30～35年間の傾向からおして豊凶および価格変動によりおこりうると考えられる前年度の価格を念頭においた場合の反当の生産額と目標とのズレ」とは、第一章においては説明を加えずに「反当の豊凶および価格変動(昭和30～35年平均)による落差実数」と記したものが、これは北海道農林統計札幌事務所の資料により、昭和30年度より昭和35年度までの作物別反当生産額(円換算)をとりおさえ、(米のみ、29年より)(第A表)この作物別の反当生産額の対前年度との格差を年度ごとに算出し(第B表)プラスもマイナスも変動という観点から、その5年間の絶対値を合計、これを5で割り過去5ヶ年の作物別の対前年度との格差の平均値を出し、(第C表)この数値を各作物ごとに各農家のそれぞれの作物の作付面積で掛けその合計を、指標となつた作物の全作付面積で割り算出したものである。ここでわれわれは、それぞれ異なつた作付体系をもつ各農家の過去5ヶ年の傾向の平均値で考えた場合の全体としての反当の格差というものを想定したわけである。もとよりこのような操作自体きしめて問題のあるところであるが、一応の目安をうるためにここではかかる方法を用いた。

第 A 表

	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35
米	8718	23220	11497	21784	25228	29957	27887
秋小麦		6084	6915	6288	7547	7747	8106
春小麦		5064	4385				
裸麦		6400	6525	6691	6966	8098	6819
種子馬鈴薯	12890	12154	18769	17541	22,908	21870	
一般馬鈴薯	12057	8987	11112	12285	12289	12574	
大豆	7695	4769	5520	8402	7701	8445	
小豆	11905	9076	10110	9508	11744	11833	
菜豆	5286	7064	10770	8217	7581	8,004	
豌豆	4458	4,988	4,085	12,068	14,722	6,095	
とうもろこし	6477	4886	5271	4155	5157	6,906	
粟	4585	6,904	5,878	5,897	6,781	6,125	
蕎麦	21479	6,645	5,781	11,641	15,608	11,022	
甜菜	12185	18718	14579	19,789	15,098	12,588	

第 B 表

	S30-39	31-39	32-31	33-32	34-33	35-34
米	+14,607	-11,838	+10,297	+8,744	+1,429	+ 380
秋小麦	-	+ 231	- 588	+1,214	+ 200	+ 359
春小麦	-	- 1,329	- 1,968			
裸麦	-	+ 125	+ 166	+ 275	+1,127	-1,774
種子馬鈴薯	-	- 286	+ 1,851	+8,772	+5,862	-1,088
一般馬鈴薯	-	- 4,758	+ 2,175	+1,178	+ 4	+ 285
大豆	-	+ 2,026	+ 751	+2,882	- 641	+ 684
小豆	-	- 2,829	+ 1,034	- 607	+2,848	- 411
菜豆	-	+ 1,178	+ 8,706	-2,558	- 638	+ 518
豌豆	-	+ 527	- 948	+8,031	+2,856	-8,097
とうもろこし	-	- 1,641	+ 435	-1,116	+1,002	+1,749
粟	-	+ 2,319	-1,081	+ 86	+ 944	- 656
蕎麦	-	- 14,884	- 864	+5,860	+3,967	-4,586
甜菜	-	+ 1,588	+ 861	- 790	+1,809	-2,510

第 C 表

	a (+)も(-)も 変動して総 対値の合計	b Aの5年 間の平均 円
米	42,790	7,181.7
秋小麦	2,586	517.2
春小麦	5,100	1,020.0
裸麦	8,467	692.4
種子馬鈴薯	12,254	2,450.8
一般馬鈴薯	8,990	1,878.0
大豆	7,884	1,576.8
小豆	7,729	1,545.8
菜豆	8,588	1,717.2
豌豆	20,199	4,039.8
とうもろこし	5,943	1,188.6
粟	4,986	997.2
蕎麦	30,111	6,022.2
甜菜	7,003	1,400.6

## 第6節 共同化前の各農家の生活構造

すでに前節でみたような経営構造を、共同化前における各農家はその特質としてもっていたが、ここでは、そのような経営に支えられた農業所得によつて現実に各農家が営んでいる生活の物質的構造の特質を分析しよう。農業生産が、各家族を単位とした小農経営として営まれている場合、家族成員に労働報酬が支払われている事例はわが国においては、きわめて少ないと思われる。このように家族成員に対する労働報酬が支払われていない場合、家族成員に対する労働報酬（外的報酬）は、その家族の生計費を分析することによつて、一応の目安を握むことができる。生計費の高低はその家族成員に対する外的報酬の高低としておきかえることができる。そうして、またその家族自体が、実際にどのような生活様式をもっているかも問題とならざるを得ない。家族が如何なる生活環境を用意しているかは、少なくとも家族成員に対する外的報酬と大きなかわりあいがあると思われるからである。

### 第1項 農業所得とその支出の構造

はじめに、各農家の農業所得とその支出の構造をみてみよう。

第68表は共同経営に踏み切る前年の各個別経営の農業所得とその支出の構造をみたものである。したがって⑮⑯⑰⑱は昭和34年度の実績⑲⑳は昭和35年度の実績から割りだした数字である。これによつて各農家の農業所得額から家計支出額および租税公課諸負担を差引いた農業純収益を算出すると、農業所得額上位三位までの⑲⑳㉑が他とは比較にならぬほどの農業純収益をあげている。すなわち、㉑が44万円、⑲33万円、⑳29万円の農業純収益となる。そうして㉒が12万円、㉓が8万円、㉔が2万円台となる。

しかし実際の農家の経済にはこの農業所得のほか、農外所得あるいは被贈扶助などのその他の収入が加わっているから、これを加えて農家純収益を出すと、㉑が47万円㉒が33万円、㉓が35万円㉔が15万円、㉕10万円㉖は2万円ほどの収益をあげていることがわかる。しかし、各農家はその年度内にそれぞれ一定のさだめられた負債額を返還しているから、その年度の各農家の支出の実際の構造をみるためには、年度内の負債返還額を差引かなければならない。これを差引くと㉑は45万円、㉒は34万円、㉓は26万円の黒字、㉔は9～10万円、㉕は6万円ほどの黒字になるが、㉖は4～5万円ほどの赤字になる。ところで次にこの個別経営の最終年度における年度末の負債計をみてみると、㉑㉒はいずれも20万円以

第68表 各戸の農業所得とその支出の構造 (単位円)

農家番号	農業所得	家計支出	租税公課諸負担	農業純収益	農外所得	その他の所得	農家純収益	年度内負債返還額	差引収益	年度末負債計
⑮	846238	307828	102823	435,587	34500	0	470,087	22800	447,287	D
⑯	585281	212750	44425	328,706	4240	0	333,546	70000	263,546	D
⑰	573461	221,500	59,550	292,411	42,591	10,000	345,002	4,000	341,002	D
⑱	546371	356,983	65,927	123,511	18,000	4,480	145,991	51,320	94,671	A
⑲	456334	288,750	87,352	80,232	20,462	0	100,694	41,000	59,594	B
⑳	291,802	228,500	36,939	263,63	-7,045	2,500	21,818	67,050	-45,232	A

(註) A …… 20万円以上      C …… 5～10万円  
B …… 10～20万円      D …… 5万円以下

上(とくに㉔は多額)、㉔は10~20万円の負債をもち、㉔㉕㉖における負債額は僅少である。つまり㉔の個別経営の最終年度における経営は、他に比して、きわめてその状態が良いこと、ついで㉕㉖が劣ること、㉔㉕㉖は他の三戸に比して良好であることが特徴的である。しかしながら、こゝでことわつておかなければならないことは、上述の支出計算の中には大農機具とか固定資産などへの出費が含まれていないことである。つまり、財産的収入とか出費は含まれていない。したがって、上述の農家純収益の中から実際には各農家は大農機具などを購入し、あるいは土地改良資金を出して、土地改良を行つているわけで、その大きいところをみると、㉔はプラウ(12,100円)ハロウ(16,500円)、㉕は肥料まき(10,000円)をそれぞれその年度内に購入している。また、㉔㉕㉖と㉗はそれぞれ5.6万円程度のオートバイを購入している。そうしてさらに㉔は47,800円をかけて土管、その他の資材を購入、さらに労働者を雇傭して土地改良を行つている。したがって㉔の場合、47,800円の土地改良費支出と56,000円のオートバイ購入費を加えると、実際の手元に残つた金額は約8,000円程度の赤字となる。㉗の場合も黒字はなくなることとなる。またこのほか、その年度内に、㉔は馬2頭を110,000円て売却している。

このようにみえてくると、㉔㉕㉖の上位三農家を除いては㉔㉕㉖の三戸ともその生活の物質的構造がきわめて厳しいことが特徴的である。

ところで、おおよそ上述のような支出の構造をも

つ各農家の中で、農家純収益の多い農家が、それだけその生計水準が高かというわけではない。何故なら、生活費をきわめてきりつめて農家純収益をあげている農家もあるし、またその逆の農家も現実には存在するからである。かゝる点を検討するために各戸の家計支出の内訳をみたのが第69表である。

これによると、年間35万円前後の家計支出層1戸(㉔)80万円前後層2戸(㉕㉖)20万円前後層3戸(㉗㉘㉙)となるが、エンゲル係数でみると、45%台1戸(㉔)50%台2戸(㉕㉖)55~60%台2戸(㉗㉘)60%台1戸(㉙)となる。昭和35年度の北見地区農家の平均の家計支出額が34万円、エンゲル係数45%、7~10町層で47万円(41%)5町~7町層で41万円(42%)であるから、この6戸の農家の家計支出はかなりきりつめたものであることがわかる。北見地区の平均に達しているのはわずかに㉔のみである。

いま、自家保有消費力1当りの家計支出額で各農家の生活水準を比較してみると、もっとも高いのが㉔の年間消費力1当り、10万円前後、ついで㉕が8万円前後、㉖が7万円前後、㉗が6万円前後、㉘5万円前後、もつともひくいのが㉙の4万円となる。自家保有消費力1当りの飲食費支出の比較では、もっとも多いのが㉔の6万円前後、ついで㉕㉖の4万円前後、㉗の3万円前後、㉘㉙がもっともおちる。しかし、㉔㉕㉖の3戸は年雇を導入しこの飲食費支出の中には年雇の飲食費も含まれているので(10ヶ月間)、ここでは一応の目安を得る意味で、年雇を

第69表 各戸の家計支出の項目別内訳

(単位円)

	飲食費	被服費	光熱費	住居費	保健衛生費	娯楽文化費	交際費	雑費	臨時費	合計
㉔	189,270 (61.5)	39,134 (12.7)	17,440 (5.7)	2,615 (0.8)	19,173 (6.2)	26,831 (8.7)	7,308 (2.4)	700 (0.2)	5,357 (1.7)	307,829 (100%)
㉕	110,050 (51.7)	60,000 (28.2)	13,600 (6.4)	— (—)	11,000 (5.2)	13,100 (6.2)	3,000 (1.4)	— (—)	2,000 (0.9)	212,750 (100%)
㉖	111,800 (50.5)	20,400 (9.2)	15,000 (6.8)	5,000 (2.3)	13,500 (6.4)	25,800 (11.6)	10,000 (4.5)	10,000 (4.5)	5,000 (2.3)	221,500 (100%)
㉗	166,023 (46.5)	49,000 (13.7)	27,050 (7.6)	28,500 (8.0)	42,300 (11.9)	19,060 (5.3)	5,000 (1.4)	— (—)	20,000 (5.6)	356,933 (100%)
㉘	168,350 (58.3)	20,800 (7.2)	21,120 (7.3)	— (—)	19,900 (6.9)	28,080 (9.7)	10,000 (3.5)	5,000 (1.7)	15,500 (5.4)	288,750 (100%)
㉙	127,400 (55.8)	34,000 (14.9)	8,100 (3.5)	4,000 (1.8)	25,000 (10.9)	20,500 (9.0)	5,000 (2.2)	1,500 (0.7)	3,000 (1.3)	228,500 (100%)

第70表 保有消費力1当り家計費及び飲食費支出

	自家保有消費力	消費力1当り家計費	消費力1当り飲食費	年履を含めた自家保有消費力	年履を含めた消費力1当り飲食費
⑩	5.0	61,566	37,854	7.0	27,040
⑪	4.3	49,477	25,598	4.3	25,598
⑫	2.7	82,037	41,407	3.7	30,216
⑬	5.0	71,387	33,205	5.0	33,205
⑭	2.7	106,944	62,352	3.6	46,764
⑮	5.7	40,088	22,351	5.7	22,351

た⑮⑯は、家計支出をかなりきりつめていること、とくに⑮にはこの傾向が顕著であること、また、年度内の負債返還額を含めると差引所得額がマイナスとなつた⑮は、飲食費をもっともきりつめて(それは消費力1当り⑩の半分以下)、なおかつ年度内の収支が赤字となっているということが特徴的である。

## 第2項 生活様式の特質

含めた保有消費力1当りの飲食費支出をみると、⑩2万7千円、⑪4万6千円、⑫3万円となり、その飲食費支出額の多い順から、⑭⑮⑯⑰⑱の順位をつけることができる。

つまり自家保有消費力1当りの家計費支出および飲食費支出をおして⑩がもつともたかく、ついで⑮⑯の2戸がたかいたということ、そうして⑮がもっともひくい、⑯がついでひくく、下位第2位であるということ、そうしてこのグループの中では⑮は中程度の生活水準を維持しているということがここであきらかとなる。もちろん、自家保有消費力が少なければ少ないほど同一の生活水準を保とうとするならばその1当りの経費がかさむことが考えられるので一概には論ずることはできないが、このようにみてくると、少なくとも、農家純収益のたかかつ

上述の傾向は、現在の各農家の耐久消費財の所有状況によつてもうらづけられる。すなわち、昭和36年現在で各農家の耐久消費財の保有状況をみると第71表のごとくで、⑮がその所有品目がきわだつて少ない。指標としてあげた和ダンス、洋服ダンス、茶ダンス、ミシン、腕時計、カメラ、ラジオ、電蓄、テレビ、電気洗濯機、電気ガマ、電気井戸ポンプ、自転車、スクーター、オートバイの15品目のうち、⑮の所有せるものは、腕時計と自転車の二品目にすぎない。他の5戸の間には大きな開きはないが、品目種類別にみると、⑮がもっとも多く、ついで⑭が多い。しかしながら、これらの耐久消費財の購入年月をみると、⑮の場合、所有せる7種類の品目のうち5種類まで、昭和36年に、つまり、共同化して2年目の結婚と同時にとりそろえられたものであることに気づく。この意味において、昭和35年、この⑮

第71表 各農家の耐久消費財の所有状況

	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮	
	所有の有無	購入年度	所有の有無	購入年度	所有の有無	購入年度	所有の有無	購入年度	所有の有無	購入年度	所有の有無	購入年度
和ダンス	○	S26	○	S36	○	S30	○	T7 S27	○	不明		
洋服ダンス			○	S36	○	S30			○	不明		
茶ダンス	○	S27			○	S30			○	不明		
ミシン	○	(S26)	○	S36	○	S25	○	S27	○	不明		
腕時計	○	(S33)	○	S36	○	S28	○	S26 S35	○	不明	○	S35
カメラ												
ラジオ			○	S36	○	S35						
電蓄												
テレビ												
電気洗濯機			○	S35	○	S35	○	S35	○	不明		
電気ガマ						○	S36					
電気井戸ポンプ	○	S33										
自転車	○	S29			○	S33	○	S23	○	不明	○	S30
スクーター												
オートバイ	○	S34	○	S32	○	S34	○	S35	○	不明		

が共同経営に踏み切る当時においては、その耐久消費財の所有状況は㉔と同様他の4戸と比較してきわだって少なかつたことが特徴的である。この部落の場合、個々の農家によって多少のズレはあるにせよ、おとよそ11月中頃から3月中旬ごろまでが農閑期である。

第72表は農繁期、農閑期別に各農家の世帯主および妻(㉔では祖母も、㉔は実質的に家事を受けもつてゐる妹)の起床、就寝および睡眠時間をみたものである。これはおとよその目安をう

る意味でこの一年間のあなたの一日の生活時間はどようでしたか。農繁期と農閑期にわけて、朝起きてから夜ねるまでの生活時間の使い方を教えて下さい。という形で農繁期、農閑期別にその生活時間を平均的に聞き出したものうちから、起床時間と就寝時間とをとり出したものである。これによって、各戸の平均的な起床時間および就寝時間を見ると、その主人は農繁期においては、4時あるいは4時30分におきるものももっとも多く、9時から9時半にかけて就寝するというのが一般的である。これに対してその妻は主人よりも起床は、1時間ないし30分はやく就寝も1時間ないし30分おそいのが一般的である。睡眠時間は、主人の平均が7時間15分であるのに対して、妻(㉔は妹)の平均は5時間30分となる。農閑期においては、主人の場合、5時30分あるいは6時におき9時に就寝するという型が一般的であり、その睡眠時間の平均は9時間、妻の場合、主人より起床が若干はやく就寝が若干おそいその差は、農繁期よりはるかにつまって、睡眠時間の平均は、8時間0分となる。このように、主人と比較して妻の睡眠時間がみじかいということがいちじるしい特徴であるが、主人の農繁期を例にとつて各農家ごとにこれをみると㉔がもっともその睡眠時間はみじかくついで㉒㉓、㉔㉕となり、㉖がもっともながい。

第72表 各戸の農繁期、農閑期別睡眠時間

		農 繁 期			農 閑 期		
		起 床	就 寝	睡眠時間	起 床	就 寝	睡眠時間
㉒	主人	4時	9時30分	6時間30分	6時	9時	9時間
	妻	3時30分	10時30分	5時間	6時	10時	8時間
	祖母	4時30分	8時30分	3時間	6時30分	6時	11時間30分
㉓	主人	4時30分	9時	7時間30分	6時	9時	9時間
	妹	3時30分	10時	5時間30分	5時30分	9時	8時間30分
㉔	主人	4時30分	9時	7時間30分	7時	9時	10時間
	妻	3時30分	10時	5時間30分	6時	9時30分	8時間30分
㉕	主人	4時	9時	7時間	5時50分	9時	8時間50分
	妻	3時	9時30分	5時間30分	4時50分	9時30分	7時間20分
㉖	主人	4時30分	9時30分	7時間	5時30分	9時	8時間30分
	妻	4時30分	9時30分	7時間	5時30分	9時	8時間30分
㉗	主人	5時30分	9時30分	8時間	6時	9時	9時間
	妻	4時30分	10時	6時間30分	5時30分	9時	8時間30分

### 第3項 各農家の生活の物質的構造の特質

このようにみえてくると、以上みた限りにおいて各農家の共同化前の生活の物質的構造の特質として次の諸点が指摘できる。

㉔—農業所得がこのグループの中でもっとも多かった㉔は、その年度の農外所得を加え、これから家計支出、租税公課諸負担、年度内負債返還額を差し引いても、なお45万円程度の収益がのこり、しかも年度末負債計は、5万円以下層に入り、このグループの中では、経営はもっとも順調にいっている。

しかしながら、この㉔は家計費を、かなりきりつめてゐる。北見地区の同程度の耕地規模をもつ農家と比較して、きわめて少ない。このグループの中でも自家保有消費力1当りで比較した場合、中程度を下廻る支出しかしていない。耐久消費財の所有状況は、このグループの中では普通であるが、たとえば分家が導入している電気洗濯機も㉔ではまだ導入されていない。その農繁期における睡眠時間は他の5戸に比較して主人、妻とももっとも少ない。ことに妻の睡眠時間はいちじるしくみじかく、5時間にすぎない。このような意味において、この㉔の場合、経営的にはもっとも順調ではあるが、家族成員のうけとる外的報酬は、かならずしも高いとはいえない。とくに妻の場合にこのことはあてはまるものと

思われる。

㉑—㉒について農業所得がたかゝつた㉑は、農業所得の中から家計費、租税公課諸負担、年度内負債返還額を差引いても、26万円の収益が残つた（しかもこの㉑も㉒と同様、年度末負債計は5万円以下層に入る）。しかしながら㉒の場合、家計費を㉑よりさらに切りつめている。自家消費力1当りの飲食費は34年度においては25,593円をしめすにすぎない。㉒の62,352円に比較してもその半額以下である。さらに、耐久消費財の所有状況も昭和34年度においてはきわめて少ないものと考えてよい。農繁期の睡眠時間は主人の場合このグループの中ではかなり長いが妹の場合は短い。この意味において、この㉑の家族成員の外的報酬はけっして高いとはいえない。

㉑—このグループの中では第三位の所得額をしめした㉑は、その農業所得から家計支出、租税公課諸負担を差引いても34万円程度の収益が残る。しかも年度末の負債計は5万円以下層に入り、この意味においては、むしろ㉒よりすぐれている。さらにこの㉑の自家保有消費力1当りの家計支出額はこのグループの中では㉒について多い。耐久消費財の所有状況は平均型をしめし、農繁期における主人の睡眠時間も、このグループの中では多い型を示めている。このように、この㉑の家族成員の受けとる実質的外的報酬はこのグループの中では高いものとみることができる。

㉑—このグループの中では第四位の所得額をしめした㉑は、その農家所得の中から家計費、租税公課諸負担、年度内負債返還額を差引くと9万5千円程度の収益が残るが、年度内の土地改良に要した資金、またオートバイ購入資金などの支出を考えると実質的にはとんとんというところである。そうしてこの㉑の場合、年度末に、20万円以上の負債がのこっている。経営内容はきびしいものとみることができる。しかし、この㉑は自家消費力1当りの家計支出額はこのグループの中では中位、㉒よりもたかくなっている。そうして耐久消費財の所有状況は平均であるが、睡眠時間はこのグループの中では少ない方に入る。かゝる意味において、この㉑の家族成員のうけとる外的報酬はこのグループの中では中位とみることができる。

㉑—㉒につぐ所得額をしめしていた㉑は、その農家所得から、家計支出、租税公課諸負担、年度内負債返還額を差引くと6万円程度の収益が残るにすぎない

いが財産的支出を考慮に入れると経営はとんとんというところである。年度末にはなお10~20万円の負債が残っている。けれどもこの㉑の場合、消費力1当りの家計支出額はこのグループの中ではもつとも多い。耐久消費財の所有状況も平均である。農繁期における睡眠時間は㉑と同様少ない方である。つまりこの㉑の場合、経営内容は厳しいにもかゝらず以上みてきた限りにおいて、家族成員の外的報酬はこのグループの中では高い方であると思われる。㉑—このグループの中では農業所得額がもつとも少なかった㉑は、その農家所得から、家計支出、租税公課諸負担、年度内負債返還額を差引くと、5万円ほどの赤字となる。しかも年度末の負債計は20万円以上、このグループの中ではもつとも多い。しかもその自家保有消費力1当りの家計支出額は、このグループの中ではもつとも少ない。消費力1当りの家計支出額で下位二位の㉑よりおよそ1万円、消費力1当りの飲食費支出額で3千円ほど少なくなる。その上、耐久消費財の保有状況ではこのグループの中でもつともおちる。耐久消費財のうち所有するのはきわだつて少ない。この㉑の農繁期における睡眠時間はこのグループの中で主人、妻とももつとも多いが、以上みてきた限りにおいて、この㉑の家族成員の外的報酬はこのグループの中でもつとも少ないとみることができるであろう。このように以上みてきた限りにおいて、家族成員の外的報酬の多いと思われる順に各農家の順位をつけるとするなら、およそその目安として、このグループの中で相対的に高いものから、㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛という順位をつけることができよう。

## 第7節 三好共同農園構成農民の 農業に対する社会的態度の形成

すでに前節で述べたような共同化前における各農業経営のあり方は、なによりもその農家が現実に保有している経営の物質的諸要素によって規定されている。しかしながら、このような各経営の利用可能の物質的諸要素と、実際にそれを利用して農業生産を行うさいの生産手段の統合の型—すなわち、経営の人的諸側面とははっきりと分けて考えるべき性質のものである。後者はあきらかに特定の土地へ働きかけて農業生産活動を行なう農民の問題である。本節ではかかる農民の農業生産に対する社会的態度の形成の問題を、第一には、農民の生活史とおしてその形成過程の問題として、第二には、このようにして形成された農民の社会的態度を規定する一要因としての、農民の所属集団とそれへの帰属性の問題としてあきらかにする。

### 第1項 農民の生活史と農業に対する社会的態度の形成

この共同化農場を成立させたところの6戸の農家の現在の世帯主は、これまで、かならずしも農業生活のみを経験してきたものではない。いく人かは非農的経験をへてきている。それらの経験をとおして現在の農業に対する社会的態度を形成させてきている。ここでは、かかる社会的態度の形成を彼等の語つた生活史を中心として解きほぐすことにしよう。この場合、次の四つの側面にわけて、その生活史を整理した。すなわち、第一には彼の職業遍歴と農業に対する動機づけの側面。

第二には農業経営に対する社会的態度の形成の側面  
第三には社会に対する価値志向の形成の側面  
第四には彼のこのような社会的態度を形成せしめたこれまでの情報通路と人間関係の側面である。

以下の記述は社会的態度の形成分析としてはかならずしも充分なものではないが、第2項でこれをさらに補足することにする。

⑨の場合〔職業遍歴と農業に対する動機づけ〕

この⑨の世帯主は、大正15年2月、この協和第4部落で三男として生まれた。この「家」がここに入

植してから8年目、あたらしく土地集積を行つた頃、先代の三男として生まれた。長男はすでに死亡していたから実質的には次男であった。部落の小学校設置問題にまきこまれて、本人は、美幌町の豊岡小学校を卒業後、端野高等小学校に入学、昭和8年こゝを卒業した。本人の幼少の頃は、経営面積が大きかったので現金収入も多かったようだ。農業労働がはげしく、生活は苦しかつたことを覚えている。小学校を卒業するころ、百姓はあまり働きすぎるしもっと勉強がしたかった。百姓はやりたくないと思つた。高小を終える頃には軍人になりたいと思つていた。やはり出世がしたかった。軍人—出世という考えが結びついてた。高小を終えてから三年間家の農業を手伝つた。当時青年学校にも通つてた。昭和5年、日本の紀元2600年を記念して、各青年学校から一名ずつ代表が選ばれて、上京、天皇閱兵をうけた。このときは青年学校から本人が選ばれて上京した。上京してもつと勉強したいという気持がこみあげてきたのはこのときからである。上に兄がいたし農業をやめたいと思つた。昭和16年親戚を頼つて上京、中学に通いながら、一方では防毒面を作る作業に従事した(親戚の人の会社、夜業)。そうして専検の科目のうち半分、六科目を履修したところで徴兵、昭和19年12月海軍に入隊、千葉の洲崎にいたがやがて海軍航空隊の電波学校を卒業、大湊に移動、こゝで病氣をして終戦を迎えた。こうして本人は協和部落に帰つてきた。つゞいて兄も帰村した。本人が農業経営をはじめようになつたのは兄が死亡したためである。

それからずっと農業経営をやつているが、父親が死亡する昭和28年ごろまでは、北見地区の農民同盟青年部委員長や、北海道農民同盟の副委員長なども務めた。しかしいま農業が自分には適していると思つている。非合理的なものを単純な合理性でつくりかえてみたいという気持、つまりあたりまえのことをしながら自分の理想が生かせる点が自分の性にあつていると思つている。

〔農業経営に対する社会的態度の形成〕

兄が昭和21年に死亡し、昭和22年本人が結婚して

からは、父親も⑩に農業作業をまかせるようになった。当時一番気付いた点は、父のやつていた百姓は無駄が多いということである。畝の長さ、作業の手づきなど労働の無駄が多かった。そうして反収もひどかった。作業過程の無駄をなくそうということが一番はじめに考えた。本人の思うように区劃もしだいに整理した。こうして農業をはじめてからは、ここを出てほかの土地で農業をしたいと考えたことも、ほかの職業にかかわろうと考えたこともない。一番苦しかったのは嫁をもらつてから父親が死亡する昭和28年にかけてである。形式的には昭和25年より経営権は本人に移っていたが、自分のやりたいことを十分に出来ないという苦しみがいつもあった。経営的に一番苦しかったのは昭和28年から31年にかけてである。この期間に弟二人を分家させた。また家を直したりした。経営が安定してきたのは昭和32年から34年にかけてである。分家が終って、それにもなり支出がなくなった。いま経営上で一番関心をもっていることは、共同化の問題である。(1)機械化をいそぎ、労働力を軽減し、とくに婦人労働力を軽減する。雇傭労働者の数をへらす。

(2)地力維持のために主畜経営に経営全体をかえる。

(3)生産を集団化させて近代化することが必要だ。しかし実際に、この事業を推進しようとする苦勞が多い。

第一にこれを指導してくれる人がいない。

第二に乳牛をすぐ導入しようすると施設費が莫大にかゝる。

第三に個体を獲得しようとするとき、その絶対数が少ないので価格が高くなる。

第四にグループの中に専門技術員がいない。少なくとも多頭数飼育にもっていきたいが、人がいないということなど実際には障害とまではいえないが苦勞が多い。いままでの農民の姿を考えると、第一にその主体性を確立することが必要だと思う。なんでもかんでも補助金に頼り、ほかの人が計画をたて、お膳をすえてくれたから、ようやく実行するという態度がまだ抜けない、現在の自分の経営の経営要素の分析など手をつけるものが沢山あるのに、それをしないで手をこまねているという態度がつよい。簿記、作業記録などをしっかりつけて、自分の経営を早くつかむことが必要だ。またこれからの農民は、機械技術を身につける必要がある。農業を十分に使いこなせるような科学知識を身につけなければ

ならないと思う。百姓をする以上は、あくまでもやりとおすという気迫が必要である。これまでの農民には気迫が主体性としてなすすぎると思う。いま自分の子供には、教育の機会だけは十分あたえてやりたいと思っている。とくに農業をつぎたいという子供には、畜産技術を真剣に身につけさせたい。また簿記を覚えさせることも必要だ。物を選択するときの選択能力(対応能力)をしっかり身につけさせておきたい。これまでここで農業をはじめてから何回やっても失敗して一番苦勞したのは水稻の栽培である。それも自給的に考えたからいけない。やった年がかならず冷害にぶつかった。

〔社会に対する価値志向〕

戦後嫁をもらって農業経営にとりくみはじめた頃なぜ経営が伸びないのかということも真剣に考えた。独占資本が個々の農業経営を圧迫しているのだということを知って、それを排除するために、農民がとにかく組織的に行動を起さなければならないと考えた。農民同盟の活動をした理由もこれである。現在社会的な問題で一番関心の深いことという、やはり共同化を成功させたいということである。どんな事態になっても、生産を合理化し、生産性を高めておかなければならない。いま村では人口流出がはげしい。中学校も六つを三つに減少、統合した。こういう事態をどうかして解決しなければならぬ。それには農業の生産性をたかめるよりほかはないと思う。

〔情報通路と人間関係の特性〕

本人が戦後農業をはじめたとき、はじめは各作物の栽培法が書かれた本を読んだ。技術系列のものである。しかし、昭和21年、北大矢島武教授がはじめてこの村に来ての講演から多くの教えをうけた。その話は、「農村には戦後も暗い現象が多いが、これは土地生産性がひくいからだ。現象の背後にあるものを捉えなければならない」という話であったが、それから矢島教授の本を買ってよんだ。それには共同作業が強調されていた。これまで経営を変えようと考えたとき、この矢島教授の本が一番参考になった。昭和32年後、経営がしだいに安定してきてからは、技術センターの専門技術員から多くの農業知識を学んだ。「生産力をたかめるためには、まず労働生産性を高めなければいけない。そうしなければ生産規模が拡大されない」ということを知ってきた。

そのほか農業経営を考える上において参考になっ

たものは、磯辺秀俊氏の経営の概念分析、これは具体的で分りやすかった。また大谷省三氏の本も参考になった。これを危険視しない思想こそ、経営を合理化するものだと思った。農業改良普及員が、この部落にきたのは、昭和30年ごろからであるが、当時に3回ぐらいは来た。その指導はこれまではとくに作物の反収をたかめるために役立つた。このほか「現代農業」とか「北方農業」を読んでいる。「家の光」も家ではとつている。もっとも親しい友人はこの部落のN兄弟だ。人を傷つけない人だ。長い間の実行組合でのつきあいの中でしだいに親しくなっていた。農業のことはこのグループとよく話あう。

㊸の場合〔職業遍歴と農業に対する動機づけ〕

㊸の世帯主は昭和10年、この協和第4部落で長男として生まれた。親は㊸の小作、生活は苦しかったようである。協和小学校を終えてから、端野中学校に進んだが、その頃、自動車の整備工になりたいと思っていた。機械いじりが好きだった。これまで、農業以外の職業についたことはない。しかし新中卒業（昭和26年）と同時に母と別れたので農業をやらなければならなかった（父は本人が7才のとき死亡）〔農業経営に対する社会的態度の形成〕

農業をはじめたのは家でそれをしていいたからであり、また、自分がやらなければならなかったからであるが、新中卒業当時（昭和26年）、農業経営でとくに興味をもったことはなかった。たゞ、同じ作物でもいろいろな種類のものがいくつも植えられていたので（例えば豆類でも各種あったし、いなきびでも各種あった）、これを整理して統合する必要があるのではないかと思った。こゝで農業をはじめて一番苦しかったのは、この新中を卒業してすぐの頃である。その頃㊸にいろいろはげましてもらった。経営が少し安定してきたのは昭和31年ごろからである。収穫もあがってきたし、農産物の価格も良くなった数年前、美幌町の農家から新篠津へ移らないかという話があったが、こゝでの農業の方が良いと思ったので新しい開拓地へ移る気持にはなれなかった。こゝで農業をはじめてから、何回やつても失敗したということは、とくにないが、現在考えていることは機械化された畑作、畜産農業をやるということである。乳牛を導入し、また養豚もやり、畜産経営というものを一生のうちにはやりとげたい。これまでの農民は、一般的に数字的な面にくらく、自分の経営

の数字をつかんでいない。これからの農民は簿記をつけるなどして、いろいろ検討する必要があると思う。

〔社会に対する価値志向〕

農業をはじめたときも、いまも、社会に関する問題には関心をもっていない。仕事に夢中でそこまでまわらない。農村を良くしてくれればそれでよいと思っている。

〔情報通路と人間関係の特性〕

こゝで農業をはじめた頃は、隣近所の人にいろいろ教えてもらった。㊸にはとくにはげましてもらった。そこまで経営の仕方を変えようと考えたときそういう知識はたいてい㊸から教えてもらった。経営が安定してきたからは、普及員の話も参考になった。講習会で普及員から教えられた。それは施肥とか病虫害の知識が主なものだった。ラジオの「今週の農業作業」からもいろいろ教えられた。農業雑誌は何もとつていない。親しい友人というと、同じ部落の中学校の同級生のTである。彼とは農業のことについてもよく話しあっている。

㊸の場合〔職業遍歴と農業に対する動機づけ〕

この㊸の世帯主は㊸の弟として（六男）、昭和7年、この協和第4部落に生まれた。小さい頃は購入した土地代金支払のために家の生活は苦しかったように思う。端野高等小学校を卒業したのが昭和22年である。当時、将来なにになりたいか、とくにははっきりした考えはなかった。家の農業を手伝った。結局、土地があつたので昭和32年に分家することができ、農業をすることになった。独立してからは、ほかに出て農業をしようと思ったことも、またほかの職業につこうと思ったこともない。

〔農業に対する社会的態度の形成〕

高小を卒業して家の農業を手伝いはじめた頃は、とくに、とりたてゝ農業経営に対する関心はなかった。分家してからは、堆肥を入れて地力を高め、土地生産性をあげることに興味をもった。分家してからあと、苦しいということはありません。割合順調に運んでいる。自分でもやれると云う自信がついてきた。いま農業経営上の問題でもっとも関心のあるのはしっかりとした農業技術を身につけるということである。結局、自分自らがやらなければならぬ。いまゝで何回やつても失敗して、とくに苦労したという点はないが、そうして他と比べると割合良い方だが、全般的にまだ不十分である。これから一

生のうちには、過重労働をなくし、とくに婦人の労働を軽減したいと思っている。また土地生産性をあげるために家畜はどうしても導入しなければならないと思っている。これまでの農民には自給すれば生きられる、食っていけばよいという考えが強すぎた。他から干渉されずに食っていける。こういう考えがいけない。経済的観念に欠けている。金に見積らなければならない。商品価値のあるものを作って金を沢山とらなければならない。どうすれば良いか。現状では無駄をはぶくことがもっとも手取り早くできる。共同化はそのための手段だと思っている。本当は個人、個人でできれば一番良い。しかしこれは理想であって、現実としては共同化の形をとることになる。自分の子供には少なくとも高校卒の学歴をつけてやりたいが、農業を継ぐ子供に対しては「自主的に考えて、進んでやれ」という以外とくにはいいことはない。

#### 〔社会に対する価値志向〕

20才ごろは青年団活動はしていたが、とくに社会的な問題で関心をもったことはなかった。分家してからは政府の農業対策に対してもっとも関心をもっている。しかし将来はどうしても耕地規模を大きくして大経営にすることが必要だ。減らされた農民は農業の中で吸収し、商人に金をとられないように、農業の中へ工業化をすすめることが必要だ。

#### 〔情報通路と人間関係の特質〕

分家してからの、土地生産力をたかめなければならぬというような知識は、農業相談所の普及員や、兄たち(◎)からおしえられた。当時とくに雑誌は読んでいなかった。共同化についても、兄たちと話しあった。技術センターからの情報はよい。その内容は経営全般にわたっている。昭和34年8月ごろから普及員もよく来るようになった。年2回の講習のほか月1回は巡回してくる。頼んだらすぐきてくれる。しかしその指導が重点的にすぐ役立ったということは今のところない。ラジオはよく聞き役に立っている。雑誌ではいま「現代農業」とくに読んでいる。

#### ⑮の場合 〔職業遍歴と農業に対する動機づけ〕

この⑮の世帯主は大正14年、協和第4部落で長男として生まれた。家の生活は苦しかった。協和小学校を卒業し、端野高等小学校を終えたのは昭和14年であった。その頃は鉄道員になりたいと考えていた。しかし後継であるし、農業をしなければならなかつ

た。昭和20年3月現役入隊し、同9月帰村するまでの間を除いては、ずっと農業をしている。しかし、戦争中は職業軍人になりたいと考えていた。近所みな召集で出ていった。何時召集がくるかわからない。それならいっそのこと軍隊生活をおこうと考え、下士官候補生の試験などもうけた。戦後も、2・3年前までは農業を止めようと思ったこともある。農業はいくらやってもよくならず割が悪い。農産物の値段は、他人がきめるのだし、どう考えても割にあわない。

#### 〔農業に対する社会的態度の形成〕

昭和14年、農業をはじめた頃は、作物毎の作付面積はきめられていたし、供出強制はひどいものだった。それに何時、兵隊に行くかわからない。農業に対する積極性はわかなくかつた。時、肥料をもっと使いたいと思った。

ここで農業をはじめてから一番苦しかったのは昭和20～23・24年にかけてである。肥料もないし、資材もない。もちろん衣料もない。強制供出制で強権発動などもあった。その上税金はたかゝった。農家でありながら満足に食うものもなかった。そのときは冬期間、置戸の山へ出稼に行きりぬけた。昭和25年に親から経営権をゆずりうけ、27年に祖父の友人の世話で見合結婚をしたが経営が少し安定してきたのは、この1・2年である。妹が成長しそれぞれ結婚して独立したからである。ここで農業をはじめてから、何回やっても失敗するのは、気候の見とおしである。小豆の薬剤をあやまり、薬害を出したこともある。また年数を誤り、えんどうを連作して失敗したこともある。これからは、今までの苦勞からしても、借金をなくして、ある程度の余裕を残して農業経営をやりたい。今までの農業の苦しみを子供にはさせたくない。楽をさせたい。しかし、これからは農産物は商品であり量より質を考える時代になってくるだろう。いま子供には、高等学校にだけは入れさせたいと考えている。とくに農業をつぐ子供にこのことだけは教えたいというようなことは考えていない。

#### 〔社会に対する価値志向〕

農業をはじめた頃社会的問題で一番関心のたかゝったのは軍隊から帰るときの位であった。軍隊には行かねばならない。同じ行って帰ってくるなら、高い位で帰りたいと考えていた。いま社会的問題で一番関心のたかゝるのは農業基本法の問題だ。早くその

内容を知りたい。所得倍増といっても、相当の思いきった政治的な手をうたなければならないことだ。国民を平等に扱ってほしい。そうして土地の共有制を政府がみとめてほしい。

#### 〔情報通路と人間関係の特性〕

農業をはじめた頃には父親から教わることのほか、北見の本屋から、馬鈴薯、麦、豆類の作り方などの本を買ってきて読んだことを覚えている。しかし、これまで自分の経営のやり方を変えてきたのは、主として自分の経験からだ。経験から割り出して、作付計画などを変えてきた。2、3年前から、技術センターの農業改良普及員が月一回ほど来るようになったが、肥料の技術指導などが役立った。農業経営知識はこの技術センターの普及員のほか、北大教授などの講演会、また⑩の共同農場のやり方を見て、実際にいろいろ教えられた。今後の農業の行き方が共同化でなければいけないということがはっきりわかってきた。雑誌では“家の光”とか“農業北海道”が参考になる。ラジオでは月曜の朝の斉藤さんの「今週の農作業」が、その時期、時期のいもまき、防除などに役立った。

#### ⑪の場合〔職業遍歴と農業に対する動機づけ〕

この⑪の世帯主は⑩の弟として(5男)、昭和3年、この協和第4部落に生まれた。子供の頃の家の生活は中程度だったと記憶している。

協和小学校を卒業して端野高等小学校を終えたのが昭和17年である。当時、軍人になりたいと考えていた。戦争たけなわの頃だったので国につくしたいと考えていた。しかし高等小学校を終えると美幌農林学校に入った。けれども、家に男の働き手がなくなり、また通学に時間がかかり体力的にも問題があったので、1ヶ月で農林学校をやめ、家の農業の手伝をはじめた。家に労働力がなかったので父母をかわいそうと思いつけることにしたのだ。昭和26年に見合で結婚、28年に⑩より分家したが、これまで農業以外について仕事はない。以前には農業は非常に過重労働を強いるので何か良い職はないかと考えたこともあったが、具体的にそのための職を探したというようなことはない。

#### 〔農業経営に対する社会的態度の形成〕

昭和17年、はじめて農業をはじめた頃は、親のいうまゝに仕事に没頭していた。ここで農業をはじめてから一番苦しかったのは、昭和29年の凶作のときだ。分家したばかりだったし、生活のために最低25

万円は必要なのに、それが半分ぐらいの凶作だった。豆類の凶作が痛かった。冷害資金18万円を借りて、これをどうにか切り抜けたが、このときから、畑作一べんとうの経営を変えなければならないことを真剣に考えた。経営が少し安定してきたのは共同化してからだ。ほんの少し安定したような気がする。共同化によって、他人が病氣しても皆で助けあって生産する故、より安定化してきている。いま真剣に考えていることは、共同化の資産部門、ことに当面は豚を導入することだ。百坪の豚舎を作り、年間300頭は飼いたい。2年後には牛を50頭ほど入れたい。しかし障害は資金のことだ。ここで農業をやってこれまで何回やっても失敗したということとはとくにないが、これからの農民は、計算し、計画することのできる農民でなければならないと思う。今までの農民は自分がどれだけの支出をしているのかもわからなかつた。農業を継ぐ子供には、農業の一切の技術、経験のすべてを教えたいと思っている。

#### 〔社会に対する価値志向〕

農業をはじめた頃は、戦争のことで頭が一杯だった。勝ちたいと思っていた。いまは国民生活の改善の問題と雑穀の価格問題に関心がある。政府の保護政策は期待できない。あまり政府を頼らず私らは生産を自分の力でやるが必要だと思う。

#### 〔情報通路と人間関係の特質〕

はじめて農業をはじめたときは、高等小学校の理科の科目の知識があつたくらいだ。しかし経営に関するものは記憶はない。作物の栽培技術に必要な基礎知識で肥料の成分とか名称、植物の三大要素とか根粒バクテリアなどの知識を教わった記憶がある。卒業してからは月2回の青年学校で農業の知識を少し覚えた程度である。昭和29年の凶作後、経営をかえなければならないということ考えたが普及員のNさんの話が参考になった。いまは、兄(⑩)とか技術センターの普及員の話を知っている。経営に関する知識が主である。普及員が来る回数は昭和34年頃から非常に多くなった。こちらから行つた経験はあまりないが、年に2、3回は来ている。直接の作物の栽培でこの話は役に立っている。兄にはその栽培の指導をうけた。ラジオでは内地の共同化の事例などを聞いたことがある。雑誌などは、あまり読んだことがない。

#### ⑫の場合〔職業遍歴と農業に対する動機づけ〕

この⑫の世帯主は、大正7年、端野村2区第3部

落で六男として生まれた。親は農業をしていたが苦しかった。端野高等小学校を昭和8年に卒業した。その頃農業技術指導員になりたいと考えていた。何回か講演を聞いて農業改良員になる希望をもった。しかし、学校をでると家の農業を手伝うことになり昭和18年(21才の年)軍隊に入り、昭和20年11月に復員した。この年結婚、昭和28年、この協和第4部落に入植した。これまで一番つづけてやりたいと思った職業は農業であり、ほかの職業につこうと考えたことはない。

#### 〔農業経営に対する社会的態度の形成〕

この協和部落に入植した当時が農業をはじめから一番苦しかった時期である。子供が四人にふえ、長男が小学校に入るようになった頃である。凶作に当面し、収穫がまるでなかった。政府の冷害資金その他の系統資金でこれをどうにか切りぬけた。凶作を切りぬけるためには、多角経営へ、酪農へもって行かなければならないと思った。昭和35年頃から子供が大きくなったし、経験もつんだし少しは経営も安定してきたと思っている。現在は、共同化を促進することに一番の関心をもっている。これまでの農民は農業経営についての計画性がなかったと思う。これからの農民は、経営の共同化による経営の強化のための計画性をもつことが必要だ。これからは、機械化によって労働を軽減させ、とくに婦人の生活時間に余裕を与えたい。子供には農業の手伝から解放させて、学校を休ませないで勉学に専心させたい。とくに農業をつく子供には畜産技術を身につけさせたいと思っている。

#### 〔社会に対する価値志向〕

戦後復員した当時は、食糧事情の困難なことに一番関心を抱いた。割当性は不合理だった。麦、豆などとれなくても出せといつてきた。現在は、農業基本法に一番関心をもっている。農業基本法だけには依存できないから、共同化促進を自力でやらなければならないと思っている。

#### 〔情報通路と人間関係の特質〕

凶作のときは作物がとれないし、豊作のときは価格がおちる。多角経営にもって行かなければダメだということは、農業普及員から教えられた。これまで経営を変えようと考えたときの知識は、この技術センターからの普及員か、農協での話が多い。技術センターの普及員からは、施肥の仕方とか土地改良の方法などもおそわった。普及員がとくに熱心にく

るようになったのは昭和35年頃からである。㊸や㊹とは農業のこともよく話す。

このように三好共同農園を構成する6戸の農家の現在の世帯主の生活史をおおして、彼らの農業に対する社会的態度の形成過程をみてくると、そこには次のような、いくつかの共通点と、また見落してはならない相違点がみられる。

(一)まず第一に指摘できる点は、この6戸の世帯主のいずれもが当初から農業で身を立てようと考えていなかったという事実であろう。㊸と㊹は軍人になることを望んでいたし、また㊺は自動車の整備工、㊻は鉄道員になることを夢み、それもやがて軍人志望にかわる。㊼は農業技術指導員になることを望んでいた。㊽ははっきりとした目標をとくにもつていなかった。その彼らが農業を行うに至った動機は㊸㊹の3戸までは兄の死亡、母と生別、あととりと家を継ぐため、あるいは農業以外とくに生計をたてる道がなかったからである。㊾㊿の3戸は高等小学校、あるいは新制中学校を卒業後、家の農業を、あるいは人手がなかつたりして手伝わざるを得ないような形で農業生活をはじめ、たまたま分家する土地、または入植地が見つかって、現在に至っているというケースである。この6人のうち、大正年間に生まれたもの、㊸㊹㊺がいずれも軍隊生活の経験があるのに対して、昭和に入って生まれた㊻㊼㊽にはこの経験はない。しかしここで注目しなければならぬのは、㊾を除いては、いずれも農業以外の職業の経験がないという事実であろう。しかもそのいずれもが積極的な形ではなくして農業という職業についているという事実であろう。ところが㊸は少なくとも他の5戸とは若干そのケースが異なっているということ認めなければならない。村の青年団のエリートとして選ばれて上京したのを契機に、勉学のために上京、軍需工場に務めながら学業を修め、軍隊生活を送って帰村するというヒストリーをもっている。そうしてさらに戦後には、農民同盟の全道の副委員長というポストについている。この㊸ははっきりと農業を一番性にあったものとして評価している。しかしながらこれに対して、他の5人は比較すべきものがなく、いわば天与のものとしてこれを受けつついる。㊾は農業は割にあわないという形で、また㊿はその過重労働の故に、とくに良いものであるとは、少なくとも共同化に踏み切る以前までは考え

ていなかった。

(一) ところで、問題は、そのような動機が如何ようであるにせよ、その後の農業生活をとおして、彼らが農業生産に対してどのような社会的態度を形成してきているかという点に求められなければならない。農業生産をはじめた初期のころの社会的関心をみると、⑮⑯⑰⑱までは、とくに積極性をもっているわけではない。親のいうとおりにそれに従つたという方が適切であるかも知れない。これに対して⑲⑳そして分家後の㉑は、少なくとも積極性をもっている。それは㉑の場合は農作業の無駄のとりはずし、㉒は作物の種類の変更、㉓の場合は堆肥を入れての土地生産性の向上という形で表現されるものである。その後のこのころの農業生産生活をとおして、彼らが実際に感じた経営の暗い谷と安定期からこの6戸の農家を見ると、それはおおよそ二つの型に分けられる。第一は、昭和34.5年よりやくわずかに安定してきたと感じている層で、これには⑲⑱㉑が属している。このうち㉑は昭和20～23年がもっとも経営が苦しかった時期として意識し、これを出稼によって克服し、⑲㉑は分家、あるいは入植後たゞちにおそつた昭和29年の凶作をもっとも経営が苦しかった時期として意識し冷害資金によって、この時期を切りぬけている。これに対して第二の型は、昭和31.2年ごろよりようやく少し経営が安定してきていると意識している層で⑲⑳㉑がこれに属している。㉑は、経営の苦しかった時期を昭和28～31年の第二人の分家を終えるまでと意識し、㉒は昭和26年、母と別れて新中卒後たゞちに世帯主として経営を切りもりはじめた頃がもっとも苦しいと意識している。そして㉑は昭和32年分家してから以降、とくに経営の苦しかったときはないと意識し、農業経営に対する自信をもちはじめてきている。ところでこのような危機の時期をどういう形で克服しようとしたのかそれが次に問われなければならない。⑲㉑は少なくとも多角経営化という形で克服の方向を、昭和39年以降もっているし、(一)機械化による労働力の軽減、(二)地力維持のための畜産経営化、これを実現するための共同化、これがこの6戸の、最大公約数であるという形で理解するのは容易であろう。しかしながらさらによく検討すると、この6戸の、共同化に対する期待がかならずしも同一ではないことに気付く。昭和35年度より共同化に踏み切つた⑲㉑㉒、および36年度よりこれに加わる㉓は、少なく

とも現在の関心として、積極的に共同化の促進をあげ、将来の農民像として計算能力のある計画性をもつた農民というイメージを描くのに対して、㉑と同様昭和36年度よりこれに加わる㉒は“借金をなくして、余裕のある農業経営”という形でこれを表現するにとどまっている。また、より大きな意味をもつ相違として、われわれが目指さなければならないのは、㉑が“非合理的なものを単純な合理性でつくりかえる”ことのできるそのような理想として、共同経営を考えているのに対して、㉒は、共同化を理想とおくのではなしに、それを理想実現のための手段としておくという相違である。㉓の場合、少なくとも理想は個人の生活におかれている。このような共同化に対する受け取り方のちがいは、ひとつには、共同化にふみ切るといったところの、それぞれの個別経営に対する態度のちがいにともづくものであろう。すなわち昭和31年より経営がやゝ安定してきていると感じている層と、共同化によってまさに安定しようとしている層では、これに対する、受けとり方も当然に異なるであろう。㉑に前者の立場がもっとも端的にしめされているとみることができる。またこの共同化に対する態度のちがいは、彼らの全体社会に対する考え方とか情報通路の相異によつてももたらされるものと考えることができる。すなわち、農業経営をはじめた頃の社会的関心において、⑲㉑はなし、⑲㉒は軍隊の位、戦争に勝つこと、㉑は食糧事情という反応に対して、㉒においては、独占資本と農民の対決という認識枠組が用意されている。そしてこのための農民の組織的団結という方向がみちびき出され、この㉑は全道の農民同盟の副委員長まで歴任してきている。現在の社会に対する関心においても、㉑はとくになし、⑲㉑㉒㉓は“農業基本法に関心をもつ”という違いがあり、しかもその受けとり方において、㉑は政府に対する期待の側面が強いのに対し、⑲㉑㉒㉓はそれが当てにならないから、如何なる事態においても適応できる、共同化による農業生産力の増大という側面がつよく出されている。しかし少なくとも㉑を除いては、独占資本対農民という社会認識の枠組は用意されていないように思われる(㉑をみよ)。彼らが具体的に如何なる情報通路をもっているかという問題は、また節をあらためて詳細に検討するが、以上みてきた限りにおいても、この共同経営構成戸の各世帯主の農業に対する社会的態度がかならずしも一様ではな

いことが特徴的である。㉑のように、独占資本対農民という認識の枠組を一応用意した上で、共同経営を理想として自力で農業生産をたかめようと志向する型。

㉒のように、㉑のごとく明確な形で社会に対する認識の枠組をもたずに、共同経営を手段として位置づけながら、その資本主義的経営によって、農業生産をたかめようと志向する型。㉓のように、機械化、畑作畜産という形での目標でこれを志向する型。㉔㉕のように、共同経営によって経営の安定を積極的に計ろうとする型。㉖のように、多分に他動的に借金のない余裕のある経営という形で共同経営を志向する型。

このように現実の共同経営方式による農業生産に対する社会的態度は、その成員によって、かならずしも一様ではない。

## 第2項 農民の所属集団とそれへの帰属性

前項においては、いわばヒストリカルに共同経営というあたらしい経営形態の一員となった各成員の農業に対する社会的態度の形成過程を、その生活史をとおしてあきらかにしてきたが、本項においては現断面において、その成員の生活行動空間と、彼らの集団所属の実態、およびそれへの帰属性をあきらかにすることによって、その成員の社会的特性をあきらかにしよう。

このグループの成員（世帯主）は、昭和35年度において月1回～9回の割で端野市街に出ている。もっとも頻ばんに行くのは㉑であり、ついで㉒㉓㉔という順であり、㉕㉖は少ない。とくに㉑はその頻度ももっとも少ない。また北見市へは月2回～07回の割でてているが、㉗㉘㉙がその頻度が多く、㉚㉛㉜はその頻度が

少ない。端野市街、北見市街へ出る合計でも㉑がもっとも上級都市との接触頻度がたかく、㉒㉓㉔がこれにつき㉕㉖が

第73表 成員の上級都市へ出向く頻度  
(昭和35年度)

	端野市街へ出る頻度	北見市へ出る頻度	計
㉑	102	8	110
㉒	72	24	96
㉓	24	12	36
㉔	50	25	75
㉕	72	24	96
㉖	12	12	24

この接触の頻度ももっとも少ない。この意味において、㉑㉒がもっとも部落という小地域に密着し、㉑が上級諸機関から部落という小宇宙に諸情報をもちかえる可能性をもっともたかいたことができる。ところで、この成員が端野市街へ出るのは、主として農協への用件のためであり、ほかに買物、病院あるいはこの市街地で行なわれる講習会、映画会のためである。㉑においては、各種機関、団体との打合わせの用件がこれに加わる。これに対して北見市へは、主として映画などの娯楽、買物、あるいは親戚訪問のために出掛けることが多い。したがって、営農推進の諸機関の存在する端野市街へ出向く頻度ももっとも高い㉑が、また営農推進上に役立つ諸情報をもちかえる可能性をもっとも高いということを確認しなければならない。そうして、同時にこのグループにとっては、上級都市依存の形態が、部落→端野市街→北見市と系列化していることが認められる。

第74表はこの農園の各成員（世帯主）の、昭和35年度末の所属集団をみたものである。これは各成員に、「あなたが入っておられる団体は何と何ですか」という形で、成員が所属していると意識している団体をひろい出し（●印）、その中で、「あなたが、もっとも親しみを感している団体はどれですか」（●印）という形で、もっとも帰属性のたかい集団をひろい出したものである。しかしながら、彼らがあげたそれらの集団以外に種々の資料を照合してみてもあきらかに彼らが所属していると思われる集団があるので、これを○印で表示した。そうしてこれらの集団をその集団の地域的単位に応じて、部落段階、部落連合会段階、行政村段階にわけたものである。もちろん、部落段階、連合会段階の諸集団は、その上級機関を村段階にもつものである。また実行組合組織が村段階の農協共済組合の下部組織としての機能をもつことは、すでに述べた川向第8部落の場合と同様である。そうして、三好共同農園を除いては納税組合、農民同盟、電化利用組合、ビート耕作組合、種芋耕作組合は、いずれも実際には実行組合の中に統合されている。つまりこれらの諸団体の下部の構成単位が実行組合組織なのである。これによると、

(一)彼らの所属集団は16～10集団である。㉑がもっとも多く、㉒がもっとも少ない。ところが成員が実際に所属していると意識している集団数においては、㉗㉘10～11集団、他はすべて4～2集団とそ

の数ははるかにおちる。この意味においてわれわれは、⑩⑪がこの地域社会の中に比較的根をおろし、他の4戸は根をおろしていないということができよう。事実、過去および現在における各種団体の役職経験の有無をみると、第75表の如くこの⑩⑪は過去において、実行組合、納税組合、また村段階の農民同盟、共済組合の役職経験をもち、⑩は現在、村段階の教育委員会、経営研究会、森林組合の役職についている（このほか道政調査委員）。⑫も現在、この部落（実行組合）の納税組合長についているが、⑬⑭⑮は過去においても、現在においても何れの団体の何れの役職にもついていない。

(二)そうして、昭和35年度に共同経営に踏み切った4戸は共同経営への帰属意識がもつとも強い。彼らの実行組合への帰属意識は、けっして高いものといえない。むしろ、部落（実行組合）をとびこして村段階の農協、あるいは農協青年部への帰属意識がみられる。つまり、⑫⑬⑭⑮においては、共同農園への帰属性と、あとは村あるいは連合会段階の二三の集団への所属を意識しているにすぎない。

(三)これに対して、昭和36年度から共同経営に参加する⑩と⑪においては、昭和35年度現在において、⑩は実行組合への帰属性がもつとも強く、⑪の場合、とくに親しみを抱いている団体はなく、実行組合→農協への所属を意識しているのみである（⑫は納税組合を実行組合の中の一つの機能団体として意識している）。ところで問題は、これらの集団への所属をとおして、実際に彼らが、どのような社会関係をあらたに切りひらき、またそこから新しい情報を入手し、それらの影響をとおして自らの社会的態度を如何に

変容していつているかという点に求められなければならない。このような点をあきらかにするために、われわれは所属団体の中での人間関係と、リーダーシップ、所属団体の昭和35年度の事業、団体に加入して役に立った点、団体への批判などをとりおさえたが、ここでは、共同経営構成各戸の世帯主の社会

第74表 各世帯主の所属集団とそれへの帰属性

		⑩	⑪	⑬	⑭	⑮	⑯
部落段階	三好共同農園	●	●	●	●		
	実行組合	○	○	○	○	●	○
	納税組合	○	○	○	○	○	○
	農民同盟	○	○	○	○	○	○
	電化利用組合	○	○	○	○	○	○
	ビート耕作組合	○	○	○	○	○	○
	種子耕作組合	○		○		○	
連合会段階	部落連合会	○	○	○	○	○	○
	P T A	○			○	○	○
	消防団		○	○			
	遺族会	○		○			
村段階	交通安全協会	○	○	○	○	○	○
	森林組合	○				○	
	農協協同組合	●	○	○	○	○	○
	農協青年部		○		●		
	共済組合	○	○	○	○	○	○
	経営研究会	○					
教育委員会	○						

○— 成員が所属していると意識している団体

●— 成員がもつとも親しみを感じている団体（所属していると意識している）

○— 成員がとくに所属しているとはいわなかったが、所属している団体

第75表 過去および現在における役職経験の有無

	現在役職についているもの	過去において役職についたもの
⑩	教育委員会委員 経営研究会幹事 森林組合理事	農民同盟青年部委員長 実行組合長
⑪		実行組合長 納税組合長 共済組合損害評価委員
⑫	納税組合長	

⑬⑭⑮は過去においても現在においても役職についたことなし

的特性をあきらかにするために必要と思われる二、三の点に論点を限定して、以下各成員の特性についてふれよう。

⑩について— 現在三好共同農園のリーダーである⑩は、この三好共同農園を除けば、実行組合、納税組合、農民同盟、P T A、森林組合、農協、共済

組合、経営研究会、教育委員会の9種類の集団に所属していると意識しているが、昭和35年度におけるこれらの集団に対する出席頻度をみると、実行組合の会合には167回のうち、14回（納税組合を含む）PTAは5回とも、森林組合は10とも、教育委員会は12回とも、経営研究会には2回とも、農協へは総会へ1回出席している。このほかの集団、たとえば農民同盟、共済組合の会合には出席していない。農民同盟は、実行組合長が代議員を兼ね、代議員のみで代議員会を開いて方針を決定するので、㊦は出席しないわけである。しかしこの㊦の特徴は、教育委員会、経営研究会、森林組合など、村段階の団体の役員をしていることであろう。教育委員会、森林組合の役員は60才以上のものが多いから、37才の㊦はいわば若い世代の代表としてこれに加わっているわけである。この㊦は、種苗販売を主たる仕事としている森林組合については、人件費がたかくつので、農協に結合した方が得策ではないかと考えているがこの団体に加わった利点として、簿記をみせてもらったので会計、経理がわかるようになり、経営批判が出来るようになった点をあげている。また、教育委員会においては、農業の曲り方と同じように教育の曲り方を認識すべきことを教えられている。村外へ出る2.3男、村に残る長男のためにも、農業の変化に対応する能力をつけさせるために、学校統合と特別教室の設置を急ぐべきだという意見をもっている。またここで、部落根性を抜いて大局をみて事を論ずることの必要性、人を動かすということは口先でどうこういってもダメなことを、するどく感じとっている。そして、発足したばかりの経営研究会に対しては、各種団体の中での位置づけが不明確なこと、特権意識がみられる点を、今後克服すべき点として感じている。PTAにおいては、㊦は、会議のすすめ方と人の説得、事情の説明の仕方の訓練をうけたと語っているが、㊦はこれらの部落連合会あるいは村段階での諸団体の中で、協和第4部落をこえる営農、指導機関の人びととの人間関係を積極的にとり結んでいる。現在㊦は、実行組合についてはこれに加入していることによって、村と役場との連絡事項がわかることなどをその利点としてあげているが、実行組合内の共同経営外の農家には一般的に企業合理化の刺戟が少ないことを感じとっている。そして農協に対しては、大きな信頼を寄せ、農民同盟についてはいまのところでは農民に経営の基盤

確立の自信をもたすことができないこと、日常活動で信用をますこと、自分の口でいうこととやることの間に大きなひらきがある場合には大衆がついてこないことを感じている。そして㊦は彼の属している団体にそれぞれ信頼してその運営をまかせられるリーダーのいることを認めつつ、現在の団体運営の問題点として、経営の生産体制の近代化を考える場合人がいないことをあげている。これまでのリーダーは、(1)私心がつよすぎる。こと。(2)経営能力のないこと。(3)指導性のないこと。そして、(4)全体を統括し指導するための新しい知識が欠如していることを指摘している。このように㊦においては、部落外の部落連合会、あるいは村段階での諸団体の役割につくことによって、行政村内における諸問題解決への関心を、除々に深めつつある。自己の経営の変革を大局的に見詰め、行政村内における諸々の変化の中にそれを位置づけようという態度を深めつつある。このような点は、すでに前項、その生活史の分析でふれた特性とあいまって、現在の㊦の社会的特性を示すものである。

㊦について — ㊦は三好共同農園を除けば実行組合と消防団、農協青年部をその所属集団としてあげた。そして、月1回～2回ひらかれる実行組合の会合にはほとんど出ている。㊦と気持が合うが、ここで利点は人との交際が出来るようになった点にあると思っている。農事推進上では、とくに役立つとは思っていない。農協青年部の会合は年6回ほどあるが、このうち2回ほど出ただけで、これに加入してとくに役立っていると思っている点はない。消防団の会合は番屋を新築したりして、年5回ほどあったが、2回ほど出席しただけで別に何も利点はないし、何も仕事をしないから解散した方がよいと考えている。このように㊦においては、集団加入によっての利点として「人との交際が出来るようになった」点をあげているのみで、所属集団からの影響はけっして強いものではない。

㊦について — ㊦の場合三好共同農園を除けば、青年団と消防団をあげているだけだが、昭和35年度においてはどちらにも出席していない。青年団には昭和30年頃には出席していたが、その後ほとんど出していない。会合では意見をいわない方だった。そして昭和36年には消防団をやめている。この㊦は「別に団体を必要としない。いまのグループのような団体があればそれでよい。自分のやる仕事が沢山あ

って、自分のやることもしないで、他の団体に入って人にどうこういうことはできない。」と語っており、この㊸の場合も他の社会集団からの影響はほとんどないものと考えることができる。

㊸について — ところがこれに対して三好共同農園のほか、実行組合と農協、農協青年部への集団所属をあげている㊸の場合、昭和28年より加入している農協青年部の影響をかなりうけているものと思われる。ここには㊸と意見の近い者もいるし、また会長のI氏の指導にも㊸は満足している。2ヶ月に1回ほどの会合にはかかさず出席している。農協青年部では共計販売（共同計算販売）を行なっている（共計販売とは、とくに豆類にだけ実施しているものだが、出荷が多く価格が下がったときはこれをおさえ、一年間まんべんなく販売するように管理する平均販売のことを指している）。彼は農協青年部に加入することによって、これまで零であった共同計画販売に関する知識を得ている。当初、㊸はあまり必要がないので止めようと思ったが、いまでは共同経営のさいの訓練としてこれが必要だと思っている。

㊸について — このグループの中ではもっとも多くの所属集団をあげた㊸は、各種団体に加入した利点をとくにあげていない。強いてあげるならば、農協に加入したことによって金を借りられるという程度のことである。そうしてそれらの所属集団の会合も実行組合がもっとも頻りにそれがあるだけで、他の集団は年1～4回の会合があるのみだと語っている。またそれらの集団成員でとくに気持の合うものは、協和第4部落の成員のみであり、部落をこえる範囲では農協の現組合長、参事、また元理事のM氏の意見に傾倒しているのみである。すなわち、上記の11団体のうち、昭和35年度にその会合に参加したのは実行組合（納税組合を含む）、部落連合会、消防団交通安全協会（交通法規説明会）、農協（総会）、共済（総会）のみであり、農民同盟、電化利用、ピート耕作、森林組合の会合にはとくに参加していない。しかし彼は自分の所属している各種の団体に対してかなりの意見をもっている。実行組合、部落連合会、PTAに対しては、その役員は上からの連絡を伝える小間使的なものとなっているので、誰がなっても同じであり、生産組織としては大した機能をもっていないこと。また森林組合に対しては現在の運営は販売方法が下手なこと。役に立たないこと。共済組合に対しては、家畜共済、麦類共済とも掛捨

てばかりでよくないことなどを指摘している。しかしながらこのようにみてきた限りでは、㊸もとくに部落外の諸集団から大きな影響をうけているとはいえないように思われる。たゞ、たとえば㊸㊸㊸などと比較した場合、村内の各種の団体に対する社会的視野のひろいことが推定される。

㊸について — 農協と実行組合の二つを所属集団としてあげた㊸は、実行組合の会合と農協の総会に出席している。この集団の中ではこのグループ成員と気持があっている。農協は経済的な面で、実行組合については相互援助という点で役に立つと考えているが、この㊸においても部落外の諸集団からの影響はほとんどないものと考えてよい。この㊸は、「経済的余裕のある者は、余裕のない組合員に対し、その実情を考慮し理解ある態度をもってほしい」という意見をもっている。

このようにみえてくると、三好共同農園を除いては、このグループ成員が共通してもっとも頻りに会合をもつ基礎的集団が実行組合であることがあきらかとなる。しかしながら、この実行組合は、生産組織体としての機能を充分果していない。農協、役場、技術センターなどの、あるいは各種団体の諸情報を伝える下部単位としての役割しか果していないと各成員に受けとられている。もちろん、作況調査で部落で税の申請の調整を行なうこと。部落民の出役によつての道路保持などその自主的な機能もあるが、そうして、実行組合がフォーマルには生産組織体としての機能を果していないとしても、インフォーマルには営農推進のための諸情報を流す有力なる地縁的媒体となっているが、このことについてはすでに第3節でのべた。しかし実際問題として、このグループの各成員に実行組合組織が、パイプとしての役割以外に役に立つものとして受けとられていない以上それへの帰属意識が十分に芽生えないこともそれなりの理由があるものと考えなければならない。そうして、このような場合、実行組合以外の団体所属とそれからの諸影響が問題とならざるを得ない。しかしながら、すでにみてきたようにこのグループにおいては、リーダーである㊸を除いては、部落外の諸集団からの影響はほとんどないものと考えてよい。㊸㊸㊸にとくにこのことは顕著である。㊸においては基本的にこのことはあてはまる。㊸においてはわずかに農協青年部がこの役割を果しているにすぎない。

以上、このグループの各成員（世帯主）の上級都市へ出向く頻度と、所属集団およびそれへの帰属性をみてくると、㊸㊹がもっとも地縁的小宇宙しかもたず、㊸㊹においてもこのことは基本的にかかわらず、㊹のみがこの小宇宙をはなれた社会的諸関係をもつという社会的属性をもっていることが特徴的である。このように、現断面でこの共同経営に踏み切った各戸の社会的属性をみても、それは、かならずしも一様ではない。最初から、地縁的な小宇宙を破る社会的諸関係をもっていたわけではない。そうして前項

でみた如く、現実の共同経営方式による農業生産に対する社会的態度も、その成員によつて、かならずしも一様なものではなかった。この点を次節でさらに問題としよう。すなわち、前述のようにそれぞれ異なつた農業に対する社会的な態度、およびそれを規定するところの社会的行動空間をもつたところの成員たちが、どのようにして共同経営という共通目標にむかつて結集したかということが、われわれが次にあきらかにしなければならぬ第一の問題である。

## 第8節 共同化農場への発展とリーダーの機能

昭和34年度、このグループの中に農業共同化が現実的な形をとって芽ばえてから、個々の農民の行動目標と、またその目標達成のためにとり入れる情報の質的志向はたしかに異なってきた。目的意識的な行動は、個々の農民の農業に対する社会的態度をはっきりとした形で変化させてきている。

この節では、かかる過程のうち、このグループの中に共同化志向がもたらされて、それが現実的な契機をもった具体的な形で、成員の目的意識的な行動へと発展していった過程を、(一)このグループの中に共同化志向をもたらしたものの特質と、この志向を現実的な行動におろすに至った直接的な契機と、そこでの成員間の意見の相違が次第に克服されていった過程、(二)この志向を現実化するに至ったさいの集団行動と外部からの情報の特性、(三)この共同化農場成立にさいしてリーダーの果たした機能を中心として分析しよう。

### 第1項 共同化志向の発生とその契機

このグループ成員の中に、共同化思想を、face to face の関係の中で伝播したものは⑩である。この⑩の生活史はすでに前節でふれたので、ここではくりかえさないが、彼の大規模経営に対する夢は昭和22年、北大矢島教授の講演に刺激されたころよりすでに芽生えていた。しかし昭和25年、父より⑩に経営権がうつされたあとも、昭和28年、父の死亡までは、この⑩が全面的にその経営をコントロールしていたわけではない。父の意志が少なくともそこには大きく加わっていた。この時代の彼は、農民同盟の役員として活動し、むしろ自己の経営からの脱出という志向性をしめしている。そうして、この間農民対独占資本の対決という現代日本における農民と社会に関する認識の枠組を獲得している。しかし昭和28年、父の死亡とともに経営権を実質的に掌握してからも、彼の夢はただちに実現しはしなかった。当時⑩は弟たちに大経営の必要性をといっているが、結局、昭和28年、30年と弟2人を分家させている。

この間の事情を⑩は次のように語っている。「分家をさせないで、こういうことをすると、財産をやりたくないからだといわれる。やることをしなければダメである。分家をしてから弟は実際に1人では大変なことが分った。」ここにも後に述べるような⑩の慎重な態度が端的に反映されている。しかしながら、この⑩が昭和35年度から、弟2人(⑪⑫)と戦前の小作⑬を加えて共同経営に踏み切ったうらには次のような物質的条件がその契機として用意されていた。

すでに、共同化前の各個別経営の経営分析の項で明らかにしたように、このグループでは、雇傭労賃費と肥料支出費が、その経営出費の中では、もっとも大きなウエイトをしめている。昭和35年度より共同経営に踏み切った⑩⑪⑫⑬の、昭和34年における雇傭労賃支出は48万円にも達している。6戸の経営について、年度別に雇傭労賃費支出をみたのが第76表であるが、その雇傭労賃支出は年々増大している。そればかりではなく、農業労働力の雇傭そのものが著しく困難の度を加えてきた。さらに⑭⑮⑯とも自家保有労働力の大巾な増大は、家族のライフ・サイクルからみても、近い将来に望むことはできない(第4節第3項参照)。

このような現状を打開する必要が各経営にはあった。

さらに、寒冷地農法を確立する意味においても、経営を有畜化し、堆肥増産によって購入肥料費を減少させて、地力増進とともに、経営の無駄をなくするという必要もあつた。そのためにも各経営とも農業労働力の不足は、有畜化を阻害するひとつの要因

第76表 経営別年度別雇傭労賃支出額 (単位円)

	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年
⑩	93,000	194,000	202,000	209,600	—
⑪	—	—	—	42,000	—
⑫	—	—	10,000	90,000	—
⑬	—	—	—	20,000	22,000
⑭	70,000	70,000	80,000	90,000	—
⑮	—	—	—	—	—

になっていた。農業共同化の直接的契機となつたものは、この労働力不足である。

これまでこのグループは、各種農機具を共同に使用し、実際に共同作業はこの4戸の中では行われていた。しかし、大農機具(トラクター)を導入して労働能率を増進させるという方向が昭和34年具体的にこのグループの中であらわれた。共同でトラクターを購入すれば8年ぐらいで年雇の分としてとりもどせる。年雇をやとう必要がなくなり、労働の山は臨時雇で乗りぬけられる。こうしてトラクターの共同購入による共同利用という案が出された。⑨はトラクター購入の理由として、(一)能率がよい、これまで4人いたものが、運転手1人で済む。(二)あまった労働はほかにまわすことができる。(三)畜舎などの固定資産が少なく済む。(四)整地がうまくいくことによつて土地が改良される。という点をあげているがこのトラクターの共同購入案に対しては必ずしも抵抗がなかったわけではない。⑨の妻は特に意見を出さなかったが、母は「いままで奮力でやってきたのだし、これからもやっていけるので、とくにトラクターを入れなくてもよい」と主張した。またこのトラクターの個別経営による共同利用案から経営共同化への飛躍にはさらに多くの屈折があつた。この間一ヶ月間にわたる討論をこのグループは行なっている。たとえば、⑩はトラクターを導入しての共同利用案には、無駄をなくすという点で賛成しながらも原則として個別経営を主張した。⑧は分家する頃⑨より大経営のことについては聞かされていたが、気のはしなかつた。個人経営の方が、干渉されずにかえつて能率があがるし、そこに自分の生きがいをさえ感じていた。団体での経営生活には自主性がなくなり自分の経営が失なわれるという恐れを抱いていた。そうして団体になることにより、かえつて能率が下ると思つた。新しいものは自分のところにとり入れればよいと主張した。共同経営に踏み切るのなら、一年づつすることを主張した。機械をすぐ入れ、様子を見て、次の年に共同化という案を出し、そうして、⑩の妻は、トラクターを入れたことによつて労力が軽減されるというのでこれには賛成していた。⑦夫婦も同様な不安を感じながら兄に賛成した。⑩の次の言葉は端的にこれを表現している。

「今まで一家にとって一番の大きな変更は共同化である。共同化によつて、作目の種類から作付面積、技術に至るまで、そして精神的にもかかわつた。した

がって共同化に踏み切るときは非常に不安だつた。しかし妻との間には全然意見の相違はなく兄に賛成した。」しかし、このようないくつかの意見が出されて討議される中で共同経営にという目標が成員に共通のものとして確立されるに至つたのは、後に述べるように、このグループ成員の先進地視察の中で新しい知識の獲得によつて共同経営に対するイメージが明確に形づくられたこと。また全体のために個を犠牲にするという⑩の態度が他の成員に与えた影響を見逃すことはできない。そうしてまた農協生産部および普及所普及員のこのグループ成員に対する示唆が大きな力となっている(前節第1項参照)。⑨が共同化に踏み切つた動機には先にのべたもの以外に、本人を含めて、父からゆずりうけた財産の分配のしなおいという気持も強く働いていた。すなわち、昭和28年、父が生存中に分配した⑦の土地は面積は広いが傾斜地が多く、その上飛地が多く、土地改良を要する面積が多い。これに対して父が死亡してから分家した⑧の土地は、暗渠排水はできており飛地は少なく⑦に比してすぐれているといつたちがいがあつた。⑦と⑧の間のひらいていく経営格差に兄としても無関心ではいれなかつた。また②は、戦前からの小作で、戦後現在の世帯主が新中卒後ただちに経営を行うようになってからいろいろと相談のり、いわば身内として意識している農家である。⑨のもつこのような関心が一方において1.) 貧困な政治に依存することなく、生産力を高める方法としての2.) 家族零細経営、低所得より脱皮する方法としての性能たかい機械を中心とした共同経営という理想と結びついて、この三好共同農園を発足させたとみることができる。しかも共同経営として出発してから、このグループは、その自らの共同経営にたいするイメージを一步一步形づくるといふ方向をたどっている。

## 第2項 共同化農場成立までの集団行動

昭和34年9月15日、この4戸は耕地実測、区画整理、作道の計画、境界線撤廃にともなう耕地拡大、作物集団作付計画などの諸計画をねりはじめた。

しかしこの当時においては、このグループ成員の共同化農場設立への意志がかならずしも不動のものであつたわけではない。共同化農場設立といふ共通

目標はもちながらも、意識の上ではかなりのズレがみられた。このようなズレにもかかわらず、とにかく共同化農場設立という共通目標にふみ切らしたうらには、第一にはそこからあがる収益、および、その収益の分配方法についての意見の一致がみられなければならない。共同化の利点として、第一に、トラクターを導入しても8年ほどの雇傭費でこれほとりもどせ、雇傭年雇費がその分だけうくこと。

第二に、耕馬をこれまでの8頭から2頭にへらすことができること。

第三に、あまった労働力であたらしく集団的に耕地をひろげることができ、さらに畜産部門を開拓できること。

第四にひとつの団地の面積がふえ集団作付は作業能率の点からもすぐれていること。

などの点をあげることができるが、トラクター導入による農作業の労働時間の軽減が、とくに女性層の賛同を得たことはかくすことはできない。新開畑を含めて耕地約38町として、普通作で反粗収入12,500円はかたいから、大雑把に見積つても475万円の粗収益はあがる。これに対して雇傭労働費、その他の固定資産消却費が軽減されるから、個別経営当時と比較するとたしかに収益はあがることが考えられた。このように、全体での収益が有利であることが、第一に確認される必要があつた。そうして、この際彼らがイメージに描いた経営目標はこれまでの個別の家族の小農経営では思いもよらぬトラクターを導入しての機械化された農業経営であり、さらに、機械化によって、あまった労働力で乳牛飼育の畜産経営である。当面穀類農業でいくとして、寒冷地作物として安定度のたかい馬鈴薯、ビートを中心に作付すると、地力の減退を慎重に考えねばならず、このためには有畜化は不可欠に必要であつた。⑩によって提示されたこのような共同経営に対するイメージは、多くの不安を伴いながらも、少なくとも魅力あるものとして、⑩⑪⑫をひきつけた。しかし、共同経営出発の当時は、多くの成員にとって、そのイメージは少なくとも自らのものとして定着していなかつた。そのような目標を達成するためには、具体的にどこから手をつけて、どこをどう変えるか。彼らのこれまでの農業経験の中からは組みたてることの出来ない、新しい目標にむかつての、小さないくつかの当面の目標が、そこではさらに慎重に組み込まねばならなかつた。したがって、彼らの飛躍には大

きな夢とともに大きな不安がつねにつきまといつたことは認めなければならない。しかしこのグループの場合、その成員を共同化農場設立という共通目標に向つて結束させた上で見落してはならないのはその収益の各成員に対する分配基準であろう。第1年度においては、労務費として、年間主人10万円妻8万円その他の成員8万円をとり、収益は出資せる土地(未耕地を含む)の広狭差に応じて分配すべく株を作つた。この際、土地の肥沃度は問題とせず、広狭差によつて株を設定したことが、このグループの場合特筆すべき特徴であつたと考えられる。何故なら、すでに第5節においてあきらかにしたように各経営の間にはかなりのはげしい反収の差があつた。たとえば、ビートを例にとつても反粗収益で⑩18270円、⑪15000円、⑫14175円、⑬17325円、小豆では⑭20081円、⑮18100円、⑯13500円、⑰12000円、馬鈴薯では⑱18020円、⑲15038円、⑳16000円、㉑14700円という開きがそこに見られる。⑱は他の3戸に比してその粗収益はきわだつて高い。そうして、反当粗収益順位別作付面積の比率を各経営ごとにみると(第59表参照)、⑱⑲がもつとも反当粗収益のたかいものゝ作付比率がたかく、㉑がこれにつき⑳がこの4戸の中ではもつとも劣つていた。このような反当の粗収益差があるにもかかわらず、⑱がすすんで、出資せる土地の広狭差による株の設定を提案したわけである。このような⑱の態度が個別経営への未練をのこしていた⑲をして、「自分より経済力、経営力のある人が全体のためにした。模範をしめした。自分もしなければならぬ。全体のためにやるだけのことはやる。」という形で踏み切らせることになる。かかる意味において、この点がこのグループを共同経営に踏み切らせる上においてきわめて大きな意味をもつていたと考えることができる。つまりこのグループにおいては、共同経営からの収益の分配法は第77表のごとくなり、土地の広狭差で株をきめることにより財産の再分配を行つたわけである。そうして、共同経営出発にさいしての借金は、土地の広さ(耕)に応じて分担することにきめた。こうして、1年間は4戸での共同経営を行い、第2年目、昭和36年度より、個別経営当時の経営内容のきわめて苦しい⑳と㉑の2戸を加えることになる。この2戸とも反粗収益はきわめてひくい農家である。

第2年目における分配の基準は、地力差を問題と

第 77 表 昭和 35 年度

	労働配分			土地配分(割)
⑭	主人 10万円	妻 8万円	計 18万円	3.4
⑮	主人 10万	妹 2人 1.6万	計 2.6万	2.1
⑯	主人 10万	妻 8万	計 1.8万	2.2
⑰	主人 10万	妻 8万	計 1.8万	2.3

(ほかに年雇一人)

しない経営土地面積別の株は従来のとおりだが、労働は男女の差をつけず、農業従事者 1 当り均一 8 万円とし、さらに別に技術手当をつけた。これは、反収 12500 円を目標とし、これをこえた場合、こえた分の 30 % を旧経営主(各部門主任)に平均に分配するものである。この場合、のこり 70 % は家族手当その他にまわすべく積立金となる。さらに共同経営の経営資金の出資金に対応する利子支払をきめている。出資金の 12 % が利子として還元される。これは原則として各戸平等に所有できることになっているが、現実には各戸の個別経営時の経済力の差があるため均一負担は不可能なので、現在の各戸がもてるだけの出資を共同経営に対して行い、この出資金に対する利子支払となっている。

第 78 表 共同農園における昭和 36 年度の  
収益分配予定

	労働配分	出資金 割合	土地割 割合	技術手当反収 12500円以上の場合
⑭	従事者 2人×8万円	1.2	2.6	超加分の 3割 / 6人
⑮	従事者 4人×8万円	8	1.5	〃
⑯	従事者 2人×8万円	8	1.6	〃
⑰	従事者 2人×8万円	7	1.4	〃
⑱	従事者 2人×8万円	8	1.7	〃
⑲	従事者 8人×8万円	5.5	1.2	〃

以上を整理すると第 78 表の如くなるものと思われるが、つまり、労働配分の金額は農業経営費の中の固定資金部分として差引き、出資金の 12 % に対する利子支払も農業経営費として差引き、全体の農業経営費、租税公課、旅費、慰労費、接待費などのその他の雑費を差引いたあとの収益のうち 12500 円×全耕地面積の分を土地割合に応じて配分し、12500 円をこえた部分を技術手当としてその 3 割を旧世帯主に均等に分配、7 割を家族手当として農園に積立てるわけである。

このように、この共同経営では、地力差を問題としない耕地割と労働力割、および出資金に対する利子支払がその収益分配の中心となっている。そうして、リーダーの⑱の個別経営時における地力の優位

性は、この配分法においてはとくにウエイトをつけていない(昭和 35 年度の実績については第 10 節参照)。ところで、この⑱を中心とした⑭⑮⑯が、昭和 34 年度経営共同化の目標をもつに至った過程において、もうひとつ見落してはならないことは、トラクター利用農家の視察をとおして、このグループ成員がうけた影響であろう。昭和 34 年 8 月 2 日、この 4 戸の世帯主はオートバイで 15 区先の美幌町の農家のトラクターの使用状況の見学を行っている。トラクターの性能を実際にたしかめたわけである。その農家は 3 戸でトラクターを導入、共同利用をしていたわけだが、その農家から「トラクターを入れるなら共同経営の方がよい。私は年令が多いので、それに踏み切れないが、若い人はそれに踏み切った方がよい。」という情報をこの 4 人は同時にうけとっている。このグループは、こうして、トラクター導入による共同経営に踏み切ることになるが、昭和 35 年度 10 月のトラクター導入のさいは、農協生産部と連絡をとり、機種選定に対してはきわめて慎重な態度をとっている。すなわち、まず候補としてフアーガソン、デキスター、ランツの三つを候補にのせ、農協の高橋参事と酒井技師が慎重を期すため北海道大学農学部常松教授を招き、実際に共同農園の畝で試験をしてみた結果、この農園の畝にもっとも適しているフオードソン・デキスターの購入を決定するという手続きをとっている。このようにして、このグループはまず 74 万円の、フオードソン・デキスターを購入、さらに附属品として漸次、トラクター用トレーラー(10万)、2 連ブラウ(12万)、一連ブラウ(11万) スペード・ハロー(21万)、スプレア(18万)、培土機(4万5千)などを購入している。

### 第 3 項 共同化農場成立後の集団行動

このような形で出発した共同経営であったから、第 1 年目には、とくに多くの苦難がつきまとった。村には当時、このような大型機械化農法の技術は生まれていなかった。また乳牛の多頭数飼育技術もこの村では皆無であった。そればかりではなく、すでに序章の「端野村の社会生態的構造」でふれたように、昭和 33 年度現在、この村では乳牛は 398 頭しか導入されていない。1 戸平均 0.4 頭である。豚においても 1 戸平均 0.3 頭の飼育数でしかない。したがって

共同経営として出発したこのグループの場合、その第1年目においては、たとえば経営体に新しい生産用具を導入してその生産機械を変革する場合、グループ成員の視察旅行、あるいは講演会、講習会出席、そこでの実際の体験者あるいは専門家からの情報聴取、その情報についての農協生産部の専門家（農協生産部は昭和35年度に、技術センターに発展、一これは、下からの共同化運動に対応する指導機関の指導体制の強化を物語る）との話し合い、さらに実際に自分の農園での実験、そして戸主会議（この共同経営の組織については第11節参照）の決定という形で経営体としての意志決定の形態がいちぢるしい特徴となっている。経営体の目標設定においてもおよそ同一の手づきをとっている。きわめて慎重である。しかしながら、このような過程をとおしてグループ成員の連帯性は強化され、又第11節で述べるように、共同経営での役割分化をとおして、百姓→農業技術者への成長が各成員間に徐々に芽生えはじめている。昭和35年3月、共同経営として正式に発足してから、昭和36年2月まで、このグループが少なくとも自己の農場の生産様式の変革に役立ったと考えている主たる視察旅行には次のようなものがある。

I 昭和35年7月、西網走片山農場視察

II 昭和35年8月、十勝中札内村、大正村視察

III 昭和35年12月、北見上常呂木村農場視察

IV 昭和36年11月ウエナイ富樫農場、野幌機農学校の実習所視察

この視察旅行の中には、十勝中札内村、大正村のように3日間にわたって全員が行ったものから、ウエナイ富樫農場のように、⑩が最初に行き、養豚係りの⑪が実際に1ヶ月間そこで実習を行ってその技術を学んだものまで含まれている。またこのグループの成員が、少なくとも共同経営について示唆を与えられていると考えている主たる講演会とか幻灯会には次のようなものがある。

(幻灯会)

I 昭和35年3月、常松教授、欧州(ドイツ、フランス)の農業機械についてのスライド

(於 技術センター)

II 昭和35年12月、篠原地区連参事、欧州農業視察旅行のスライド

III 昭和35年9月、酒井技師、札幌北大農場、端野、斜里の農業のスライド(於⑨宅)

IV 昭和36年3月、ブラウについてのスライド

(於 北見市)

(講演会)

I 昭和35年、朝日農業経営セミナー

(第一回) (於札幌北大)

II " , 朝日農業経営セミナー

(第二回) (於札幌北大)

III 昭和36年2月、農協主催、農業共同化と参政

(於訓子府農業試験場)

IV 昭和36年2月、遠藤専門技術員

酪農と共同経営 (於農協購買部)

V 昭和36年2月、石井誠夫氏、農業共同経営

について (於農協購買部)

VI 昭和36年2月、常松教授

新しい農機具とその使い方(於農協購買部)

VII 昭和36年3月、不明 村づくり農作業の

技術 (於農協支所)

(以上、昭和35年度より共同化に踏み切った⑩⑪⑫⑬のみ)

(⑩⑪⑫⑬のみ)

もちろん以上の講演会、幻灯会はグループ全員が行ったものから、その中の1人が行ったものまで含まれている。そしてこのほかにも、たとえば、昭和36年3月に子供のしつけとか、保健、衛生の講演会にも行っているが、これはあたりまえのことでさして役立っているとは思っていない。

ところで、これらの視察旅行、講演会、あるいは幻灯会をとおして得た情報が、単独で共同経営の営農推進に役立った場合も考えられるが、多くは、上記の通路をとおしてもたらされた諸情報は、他の新聞、雑誌、ラジオ、書籍などのマス・メディアをとおして、あるいはその他のPersonalなまたはObjectiveな通路を通つてもたらされた諸情報と相互に補完しながら現実の営農推進に役立っている。

(1)この共同経営では、昭和35年度共同化第一年目にスプレーヤーを購入、同時に馬鈴薯、ビートなどの防除に用いる農薬を三共散粉ボルド(粉剤)から、クラブビッド(液剤)に変更、昭和33年度から7戸共同で用いていたミスト防除をトラクターのスプレーヤーに変更したが、この防除方法の変更の際には西網走の片山農場視察が少なくとも大きな役割を果たしている。彼らは西網走片山農場での視察をとおして、トラクター防除で粉剤から液剤に替えると作業能率がすごくあがり、これが作業適期を確実にする

ことをまのあたりにみて、スプレー導入を決定している。この際には、もちろん技術センターの普及員や、あるいは、東芝製糖会社（ビート会社）の係員あるいはそのパンフレットが示唆を与えている。そうして、農協に關係ある製作会社に直接問いあわせるということを行っている。ミスト防除はもともと、農作業のうちでもかなりきつい重労働でありこれを労働量のはるかに軽いスプレーに替えることには、このグループの中に異論はなかったが、農薬を粉剤から液剤に替えることによって、さらに次のような利点もあった。

(イ) 薬剤費がさがる。クブラビッドはビート会社からくる。200円のものが助成金がでて100円で購入できる。一反50円ですむ。これはこれまでの経費の $\frac{1}{5} \sim \frac{1}{3}$ である。

(ロ) これまで薬剤費が高いため十分に散布できず3回を2回にすることがあったが、薬剤の経費が安くなるので散布量が不徹底のため収量が落ちることがなくなる。

(ハ) 作業能率があがる。

このような利点を考慮してこれを導入している。

(2) 8月の十勝の視察では、ウエザーという除草器の能率のよいのを見て、これの導入を考えた。後節で述べるように、トラクターを導入して男性の労働力は軽減されたが、女性の方は軽減されずに、かえって労働強化が強いられている。これを解消するために、ウエザーの導入を考えたわけだが、技術センターの中西技師の話では“除草剤の方がはるかによい”というのでこれの導入を思いとどまっている。そうして、除草剤は技術的に不安があったので昭和35年度は使用していない。またこのグループでは、昭和35年度から、ランツ（いもほり機）を使用している。これはこのグループから農協に買った方がよいとすすめ、散布するために試験用に買ったものを貸耕1反150円（農協がトラクターもちの場合500円）で使用しているものだ（近くこの農園でもランツ購入の予定）。この場合にも、十勝の視察旅行が役に立っている。すなわち雑誌で諸外国の例を知りこれを導入することを確認したが、ランツ以外のいもほり機もあり、これを何にするかでグループの成員の中に意見の相違があった。いもほり機には、けんいん型と直結型があるが、ランツはけんいん型である。中札内村視察においても、このいもほり機には多くの関心を寄せたが、そこでは半直結型を使用

していた。結局このグループで導入する型については戸主会議で意見がまとまらず、トラクター導入の場合と同様、実際この農場に数種類のいもほり機をもって来て実験し、その結果、もつともこの土地に適しているランツを導入することに決定している。

⑭は、この3日間にわたる十勝の視察旅行をとまして、機械の一貫作業と、牛の共同経営について、多くのものを学んだと語っているが、十勝旅行がこのグループがこれまで経験しなかった機械化農法について多くの示唆を与えていることは疑い余地はない。

(3) もちろん、このような機械化農法に対するイメージは1年間の体験をとまして自らのものとしての根をしいに張りはじめているわけだが、35年3月北大農学部非常松教授のドイツ、フランスの農業機械についてのスライド、同12月の篠原地区連参事の欧州農業視察旅行のスライド；またこのほかの各種のメディアがこのグループの機械化農法に対するイメージと知識を相互に補強している。たとえば、⑮は12月の篠原地区連参事の欧州農業視察旅行のスライドをみて、“知識がふえた。外国の農業についてはじめて知った。”と語っている。このことは少なくともこの幻灯会が⑯にとって、外国農業との比較という形で自らの経営を位置づける契機となったことを物語っている。また常松教授のドイツ、フランスの農業機械についてのスライドをみて、⑰は“すぐにはとり入れることはできないだろうが、ちよつとかけはなれているくらい進んでいる。”と語り、日本の農業機械のおくれていることを今更ながら知らされている。そうして、⑱はブラウについてスライドからブラウの使い方を詳細に教えられている。

(4) そればかりではない。このグループのすべての成員は、現在、農閑期の利用法としては、出稼ぎよりもむしろ飼牛、養豚など、経営を穀菽一本から有畜化することの方がはるかに有利であると思っている。そうして、その理由は⑲においては“本業との結びつきのないところから収入をうることは本業に対する熱意をかまんにする。経営改善の意欲は副業にかかっている人にはできない。”⑳においては“自分の職業に関することだから収入はちかても、有畜化すべきだ。”、また“自分の土地の利用を替えることによって収入をます方を考えた方がよい。そのためには畜産がよい。堆肥生産が莫大であり、化学肥料の購入費がそれだけ減る。ただ養鶏は冬の飼育に不利な点があり、苦勞が多いと思われる。”

⑩は「家畜がなければ冬は遊ぶ。金の収入はないが知識の収入はある。しかし経営全体からみて有畜化した方がよい。」というように、そのニュアンスはかならずしも同一ではないが、共同化によって、そうして有畜化によって農閑期の利用問題を解決するという方向を少なくとも現在はおもっている。有畜化の理由は、例えば⑨においては、「穀類農業では危険。穀物の価格が一般に下落してきている。小豆が冷害でやられると100万円の穴になる。これは経営として弱体部門であり、有畜化によって体質改善を計らなければならない。」ということになるが、このメンバーがそのように考えるようになった際、彼らが一番参考になったと思っているメディアを表示すると第79表のようになる。

第79表 経営の有畜化について一番参考になったメディア

	雑誌	新聞	ラジオ	有線	視察旅行	講演会	講習会	普及員	農協の人	部会集	隣人
⑨						○			○		
⑩							○				
⑪	○	○									○
⑫					○		○				○

⑨は、農協の人から「経済構造の高度化に伴って食糧構造が変わってきている。ここで穀類を主畜に替える必要があるということ」を聞かされていたし、また札幌の北大で開かれた第一回、第二回の朝日農業経営セミナーで、「農業経営を飛躍的に増進するためには、共同経営による有畜化しかない」との確信を深め、これらの知識は磯部秀俊氏の本によってさらにふかめられている。⑪の場合、訓子府で開かれた「農業共同化と農政に関する講習会」が、もつとも大きな影響を与えている。ここでは、「農業基本法の説明があり、畜産物—国民の食糧は現状維持、食べてくれないものを作っても売れない。今伸びているのは畜産物—牛乳、卵などである」という話がなされた。⑫においては、隣人であり兄である⑩の話と、⑩の場合と同様の訓子府での講習会、また8月の十勝農村の視察旅行、さらに、昭和36年2月のウエナイでの1ヶ月間の実習からきわめて多くの影響をうけている。これはこのグループの畜産部門建設のために、畜産部門担当の⑫が豚の多頭数飼育技術習得を目的として配置されたものであるが、ここから、今までの経営に対する問題点と、これからの

経営のあり方について、一つまり、有畜化についての大きな示唆を得ている。これに対して⑩においては、雑誌、新聞、また⑩の講演会を聞いての話などから「今後畜産をやっても所得があまり採算が合う」という情報を入手している。このように、彼らに有畜化という方向をきめ、それがさらに深められる過程においては、村内外の講演会あるいは村外への視察旅行がきわめて大きな契機を形づくっている。

(5)ところで、このグループの有畜化計画は共同経営に踏み切った第1年目、昭和35年度においてどの部門からどのようにして、手をつけるかという点まで具体的にすすんだ。はじめは少なくとも明確な形では位置づけられていなかった有畜化のための具体的な目標は一步一步設定されていった。はじめ出されたのが乳牛50頭飼育案である。しかしながら検討が進む過程において、当初の乳牛50頭案は一応ひっこめられ、さしあたっては、昭和36年度から養豚部門の有畜化をすすめることに目標を変更している。このグループの戸主会議の席上、これをきめるに際して、同じ資金をかけるなら、乳牛にすべきではないか、乳牛か豚かどちらを当面選択すべきか、リーダーの⑩もその判断には随分迷った。そして結局、①畜舎の費用の関係、②乳牛50頭飼育の費用の関係、③乳牛の個体確保の困難性などから、乳牛導入を次の計画として見おくり、まず乳牛に比して比較的少ない資本でできる養豚の多頭数飼育を当面の畜産部門の目標として設定した。そして、これが軌道に乗ることにより、本命の乳牛50頭飼育という当初の計画目標を積みかさねることに決定している。この養豚の多頭数飼育に関する情報のおつたメディアを、リーダーの⑩の場合を例にとつて考えると次の如くである。はじめ⑩は新聞で、養豚の多頭数飼育の計画の記事を見、写真をみた。早速、養豚の多頭数飼育を計画している上常呂の木村農場を視察、そこの話しあいの中で、木村初男氏から多頭数飼育の構想と概念を与えられている。さらに、昭和36年1月、ウエナイの富樫農場と野幌機農学校の実習所を視察、現在の養豚多頭数飼育の概略を学んでいる。そして⑩はこの視察で、当面このグループの畜産部門を担当する⑫を、多頭数飼育の技術をマスターさせるために1ヶ月間実習に送るべくとりきめている。このほか、⑩に養豚の多頭数飼育についての知識を与えかものには、有線をおしてもたらされたラジオの特集番組がある。この特集番組は世間が豚

景気の波に乗っているが、とんでもない数量が一体本当なのかどうかという⑩の疑問を解消させた。この特集番組から、⑩は時代の空気を知らされている。これらのメディアをとおして、養豚の多頭数飼育についての概略を⑩は知ったわけだが、その上になつて雑誌「現代農業」から、養豚の多頭数飼育の企業として問題点を学んでいる。仔豚、施設、資金、飼料のそれぞれについて、企業として考える場合、これらの要素をどう取りあつかわなければならないかという点、そうして、ことに飼料を重視しなければならぬことを教えられている。このようにして得た諸情報を結合してたてた昭和35年度末における36年度の養豚計画は、ヨークシャーを常時150頭（年間販売頭数300頭、金額換算420万円）繁殖豚18頭飼育である。そうして現在の計画によれば、この養豚部門の担当は昭和36年度のみ⑪、昭和37年より⑫の新中卒の息子の役割にする予定となつている。⑬は乳牛多頭数飼育担当に配置転換する。しかしながら、昭和35年度末においては、リーダーである⑭においてすら、この養豚計画に対して絶大なる自信をもっているわけではない。現在⑭がこの計画実施に際して障害と感じているのは次の諸点である。

(1)仔豚の不足、— 仔豚をどう方法で安く確保すべきか。

(2)購入飼料費が高か。— 自給飼料を増大させるためにはどんな方法が必要か。

(3)普通の人には副業的感覚をもっているから年2回春と秋しか出すことを考えていないが、この2回では施設費が高くついて、採算があわないということ。しかし本人の場合も150頭入れてこれを動かした経験がない。ある意味では冒険がつきまとっている。その上、村の中にも多頭数飼育の技術体系がない。

(4)豚は価格の変動が大きい。したがって、これをどう克服するかという問題が常に残されている。

このような阻害要件を克服する一つの方法として⑩は村段階での農協を中心とした養豚生産体制の確立に大きな期待をよせている。農協の計画では将来村で2,000頭の計画をたてているが、6,000頭は必要だろうと⑩は考えている。そうして、農協の生産計画のはつきりした確立が必要であると思つている。年次計画的に目標をたてること。生産の目標も年2回ではなしに、日々コンスタントに出せるようにたてること、仔豚供給の繁殖基地をもつこと。農協の系統組織（北連）で一元集荷を前提として加工過程

をもつこと。より合理的な飼育法を研究すること。農協でたとえばミキサー（コンクリートのねり機）を所有し、個々の経営体が施設を作る際にその施設費を軽減させるような配慮を行うこと。このように⑩においては、養豚計画実施に際して、自らの経営内で解決できぬ諸点は、農協を中心とした村段階の生産組織体制の確立によって解決させるべきだという方向をもっているが、事実この端野村の技術センターでは昭和36年度には、直営生産組織として、養豚センター、養鶏センター、乳牛センターをもうけ、村自体の営農改善に積極的にうごきはじめている（第12節参照）。

このように、このグループにおいては、村外への視察旅行、村内外の講演会、講習会出席、そこから得た諸情報の自らの経営自体での検討、そうして、大きな目標達成のための具体的な行動目標、あるいは行動様式の決定ということが、いちぢるしい特徴となつている。とくに視察旅行の利点について⑩は「こちらが突込むと、内部事情まで聞かせてくれる。共同経営をやつてからの利害得失を語ってくれる。先の読みがこまかくなる。」と語っているが、昭和36年度の計画においても、この方法は踏襲されている。すなわち、現在予定されているこのような方法による諸情報の蒐集は、(1)村内で開かれる講習会、研究会への出席、(2)7月中の畜産部門充実のための視察旅行、これは二班に分れ、第一班は⑬⑭⑮によるパイロット・ファーム、根室農事試験場視察、第二班は⑬⑭⑮による十勝の農村視察。(3)冬期1ヶ月間、昭和37年より養豚部門を担当する予定の⑯の息子を北見管内の⑰の親戚へ畜産技術の習得のための実習に出すなどである。このような方法による情報蒐集によって、共同化農場成立後、このグループの集団行動の目標は、第1年目、第2年目と次のように変更されつつ深まりつつある。すなわち、当初においては4戸のトラクター導入（約170万円）による全面共同経営、耕地38町、農業従事者9人、第2年目は構成戸の増大（6戸）、農業従事者15人（⑱が嫁をむかえる）、耕地60町（ほかに近隣離農者より約10町の土地を20万円で購入）、畜産部門として養豚の多頭数飼育を開始、ただちに豚舎建設（30万円）があげられる。そうして、このような共同農場の段階的拡大について、⑩は次のように語っている「最初は4戸でよい。共同経営の場合、第一に人間関係が問題となる。これは意志が相通ずるといふ限

度をこえてはいけぬ。4戸で機械を購入して、当面それを耕作するのに必要な面積が確保できる。この段階で大丈夫できるという自信がいたら、その時6戸にすべきである。つまり、有畜部門を開拓するさいには、4戸ではその人数が少なすぎる。”このように、このグループの目標達成行動は一口に表現すれば、非常に手がたいということに尽きるが、このような態度は成員間にも反映されている。たとえば、畜産部門の担当である⑩の言葉は端的にこれを表現している。＃昭和35年度新墾によって5町増加した。個人経営では不可能のことも共同経営は可能にする。しかし4～6年後でないといふ余剰は望めないと思う。畜産部門を開拓しても、いまのところ家畜を飼育することによって利益を得ることは不可能だと思ふ。かつ実際にはそのことによって労働は増々過重となり、経営も苦しくなることも考えられる。今の利益として望むところは堆肥生産位のものだと思う。はやく家畜飼育技術を修得する必要がある。しかし軌道に乗れば見とおしは充分ある。”そうして、ここには、現状はいかに苦しくとも、将来への展望が、具体的な当面の行動目標としては家畜飼育技術を修得するという、そのことによって、はつきりと確立されていることに注目しなければならない。

#### 第4項 集団行動による成員の情報通路の変容

ところで、共同経営に踏み切ったからのこのグループ成員のこのような集団行動は、少なくともこれまでの各成員がもっていた、それぞれの情報通路の変更、ないしは拡大の上に成立するものであった。むしろ、共同経営を実現するために、これを拡大せざるを得ない必然性があったといふことができよう。すでに第7節農民の生活史と農業に対する社会的態度の形成の項において、各成員のもつ農業経営推進の上に役立ったそれぞれの情報通路の特質について、その概略をみてきた。これを整理すると第80表の如くなり、とくに比較的最近においては、技術センターの普及員の影響がかなりつよくなっている。昭和32年に分家した⑩を除いては、その農業経営をはじめた初期においては、公の農業指導機関からの指導の影響は顕著ではない。義務教育あるいは、青年学級での知識をもとにして父親、あるいは隣近所の人から教えられた、いわば自生的な、農業技術でこれ

第80表 農業経営推進上に役立ったと思つている情報通路

	初期の特質	比較的最近
⑩	栽培法、技術系列の本 矢島武氏の講演	・磯部秀俊 大谷省三の本 ・技術センターの普及員
⑪	隣近所 とくに⑩	・普及員の講習会
⑫	普及員	・普及員(しかし、全般的でとくに役立ったということない)
⑬	高小、青年学級の知識	・⑩と普及員
⑭	父親 栽培法の本	・普及員の技術指導 ・北大教授の講演会 ⑩の共同経営
⑮	—	・普及員

を行つていたとみることが出来る。

このさい⑩と⑭は他の成員とはかなりことなつて、copyの世界から活字という媒体をとおしてあたらしい知識を導入しているという特色がみられる。経営が比較的安定してきた頃(⑮⑯⑰—昭和312年頃⑱⑲⑳—昭和345年頃)においては、⑱が磯部秀俊大谷省三氏らの書籍を媒体とした情報通路をもつことが、やはりきわだつた特色として指摘することができるが、公の農業指導機関からの影響がかなり強くあらわれている。農業生産技術の指導が組織的になりつつあることを知ることが出来る。この共同経営に踏み切る以前、各経営がたとえば農機具、あるいは防除剤の導入もしくは変更のさい、どのような情報通路によってそれをなしたのか、次にこの点を二・三の例にもとづいてみてみよう。たとえば、昭和35年度より共同経営に踏み切つた⑳は、昭和32年カルチベーターを購入しているが、これは、整地がうまく行くという⑱の示唆にもとづいてこれを導入、また同年、亜麻に除草剤を使用しているが、この際は、主として普及員の示唆によつてゐる。普及員から、除草剤の使用法、除草される草の種類などを教えられている。また㉑は、昭和29年、双耕ブラウを購入しているが、この際、それに示唆を与えたものは⑱であり、長山鉄工場からこれを購入している。そうして⑱が昭和24年、モア一を購入したときには、北見市の展示会でその農機具を実際にみて、これを導入している。また、昭和33年助成金でミストを7戸共同で導入した際は、役場の人の説明が示唆をあたえている。昭和35年度から共同経営に参加した㉒においては、昭和28年に方形ハロウ、昭和32年にブ

ラウ、昭和34年に回転ハローを購入しているが、その導入に示唆をあたえたメディアとなったものはとくにないと答えている。昭和35年度にはビートに除草剤を使用しているが、この使用にさいしては、北海道新聞「気象と農作業欄」と、普及員の話とビート会社の人の話が示唆を与えている。そうしてビート会社の人の「濃いよりは薄い方が安全という話」を実行し、うすめすぎて失敗している。⑳の場合においては、昭和32年にブラオと動力散粉機を使用しているが、この際は、部落懇談会での話が参考になっている。そうして⑮と同様、昭和35年にビートに除草剤を使用しているが、この場合は普及員からの情報によってこれを使用している。しかし結果はあまり効果はないと答えている。またこれまでの各経営の主要な販売作物の選定、作付面積決定のさいのメディアをみると第81表の如くで、⑮は「近所の人との農業についての話し合は主として技術についての話しあいであり、作付面積、作付作物などについては話しあわない」と答え、⑮は「新しい知識はない。昔からあたりまえのこと。しいていうなら父母、自己の体験」と答えている。以上はきわめて不十分な限られた事例にすぎないが、これによってもこれまでのこのグループ成員の生産用具、あるいは防除剤の購入、また作付面積の決定などに関しては部落段階、あるいは村段階の諸機関で、あるいは、せいぜい⑩の北見市の農機具展示会からの情報などがその主たるものであって、比較的狭い社会的諸関係の中にこの通路をもっていたということができよう。前項で述べたような、講演会への積極的参加、視察旅行による諸情報の積極的蒐集という行動型は少なくとも一般的でない。かかる点は昭和36年度から、この共同経営に参加した⑮⑳の昭和35年度の講演会への参加度合、あるいは、視察旅行による諸情報の蒐集とその受けとり方を、昭和35年度にすでに共同化していた4戸と比較することによって、より鮮明となる。

〔講演会 幻灯会について〕

⑮はすでに共同経営参加が決定した昭和36年2月に石井誠夫氏の「農業共同経営」と遠藤氏の「酪農と共同経営」、常松教授の「新しい農機具とその使い方」の講演会、およびその会場で同時に

第81表  
主な販売作物の選定  
作付面積の決定へ示唆を  
与えたメディア

⑮	自己の体験
⑳	とくになし
⑮	父、母 自己の体験
⑰	隣人 (⑩)
⑮	相談所の人
⑳	新聞、部落懇談会

行なわれた⑩の共同経営の体験発表を聞いている。ここで新しい農機具とその使い方、共同化による有畜農業について多くの知識を得ている。しかし昭和35年3月、北大の常松教授のドイツ、フランスの農業機械に関する幻灯会の場合においては「役に立たず、いろいろいい機械があるなど思った。」という形でこれを受けとるにとどまっている。また⑳もこの幻灯を同時にみているが⑳の場合は「農業の機械化のためには作付面積の拡大、品種選定、播種の仕方方を考慮しなければならないことが分った。」という形で、これを受けとっている。⑳が最近出席した講演会は、昭和35年3月、端野公民館で行なわれた「肥料関係の講話」と、昭和35年の1月、2月、3月の3回にわたって農協購買部で行なわれた養豚講習会である。そうしてこれらに対して⑳は「新知識が身についた。今までの考え方が是正された。」という形での受けとり方をしている。このように、⑮⑳においても村段階の講演会、講習会からは、あらかじめ諸情報をうけとっている。しかしながらそれは、少なくとも村段階のそれであり、昭和35年度から共同化した⑩⑪⑫⑬のように、札幌市、北見市、あるいは訓子府でのそれには出席していない。ところで、このような差がもつとも端的にあらわれるのは視察旅行においてである。

〔視察旅行について〕

すなわち、昭和35年度においては、⑮⑳とも一回も視察旅行をもっていない。そうして⑮はこれまで昭和35年に北見の農業試験場に行っているが、そのことについて⑮は、試験場だから役に立たないという形の受けとり方をしているにすぎない。また⑳はこれまで一回も視察旅行の経験すらもっていない。このように、昭和35年度共同化グループと、昭和36年度からこれに参加した成員とでは、昭和35年度の視察旅行、講演会などからの情報摂取の形態はあきらかに異なっている。このことは換言すれば、前項でのべたグループ成員の視察旅行、あるいは講演会講習会出席、専門家からの情報摂取、その情報がここで役立つか否かについての技術センターの専門技術員との話し合い、そうしてさらに実際に自分の農園での実験、戸主会議での討論の上決定という農業推進のための意志決定の型は、これらの経営体がまさに共同化されたことを契機に生まれた行動様式であるといえる。そうして、この共同化グループの得たあたらしい情報が、部落段階において地域的に伝播

されるという社会過程が現実には行なわれている。たとえば⑩は昭和21年より豚1頭を自給用に飼育、昭和31年には不作をのりきるために5頭にしましたが、豚舎とか飼料の関係で採算があわず、翌32年にはふたたび1頭にし、それから1～2頭は確保している。販売をはじめた昭和35年頃より飼料購入は本人が行ない、実際の飼育と販売は父が行なっていたが、品種、肥育日数とも不明である。大きくなったから売るといふ方法をとっていた。この⑩は、村段階の石井氏の講演などで、これからは多頭数飼育でなければならぬことを知り、さらに実際にウエナイに1ヶ月の実習を行った⑭から、豚の多頭数飼育についていろいろ、実に多くの情報を得ているのである（この⑩のこれまでの飼育方法と前述の共同経営の⑩の養豚構想との違いに注意）。ところで、共同化されたことよっての成員の行動様式のちがいは、上述のことに尽くされるものではない。少なくとも雑誌新聞、ラジオなどにたいする、受けとり方のちがひもそこから導き出されるように思われる。第82表～第88表は、これをみたものであるが、現実に昭和35年3月現在、成員間にこのことはかならずしも明確にあらわれているものではない。そうして共同化前と共同化後の比較がないので正確に言うことはできないが、第88表のように、ラジオの農事番組の受けとり方、また、普段読んでいる雑誌の相違にこのことは徐々に現われつつあるように思われる。すなわち、ラジオ農事番組の受けとり方において、昭和36年度よりこれに参加した⑮⑯はあまり聞いていないあるいは、忙しくて聞いていられないという受けとり方をするのに対して、昭和35年度よりの共同化のグループは「今週の農作業」あるいは「農業講座」の番組をかつて聞いたか、あるいは現在聞いている。また普段読んでいる雑誌においても、昭和36年度よりこれに参加した⑮⑯は、「家の光」かあるいはこれを読んでいないのに対して、昭和35年度より共同化のグループは、それを購読していると否にかかわらず、「現代農業」かあるいは「北方農業」「農家の友」を読んでいる。そうして、第85表でみる限り、昭和35年度から共同化のグループでは新しい本雑誌が出された時、その情報を普及する上においてはリーダーの⑩が少なからぬ影響力をもっていることが分る。第86表はこの共同経営の成員が当面もつとも必要としている知識と、その知識を自らのものとするために、その成員たちが特別にしていること

第82表 成員の所有せるマス・メディア

	新聞	雑誌	有線	ラジオ
⑩	北海道新聞 全国農業新聞	家の光	○	
⑪	北海道新聞	なし	○	
⑫	北海道新聞	家の光・現代農業	○	○
⑬	北海タイムス	家の光・農家の友	○	
⑭	北海道新聞	家の光	○	
⑮	北海道新聞	なし	○	

第83表 成員のマス・メディアの受けとり方

新聞の受けとり方	
役にたつか	役にたつた点
⑩	○ 共同化の気運をつねに知らせてくれる
⑪	○ 気象欄
⑫	○ 地方版の農業関係
⑬	○ 気象
⑭	○ 気象と作業
⑮	× 役に立たない

ラジオの農事番組	
役にたつか	役にたつた点
⑩	× 最初斉藤さんの話を聞いたが、何時も同じなのでよした。
⑪	○ 斉藤「今週の農作業」
⑫	○ 農業講座
⑬	○ 斉藤「今週の農作業」
⑭	— 忙しくて聞いていられない
⑮	— あまり聞いていない

普段読んでいる雑誌	
⑩	現代農業 北方農業
⑪	現代農業
⑫	現代農業
⑬	家の光 農家の友
⑭	あまり読まぬ（「家の光」は役に立たぬ）
⑮	家の光（ときどき）

をみたものである。これによると、各部門の主任がその責任を果すべく、その役割をまっとうするために必要な知識を現在もつとも必要としていることが分る（第11節参照）。ここには各成員の役割期待がはっきりとあらわれているが、共同経営の組織構成については、とくに⑩は、昭和36年度より出発する畜産部門に関する知識を必要としている。ところでここで注意しなければならないのは、その必要とする知識をとり入れるために成員たちが特別にしていることである。すなわち、第87表によれば昭和35年度より共同経営に踏み切った4戸には、少なくとも活字というメディアをとおして、その知識をとり入れるための努力がなされている。しかしこれに対し、昭和36年度よりこれに参加する⑮⑯においてはこのような努力はなにも払われていない。そうして

第84表 新しい農業関係の本や雑誌がでたことを知る人

第85表 それを知る方法

⑬	主人	技術センターでそこにある本をみて。北見 たまに札幌の本屋にでてきた時、新刊本を買つての広告で知る
⑭	あまり関心をもつものなし	新聞で知り北見の書店で買ってくる程度。
⑮	主人	⑬から知らされる。直接買いに行く。
⑯	主人	技術センターの人と⑮から知らされる。技術センターに申込む。
⑰	とくになし	本屋でみつけることあり。読みたい時は本屋に行くか、センターで借りる。
⑱	主人	普及所、普及所をおして買う。最近では買っていない。

第86表 当面もつとも必要としている知識

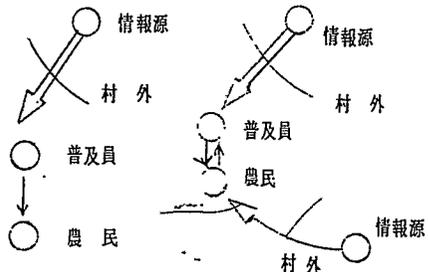
第87表 その知識をとり入れるためにしていること

⑬	飼料計算の知識、豚および牛に関する知識(畜産部門をますため)	視察、講演会、講習会出席、雑誌、本をよんでいる。 (個々の形態としてはメンバーに実習に行かせている。)
⑭	施肥に関する知識、土壌に関する知識 (地味が欠乏しているところが多いから)	普及員によく聞く、本も少し読む。
⑮	肥料、土壌に関する知識と、とくに農業機械に関する知識 (機械部門担当)	もとからみれば多少本(現代農業)を読む。真剣になつて考えるようになった。頭を無駄なところに使わなくなった。
⑯	農業技術、とくに畜産技術(畜産部門担当)	視察実習旅行、講演会出席、畜産技術関係の本を読んでいる。 (「養豚講座」I「朝倉書店」)
⑰	土地のPH。肥料設計(共同経営になつて、なおのこと)	とくにしていない。
⑱	施肥に関する知識(反当の収量増加のため)	技術センターの普及員に聞いている。

リーダーである⑬の「個々の形態としてはメンバーに実習に行かせている。」、⑭の「もとからみれば多少本を読む。真剣になつて考えるようになった。頭を無駄なところに使わなくなった。」という言葉に、このグループの成員が経営を共同化したというそのことによつて生じた変化がなによりも端的に示されている。そして、一年間の共同経営の経験によつて、たしかにこのグループの成員がしだいに成長してきていることは、次の事実によつても端的に示される。すなわち、この共同農園成員はリーダーを除き、(リーダーについては次項参照)、現在農協に対しては、農協の技術指導関係(生産部門)が技術センターとして普及所と統合したのは非常に良いという程度の感想しかもつておらず、とくに希望する事項をあげているものはいないが、技術センターに対してはかなりの希望を抱いている。たとえば養豚関係のことで、この普及員をたずねたメンバーの一人は、「豚舎について、地域的、経済的、基準にそつて整理された資料はなにもない。普及員の一層の研究を願う」と語り、他の一人は「用件は満たされない。不勉強である」とはつきりと指摘、また新しく出た肥料(ホルム窒素)のことで相談に訪れたメンバーは「油かすも入れるという話だったが、彼らに自信がなかつたようだ」と語り、「勉強してもらつて、私たちにもつと注文をつけること」を願

っている。しかしながら、他のメンバーが指摘しているように、「普及員との話しあいで、自分の進むみちがはつきりしてくる」「力づよい」という普及員に対する信頼と期待が大きいことも同時に付け加えておかなければならない。

第18図 共同化前後の情報通路の変容  
(共同化前) (共同化後)



ところでここでわれわれが注目しなければならないのは、すでに前節、生活史の分析の項の記述であきらかなように、これまでは、もつばら普及員→農民という形で上から下へと流れる特質をもつていた農業技術に関する知識が、共同化されたことにより農民→普及員という逆流が生じ、そこに、徐々に農民⇄普及員という対等の通路が形成されようとしているという事実であろう。そして、このような農民自身の変容は、これまでの記述であきらかなように、第18図にしめすような個々の農民が設定して

いたこれまでの情報通路の質的相違によって、またその相違にもとづくあたらしい体験とその上にのつた関心によってもたらされるものであることは、ここにとくにことわるまでもないであろう。

## 第5項 リーダーの機能と共同化 農場の推進体制

このようにして、このグループは、共同化農場設立という共通目標に向かって集団行動をとりつつ、一步一步その大きな目標達成のために小さな目標をつみ重ね、またその過程において自らの主体性を徐々に変革しつつある。しかしこの過程においてリーダーの⑩のとつた指導方式は、十分に注目すべきものを含んでいるように思う。

第一にここでわれわれが前提として確認しなければならないことは、すでに前節であきらかにしたように、このグループ成員の共同経営に対する社会的態度がかならずしも一様でなく、さらに成員の所属社会集団においても、リーダーの⑩を除いては、⑪が農協青年部から影響をうけているほかはface to faceの関係で影響を与える外部の集団に誰も属していないという事実であろう。また⑩によって、生産体制の近代化を考える場合、これまでのリーダーは(1)私心が強すぎる。(2)経営能力がない。(3)指導性がない。(4)全体を総括し、指導するための新しい知識が欠如していると指摘される地域社会自体における、新しいリーダーの不在という事実であろう。すでにこれまでの項であきらかにしてきたように、この村ではこれまで機械化農業および乳牛、養豚の多頭数飼育の技術は導入されていない。この意味において農業と他産業間の生産格差の増大というその事実によって、またそれを克服すべき技術的、経済的要因としての農業の生産技術と経営技術の発展に相応して、この地域社会自体が、そうしてこれまでのリーダーとその指導それ自体が、あたらしく変質せざるを得ない社会的状況が、このグループが共同化志向をもつたその時点において、用意されていたという事実であろう。

(1)(a)このような社会的状況の中でこのリーダーがとつた基本的立場は“自分の口でいうこととやることの間大きなひらきがある場合には大衆がついてこないということ。自らの実行によって、農民に経営の基盤確立の自信をもたす”という前節での⑩の

現在の農民同盟についての感想をそのまま実践することになったように思われる。

(b)このような立場に立つて、このリーダーは、(1)貧困な政治に依存することなく生産力を高める方法としての(2)家族零細経営、低所得より脱皮する方法としての、性能たかい機械を中心とした有畜化共同経営という理想を実現するために、全体のために私慾を捨てるという態度を卒直にうち出している。所得の配分基準設定にこのことは端的にしめされている。

(c)そうして、つねに成員に無理のない目標を提示し、全体の討議のなかでこれを決定、さらに高次の目標を提示するという配慮が払われている。しかもそこにはこまかい計算がつねに働いている。トラクター導入で穀菽共同経営に踏み切ってから、そこでの成果をみて有畜部門という目標を提示、ここで4戸共同から6戸共同へと経営組織体を拡大している。後に第12節でみるごとく、この協和第4部落の多くの農家が共同経営参加を申し込んでも、一定規模以上にはこれを拡大せず、その限度を計算によってつねに心得ている。そうして当面の解決目標としては適度の目標と、

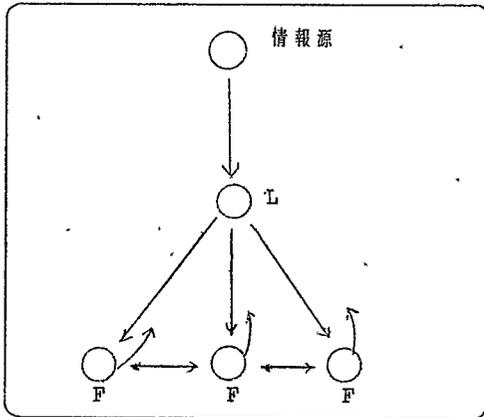
(d)そうしてその目標達成の暁に安易な期待を抱かせてはいない(グループ成員⑩の有畜部門に対する当面の目標と期待をみよ。)しかも大きな目標は、はっきりと提示されている。経営目標決定に対しては、数字で全員が相談する方法でそれが討議されている。“個人の場合は自分で納得すればよい。しかし団体の場合は数字で示さなければ納得しない。”と⑩が語っているが、数字で示された合理的な同意がここでの原則として貫ぬかれている。

(e)ところで、この目標を達成するための意志決定の過程は、このグループの場合とくに慎重を期している。視察旅行、体験者からの情報聴取、技術センターの専門員との話し合い、実際に自分の畑での実験という形で機械が導入されるというプロセスに、また養豚の多頭数飼育開始の決定のプロセスにこのことは端的にしめされている。きわめて実証的である。そこにはリーダーの飛躍と独断を排除しようという配慮が深く働いている。

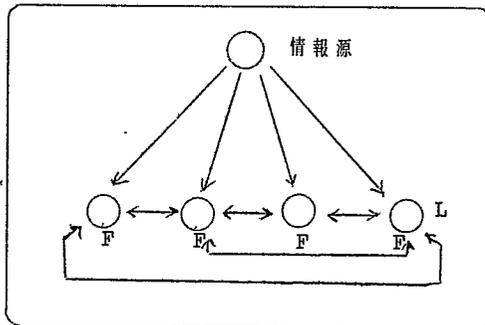
(f)しかしながら、このリーダーにとって、もつとも注意深く配慮されている点は、村外への視察旅行、実習、また村内外への講演会、講習会にすすんでこのグループ成員を出しているという点である。しか

もこの際、グループ成員の同時体験という形態が重視されている。トラクター導入の際における美幌の農家視察、また十勝地方の視察旅行、さらに⑩のウエナイへの一ヶ月の実習においても、その前に⑨がこの視察を終えている。さらに各種の講演会、とくに村内のそれは全員が同時に、同じ情報を入手するという形態をとっている。村内の既存の菅農技術体験に頼るのではなく、すすんで村外の先進地の経験にもとづいた諸情報を、しかもグループで入手するという方法は、この場合きわめて大きな意味をもっている。何故なら、その情報をもとにしてのグループでの討議の場合、リーダーのみ情報を受けとる場合においては（第19図）、情報Aは情報源からリーダーをとおつて、成員たちに流れるという形でグループのものとなる。そうしてこの場合には、おうおうにして、その成員たちにとって、そのリーダーからもたらされた情報を受けると、拒否するかという二者択一的な選択の余地しか残されていない。しかもこの場合、成員たちは、これまでの自己の体験

第19図 リーダーのみ情報を受けとる場合



第20図 全成員が同時に情報を受けとる場合



にもとづいて、これを受けるか拒否するか討議となる。ところが、全成員が同時に情報を受けとる場合（第20図）、情報Aは情報源から同時に全成員に流されるのだから、討議の場合、リーダーもフォロワーもその情報Aに対してはまったく同一の横の關係に立つことになる。そうしてたとえば視察などの場合、実際に全員でそれをまのあたりみて、たしかめているのだから、何よりもその対象としている事柄に対する理解がはやい。そればかりでなく、ここでは各成員のその情報の受けとり方の相違にまで討議はおよぶことになる。同一の情報Aに対しても、受け手の条件によって、その受けとり方はかならずしも同一ではない。しかしこの共同農園の場合、その成員の物質的な立場は同一であるから、ここではその成員の主体的なあり方が問題とならざるを得ない。したがって、このような形での討議の場は、たんに、その情報を受けとるか拒否するかではなしにその情報のうち、うけとるべきは何であり、捨てるべきは何であるかという点にまで討議がおよぶ可能性が非常につよい。そうしてさらにその討議過程そのものが、成員の主体的態度そのものを変容する場となる。もちろん、リーダーのみが情報を受けとってこれを成員に流す場合、このような契機が全然ないというわけではないが、後者、すなわちリーダーが情報をひとりじめして、それを一たんブールしてしかるのち必要に応じて、それを下部に流すというのではなしに、全成員が同時に情報をうけとってこれを全員で討議するという場合に、このような契機はきわめて増大しているものと思われる。したがって、リーダー⑩のとつたこのような配慮は、きわめて教育的な配慮である。われわれは、ここでなによりも、たんに、リーダーからの配給によって成員たちの知識をふやすというのではなしに、すすんで村段階の経験をこえる行動圏を成員たちにもたせることによって、実際の体験として成員たちの知識量を増大させ、そのことによって、彼らの直接的対象領域に対する関心を深めさせ、しかも全体討議でこれを話というリーダーの指導方式に注目しなければならぬ。しかしながら、このような方法それ自身によって、リーダー自身もまた成長していることをわれわれは見落してはならない。⑩自身、"勉強させてもらった。理屈だけではダメだ。実際自分でやらなければダメだ。"と語っているが、このような実感から、われわれは、グループ成員とともに成長し

ているリーダーの姿をみることができる。

(2)ところで、われわれがここで、さらに注目しなければならぬことは、このリーダーの場合、共同農園成員たちにたいする前述の如き指導のほかに、村段階の指導機関に対し、face to face の人間関係をとおして少なからぬ影響を与えているという事実であろう。⑩がこの共同経営に踏み切った過程においては、普及員の示唆も少なからぬウエイトをしめている。すでに第7節第1項で述べたように、冷害に耐えうるだけの経営基盤を形づくるために有畜経営の必要性が普及所の普及員によって、このグループ成員にもたらされている。そして、⑩およびそのグループ成員が共同経営に踏み切った際には、農協生産部および普及所の一部の者の賛意が力強い支援になっていたものと考えられる。しかしながら昭和34年の秋、このグループが共同経営の計画をねりはじめた当初においては、農協生産部、普及所のすべての職員が、個別経営の共同経営化へ賛意をしめしていたわけではない。農協の参事その他一部の者を除いては、「現状ではあぶない」という意見が大半をしめしていた。昭和35年春ころより、マスコミでこの共同経営問題をとりあげるようになったが、村の営農指導機関がこの問題に真剣にとりくみははじめたのは、少なくとも昭和35年この三好共同農園築足以降のことである。農協生産部においては、昭和35年4月、5月に本州の各町村の畜産事業の視察を行い、農業の近代化に対応する農業技術開拓に積極的のり出している。序章で述べたように技術センターが正式に設立されたのが10月15日、12月1日に村農民同盟書記長、教育委員会委員長W氏を新事務局長に就任させている。村段階の営農指導機関の指導原理が、技術指導から営農指導へと発展的転換を行ったのは、少なくとも、この技術センター設置以降のことである。そして、昭和36年に入って、この技術センター内に農業経営研究会が設置され、⑩は現在この研究会の指導的メンバーの一人となっている。すでに述べたように、農協がいつも堀り機ランツを購入したのもこの三好共同農園からの働きかけが、その契機である。また、この技術センターでは昭和36年度において、直営事業として乳牛、養豚、養鶏の多頭数飼育のセンターを設立、直営事業によって乳牛、養豚、養鶏の多頭数飼育を実際に行なうことによって、数字の上で実際にこれがこれまでの経営よりはるかに採算のあうこ

とを実証、実物教育によって、村内農家に共同経営による多頭数飼育を普及することを目指している。そして同時に、これらのセンターを、繁殖牛、豚、鶏の基地とすることによって、この側面からも村内の有畜共同化を育成することを目指すものであるがこのような中央のセンターの設立そのものは、また何よりもこの三好共同農園のリーダー⑩の望んでいたことであつた。これらの事業を⑩の示唆によって行ったか否かの確認はないが、少なくとも⑩は現在の技術センターの指導的地位をしめる人々と、また現在の農協の指導者たちと相互に密接に相当に影響を与えあう関係にあることは疑うことのできぬ事実である。昭和36年2月、技術センター主催で経営の近代化、共同化促進のために村外の専門家を招いて開いた講演会において、この⑩は「共同経営一年」の体験発表を数字にもとづいて行っている。⑩は、現在技術センターに対する希望として、「自信過剰にならないこと。もつとつと勉強してほしいこと。指導者意識をすて、もつと下に入ること。出来るだけ早く、村の農業生産の指導体制を確立すること」を望んでいる。農協に対しては、「共同経営の育成を強力に計ること。そして、それを通して規模を拡大し、信用、購売力をつけ、さらに一元集荷機構の完備、流通機構の簡素化」を望んでいるのである。そして価格対策については、農民団結以外に道のないことを付け加えている。

このようにこの三好共同農園のリーダーである⑩は、現在の技術センター、農協の今後のあり方について、数多くの注文をもっているが、この端野村における大きな特徴の一つは、村内に発生した先駆的な共同経営の成長に伴って、むしろそれに刺激されて、村段階における営農指導機関が、その共同経営を進展させる方向に、生産指導体制をたくましく変革させている事実であろう。共同化農場の育成、推進体制が村段階の営農指導機関によって積極的に計られ、少なくとも、その指導体制の変革に少なからぬ影響を与えているというところに、このリーダー⑩のいちじるしい特徴があることを認めなければならない。

## 第9節 三好共同農園の経営の実態の記述と分析

この節では、共同化された第1年目、すなわち昭和35年度におけるこの共同農園の実績と、また第2年目、すなわち昭和36年度における経営計画書から共同化されたことによつて、このグループの経営構造の変化をあきらかにしよう。この場合、われわれは、すでに第5節でとつた方法により、この共同経営を第一にその経営体の実際に利用可能の物質的諸要素にかゝる外在的側面と、第二にそれらの物質的諸要素を実際に経営体として、どういう形で統合し、利用しているのかという内的側面に分けて分析する。

### 第1項 共同経営の物質的要素と農業所得

この共同経営の第1年目の収入および支出は第88表にかゝれたごとくで、農業粗収入と預金利子および雑収入を加えると、それは、427万円に達し、また、経営費および自家労賃費、また租税公課諸負担、借金の支払利息、支出額など支出額の総計は、297万円になる。この両者の差額、130万円がこの共同経営の第1年度の共同経営体所得とみることができる。しかしながら、ここでは共同経営の農業所得に焦点をあわせて分析をすゝめていこう。

第88表 昭和35年度 三好共同農園収支決算表

	現金収入のみ	家計仕向	経営内自給
収入 農産収入	3,740,930円	58,424円	382,181円
畜産収入	30100円		
農業収入計	3,771,031円	4,211,635円②	
預金利子	39,067円		
雑収益	19,625円		
総収益計	3,829,722円①	4,270,327円(家計仕向, 経営内自給分を含む)③	

(註) 雑収益は、トラクターで他農家への出稼  
耕起料4400円、運搬料1400円、いも堀料13825円

	現金支出のみ	現金支出+減価償却費	⑥+経営内自給	現金支出+経営内自給のみ	⑥の場合の各項構成比
支出 経営費支出	1,286,918円④	1,733,918円⑤	2,032,764円⑥	1,585,764円⑦	2,032,764円 68%
自家労賃	779,880円				779,880円 26%
租税公課	59,712円				59,712円 20%
支払利息	97,705円				97,705円 33%
計	2,224,215円⑧	2,671,215円⑨	2,970,061円⑩		計2,970,061円 100%

農	a. 現金のみの収入・支出 ①-⑧=1,605,507円
業	b. 共同経営としての総収入 ③-⑩=1,300,266円 ※
所	c. 農業粗収入-経営費(償却費含む)②-⑥=2,178,871円
得	d. 農業粗収入-経営費(償却費含まず)②-⑦=2,625,871円

※ 共同経営としての総収入は1,300,266円となるが、これは三好共同農園の正式記帳1,183,826円よりふえている。

これは次の理由にもとづく。(イ)われわれは、農業経営費の中に、共同農園の記帳の中にはもれていない電気使用料(農業用)と防水スポンジ10,819円を加えた。(ロ)さらに耕馬の減価償却費も⑩の述べた数字に従つて農業経営費の中に加えた。

(ハ)共同農園の記帳は、農業粗収入において経営内自給分および家計仕向分を計算からはずし、また農業支出の中でも経営内自給分を計算からはずしているがわれわれは、これも計算に加えた。したがつて農業経営費としてこれを加えると1,183,826円となる。これを数式で示せば次のごとくである。

$$1,183,826円 = 1,300,266円 - (58,424円 + 382,181円 - 298,846円) - (-10,819円 - 15,000円)$$

◎ なお昭和36年度の経営内自給種子は245,750円を予定している。

第 89 表 昭和36年度 三好共同農園収支予定表

	現金収入のみ	家計仕向	経営内自給
収入			
農産収入	8,582,605 円	?	?
畜産収入	80,000		
農業収入計	8,612,605 ①		
預金利子	ㄨ		
雑収益	?		
計	8,612,605 + ㄨ + ?		

	現金支出のみ	現金支出十減価償却費	③十経営内自給(種子のみ)	現金支出十経営内自給(種子のみ)
支出				
経営費支出	1,936,392 ②	2,357,392 ③	2,603,142 ④	2,182,142 ⑤
自家労賃	1,500,000(15人分)			
租税公課	120,000			
支払利息	65,000			
計	3,621,392 ⑥	4,042,392 ⑦	4,288,142 ⑧	3,867,142 ⑨

農業所得	a. 現金農業収入一経営費(償却費含まず) ①-⑤ = 6,430,463 円
	b. 現金農業収入一経営費(償却費含む) ①-④ = 6,009,463 円
	c. 現金農業収入一共同経営総支出 ①-⑧ = 4,324,463 円

(註) この計画書は収入においては家計仕向分および経営内自給分を含んでおらずまた預金利子、雑収益額も見込んでいない。また支出においても経営内自給物は種子のみで、肥料、飼料は含まれていない。したがって以下この計画書から算出した昭和36年度の農業経営費および所得額の数字は、昭和34、35年度とは同一には論ぜられない。およびその目安を知る意味で用いた数字であることをことわりたい。

第 90 表 三好共同農園の物質的経営構造のあらまし

	耕地面積	経営内自家保有労働力	農業粗収入	農業経営費	農業所得	反当経営費	反当農業所得	労働力1当り農業所得	
昭和35年	3800反	8.0	4,211,635 円	1,585,764 円 2,032,764 円	2,625,871 円 2,178,871 円	4,173 円 5,349 円	6,910 円 5,784 円	328,234 円 272,359 円	減価償却費含まず 減価償却費含む
昭和36年(予定)	6030反	13.2	8,612,605 円	2,182,142 円 2,603,142 円	6,430,463 円 6,009,463 円	3,619 円 4,317 円	10,664 円 9,966 円	487,156 円 455,262 円	減価償却費含まず 減価償却費含む

この共同経営第1年目の農業所得は第88表であきらかな如く、農業諸生産施設、および大農機具家畜などの減価償却費を差引くと、218万円になる。しかしながら、先の個別経営の分析の場合、われわれはこの減価償却費を差引いていないのでこの減価償却費を差引かない農業所得額をみると、2,625,871円となる。すでに第5節で述べたごとく、共同化第1年目の構成戸⑭⑮⑯の個別経営時の最終年度の農業所得の合計は、2,461,914円であったから、共同経営1年目においては、その農業所得額は、4戸の合計において、1,639,957円の増となる。1戸平均にならずと40,989円の増である。しかし、この2,625,871円という所得額は、雨害のため低地の畑の多くがこの近年にない被害を受けたため、本来ならばその所得額は、370万円前後に達したものと彼らはみている。減価償却費を

経営費の中に含めて計算すると個別経営合計よりその農業所得は283,043円の減となる。事実昭和35年度末にたてた、6戸に規模を拡大させた昭和36年度の計画によれば、およびその600万円の農業所得額を見込んでいる。

減価償却費を含まないその額をみると、643万円に達する。第2年目は、6戸共同であるから、共同化前の6戸の農業所得の合計3,300,087円と比較すると全体で3,130,376円の所得増、1戸平均にならずと、521,729円の所得増となる。

ところで、ここで注目しなければならないのは、このような所得増をもたらしたところのその経営の物質的基盤の個別経営時の合計と比較しての変化である。



第91表 農業所得および耕地面積の共同化前後の比較

	農業所得額		耕地面積計
共同経営第1年目農業所得	2,625,871円 (2,178,871円)		38.0町
個別経営時4戸農業所得計	2,461,914円		33.7町
共同経営第2年目農業所得(予定)	6,430,463円		60.3町
個別経営時6戸農業所得計	3,300,087円	6,009,463円	46.3町

註 ( ) 内数字は、共同化1年目は、建物、機械類の減価償却費を差引いたもの。  
共同化2年目は、減価償却費のほか道村税、負債利子、その他雑費を差引いたもの。

(一) まずはじめに耕地規模をみると、第1年目においては個別経営時の4戸合計、33.7町より4.3町増の38町となっている。これは新墾によって増加させたものである。そうして第2年目においては、およそ60町に増大(15②③)の加入

により、12.6町増加、あらたに10町購入)、個別経営時の6戸の耕地面積計より、およそ14町増加している。このように基底的な生産手段である耕地規模そのものが、共同経営化にともなって、個別経営時の各経営の合計より増加していることを、われわれは第一に認めなければならない。

(二) また農機具装備では、すでに第8節で述べたごとく、共同経営発足にともなって、トラクター(フォードソン・デキスター)1台、および、トラクター専用附属品として、トラクター用トレーラー、14インチ2連ブラウ、16インチ1連ブラウ、スピード・ハロー、スプレーヤ、培土機

および、いも掘機(ランツ — 昭和35年度は農協所有品の借用、昭和36年に購入予定)などを導入その機械化装備をいちどるしく高度化した。この購入代金1,705,000円のうち1,165,000円は農協からの融資に依っている。5ヶ年返済、返済完了年月は昭和40年の予定である。また個別経営から共同経営への発展にともなって、整理、売却した農機具およびそのまま継続使用している農機具には次のようなものがある。すでに第3節でみたごとく、このグループ成員は、共同所有農機具の多いところにその特色がみられたが、各種農機具の中心的所有者であった④からの聞き込みによると、その間の変化は、第

第92表 共同経営への変化にともなう所有農機具の変化

農機具名	使用不可 能のもの	共同化に 伴い売却 のもの	現在使用 中のもの	購入年月日
トラクター (フォードソン・デキスター)			○	S34
トラクター用トレーラー			○	S34
14インチ 2連ブラウ			○	S34
16インチ 1連ブラウ			○	S34
スピード・ハロー			○	S34
スプレーヤ			○	S35
培土機			○	S34
いも掘機			○	S36
双耕ブラウ式(長山式)		×		S27
鬼ハロー 2台		×		S27
回転ハロー		×		S30
いもほり取機(畜力用・北農式・デンマーク型)		×		S23
モアー(スター式)1頭びき		×		S26
デスクハロー(山城式)		×		S26
背負型噴霧器	△			S25
除草ハロー(長山式)			○	S30
肥料まき機(畜力用・川崎式)			○	S29
豆まき機(品田式)			○	S21
三畝式カルチベーター(長山式)			○	S24
ミスト(共立式)			○	S32
ほどこ車			○	S28
発動機(久保田式)			○	S28
脱穀機(高田式・いせき式)2台			○	不明

92表のごとくである。これによつてあきらかなように、トラクターおよびトラクター専用附属品の購入にともなってブラウ、各種ハロー、畜力用いもほり取機、モアーなどを売却しているが、除草ハロー、畜力用肥料まき機、豆まき機三畝式カルチベーター、ミスト、ほどこ車、発動機、脱穀機は共同化後も継続して使用している。このように共同化にともないトラクター、および各種トラクター専用附属品を導入、機械化装備をいちどるしく高度化したことが第二に認められなければならない特徴である。

(三) 第三に指摘しなければならないのは、共同化前4戸で計8頭、6戸で計10頭飼育していた耕馬が、共同化後計2頭に減少したという事実である。農機具の機械化に伴い

第1年目には、差引6頭、第2年目には差引8頭減少したことになる。

四 さらに第四に指摘しなければならないのは、経営内保有労働力の変化であろう。個別経営の分析においては、われわれは農林省の生産の単位換算によって各経営の自家保有労働力を算出したが、共同

第93表 自家保有労働力1当りの耕地面積の変化

	個別経営時	共同化第1年目	共同化第2年目
⑰	4.4町	4.75町	4.57町
⑱	3.7		
⑲	3.7		
㉑	2.9		
⑯		2.6	
㉒		1.6	

第94表 自家保有労働力1当りの農業所得額の変化

	個別経営時	共同化第1年目	共同化第2年目
⑱	318,589円	328,234円	487,156円
⑲	272,980		
⑰	253,519		
㉑	225,339		
⑯		198,680	
㉒		88,425	

第95表 反当農業所得額の変化

	個別経営時	共同化第1年目	共同化第2年目
⑱	8,559円	6,910円	10,664円
㉑	7,609		
⑲	7,423		
⑰	5,776		
⑯		7,588	
㉒		5,404	

第96表 飼育耕馬の変化

	個別経営時	共同化第1年目	共同化第2年目
⑱	3頭	2頭	2頭
㉑	2		
⑰	2		
⑲	1		
⑯	1	1	
㉒	1	1	

第97表 自家保有労働力の変化

	個別経営時	共同化第1年目	共同化第2年目
⑱	3.1	1.8	1.8
㉑	2.6	2.6	3.4
⑰	1.8	1.8	1.8
⑲	1.8	1.8	1.8
⑯		2.75	1.8
㉒		3.3	2.6

管においては、各戸から労務専従者を出し、これらの労務専従者によって実際の農業労働が行なわれることになる。われわれの個別経営時に用いた自家保有生産力の換算自体が現実の各農家の実情をそのまま反映しているか否かは、すくなくとも第11節でみる・ところによると疑わしいものであるが、一応の目安として、われわれは、農林省の生産力単位で換算する操作を行った。そうして個別経営時においては、たとえば新中、あるいは小学校在学中の子弟であっても農繁期には、なしくず的にその労働力がその経営にとって不可欠に必要であるという事態が生じていたことが少なくとも想定されうる。しかしながら共同経営においては、かゝる事態は、少なくともフォームルには行い得ないものとなる。この自家保有労働力の変化をみると第97表のごとくなる。第2年目において㉑の生産力単位が増大したのは㉑が妻を迎えたためである。

五 このような経営内保有労働力と耕地面積の変化は、当然のこととして、自家保有労働力1当りの耕地面積に変化を与える。すでに第5節でみたごとく自家保有労働力1当りの耕地面積は最高⑰の4.4町から、最低㉑の1.6町まで、このグループの間にはかなりはげしいひらきがあつたが、共同化第1年目には男4人、女5人で38町経営であるから、労働力1当り4.75町の経営耕地面積となり、さらに第2年目には、6戸共同で男7人(うち1人20才未満)女8人となるから計132(耕地面積603町)、労働力1当り4.57町の経営耕地面積となる。このように労働力1当りの耕地面積の増大という事実をわれわれは第五に認めなければならない。

六 ところで上述のような、全体としての農業所得額の増大、およびこの増大を与えた耕地規模、経営内保有労働力の変化は、生産用具としての農機具の高度化という中間項において、(経営内保有労働力1当りの農業所得額は最高は⑱の318589円、最低は㉑の88425円であつたが、)共同化第1年目においてすでに労働力1当り328234円の所得をあげ、また第2年目には、487156円をあげることが計画され労働力1当りの農業所得額の増大はあきらかに認めなければならない。

七 しかしながら第七にわれわれは、少なくとも共同化第1年目には、反当農業所得額が⑰を除く⑱㉑⑲のいずれにおいても減少しているという事実、そうして共同経営第2年目において、この反当農業所



3.3倍である。

こうしてみると、維持型から均衡型への転換がこの共同経営にとっては、第2年目の大きな課題となっていることを認めなければならない。

(二) 農業支出の構造と所得との関係

このように、この三好共同農園は共同経営第1年目には、農業支出の多い割に所得のあがらない型をしめしているが、この理由をたずねる意味でまず第一に、農業支出の構造を検討してみよう。第99表は経営支出の中に、建物、農機具、家畜類の減価償却費を含めた場合と含めない場合について経営支出の各項目別にその構成比をみたものであるが、減価償却費を含めない場合もつともその中で構成比のたかいは、肥料費支出であり、それは全体の46.8%に達する。ついで高いのが種苗費16.2%である。農業雇傭労賃費は9.6%をしめるにすぎない。農業雇傭労賃費の減少がいちどるしい特徴となっている。すなわち個別経営時においては、その雇傭労賃費は、⑬で全経営費の26.3%、⑭で26.7%、⑮で21.8%、⑯なしという構成比をしめし、年雇は4人導入されていたが、共同経営に入ってから計1名導入されているにすぎない。

このように農業雇傭労賃費の減少が機械化されたことよってのいちどるしい特徴であるが、次に建物、大農機具、大家畜類の減価償却費を含めて、その経営支出の構成比をみると、農機具支出のしめる

割合がきわめて増大し、肥料費支出の36.5%について21.7%をしめる。ついで構成比の高いのが種苗費の12.6%、農業雇傭労賃費7.5%である。つまりトラクターを導入しての共同経営化によって、農機具支出と農業雇傭労賃費支出の構成比が入れ替わっていることがいちどるしい特徴として認められる。しかしながら、これは経営外からの雇傭者に対する支払労賃支出であって、共同経営にとってその労賃支出額の少ないことを物語っているわけではない。上述の経営費計算の中には、すでに本節第1項でふれたように、個別経営時との比較を容易ならしめるために自家保有労働力に対する支払労賃費を含めていないところが、この共同経営においては経営内保有労働力に対しても労賃を支払っている。したがって、次に参考までにこの経営内保有労働力に対する支払労賃額を含めて経営支出の構成比を算出すると第100表のごとくなり、労賃費のしめる割合がもつとも増大し、全体の38.1%をしめ、ついで肥料費支出26.4%、農機具支出15.7%、種苗費9.1%となる。

ところで、共同経営第2年目の経営費支出額は、現金支出予定額しか分らないがこれを第1年目の現金支出額の構成比と比較すると、共同経営2年目には次のような特徴点がかうかえらる。すなわち、(1)共同経営2年目においても肥料費、農機具費のしめるウエイトがたかいは第1年目とかわらない。(2)肥料費のしめる割合は第1年目40.7%、第2年目40.2%とほとんどかわらないが、農機具費、農業雇

第99表 共同経営の農業支出の構造 I — 昭和35年度 —

		購入	自給	農業雇傭 労賃費	種苗費	畜類	肥料	飼料	農業薬剤	諸材料	加工原料
昭和35年度	減価償却含まず	81.1%	18.8%	9.6%	16.2%	0%	46.8%	30%	3.5%	60%	0%
昭和35年度	減価償却費含む	81.1	18.8	7.5	12.6	0.7	36.5	6.2	2.7	4.6	0
		光熱動力	農機具	農用建物 維持修繕費	建物農具 役畜負担	支払 小作料	農業被服	農業雑支出	計 (実数)		
昭和35年度	減価償却含まず	3.6%	1.2%	0%	2.6%	0%	0.1%	2.4%	1,585,764円		
昭和35年度	減価償却費含む	2.8	21.7	0.5	2.0	0	0.1	1.9	2,032,764円		

第100表 共同経営の農業支出の構造 II — 昭和35年度 — 自家労賃含む —

		労賃費	種苗費	畜類	肥料	飼料	農業薬剤	諸材料	加工原料	光熱動力	農機具
昭和35年度	減価償却費 自家労賃費含む	38.1%	9.1%	0.5%	26.4%	4.5%	2.0%	3.4%	0%	2.0%	15.7%
		農用建物 維持修繕費	建物農具 役畜負担	支払 小作料	農業被服	農業雑支出	計 (実数)				
昭和35年度	減価償却費 自家労賃費含む	0.4%	1.5%	0%	0.1%	1.4%	2,812,644円				

第101表 共同経営の農業支出の構造Ⅲ — 昭和35,36年度 — 現金支出額のみ

	農業雇傭 賃	種 苗	畜 類	肥 料	飼 料	農業薬剤	諸 材 料	加工原料	光熱動力	農機具
昭和35年度 購入物のみ (減価償却含む)	88%	66%	0.9%	407%	0.4%	3.2%	55%	0	33%	25.4%
昭和36年度 購入物のみ (減価償却含む)	6.2	14.6	?	40.2	0.4	4.0	10.2	0	2.9	17.2

	農用建物 維持修繕費	建物農具 役畜負担	支払 小作料	農業被服	農業雑支出	計 (実数)	反 当
昭和35年度 購入物のみ (減価償却含む)	0.6%	2.4%	0	0.1%	2.2%	1,733,918円	4,563円
昭和36年度 購入物のみ (減価償却含む)	0.4	2.0	0	0	2.0	2,603,142円	4,317円

雇傭賃費のしめるウエイトは、前者 25.4% — 17.2%、後者 88% — 6.2%と減少している。かわって種苗費と諸材料のしめるウエイトが増大している。つまりこれらにおいては耕地規模の拡大にもなつて、農業経営費そのものが増大し、そのことによつて、農機具の減価償却費、および主として年雇1人にかかる雇傭賃費そのものの全経営費支出の中でしめるウエイトが減少してきていることが特徴的である。

このように経営耕地規模が拡大した共同経営第2年目においては、第1年目に比してあきらかに農機具費(トラクター及び附属農機具の減価償却費)のしめるウエイトが減少してきているが、次に反当の雇傭賃費、肥料費、農機具費をとりだしてこれを比較してみると、

第102表 反当農業雇傭賃費、肥料費および農機具費

	雇傭賃費	肥料費	農機具費
昭和35年度	401円	1,954円(1,859円)	1,159円
昭和36年度	267円	(1,736円)	744円

(註) ( )内は購入肥料費

まず共同化第1年目においては、反当 401円の雇傭賃費、1,954円の肥料費、1,159円の農機具費を支出している。これを共同化前の個別経営時と比較すると、反当肥料費は個別経営時においては最高⑩の1,826円であつたからあきらかに増大していることまたとくに購入肥料費が増大していることが特徴的である。また雇傭賃費は個別経営時4戸平均1,185円、6戸平均911円であつたから、これはあきらかに減少している。これに対して比較資料はないが、農機具費はあきらかに増大していることが推測される。いま試みに昭和35年度の反当雇傭賃費と農機具費をプラスすると、それは1,500円をオーバ

し、個別経営時4戸計の雇傭賃費、1,185円をはるかにオーバーする。共同経営2年目においては、耕地規模の拡大にもない反当雇傭賃費、農機具の減少が目立っている。肥料費は、購入肥料費が若干減少しているが大きな変化はない。つまり、大農機具、大家畜、建物などの減価償却費を含めて、この三好共同農園第1年目の経営構造をみると、経営支出の多い割に所得の上らない維持型を示していたがこの共同農園の第1年目の経営構造が維持型をしめたゆえんとして、われわれは第一に反当購入肥料費が個別経営時と比して増大していること。また反当雇傭賃費支出が減少したとはいえ、それに替つてトラクター及び附属農機具の減価償却費としての農機具支出が増大し、反当の経営費支出を個別経営時と比してとくに減少させず、その意味において少なくとも共同経営第1年目においては、共同経営そのものが経営支出減少の役割を果していないという点を指摘することができる。しかしながら2年目の計画によれば、耕地規模の拡大に相応して反当の農機具支出費も減少し、また雇傭賃支出も減少、共同経営そのものが、反当の経営支出減少の役割を果すべく期待されているといふことができる。しかし三好共同農園の第1年目の経営構造が維持型をしめたゆえんの説明はこれだけでは充分ではない。次にわれわれは土地利用の形態の検討をしよう。

### (三) 作目の選好と所得の関係

この三好共同農園の第1年目においては、少なくとも畜産部門は開拓されていない。その農業粗収入の99%までは耕種部門からの収入である。畜産部門からの収入としては、仔馬1頭売却費30,100円が計上されているのみである。共同経営第2年目においては、すでに前節でふれたように、畜産部門とし

て養豚経営部門を開設、常時 150 頭飼育（年間販売頭数 300 頭、金額換算 420 万円）を計画しているが昭和35年度末にたてられた共同経営第 2 年目の収支決算予定表には、この養豚経営部門からの収入は 1 銭も見込まれていない。わずかに仔馬売却費 30000 円が見込まれているにすぎない。これは「養豚部門を開拓しても当面利益は望めず、堆肥生産によつての地力増進位が望めるぐらいだ。」という前節での⑩の言葉を裏付けるものであらうと思われるけれども、この計画書によつてみる限り、養豚部門からの所得は見込んでいないことを認めなければならない。したがつて以下、共同経営第 1 年目はもとより第 2 年目においても耕種部門からの収入が、こゝでの分析の主要な対象となる。

#### 四 土地利用の形態と所得との関係

この三好共同農園においては、第 1 年目、地つゞきの 4 戸の経営耕地 380 町をこれまでの作付作物にかゝわりあいなく整理し、ほぼ四角になつた土地に誰の土地であるかの区別なく、何を植えるかを輪作形式になるようにわりあてゝいった。そうして作物を、いも、豆類、ビート、麦類の四種に区切つた（秋小麦などすでに蒔いたものは別）。したがつて

例えばこれまで麦類、いも類、豆類、特用作物類など 13 種の作物（そさい除く）を作付けていた⑩の畑は、いもと豆類の 2 作物の畑となつた。昭和36年度にはあらたに 2 戸が加わり、これが 1 団地となり、さらに購入分が 1 団地、全部で 3 団地となつている。最初の団地と購入分は地つゞきなので将来は 1 団地として統一、2 団地にする予定でいる。

ところで第 1 年度の作付作物をみると第 103 表のごとく、作付作物の減少がそのいちゞるしい特徴となつている。個別経営時 4 戸で 15 作物を作付けていたのが（そさい除く）、この 4 戸での共同経営 1 年目には、9 作物に減少、また個別経営時 6 戸で 17 作物を作付けていたのが 6 戸共同の共同経営 2 年目には作付作物数 11 作物と減少している。

麦類ではこれまで裸麦、秋小麦、燕麦の 3 種類を作付けていたものを、秋小麦、燕麦の 2 種類に集約、また豆類では大豆、小豆、手亡、大正金時、豌豆の 5 種目のうち、大正金時を整理しているが、特用作物では、亜麻、ビート、ハツカのうち第 1 年目は、ビート 1 種類に集約、2 年目にはこれにハツカをつけ加えている。作付作物別にみると、少なくともこの共同農園が力を入れている作付作物は、共同経営

第 103 表 共同経営化にともなう作付作物および作付面積の変化

(小分類)

	個別経営 4 戸計	共同経営 第 1 年目	個別経営 6 戸計	共同経営 第 2 年目
米			0.8%	0.2% (15 反)
裸 麦	2.4%		1.7	
秋 小 麦	10.2	11.1% (42.0 反)	11.0	10.9 (660 反)
燕 麦	6.9	6.1 (23.0 反)	6.9	7.0 (42.0 反)
とうもろこし	0.2		0.2	
種 子	2.4	3.0 (11.5 反)	2.5	1.9 (11.5 反)
一 般	14.3	20.2 (76.5 反)	14.4	21.8 (131.5 反)
大 豆	4.5	0.4 (1.5 反)	3.8	7.1 (43.0 反)
小 豆	9.9	15.8 (60.0 反)	9.2	14.9 (90.0 反)
手 亡	12.6	13.2 (50.0 反)	13.4	9.3 (56.0 反)
大 正 金 時	0.9		1.9	
豌 豆	6.3	10.5 (40.0 反)	6.7	7.0 (42.0 反)
亜 麻	2.7		2.5	
ビ ー ト	19.1	19.8 (75.0 反)	17.6	18.6 (112.0 反)
ハ ツ カ	2.1		2.6	1.3 (8.0 反)
牧 草	4.5		4.0	
デントコーン	—		0.1	
そ さい	1.1		1.1	
計	100% (333.1 反)	100% (379.5 反)	100% (462.6 反)	100% (603.5 反)

第 1~2 年目をとおしてみる限り、馬鈴薯 (23.2% — 23.7%), ビート (19.8% — 18.6%), 小豆 (15.8% — 14.9%), 秋小麦 (11.1% — 10.9%) ということになる。しかしながら大分類で見るとこの共同経営がとくに力を入れているのは、少なくとも豆類になり、それは全作付面積のおよそ 4 割に達する。ついで力を入れているのがいも類であり、これは全作付面積の 2.5 割に達し、

第104表 共同経営化にともなう作付作物  
および作付面積の変化(大分類)

	個別経営		共同経営	
	4戸計	第1年目	6戸計	第2年目
麦類	19.5%	17.2%	19.6%	17.9%
いも類	16.7	23.2	16.9	23.7
豆類	34.2	39.9	35.0	38.3
特用作物類	23.9	19.8	22.7	19.9
その他	5.8	—	5.7	0.2

ビート、麦類がこれについている。すでに前節でふれたように、⑩は近い将来不安定な豆類(とくに小豆)の作付面積を減らして飼料作物の作付を増やすことを計画しているが、後にふれるように、このように豆類の多いこと自体、この経営の過渡期の不安定性を物語っているものと思われる。ところでこのような大分類による作付比率は、第5節で示した約束にしたがうと、A-D-C-Bという系列になり、これは個別経営時においては如何なる経営も採用しなかった作付系列である。そうして個別経営時と比較して、とくに作付面積の比率がふえたのは、馬鈴薯および小豆であるが、これらの作物の作付面積の増加を可能ならしめたうらにはそれなりの理由がある。

第一に馬鈴薯の作付面積の増加は、馬鈴薯栽培が少なくとも収穫過程まで含めて、ある程度までトラクターを利用しての機械化作業で一貫することができる。他の作物をふやしても豆、麦はカマで収穫している現状であり、労働力が面積増に伴わないことによる。その上、これまでの実績からみて、馬鈴薯は粗収入が安定しており、計画がたちやすいという利点をもち、とくにビートと比較して労働力が少なく済み、冷害に強く、しかも価格もよいという利点をもつ。馬鈴薯の作付面積増加の理由は以上のごときものだが、小豆の場合は、気候の長期予報とかみあわせて大丈夫となると手間もかからず所得が大きいという点による。またビートの場合は労働力はかかるが、冷害に強く、収量が大きく、しかも価格が安定しているという点から、これを選好しているが、馬鈴薯、小豆の場合に端的に示されるようにこの共同経営においては、労働力の軽減という点からの選好が一つの大きな基準になっている。そうして、馬鈴薯の重点的作付増加も、トラクター導入によって、機械化労働部分が増加し、所要労働がきわめて軽減されたことによる。このようにみてくると

A-D-C-Bというこれまでの個別経営時にはみられなかった作付系列の採用は、トラクター導入による農業技術の進歩という事実をその背後にもって始めて可能となったものであるということが出来る。しかもすでに前述のように、このトラクター導入を可能ならしめたものは、共同経営による耕地規模の増大であり、これは第1年目より耕地規模が拡大した第2年目の所得がより有利に展開しているといった事情にも反映されている。ところでこのような作物選好の経済性は個別経営時に比して、一体如何なる位置に位置づけられるのだろうか。第5節で用いたものは、昭和34年度の北海道の平均であり、後に述べるようにこの共同経営の如く、トラクターを使用しての機械化作業を前提とする場合、各作物の経済性も異なってくる。しかしここではかかる点を考慮しつつ、一応前掲の指標によって、その経済性をみてみよう。

第105表 作物選好性からみた共同経営の経済性

	共同経営1年目 (個別経営4戸平均)	共同経営2年目 (個別経営6戸平均)
反当純収益指数	42.5 (38.0)	39.8 (38.5)
1時間当労働報酬指数	98.0 (91.7)	93.9 (92.4)
反当肥料費指数	78.7 (77.2)	76.9 (75.9)
反当労働時間指数	39.0 (39.3)	38.7 (39.1)

これによると米を100とした場合、共同経営第1年目には反当純収益指数は42.5、1時間当労働報酬指数98.0、反当肥料費指数78.7、反当労働時間指数は39.0となる。これを個別経営時4戸と比較してみると、反当純収益指数、1時間当労働報酬指数はあきらかに増大し、また反当肥料費指数は若干増大の傾向をしめし、反当労働時間指数は、ほとんど変わらないという結果が示されている。つまり個別経営時と比較して、反当純収益指数と1時間当労働報酬指数のたかいものを選んでいくことが特徴的である。ところが共同経営2年目においては第1年目に比して反当純収益指数、1時間当労働報酬指数および反当肥料費指数、反当労働時間指数ともひくい作物選好をしめしている。しかしながら個別経営6戸平均と比較すると反当労働時間指数を除いては、若干それがかまわる選好性をもっていることがわかる。つまり上述の指標によってみる限り、個別経営時と比較して、反当労働時間指数をさげ、しかも反当純収益指数、1時間当労働報酬指数を増大させる志向性を作物選好性において示しているということが出来る。

第106表 作付作物別反当粗収益の比較

	秋小麦	燕麦	大豆	小豆	手亡	豌豆	馬鈴薯	ビート	ハツカ	水稲
昭和35年度	11,013円	10,435円	12,400円	16,205円	6,485円	3,738円	14,963円	9,802円	—	—
昭和36年度	14,700円	8,190円	8,721円	14,000円	10,500円	12,250円	18,627円	15,750円	10,000円	16,000円
個別経営⑩	12,744円	12,800円	9,150円	20,081円	11,200円	18,060円	18,020円	18,270円	—	—

第107表 反当粗収益15,000円および10,000円以上の作物名とその作付比率

	反収15,000円以上の作物	作付比率	反収10,000円～15,000円の作物	作付比率
昭和35年度	小豆	15.8%	馬鈴薯、大豆、秋小麦、燕麦	40.8%
昭和36年度	馬鈴薯、ビート、水稲	42.5%	秋小麦、小豆、豌豆、手亡、ハツカ	43.4%
個別経営⑩	小豆、ビート、豌豆、馬鈴薯	55.6%	燕麦、秋小麦、手亡	25.1%

第108表 作物別反当粗収益順位

	作付面積10%以上の作物作付面積比率	反粗収益15,000円以上					反粗収益10,000円以上 →					反粗収益10,000円以下 →				
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位					
昭和35年度 (実績)	93.5%	小豆 <sup>(b)</sup>	馬鈴薯 <sup>(a)</sup>	大豆	秋小麦 <sup>(b)</sup>	燕麦	ビート <sup>(b)</sup>	手亡 <sup>(b)</sup>	豌豆 <sup>(b)</sup>							
昭和36年度 (計画)	68.1%	馬鈴薯 <sup>(a)</sup>	水稲	ビート <sup>(b)</sup>	秋小麦 <sup>(b)</sup>	小豆 <sup>(b)</sup>	豌豆	手亡	ハツカ	大豆	燕麦					

(註) (a)＝作付比率20%以上, (b)＝作付比率10%～20%

第109表 反当粗収益順位別作付面積比率

	反粗収益10,000円以上作物作付比率	反粗収益15,000円以上作物作付比率
昭和35年度	56.6%	15.8%
昭和36年度	85.9%	42.5%
個別経営⑩	80.7%	55.6%

第110表 重点作付作物の反当粗収益

	作付比率10%以上の作物のうち10,000円以上の反粗収益をあげたないしあげると予定されているもの。	作付比率10%以上の作物のうち15,000円以上の反粗収益をあげたないしあげると予定されているもの。
昭和35年度	3/6 (50.1%)	1/6 (15.8%)
昭和36年度	4/4 (68.1%)	2/4 (42.3%)
個別経営⑩	3/3 (50.4%)	3/3 (50.4%)

けれどもわれわれは、次にこのような選好性をもって実際に作付した作物群から、実際にどれほどの粗収益をあげているかを問わなければならない。これをみたのが第106表～第110表である。

これによると共同経営第1年目においては、各作物とも反粗収益の減少が顕著である。反収15,000円以上の粗収益をあげた作物は小豆のみであり、その作付比率は15.8%をしめすのみである。そうして反粗収益10,000円～15,000円の作物は、馬鈴薯、大豆、秋小麦、燕麦の4作物、作付比率40.8%である。ビート、手亡、豌豆は反粗収益10,000円に達していない。比較の意味で個別経営時の⑩の場合を再掲したが個別経営時の⑩においては、反粗収益15,000円以上の作物は、小豆、ビート、豌豆、馬鈴薯の4作物、全作付比率の55.6%に達している。これをみても共同経営第1年目における作付作物の反粗収益の減少はあきらかである。しかも同時にこれは重点的作付

作物の重点的増収技術にも劣っていることを物語っている。何故ならば、重点的に作付けたと思われる、作付比率10%以上の作物、馬鈴薯、ビート、小豆、手亡、秋小麦、豌豆のうち、ビート(作付比率198%)手亡(132%)豌豆(105%)の3作物はいずれも反粗収益10,000円に達していない。もちろんこれは雨害という自然的障害、また後に述べるような克服されなければならない技術的拙劣さによるものであるが、それはここでは問わない。しかしいずれにしても、共同経営第1年目におけるこのような、重点的作付作物の重点的増収技術の拙劣さは早急に解消しなければならない問題点であることは指摘しなければならない。共同経営第2年目における数字は、きわめて、かたく読んだ反収の予想額であるが、少なくとも、この第2年目の計画においては、第1年目にみられたかかる点の正が行なわれている。ところで先にわれわれは、共同経営

1年目においては、たしかに大農機具を導入して農業雇傭労賃費は減少したものの大農機具の減価消却費にそれだけ食われて反当の経営費は個別経営時より、少なくとも減少していなかったことを指摘した。そうして、こゝではまた、各作物の反当の農業粗収益が、個別経営時に比してきわめて低いことがあきらかにされた。このようにみえてくると、この共同経営がその第1年目において、経営費を多くかけた割に所得のあがらない維持型をしめしていた理由がかなり明白になってきたと思う。しかしながら、ここでわれわれがさらにふれなければならないのは、上述の反収はあくまでも粗収益であって、それから生産費を差引いたところの、作物別の所得額でないという点に関してである。すなわち、個別経営から共同経営への発展に伴って、トラクターが導入されたというそのことによって、各農作業における所要労働力は、すくなくとも、変化をうけている。そうして、これは各作物栽培に関して同一にあらわれるのではなくして、作物栽培の機械化のすゝんだ作物にとくに顕著にあらわれている。したがって、作物によっては、たとえ同一の粗収益をあげていたとしても生産費がきわめて安くついている場合がある。かゝる場合、少なくともその作物の所得額が増大していることを認めなければならない。そうして、この共同経営においては、馬鈴薯の場合にこれは端的にしめされている。たしかに、共同経営第1年目の馬鈴薯の反粗収益は、個別経営時に比して劣っている。しかしながら、その生産費もきわめて低くなっているといった関係がこゝにはかくされている。すなわち、この共同農園の第1年目におけるトラクター使用の各種作業の能率をみると第111表のごとくなる

個別経営時における各種作業の能率が不明なので比較まで、磯辺秀俊教授らのあげる数字の中で関連をもつと思われる事項の畜力及び人力作業の能率をつけ加えた。これらの表によってトラクター導入

第111表 三好共同農園1年目における  
トラクター作業の能率

作業名	使用農機具名	1時間当	1日(11時間)当
畑地の耕起	14インチ2連プラオ	2.4~3反	26~33反
畑地の整地	スベード ハロー	5反	55反
培土作業 (馬鈴薯)	培土機	5反	55反
防除作業	北農式スプレーヤ	10反	10反
いも掘作業	ランツ		20~25反 (時間不明)

第112表 畜力、人力作業能力比較

作業名	畜力機名	畜力1日の工程	人力1日の工程
畑地の打起	磯野犁	2.5反	0.4反内外
畑地の整理	角ハロー	15反	1~1.5反

(註) 昭和33年6月、磯辺秀俊ほか「農業経営ハンドブック」  
下巻P270(産業図書kk)

に比べて、各種作業の能率が畜力の場合より、少なくとも向上していることがうかがえると思うが、次にこの共同経営によって作物別に生産費が計算されている馬鈴薯とビートの場合をとり出すと、第113表のごとき結果が示されている。

また馬鈴薯、ビート別にその反当純収益、反当労働時間、肥料費、1時間当労働報酬を算出すると、第114表のような結果がしめされる。ところでこゝで出された数字を、さきに第5節でしめした昭和34年度の全道の各作物別の反当純収益、1時間当労働報酬、反当労働時間、そして反当肥料費の平均と比較すると、次のような事実があきらかになる。

すなわち、馬鈴薯の場合、全道平均は反当純収益は種子いもで10939円、一般いもで2865円(この共同経営では種子いも、一般いも別に分けていないので前述の生産費計算のでている450反のうちわけ種子いも115反、一般いも735反の割合で全道平均を計算しなおすと、その反当純収益は3957円となる。—以下の指標についてはこの比較のために計算しなおした値でしめす。)、これに対して、この共同経営第1年目の反当純収益は7044円となる。

1時間当労働時間は全道平均では1216円、これに対して共同経営では2522円となる(反当労働時間は、全道平均では570時間、共同経営では338時間

第113表 馬鈴薯、ビートの農業所得

馬鈴薯	生 産 費	馬鈴薯		ビ ー ト	生 産 費
		種苗費	133,000円		
		肥料費	205,350円	肥料費	255,324円
		防除薬剤費	10,100円	防除薬剤費	6,870円
		償却費	20,000円	農具費	320円
		労務費	104,400円	労務費	175,880円
		計	472,850円	計	482,952円
		販売代金	1,092,709円	販売代金	6,073,266円
		生一販	619,859円	生一販	214,674円
		反当所得	7,044円	反当所得	2,862円

(註) (イ) 馬鈴薯は販売分85反のみの計算  
(ロ) 労務費は自家労賃1人1日11時間  
400円として計算

また反当肥料費は全道平均で3016円、共同経営では2416円という数値が示され

第114表 第1年目における馬鈴薯ビートの反当経済性比較

	馬鈴薯	ビート
反当純収益	7044円	2862円
反当労働時間	338時間	609時間
反当肥料費	2415.8円	3404.3円
1時間当労働報酬	2522円	85.4円

る)。この数値に従う限りにおいて、われわれは、少なくともこの共同経営の馬鈴薯生産の経済性は全道平均よりきわめて高いことを認めなければならない。つまり反当粗収益は個別経営時に比較すると、あきらかに低下しているにもかかわらず、その生産費そのものも低下しているといった関係がかくされていることを認めなければならない。ところがビートにおいては、全道平均と比較しても、その反当純収益は、全道平均4104円に対して2862円、1時間当労働報酬は、104円に対して85円といずれもひくいことが特徴的である。この意味においてもビートの生産性のひくいことがこの共同経営第1年目の場合、いちどるじい特徴である。

以上みてきたことによつてあきらかなように、この共同経営においては少なくともその第1年目においては、各作物とも反当粗収益はあがっていない。そうしてまた重点的作物の重点的増収技術もすぐれていないことが特徴的であつた。しかしそれにもかかわらず、生産過程の機械化により、なかんずく馬鈴薯の生産費を低下させることによつて、この段階での所得額を維持できたといふことができるであろう。けれども経営全体としてみた場合、共同経営第1年目においては、雇傭労賃費の減少が大農機具の減価償却費支出で埋められ、共同経営の有利性は耕地規模がさらに拡大する第2年目にまたなければならぬことは前述のごとくである。ところで最後に、この共同経営第1年目の月別の所要労働時間と経営内保有労働力との関係をみてみよう。すでにみたようにこの共同経営にとっては、作物選好においても所要労働力の軽減といふことが、大きな基準のひとつになつていた。

第115表 共同経営第1年目における月別所要労働時間 (単位時間)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
—	—	—	1	2017	3214
7月	8月	9月	10月	11月	12月
3509	2145	1047	1458	665	—

第115表は昭和35年度の作業記録から月別の所要労働力をみたものであるが、所要労働時間が、かならずしも明確に記されていない作業もあるので、かゝる作業においては推定所要時間を加えて作成したものである。これによると、この共同経営1年目においては、6、7月に所要労働力のピークがあるが、個別経営時のように、6、7月に第一の山があり、8月に谷があつて、9、10月に第二の山があるという形ではなしに、8月は7月のおよそ $\frac{2}{3}$ の労働力を必要とし9月はさらにその $\frac{1}{2}$ 、10月には9月の1.5倍の山があるという形になり、所要労働力のピークが5月6月7月8月の前期4ヶ月に集中している。この共同経営第1年目は年雇1人を含めて、10人の経営内労務者がいたのだから、6月には1人1日平均10.7時間、7月には11.3時間の労働力が必要であつたことになる。個別経営時との正確な比較は不可能だが、この2ヶ月間の労働時間はけつして軽減されているとはいえない。事実この期間の労働力不足を補う意味で6月の下旬にはビートの本間引き作業に臨時雇38人工、豌豆の鋤除草作業には9人工、馬鈴薯の鋤除草で2.5人工、7月の初旬には同じく豌豆の鋤除草で8人工、同中旬には、小豆鋤除草、また手亡の鋤除草にも臨時雇を導入している。15反しか作付していない大豆を除く各作物の月別作業を表示すると、第116表の如くなるが、臨時雇を導入したもつとも労働力を必要とする、6、7月には、ビートの間引き、馬鈴薯の中耕除草、小豆、手亡、豌豆の除草作業が競合している。7、8月にこのような作業が集中する現在の作付体系それ自身も、もちろん検討されなければならない問題であるが、ここで注目しなければならないのは、6月の所要労働時間のおよそ54.6%はビートの鋤まびき(291%)およびいも、豌豆の鋤除草(256%)作業であり、7月においては、その所要労働時間の78.4%までがビート、いも、小豆、手亡、豌豆の鋤除草作業であるという事実であろう。臨時雇はみなこの鋤除草作業のために導入されている。このようにみえてくると、かゝる鋤除草作業過程の除草剤、あるいは農機具を使用しての技術的変革が少なくともこの経営にとっては、この各種作物の競合関係の作付体系の変革による解決とともに、大きな問題になつてゐることを指摘しないわけにはいかない。

以上みてきた限りにおいて、少なくとも、共同経営第1年目においては、労働力の軽減にひとつのボ

第116表

三好共同農園における作物別・月別作業表

	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			
	10	20	31	10	20	31	10	20	31	10	20	31	10	20	31	10	20	31	10	20	31	
ビート	A 11			C 12	C <sub>1</sub> 16	C <sub>2</sub> 20	D 18	D <sub>1</sub> 22	D <sub>2</sub> 25	E 28			F 31									
馬鈴薯	A 11			B <sub>1</sub> 12	B <sub>1</sub> 16	B <sub>1</sub> 20	B <sub>2</sub> 22	B <sub>2</sub> 25	B <sub>2</sub> 28	F 31												
小豆		A 20		B <sub>1</sub> 12	B <sub>1</sub> 16	B <sub>1</sub> 20	B <sub>2</sub> 22	B <sub>2</sub> 25	B <sub>2</sub> 28													
手亡			A 19				B <sub>1</sub> 12	B <sub>1</sub> 16	B <sub>1</sub> 20	B <sub>2</sub> 22	B <sub>2</sub> 25	B <sub>2</sub> 28										
豌豆	A 11	A 17	B <sub>1</sub> 14	B <sub>1</sub> 18	B <sub>1</sub> 22	B <sub>1</sub> 26	B <sub>2</sub> 28	B <sub>2</sub> 31														
取戻													G 28	H 31								
蕎麦	A 11		B <sub>1</sub> 15				B <sub>2</sub> 22															
出刈	X 11	X 17	X 20	X 24	X 28	X 31	X 34	X 37														

(註) A—耕起, 整地蒔付, B—除草 (B<sub>1</sub>—畜力及び機械除草, B<sub>2</sub>—鋤除草), C—間引 (C<sub>1</sub>—仮間引, C<sub>2</sub>—本間引), D—追肥, E—培土, F—防除, G—収穫 (種とり, 堀取り), H—クローズ, I—脱穀調整, J—選粒, X—開畑

イントをおいての作付作物の選好を行っているにもかかわらず、6月7月の労働力過重は解消されていないこと。しかもそれがほとんど鋤除草という人力を使用している作業によってしめられていることが、あきらかになったと思う。

第117表 6月, 7月における作物別鋤除草労働時間

	6月	7月
ビート	※ 985時間	717時間
いも	215時間	405時間
小豆		812時間
手亡		562時間
豌豆	606時間	254時間
計	1,756時間	2,750時間

※ この985時間は鋤間引き作業

ート — の85町づゝの4年輪作を目標としている。4町は自由畑である。しかしながら、この輪作形態は、地元の、農業技術員の判定では良 (評点2) に属している。⑩が個別経営時において念頭においていた輪作方式は馬鈴薯—ビート<燕麦>豆類であり、かかる輪作方式の判定は優 (評点1) となっているが、上述の限りにおいて、この共同経営がその第1年目当面目標として設定している輪作形態は地力維持形態の上からは最高の方式でないことを認めなければならない。そうして第1年目においては前作関係を考慮せずに作付地を決定していったのだから、地力維持の上からは好ましくない事態が生じたことも認めなければならない。また堆厩肥は、第1年目は全体で13000貫ほど生産しているが、これは反当わずかに342貫にすぎない。そうして、共同経営第2年目の計画においても、とくに堆厩肥生産の目標額は設定されていない。かかる点からのみみるならば、この共同経営第1, 第2年目の地力維持形態は決して良好なものであるとはいえない。しかしながら、昭和36年度より、実質的に養豚部門が開設されることは決定されており、この畜産部門の開設によつての堆厩肥の増産は、当然こゝでも考慮されなければならない問題である。このようにみると、この共同経営にとっては、畜産部門は、地力維持の上からも不可欠に伴わなければならない重要な部門であることが認められる。そうして、かかる

(五) 地力維持形態と所得との関係

ところでこのような共同経営第1年目、および第2年目の、この共同経営の具体的な土地利用の形態は、地力維持という観点からみると如何なる位置に位置づけられるのだろうか。すでに前項(四)土地利用の形態と所得との関係の項で述べたように、この共同経営ではその第1年目においては、それまでの、個別経営の作付如何にかゝりあひなく、すでに前年度より作付けられている秋小麦を除いて、燕麦、いも、大豆、小豆、手亡、豌豆、ビートの7作物をおおよそ85町単位の区画4ヶ所と、また4町区画1ヶ所の中に作付けていった。そうして、これらの区画は全体として1団地を構成している。

計画としては、当面、馬鈴薯—秋小麦—豆類—燕麦—

意味においては畜産部門が開設されていない第1年目また第2年目は少なくともこの共同経営にとっては過渡的な一形態であるということができよう。

#### (六) 豊凶および価格安全度と所得との関係

ところでこのように、この共同経営にとって、第1年目、第2年目が、少なくとも過渡的な一形態であったとしても、かゝる共同経営開設初期における土地利用の形態は、豊凶および、価格安全度との関係からみるとどう位置づけられるのだろうか。かかる点を検討するために用意されたのが第118表～第119表である。

第118表 価格、および価格×豊凶安全度

	価格変動指数	昭和30年～35年間の豊凶および価格変動に由来する前年度の生産価格を念頭においた場合の反当の生産額と目標のズレ
昭和35年度	154	1,625円
昭和36年度	154	1,620円
4戸平均	14.5	1,595円
6戸平均	150	1,665円

共同経営の豊凶安全度とは第5節で述べたとき操作によって作られたものであるがこれが6に近づけばもつとも危険度が大きく1に近づけば少ないものだが、これは共同経営第1年目、第2年目とも個別経営時の平均とほとんど変わらない。たゞ個々の経営ごとに見ると共同経営化したことによって、(18)(20)などはあきらかに安全度が増大し(17)(19)は減少している。また価格変動指数とは、すでに第5節註6で述べたように過去5ヶ年の各作物の価格変動から米を10として算出した数字を基準にして、測定したものであるが、ここにおいては共同経営になってから、個別経営時よりわずかではあるが価格変動をうけやすい形態になっていることが認められるが、大きな相違はない。また過去5ヶ年の傾向からおいて豊凶および価格変動からうけると思われる、対前年度の価格を念頭においた場合の反当のズレは共同経営になってからは、第1年度、第2年度ともほとんど変化はない。また個別経営時と比較すると、第1年目の4戸構成の際は共同化されてからの方が個別経営時より、やゝ反当のズレが大きく、また6戸構成の場合はやゝ小さくなっているがこゝにおいても大きな相違はみられない。

第119表 共同経営の豊凶安全度

昭和35年度	3.6
昭和36年度	3.5
4戸平均	3.5
6戸平均	3.5

たゞ個々の経営をみた場合、(16)は共同化されたことによって反当400円ほどズレがらまっている。このようにみえてくると、個々の農家による相違はみられるとしてもグループとしてみる場合、このグループが共同化されたそのことによつてのこゝの点の変化は、少なくとも第1年目、第2年目では顕著にあらわれていないということが出来る。

### 第3項 共同経営第1年目の内的体系の特質

以上みたところを総括すると、こゝで次の諸点の指摘が可能であろう。すなわち、このグループが共同経営に踏み切つた動機の一つは少なくとも共同でトラクター及びその専用農機具一式を購入し、そのことによつて労働力を軽減し、さらに雇傭労賃費を軽減することにより、共同経営という形態で経営の無駄を除き、生産能率を向上させることになつたということが出来る。そうして、その上で有畜共同経営へと歩もうとする図式が彼らの青写真の中には描かれていた。共同経営第1年目においては、トラクターはじめ大農機具一式を導入し、そのことによつて耕馬8頭を2頭に整理、またこれまで4戸で計4人導入していた年雇を1人に減少させた。こうして共同経営第1年目においてはこの導入されたトラクターの生産能率を高度に発揮させるべく、経営内各生産要素が結合されたとみることが出来る。4戸が出資した土地の中からあらたに5町を開畑、計88町の耕地を8町5反区画ずつに整理、作付作物数も8種類に限定、しかもこれらの作物の作付のコンビネーションは総体として共同化前と比べ、反当労働時間指数は増大しないが、反当純収益指数、1時間当労働報酬指数とも高くなるように配慮されていた。そうしてまた反当肥料費指数も共同化前と比べると高いものであつたが、それに相応して反当購入肥料費もたしかに増大している。この際共同化前と比較しての大きな特徴のひとつは馬鈴薯の作付面積の増大であろう。耕地整理—中耕—培土—収穫の各作業過程が、トラクター利用で、ある程度一貫した機械化作業ができるということから、馬鈴薯の作付面積を増加させている。そうして事実、馬鈴薯の生産費はきわめて低く、馬鈴薯の反当の純収益は昭和34年度の全道平均と比べてはるかに増大している。しかしながら、このような利点と配慮にもかゝら

ず、少なくとも共同経営第1年目においては、経営費のかかる割に所得があがらない、われわれの分類でいう維持型をしめしていた。経営内容は良好であるとはいえない。第一に、家畜、雇傭費を節約して軽減される筈の経営費は、第1年目においては少なくとも減少してはいない。

反当の経営費をみると、軽減された雇傭費支出に替って大農機具の減価消却費が増大し、反当の経営費はほとんど変化がない。第二に、反当純収益指数1時間労働報酬指数の高い作物群を選好しながらも、これらの作物の反当粗収益は、共同化前と比べるとはるかにおちている。反当粗収益15,000円以上の作物は小豆のみでその作付比率は158%を示すにすぎない。そうして作付比率10%以上の作物のうち半数の3作物は、反当粗収益10,000円に満たない。つまり、重点的作物の重点的増収技術のまずさと各作物おしなべての反収の低さがいちぶるしい特徴となっている。

このような反収の低さを生じた理由としては、7月末に襲った豪雨による被害もあげられるが、こゝでわれわれが見おとしてはならないのは、第一に栽培技術上の諸問題と第二に前作を無視してたてた作付の影響と、また反当投下堆厩肥がきわめて僅小であるという事実であろう。第一の栽培技術上の諸問題については、後節でふれるが、第二の問題は、そのけっして良好であるとはいえない輪作形態の問題を含めて、地力維持の観点から充分に考えねばならぬ問題であると思う。

第三に、われわれは労働力の軽減を目標に大農機具を導入し、またこの労働力軽減が作物選好のさいの、ひとつの大きな基準になっているにもかかわらず、6月7月のもっとも所要労働量の多い時期の労働時間が実質的にほとんど軽減されていないという点をあげなければならない。そうしてこの時期の労働の多くの部分が人力に頼る鋤除草作業であるという点もつけ加えなければならない。このことは労働力軽減のためにはこの経営にとって、さらに合理化すべき多くの部分が残されていることを物語っている。共同経営第1年目に導入された大農機具を中心として、組み立てられた生産諸要素の結合には、このように、かなり多くの無理が現実が生じている。

ところで共同経営化したことによって生じた、また解決されないこれらの諸矛盾を解決すべき方向はこの共同経営の場合、その将来目標の中に少なくと

もその幾つかの部分は含まれている。

第一 反当経営費軽減の方向——これは、共同経営第2年目の耕地規模拡大の中に少なくとも示されている。何故ならば、耕地規模の38町→60町への拡大は反当の大農機具の減価償却費を減少させざるを得ない。

第二 地力維持の方向——有畜部門の開設により当然堆厩肥の増産が見込まれる。

第三 労働力軽減の方向——しかしながら、この最後の労働力軽減の方向は、少なくとも将来目標の中にまだ明確に位置づけられているとはいえない。

このようにみえてくると、この共同経営の第1年目の大きな特徴は、大農機具を含めた意味での反当の経営費からいっても、また、作物の反当粗収益を増大させるさいの基礎的要素としての地力維持の観点からみても、また、労働力軽減の観点——農作業の合理化の観点からみても、そのいずれにおいても、いまだ充分解決されているとはいえず、これらを解決するにふさわしい大型経営への、過渡的な一つの段階をしめしているということができよう。

## 第10節 共同農園の物質的基盤と成員に対する報酬

### 第1項 三好共同農園の物質的基盤

ところで共同経営第1年目に上述のような経営構造をもっていたこの三好共同農園の昭和35年12月15日現在における物質的基盤は第120表のごときものである。

資産内容は計11,849,099円である。農協からの借入金は12月15日現在932,000円である。これはトラクターその他附属農機具一式購入代金計1,705,000円支払のため、同年3月1,165,000円を農協から返済期間5年間

第120表 三好共同農園の物質的基盤

土地	7,637,200円
構築物	974,000円
建物	905,000円
機械類	2,105,000円
農協出資金	33,000円
未収金	381,000円
貯金	689,555円
計	11,849,099円
各農家出資金	8,542,200円
積立金計	1,512,200円
償却費	421,000円
前年度からの繰越金	24,802円
翌年への繰越金	212,426円
未払金	191,771円
未払出資金	12,500円
農協借入金	932,000円
計	11,849,099円

※ この各農家出資金は上記資産内容の土地と建物の計と一致する。  
 ※※ ここに計上されている償却費は大農機具のみで大家畜、建物のそれは含まれていない。

金利8分で融資をうけ、利息を別にして7月に233,000円支払った残りである。農業手形は35年間925,808円使用、年度末の残りは0である。上記融資と農業手形の利息計が前節第88表に示めた支払利息97,705円となる。このようにして昭和35年度末にはこの三好共同農園の資産内容は1,200万円近くに達する。昭和36年に入ってから、さらに融資を受けて土地2戸分を離農者から200万円で購入、また約300万円をかけて豚舎の建設をはじめている。

### 第2項 各成員に対する物質的報酬

この三好共同農園の正式記帳によると、昭和35年度の収益金は118,826円であるがこれはすでに前節第1項「共同経営の物質的諸要素と農業所得」で詳述したように現金農業粗収入から現金農業支出に大農機具の減価消却費を加えたものを差引き、これから、さらに自家労賃  
 第121表 三好共同農園第1年目収益金の配分

収益金	118,826円
配当金へ	87,400円
積立金へ	9,740円
翌年への繰越金	21,242円

第122表 収益金の各戸への配当金

	配当額	融資返済額	実際に受けつた配当額
⑩	297,160円	79,220円	217,940円
⑪	183,540円	48,930円	134,610円
⑫	192,280円	51,260円	141,020円
⑬	201,020円	53,590円	147,430円
計	874,000円	233,000円	641,000円

戸に配当金として分配した額は874,000円である。97,400円は積立金へ、212,426円は翌年度への繰越金としている(第121表)。

この各戸への配当金額874,000円はすでに第8節で示めた出資金額に応ずる分配法により、⑩-34⑪-23, ⑫-22, ⑬-21の割合で分配された。したがって各戸への配当額は第122表のようになる。最高は⑩の80万円最低は⑪の18万円である。しかし、この配当額の中から各戸はこの年度の融資返済額233,000円を各戸の出資金額に応ずる割合で支払っているから、実際に彼らの受けとった配当金はさらに減少し、最高は⑩の22万円、最低は⑪の13万円になる。

ところで、以上の配当金のほかに、各戸は労賃費として一定の金額を受けとっている。

したがって、この共同農園構成各戸の租税公課及び支払利息を除いた所得を出すにはこの金額も加えなければならない。この金額を加えて各戸の所得額を算出したのが第123表である。

第123表 各戸への配当金+労賃費

	実際に受けとった配当金	労賃費	計	家計仕向分を加えたもの
㉑	217,940円	180,000円	397,940円	412,546円
㉒	134,610円	260,000円	394,610円	409,216円
㉓	141,020円	180,000円	321,020円	335,626円
㉔	147,430円	159,880円	307,310円	321,916円
計	641,000円	779,880円	1,420,880円	1,479,304円

(註) 自家労賃費支出総額は779,880円であるがこれは各戸の世帯主10万円、その他8万円の計80万円と比較すると20,120円ほど支払額が不足する。この間の事情の詳細は不明であるが、これは㉑が怪我をして労働に加わらなかった期間がかなりあるのでこの㉑の非労働時間の労賃額と思われる。)

これによると、各戸の所得額は㉑40万円 ㉒39万円 ㉓32万円 ㉔31万円という結果が算出される。しかしこのほか各戸は農産物の家計仕向分として秋蒔小麦、大豆、小豆、馬鈴薯を金額に換算して58,424円受けとっている。これを各戸に均等に分配したと仮定すると、各戸のおよそその租税及び支払利息額を除いた所得額は上記の金額に14,606円プラスされることになる。すなわち、おおよそ、㉑41万円 ㉒41万円 ㉓34万円 ㉔32万円となる。

ところで、この農業所得額と、またこれ以外の農外所得がある農家は、その農外所得を加えた農家所得から、直接個々の農家にかかる租税公課と、その年度の家計費をまかなったわけである。昭和35年度の直接個々の農家にかかった租税公課、農外所得、家計支出は調査されていないので、ここでは、すでに第6節で検討を加えた個々の農家の昭和34年度の農業所得から、その年度内の負債返還額と租税公課諸負担を差引いた額と、この昭和35年度、共同経営第1年目の各農家の直接受けとった農業所得額(年度内負債返還額と、経営内租税負担及び利子は支払済み)を比較すると第124表のごとく㉑はおおよそ30万円、㉒は17万円、㉓は6万円、㉔は1万~2万円ほどその収入額は減少している。

第124表 昭和34、35年度の各農家の、租税公課、年度内負債返還額を差引いた農業所得額の比較

	㉑	㉒	㉓	㉔	計
昭和34年度 〔農業所得-(租税公課+年度内負債返還額)〕	720,615円	471,456円	509,911円	327,982円	2,029,964円
昭和35年度 〔各農家の受けとった農業所得〕	412,546円	409,216円	335,626円	321,916円	1,479,304円
増 減	△308,069円	△62,240円	△174,285円	△6,066円	△550,660円

4戸計で55万円ほどの収入減となる。しかしながら、このほかこの第1年度には積立金及び翌年度への繰越金として、309,826円のプール金があるので、これを4戸計の所得額として加えても、240,834円の収入減となる。このように共同経営第1年目においては、大農機具導入によって、またあらたな開畑によってその4戸計の資産はたしかに増大したとしても、その実際の農家に入った所得はいちじるしく減少している。とくにリーダーである㉑とまた㉒においてこの傾向はいちじるしい。

(註) ㉑ すでに前節、「共同経営の物質的諸要素と農業所得」の項で述べたように、昭和35年度の場合、その大農機具類の減価償却費を含めて農業支出を算出し、昭和34年度各戸の農業所得の計と昭和35年度農業所得計とを比較すると、両者の間には△283,043円のひらきがあった。

㉒ ところがここで共同経営にかかった租税及び支払利息、年度内借金返済額を差引いた共同経営各戸の所得額の計と、前年度各戸の租税及び年度内負債返済額を差引いた所得額をみると、△240,834円の差がみられた。この間の事情は次の如くである。

(1) われわれの算出した共同経営の農業所得額217,887円と本項で用いている共同経営記帳の共同経営としての全所得額1,183,826円との関連性(第88-9表参照)。

農業所得額 + { 預金利子+雑収入-(農業租収入のうちの家計仕向分+経営内自給分) } - { 自家労賃+租税公課+支払利息 } - { 経営費の中の経営内自給分+おちていた経営費 }  
= 共同経営記帳の共同経営としての全所得 [C]  
217,887円 + { 39,067円+19,625円-382,181円-58,424円 }  
- { 779,880円+59,712円+97,705円-298,846円-253,319円 }  
= 1,183,826円

(2) ㉑㉒二者の昭和34年度-35年度との差のちがい。

昭和34年度、農業所得額(4戸計)-年度内負債返済額(4戸計)

- 租税公課諸負担(4戸計) = [A]

昭和35年度、農業所得額 [C] - 年度内負債返済額+農業租収入のうちの家計仕向分+自家労賃 = [B]

昭和34年度、246,191円 - 294,150円 - 137,800円 = 202,964円

昭和35年度 217,887円 ..... 1,183,826円 - 233,000円 + 58,424円 + 779,880円 = 1,789,130円

2,178,871円 - 246,191円 = △283,043円

1,789,130円 - 202,964円 = △240,834円

## 第11節 共同化農場への発展と 生産—生活組織体の変容

全面共同方式によって共同化農場が発足したという事は、たんにこれまでの零細小農経営が大型化し、そのことによって生産基盤が強化され、農業所得の増大が見込まれるということの意味するだけではない。それは農業生産組織の形態そのものの変化を物語っている。

質的に同じものが量的に結合されたというのではなく、量的に結合されたことによって、質的に異なった生産組織体へと個別経営は変革される。従来、個別小農経営においては、零細な土地所有に見合う、家族を中心としての農業の生産組織体が形成されていたが、共同化農場においては、第一に所有土地面積の量的増大に見合う、第二には、たとえばトラクター導入などに端的にみられるように、労働用具の高度化とその技術水準に見合う、第三には、たとえば多頭数飼育による畜産部門の開拓に端的にみられるように従来みられなかった方式による新しい部門の開拓に見合う生産組織体の変革が行われる。この生産組織体の変革という事実こそ、戦前の共同化と戦後の現段階における共同化を、はっきりと区別するひとつの大きなきめ手になるものと思われる。すでに第1節で仮説的に提示したように、これまでの小農経営においては、世帯主という位座の上に未分化のまま累積していた多くの役割が、共同化農場においては人的に分化する。それぞれの役割を背負うものとして、それぞれの位座が設定され、従来、未分化のまま世帯主の上に累積していた役割がそれぞれ明瞭に分化をはじめ。こうして分業にもとづく、あたらしい地位—役割の体系が形づくられる。各成員のその生産組織体内における行動は、こうして形づくられたあたらしい組織体の役割期待にそぐべく遂行されることになる。各世帯主は、責任をもたされた一つの部門では、少なくともその部門の専門技術者になることが要請される。したがって、第8節でのべた共同化農場への発展にもなる成員の行動様式の変化は、もともと、本節でのべる生産組織体の変革を媒介として、はじめて生まれた行動様式であるとさえいえることができる。しかしながら、共同化農場への発展にもなる、こうして生まれたあ

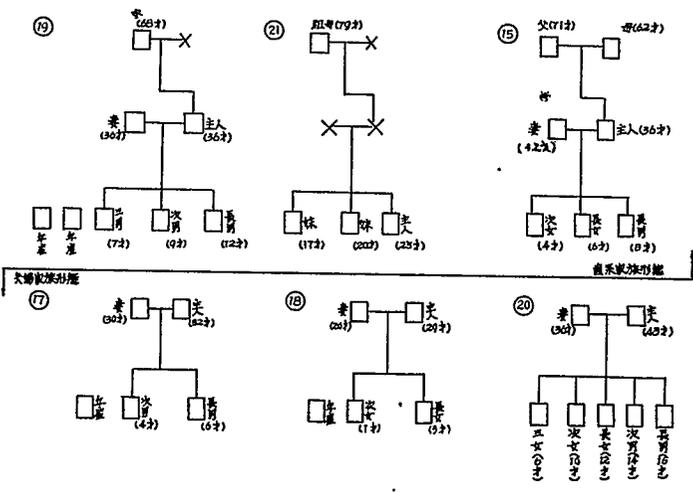
たらしい生産組織体においても、この三好共同農園の場合においては、個別経営時において形づくられた経営における諸動機が少なくとも共同化農場という組織体におけるリーダー・フォロアー・システムの中核を形成するものとして持ち込まれている点を認めなければならない。本節においては、共同化農場への発展に伴ってその生産—生活組織体が具体的にどう変革したかを第一に明らかにする。ついで第二に、それにもかゝらず、従来、個別経営時における生産組織体と比較して基本的に変革されずに、共同経営にそのまま持ち込まれた点は、如何なる点を明らかにする。そして第三に、あたらしい組織体が志向する方向と、その中に含まれている諸問題を検討する。

### 第1項 個別経営時における各農家の 生産—生活組織体としての特質

このグループ各戸の共同化に踏み切る以前の、個別経営時における経営構造と生活構造の特質はすでに第5節および第6節でみた如くであるが、これらの経営および生活の物質的構造は、それぞれ以下に述べるような生産組織体としての、また生活組織体としての社会構造を媒介として、具体的には支えられていた。各農家が生産組織体あるいは生活組織体として機能する場合、そこには、組織体としてのリーダー・フォロアー・システムが構成されている。しかしながら、小農家族経営を前提とする限りその組織構造は、少なくともその家族が現実的に如何なる形態をとっているかによって規定されるものである。このグループがそれぞれ共同経営に踏み切る前年度における家族形態をみると第21図の如くで⑩⑪⑫が直系家族形態、⑬⑭⑮が夫婦家族形態となる。世帯主の世代でみると40才代1名、30才代3名、20才代2名である。ところで、この家族の形態をみただけでは、それらの家族が、生産あるいは生活組織として機能する場合、組織体として一体如何なる構造をもつかが明らかでない。したがってわれわれは、すでに第一章、川向第6部落の分析で用いた分

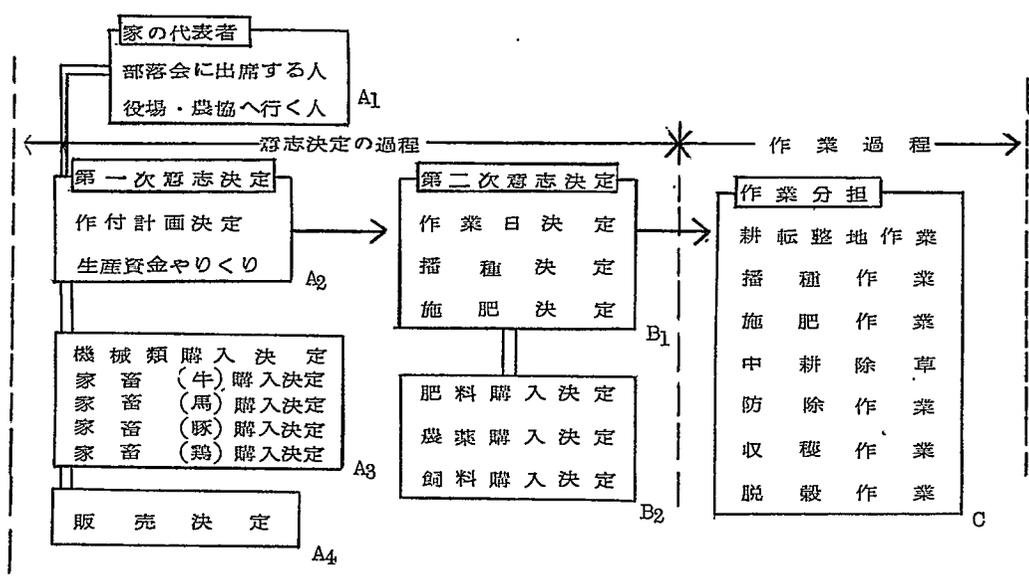
析視角にもとづいて、これらの家族の生産組織体、生活組織体としての構造をあきらかにする(第一章、第8節、第2項参照)。この分析視角についての詳細な説明はこゝでは避けるが、家族をまず生産組織体としての側面と生活組織体としての側面にわけ、それぞれについて、家の代表者としての役割をもつもの、組織体の基本的オリエンテーションをきめる第一次的意志決定の過程に参与する役割をもつもの、この第一次的意志決定にもとづいて行い第二次的意志決定の過程に参与する役割をもつもの、さらに、組織体として特定の作業をおしよめる上において、具体的にその作業を分担する役割をもつもの、これらの役割がそれぞれ家族内の如何なる位座に相応するかを取りおさえた。これらの分析図式をしめすと第22図～第23図となる。そうしてそれに主として参加するものには10点、補助的に参加するものには5点の採点を与えた(意志決定の過程においては、もっとも強く意志の働くもの10点、補助ないし相談相手となるもの5点、したがって二

第21図 グループ成員の共同化に踏みきる前年度の家族形態

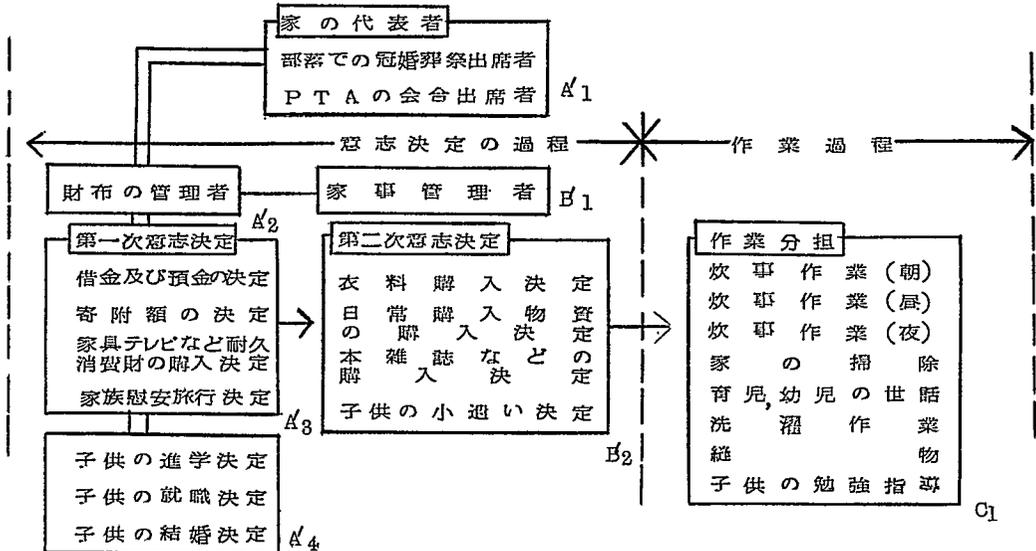


つの位座のものが同程度のときは10点)。こうして、指標として用いた各項目について、各位座ごとに採点をあたえ、生産過程においては $A_1 \sim A_4$ 、 $B_1 \sim B_2$ 、Cと操作的にさだめられた項目群ごとに、また生産過程においては $A'_1 \sim A'_4$ 、 $B'_1 \sim B'_2$ 、C'の項目群ごとに、その合計点を100として、各位座の中でしめる割合を算出したのが第125表である。

第22図 生産組織としての家の意志決定と作業分担



第23図 生活組織としての家の意志決定と作業分担



第125表 生産及び生活組織体としての家の構造—各成員の意志決定への参加の度合と作業分担の割合

家族成員の特性	⑬							⑭				⑮						
	続柄	母	主人	妻	長男	次男	三男	年雇男(A)	年雇男(B)	母	主人	妹	妹	主人	妻	長女	次女	年雇男
年齢	63	36	36	12	9	7	不明	不明	79	25	20	17	29	26	3	1	20	
学歴	小卒	高小卒	高小卒	新中1年	小学4年	小学2年			—	新中卒	新中卒	新中卒	高小卒	新中卒				
農業従事年数	42年	15年	22年	—	—	—			41年	9年	4年	2年	12年	9年			2年	
生産過程	第一次意志決定																	
	A <sub>1</sub>		100%							100%				80%	14%			
	A <sub>2</sub>		100%							100%				67%	33%			
	A <sub>3</sub>	8%	67%	25%						100%				67%	33%			
	A <sub>4</sub>		100%							100%				67%	33%			
	第二次意志決定																	
B <sub>1</sub>		100%								100%				67%	33%			
B <sub>2</sub>		100%								100%				67%	33%			
作業分担	C	4%	36%	13%				21%	21%	5%	25%	25%	48%	22%				30%
生活過程	第一次意志決定																	
	A <sub>1</sub>	33%	67%							100%				100%				
	A <sub>2</sub>		100%							100%				67%	33%			
	A <sub>3</sub>	20%	50%	30%						75%	12.5%	12.5%		50%	50%			
	A <sub>4</sub>		50%	50%						—	—	—		—	—			
	第二次意志決定																	
B <sub>1</sub>			100%							67%	33%		33%	67%				
B <sub>2</sub>		45%	55%							33%	33%	33%	43%	57%				
作業分担	C'	13%		82%							61%	39%		100%				

(次頁につづく)

(註) ⑬⑭⑮は昭和34年度共同化に踏みきる前年度  
⑯⑰は昭和35年度共同化に踏みきる前年度

⑭

⑯

⑰

家族成員の特性	統 柄						主人 妻						長男 次男 長女 次女 三女						父 母 主人 妻 長男 長女 次男					
	年 令	3 2	3 0	7	5	不明	4 3	3 6	1 6	1 4	1 2	1 0	6	7 1	6 2	3 6	3 2	8	6	4				
生 産 過 程	学 歴	高小卒	高小卒	—	—	—	高小卒	高小卒	新中 3年	新中 1年	小学 5年	小学 3年	—	小卒	小卒	高小卒	高小卒	小学 2年	—	—				
	農業従事年数	18年	16年				20年	20年						43年	43年	20年	16年							
生 産 過 程	第一次的 意志決定	A <sub>1</sub>	100%				100%							14%		86%								
		A <sub>2</sub>	67%	33%			67%	33%								100%								
		A <sub>3</sub>	67%	33%			50%	50%						20%	20%	40%	20%							
		A <sub>4</sub>	67%	33%			67%	33%								67%	33%							
	第二次的 意志決定	B <sub>1</sub>	67%	33%			67%	33%								77%	23%							
		B <sub>2</sub>	67%	33%			100%									100%								
生活 過 程	作業分担	C	33%	80%	25%	25%	30%	70%	24%					17%		58%	25%							
	第一次的 意志決定	A' <sub>1</sub>	100%				50%	50%						14%	14%	29%	43%							
A' <sub>2</sub>		100%				100%									67%	33%								
A' <sub>3</sub>		84%	16%			75%	25%							12%	50%	37.5%								
A' <sub>4</sub>		—	—			50%	50%						20%	20%	40%	20%								
第二次的 意志決定	B' <sub>1</sub>		100%				100%						67%			33%								
	B' <sub>2</sub>	42%	58%			50%	50%						33%	42%	25%									
	C'		100%				13%	89%					42%	8%	50%									

## 〔⑯の生産および生活組織体としての特質〕

68才の母親の同居する⑯は主人が36才の直系家族である。この⑯の生産組織体としての特質は、第一次的意志決定、第二次意志決定とも、主として主人によってきめられ、母および妻の参与がほとんどみられないという点に求められる。妻のかゝる意志決定への参与は、第一次的意志決定のうちA<sub>3</sub>、すなわち機械類（大農機具）および鶏の購入においてみられるのみである。母の意志決定への参与もこのA<sub>3</sub>の鶏の購入において、みられるのみである。役場、農協、部落会などへおもむく際の家の代表者としての役割（A<sub>1</sub>）、第一次的意志決定の過程の作付計画決定、生産資金のやりくり（A<sub>2</sub>）、生産物の購売決定（A<sub>4</sub>）、第二次的意志決定の過程の作業日決定、播種決定、施肥決定（B<sub>1</sub>）、肥料購入決定、農薬購入決定、飼料購入決定（B<sub>2</sub>）など、すべて主人によってきめられている。ところが作業分担においては役割分担でこれを見ると、主人（36%）年雇A（21%）、年雇B（21%）、妻（18%）、母（4%）となり主としてこれは主人、妻、年雇によって分担されている。妻は収穫、脱穀作業には全面的に参加するが、耕耘整地作業、防除作業にはあまり参加せず、播種、施肥、中耕作業には補助的に参加する。そうして耕耘整地作業から脱穀作業にいたるまでそ

の役割分担を主人はすべて全面的に背負っているがこれを補助する意味で年雇2人が導入されている。妻は、主人が、朝、その日の仕事の段取をつけ、妻と年雇2人に仕事をまかせて共同農場の段取り、また公用のため外出する日の少なくなかったことを認めている。

ところでこの⑯の生活組織体としての側面をみると、第一次的に重要な役割、第一次的意志決定の過程には主人の意志決定への参与がいちどしく強いが、第二次的意志決定においては、妻の参与が強い、という特色がみられる。つまりかゝる点は、妻の手につかされていると考えることができる。すなわち第一次的意志決定の過程においては、部落での冠婚葬祭に家の代表者として出席する役割は主人と祖母に、またPTAの会合へ出席する役割は主人、財布の管理者、借金、預金の決定、寄附額の決定も主人である。妻は寄附額の決定のさい主人の相談にのり、また、耐久消費財購入のさいにその意志が強く働くのみである。耐久消費財の購入のさいは、主人が妻から相談をもちかけられて、これに同意するという形をとっている。慰安旅行は子供が祖母にせがみ、祖母が決定するという形できめられている。そうして、子供の進学のさいは、主人と妻の意志が同程度働いている。妻の意志が主人より強く働くのは、第

二次的に重要な役割、第二次的意志決定の過程においてである。妻は家事管理者としての役割をもち、衣料品の購入、日用品の購入は妻によってきめられている。そうして、本、雑誌の購入の役割は主人、衣料品の購入のさいも主人がその相談にのり、子供の小遣のさいは主人、妻の意志が同程度働く。このように㊸において、第二次的意志決定の過程に、妻の意志が主人より強く働くが、第一次的意志決定の過程は主として、主人の意志によって、その目標がたてられている点に大きな特色がある。作業分担は農繁期に祖母が昼と夜の炊事作業を分担するほかはすべて妻の役割になっている。

#### 〔㊸の生産および生活組織体としての特色〕

㊸は79才の祖母が同居し直系家族に入るが25才の兄と妹2人計4人という欠損家族である。この㊸の生産組織体としての特色は、第一次的意志決定、第二次的意志決定ともすべて昭和34年当時、25才の主人ひとりでこれを行っている点にもとめられる。79才の祖母、20才の妹、17才の妹はこの意志決定の過程に少しも参与していない。実際の作業は主人50、妹A25、妹B25の割合でこれを分担している。妹は兄とともに耕耘整地、防除などかなりきつい農作業も分担している。このように㊸においては、生産組織としての意志決定がすべて主人である兄の手に握られているが、この主人の権限は生活組織体としての側面にも及ぶ。すなわち、家の代表者としての役割はもちろん、財布の管理の役割、また第一次的意志決定の過程のうちの、借金、預金の決定、寄附額の決定、耐久消費財の購入決定などすべて主人の手によって行われている。妹2人はわずかに耐久消費財の購入のさい相談にあづかるのみである。この主人は20才になる長妹を補助につけて家事も管理、日常物資の購入決定も主となってきめているが、この意志決定の過程には、2人の妹も参与している。そうして衣料品の購入決定のさいは、2人の妹が主となってこれをきめ、本、雑誌は3人がめいめいにこれを購入するという形態をとっている。ところで日常生活における実際の作業分担はこの主人の役割ではない。妹2人がこれを分担している。このように㊸においては、意志決定の過程はほとんど25才の主人の独占するところである。そうして、実際の作業分担が他の成員の役割となっている。79才になる祖母は、すべての意志決定の過程に参与せず、また生産、生活いずれの作業も分担していない。

#### 〔㊹の生産および生活組織体としての特色〕

この㊹は、71才の父親および62才の母親が同居する直系家族、主人の年齢は36才である。この㊹においても生産組織体としての意志決定は主として主人の担うところであるが、㊸㊹に比較すると、妻の意志決定への参与の割合はわずかに高くなっている。すなわち、主人は、部落会出席、役場、農協などへの家の代表者としての役割、および作付計画、生産資金やりくりなどをきめるが、機械類購入、馬、豚、鶏の導入、農産物の販売、決定などはすべて妻と相談してこれをきめている。

妻以外に父母も、第一次的意志決定の過程に参与しているが、父は主人に替って、農協に行くことをとおして家の代表者としての役割を、また馬、豚、鶏などの家畜類導入にさいしては、父母の両方の意見が妻の意見とともにとり入れられている。第二次的意志決定の過程においては、作業日決定、播種決定に妻の意見がとり入れられるほか、すべて主人の意志決定によってこれがきめられている。

そうして実際の作業分担においては、耕耘整地、施肥のみは主人、他はすべて妻がこれを補助している。父は鶏と豚の飼育の作業を分担している。このように㊸㊹と比較するとその生産過程において妻の意志決定への参与の割合がわずかに高かった㊸の生活組織体としての特色は、第一次的意志決定、第二次的意志決定とも主人が中心となりながらも、妻および父母にそれがひろく分散しているところに求められる。すなわち、この㊸においてはPTAの会合出席の役割は妻になっており、部落での冠婚葬祭には主人が家の代表として出席することがもっとも多いが、父、母、妻も主人に替って出席する。財布の管理は主人が中心になり、妻がこれを補佐している。借金、預金の決定も主人が中心となり、妻がこれを補佐するというこの形態はかわらない。耐久消費財の決定においては、妻、主人の意見が同程度になり、母の意見がこれを補佐して決定されている。そうして子供の進学、就職、結婚にさいしては（この㊸においては、その長男が8才でまだこれに該当しないが、世帯主の弟、妹の場合を例にとった）、主人の意見が中心になり、父、母、妻すべての意見がとり入れられている。ところで、この㊸の生活組織体としてのいちぶしい特徴は、家事管理の役割が父になっており、これを妻が補佐するという形態をとっていることであろう。事実、第二次的意志決定

の過程で、妻の意志が働かされる余地はきわめて少ない。

衣料品購入決定のさいは、母と妻の意見が同程度働き、主人の意見がこれを補佐している。日常物資の購入にさいしては、主として母の意見でこれがきめられ、妻はこれを補佐するのみである。本、雑誌の購入、子供の小遣などはすべて、主人によってこれがきめられている。ところで生活過程における実際の作業分担は、妻50%に対して母42%の割合でこれが分担されている（主人の8%は子供の勉学指導）。このように、この⑩においては、生活過程の第二次的意志決定の過程においては父—主人のラインが強く働き、母—妻はむしろこれを補佐するという形態をとっている。妻—母の主たる役割分担は日常の家事労働である。つまり⑩においては、生産過程においては主人が中心となり、妻の意見もこれにやとり入れられるが、生活過程においては、主人—妻のラインに主人—父のラインが加わる点にその大きな特徴がみられる。

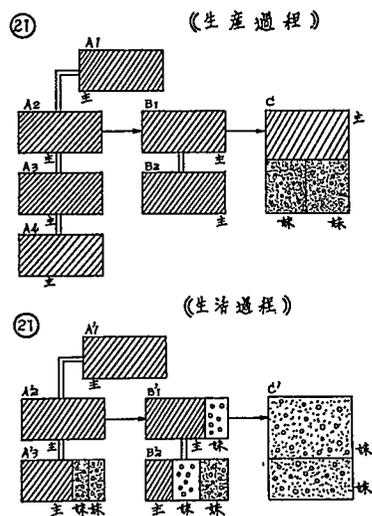
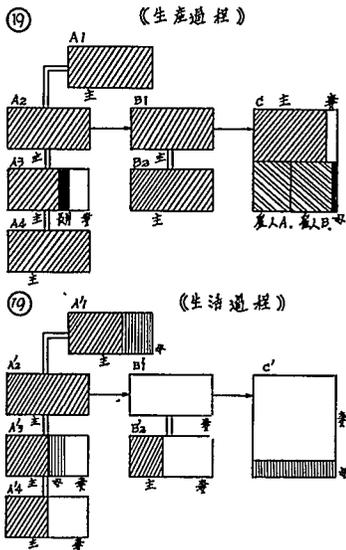
〔⑩の生産および生活組織体としての特色〕

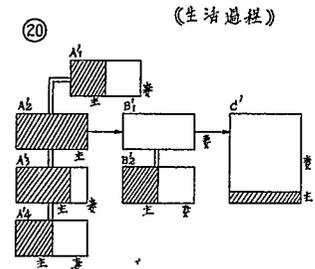
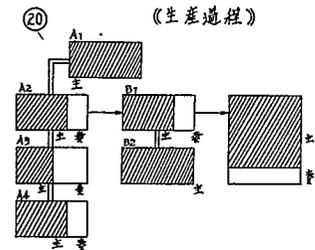
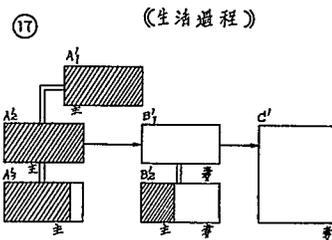
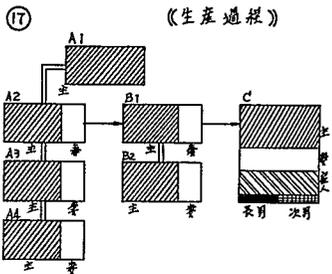
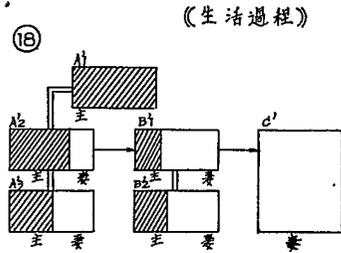
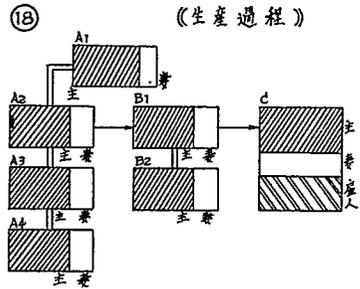
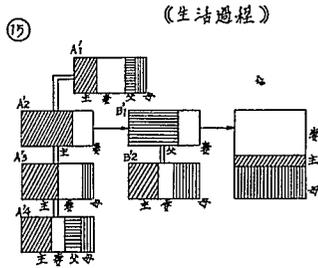
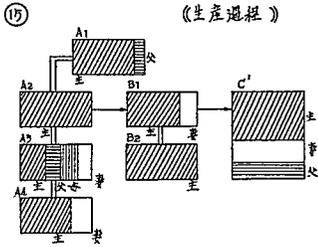
主人の年齢が昭和34年度現在29才の⑩は3才と1才の子供をもつ夫婦家族であるが、この⑩の生産組織としての特徴は、第一次的意志決定、第二次的意志決定の過程とも、⑩⑪⑫に比して、かなり大巾に妻の意見がとり入れられている点にもとめられる。妻の同意をもとめて、組織体としての行動の目標

けが決定されている。作業分担は、男性の年雇を導入しているので、主人48、妻22、年雇30の割合になっている。一方生活組織体としての意志決定の過程においては、第一次的意志決定の過程、第二次的意志決定の過程とも、主人、妻、両方の意志が参与しているが、第一次的意志決定の過程には主人の意志がより多く参与し、第二次的意志決定の過程には妻の意志がより多く参与している。実際の作業分担は、すべて妻の役割になっている。

〔⑩の生産および生活組織体としての特色〕

主人の年齢が昭和34年度現在32才の⑩は7才と5才の子供をもつ夫婦家族であるが、この⑩の生産組織体としての構造は⑩とほぼ似かよっている。⑩と異なる点、家を代表する役割が主人のみのこと、脱穀作業に子供まですべて動員することぐらいである。女性の年雇を導入しているので、農作業分担は主人35、妻30、年雇30の割合になる。しかしながら、生活組織体としての側面においては、⑩と比して、妻の意志決定への参与の割合はいちどるしく少ない。寄附額の決定のさい妻は主人と同程度、これに参与するのみである。家の代表者としての役割、財布の管理の役割、また借金、預金の決定、耐久消費財の購入決定など、すべて主人の意志によっている。そうしてこの妻の意志が生かされるのは第二次的意志決定の過程においてである。こゝにおいては家事の管理者としての役割を妻はもち、衣料品の購入は妻





の意志によつて行われている。しかしながら、日常物資の購入決定、本、雑誌の購入決定、子供の小遣決定などにおいては、主人の意志は妻と同程度、もしくは補助的に参与している。生活過程における作業はすべて妻の役割である。

〔㉔の生産および生活組織体としての特色〕

主人の年齢が43才の㉔は5人の子供を擁する夫婦家族である。昭和35年度、長男は16才(数え年)新中の3年である。この㉔の生産組織体としての特徴

はその意志決定の過程へ㉔と同程度、妻の意志が参与している点に求められる。しかしながら、機械類購入決定、肥料購入決定、農薬購入決定、飼料購入決定はすべて主人の一存によつて行なわれている。そうして実際の農作業は、主人(76%)と、妻(24%)の分担によつて行われている。一方生活組織体としての側面をみても、この㉔においては、その意志決定の過程に妻の意志がかなり参与している。財布の管理者は主人、家事の管理者は妻という構造をもつ

ている。一般的に、第一次的意志決定の過程においては、主人の力が強く働き、第二次的意志決定の過程においては妻の力が強い。家事労働はその89%までは妻の分担である（主人の分担は子供の勉強指導のみ）。このようにみても、このグループ6戸の共同経営に踏み切る前年度における個別経営の特徴は次のように要約することができる。

(一) 直系家族形態をとる⑩⑪⑫のうち、父、母などの所謂伝統的な「家」の意志が生産—生活組織体としての「家」の意志決定の過程に参与するのは⑩のみであり、⑪⑫においては、かゝる伝統的な力の「家」の意志決定過程への参与はきわめて少ない。そうして⑩においても、それが、とくに顕著に働くのは、生活過程における第二次的意志決定の過程においてであり、生産組織体としての側面においては、かかる父、母の参与はきわめて少ない。そうして、現実の生産組織体としての「家」の意志決定の過程にもっとも強く参与しているのは主人の意志である。妻の意志決定への参与の度合ははるかに少ない。もっぱら奉仕的な役割を分担するのみである。この傾向は基本的に生活組織体の側面においても貫かれる。生活組織体における意志決定の過程には、妻の意志も少なからぬ参与をしめしていたが、そこにおいてももっとも強く働くのは、主人の意志である（⑩においては父母の意志がこれに加わる）。

(二) 夫婦家族形態をとる⑬⑭⑮においても、主人の意志が生産組織体としての側面のみならず、生活組織体としての側面にも、その組織体の意志決定の過程にもっとも強く参与するという傾向は基本的に貫かれる（第一次的意志決定の過程に対する参与をみよ）。

(三) しかしながら妻の意志決定の過程への参与の度合を基準にして、このグループをわけると、⑬⑭⑮⑯の4戸は、生産過程において、このグループの中では比較的、その意志決定の過程に参与を許されている。⑩および⑪の妹はこの過程への参与はほとんど皆無に近い。一方生活過程においてこれを見ると、第一次的意志決定の過程には、⑩⑪⑫が比較的参与の大きき⑬⑭⑮はこの中では少ない。第二次的意志決定の過程においては、⑬⑭⑮に比較的参与の大きき、⑩⑪に比較的少ないという相違をみることができる。つまり妻の意志決定の過程への参与の度合を基準にしてみる限り夫婦家族形態をとる⑩⑪にその参与度合はもっとも大きく、ついで⑬

と直系家族形態をとる⑩がかゝる参与の度合はたかく⑬⑭⑮がもっとも少ないという点が特徴的である。このようにみても、現実の問題として世帯主（主人）の意志決定への参与は、生産的側面においてはばかりではなく、生活的側面にまで及んでいることが明瞭となる。このことは言葉を換えると、現実的にその主人は、作付計画をたて、生産資金のやりくりをし、また大農機具を導入し家畜類の導入を決定しさらに収穫物の販売を決定するという、いわば農業経営における経営者の役割と、その経営計画の上につけて肥料、農薬、飼料などの購入を決定し、実際に作業の段取りをきめるといふ、いわば中間段階における実務推進のための管理者的役割と、さらに耕耘整地、播種、施肥、中耕、防除、収穫、脱穀の各作業過程における専門技術者の役割を同時にあわせもっていることになる。これに養畜部門が加わる場合はさらにその専門家となることが要請されるわけである。勿論かゝる作業過程はその妻も同様に分担しているものであるが、こゝにおいても前述のように、主人が主となり妻が従となるという性格は基本的に貫かれている。ところが、そればかりではなく、以上みてきたことによつてあきらかなように、その家の日常生活における家庭管理も同時にその主人の役割になつていたのである。そうして妻はせいぜい第二次的意志決定の過程で自由な裁量をまかせられ、専ら奉仕的な役割を背負っているにすぎない。しかしながら、現実の問題として、主人という同一人が、果してこのような多方面にわたる専門技術者となることは不可能に近いことゝいわなければならない。事実このグループのうちで、農業経営の科学的管理のために不可欠に必要な農業簿記を記帳しているのは⑩の1戸にすぎない。他の5戸は、⑩が日記をつけている以外、いずれも農業簿記の記帳はしていない。つまり上述のようにあらゆる役割が同一人の肩にかゝる場合、彼の知識は、一般的傾向として広くあさくらざるを得ない必然性があるということすらいふらうと思う。

このような場合、彼は体験的に各種部門を統一し把握することになる。すべての部門を深く追うことはかなり至難のわざといわざるを得ない。とくに各対象領域の生産用具が高度化している現在においてこのことは然りである。

## 第2項 個別経営時における妻の地位

前述のように共同化前における各農家の生産及び生活組織体としての構造をみてみると妻の位座がおしなべて低いことがその共通した特徴となっていた。しかしながら、ここでことわらなければならぬことは、上述の「地位—役割」による組織体分析においては、その実際の作業分担における各作業の労働のきつさと労働時間まであきらかにされていないということである。その役割が如何なるものかによってきわめて労働がきつく、しかも労働時間の多いものから、然らざるものまでの相違は当然存在している。したがって、かゝる点もさらに検討する必要があるが、今回の調査においては、かゝる点の資料はとりおさえられていないので、便宜的に、まず第一に個々の農家が実際に1年間の主人の労働時間を100とすると妻の労働時間をどれほど考えているか、という点に関する資料をもとにして、ここから個別経営時における妻の地位を分析していこう。

第126表 個別経営時における主人と妻の労働時間の比率

	主人	妻	妹
㊸	100	120	
㊹	100		100
㊺	100	110	
㊻	100	100	
㊼	100	110	
㊽	100	100	

り問題のあるところであるが、これによっても㊸㊹の3戸は、あきらかに主人より妻の労働時間が長いことを認めている。主人より妻の方が労働時間が短いと考えている農家は1戸もない。各農家の妻は、このようにその生産—生活組織における意志決定の過程にほとんど参与しないばかりか、彼女の分担する奉仕的労働の労働時間の長いことが特徴的である。このような妻の地位の低さは各農家の妻の生活史をおうることによってより鮮明となる。次に二、三の事例を示そう。

### 〔㊸の妻の生活史〕

彼女は大正13年、端野村の協和部落第2班で生まれた。家は農業、畑7町、水田8反を経営、生活

は中程度だった。小学校を卒業する頃はなんとなく看護婦になりたいと思っていたが、昭和18年端野小を卒業後は、家の労働力不足から「しょうがない家の手伝をするしかない」と思っていた。こうして昭和22年、見合で結婚するまで家の農業を手伝っていた。農業経営については、別に何も関心をもっていなかった。たゞ嫌なことだと思ってやっていた。結婚してから、もう少し楽にならないかとそればかり考えた。自分に自由な時間は少しもなかった。1、2年間「は父のさしず、それからは主人のさしずで仕事をした。農業技術については、とくに勉強せず、親にいわれるまゝにして覚えていつた。子供が小さいうちはいまよりずっと苦しかった。新聞半面も読む暇がなかつた。農繁期には、朝は8時半にはおき夜は11時まで仕事をした。おばあちゃんも一諸に働いていた。もう少しなんとかならないかとそんなことばかり考えていた。社会に対する関心などもつにもその暇がなかつた。その頃は労働の面ばかりでなく精神的にも気苦労が多かつた。父がいるうちは父が財布をもち、そのあとは主人がもっていた。昭和1年春、2.8ヶ月間妻が財布を管理したが主人が良い顔をしなないのでした。買物はいまでも夏は主人がしている。少し楽になったのは、3.4年前、分家が終った頃、下の子供が少し手がかゝらなくなってからである。しかしいまでももう少し自由な時間がほしいと思っている。そうして、もう少し間取りのいゝ家に入って台所の方も楽にしたいと思っている。いままでの農民は勉強がたりない。農業知識をもっともつようにしなければいけないと思う。

### 〔㊹の妻の生活史〕

彼女は昭和9年、端野村三区で生まれた。

家は農業、生活は苦しかった。昭和25年に端野中学を卒業したが、家が百姓なので、その頃から百姓にならなければと考えていた。

昭和30年結婚するまで家の仕事を手伝つた。

その頃、もっとも関心をもつたのは、生活と労働のことだ。生活は苦しく、労働はつらかつた。もう少し楽な農業になるようにとそればかり考えていた。これまで一番苦しかったのは、結婚してからの数年だ。端野三区では水田、こちらは畑作、仕事に慣れない。たねまき、草取り、とり入れ、など苦しかった。しかし慣れてきたら水田より畑作の方が楽だ、と思うようになってきた。しかし仕事はきつい。すこしでも機械を入れたら楽になると思った。農業に

関する知識は主に主人から学んだが、毎日の生活におわれて、社会的な問題で特に関心をもったものは何もなかった。これからの農民は、たゞ働くというのではなく、いろいろ機械を入れることが必要だ。これまでは労働がおもすぎる。時間的余裕がほしい。家庭の電化も必要だ。

〔㊸の妻の生活史〕

彼女は昭和5年、常呂郡、留辺蘂町で生まれた。家は農業、生活は中程度、昭和19年、留辺蘂町大和高小を卒業したが、当時何になろうというより、家の農業を手伝うということで一杯だった。家は非常に忙しく、長女だった。

しかし、家にいると徴用されるので、山に行つて除雪作業をしたり、松根油とりをしたりした。戦後は労働力がなかったのでずっと家の手伝いをしてきた。農業経営で関心をもったことは何もなかった。唯、働くことだけだった。昭和26年に結婚したが、嫁にきた次の年が一番苦しかった。小さい農家から大きなところに来たので非常につらかった（最初㊸は本家㊸と同居）。その後、一生懸命頑張る、いまではつらいと思うことはなくなった。それが運命というようにきめ込んでいる。家計的にも楽でない。これからは、いまゝでの農民は、人間でないから人間にする。もう少し女の人たちが休養できるような農家でなければダメ。家計に対しても考えてきめるのでなくてはダメ。計画性をもってやる必要があると思う。

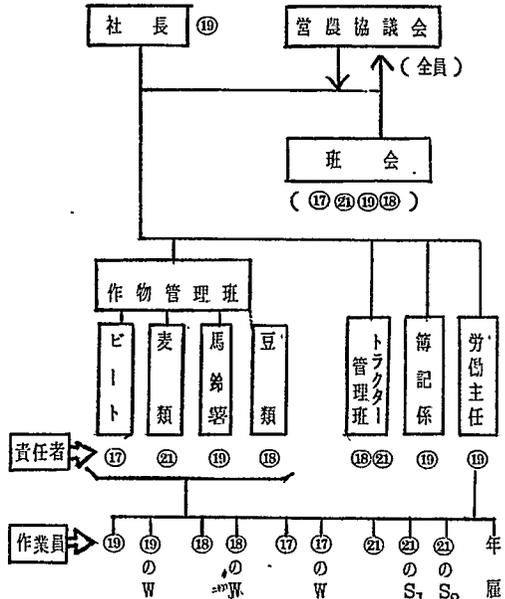
以上は二、三の、きわめて簡単な事例にすぎないが、共同経営に踏み切る以前の個別経営時における妻の地位の低さが端的に物語られていると思う。したがって、すでに第8節で述べたように共同経営に踏み切るその時において、性能のよい大型農機具を導入しての共同化に、労働力の軽減という願いをこめてその妻が賛意を表したことは、それなりの大きな理由と期待があったことを見逃すわけにはいかない。

第3項 共同経営化による生産組織体の変容

すでに第1項で見られたような個別経営時における、個々の農家の生産組織体としての構造は、経営の共同化によって、全面的に編成替えされることになる。共同経営の第1年目は4戸、第2年目は6戸

と共同経営グループは段階的に拡大しているが、それに相応して、共同経営の組織構造も、第1年目、第2年目と段階的に変化してきている。この三好共同農園は、第1年目（昭和35年度）においては第25図のような組織体を設立した。

第25図 三好共同農園の昭和35年度の組織構造



すなわち、最高責任者としての社長のもとに、労働班、トラクター管理班、作物管理班、簿記係の3班1係を設け、作物管理班の下部に豆類、馬鈴薯、麦類、ビートの4部門を設けている。そうして、社長には㊸、労働主任、簿記係を㊸が兼務、トラクター管理班を㊸, ㊹、作物管理班の豆類、馬鈴薯、麦類、ビートの4部門には、㊸, ㊹, ㊺, ㊻をそれぞれあてゝいる。そうして、㊸及びその妻、㊸及びその妻、㊸及びその妻、㊸及び妹2人と年雇(男)1人が作物管理班と労働班に直属する仕組みとなっている。このほか作業推進機関として班会(㊸, ㊹, ㊺, ㊻)を設け、こゝでの決定事項を営農協議会(全員で構成)にかけて、ここで決定次第、前述のフォーマルな組織構造をとおしてこの組織体は機能をはじめることになる。昭和35年度における仕事のすゝめ方をみると、まず班会において作付計画の基本的方向を決定し、それぞれの主任がそれをもちかえり、部門別の営農設計(作業日程を含む)をねり、それをもちよつて班会を開く。この班会は昭和35年度の場合、

2日間の日数をかけているが、こゝで各部門の計画をあわせ、その年度の生産設計、作業日程、販売計画案をねりあげ各部門の全体の中における位置づけとその目標を明確にする。この班会で決定された事項をさらに全員で構成される営農協議会にかけて、こゝでその年度の営農計画を最終的に決定している（昭和35年度の場合4月1日に開催）。そして実際に作業が開始されると、労働主任の⑩が具体的日取として各種作業日程を調整、10名の作業員をそれぞれの部門に配置、作業がおしすすめられるという形になる。トラクター管理班は⑩と⑪の2人で、この2人がトラクター作業を分担しているが、トラクターの運転も労働主任によって調整されるわけである。したがって、一方でトラクター作業が行われていても、他方では、作物管理班の下で他の成員が他の作業をすすめることになる。つまり第1年度においては、実際の作業の進展において、社長の⑩がその扇の要となっている。しかしながら重要事項の決定においては、その年度班会が開かれ、こゝで討議された上でそれは決定されている。たとえばこの会議において、その分担の役割を遂行するために必要と思われる視察旅行などがきめられる。こうして全作業が終了したあと、2回目の営農協議会（総会）が開かれる。昭和35年度の場合、12月15日にこれは開かれているが、このとき、その年度の収支決算が出され、社長その他から経営内容の説明が全員に対して行われる。この総会には、農園内だけではなし

に、農協参事、技術センターの専門技術員などもあつまっている。そして、このあと慰安旅行が行われている。第1年目における組織体としての作業の進行の過程は概略以上の如きものだが、例えば「⑩の意見が参考になる。ほかからはあまり意見がでない」と一成員が語っていたように、班会のリードも実質的に⑩が行っていると考えることができる。ところで次にこの共同農園における組織体としての構造を、個別経営の組織分析に用いたわれわれのスケールにもとづいて分析すると、その役割分担の概略は第127表のごとくなる。勿論、これはそのおおよその目安になるものであるが、部落会へは、昭和35年度の場合、めいめいが、それぞれの家を代表するものとして出席している。そして、共同経営の全体の用事で役場、農協へ行く役割および生産資金のやりくりの役割をもつものは⑩である。しかし、このほか作物管理班の各班の責任者がその分担した仕事の必要上、技術センターに向かうこと、および⑩を中心とした数人で役場、農協に行くことはあるわけである。また機械類の購入、牛、豚などの家畜類購入決定（A<sub>3</sub>）、農産物の販売決定（A<sub>4</sub>）作業日決定、播種決定、施肥決定（B<sub>1</sub>）肥料購入決定、農薬購入決定（B<sub>2</sub>）は、班会で⑩⑪⑫の協議の上これが行なわれているが、特に販売決定と肥料、農薬購入決定は農協と相談の上で、これがきめられている。つまりこゝにおいては、⑩が共同農園の代表者としての役割を背負い、他の意志決定は4戸の農家の世

帯主会議できめられるという形式で貫かれている。

ところで実際の農作業分担においても、その役割分担はかなり明確化されている。この農園ではすでに述べたようにトラクター班が共同農園発足とともに新設され⑩⑪がこの責任者であるが、従来どおりの耕馬を用いての畜力での農作業がまったくなくなったわけではない。これは前記の組織図の中では労働班に属するものとしてとくに明記されていないが、この作

第127表 共同経営1年目における生産組織体としての特色

	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭のW	⑮のS	⑯のS	⑰のW	⑱のW	年雇
A <sub>1</sub> 部落会出席	25%	25%	25%	25%						
役場へ行く人	100									
農協へ行く人	100									
A <sub>2</sub> 作付計画決定	25	25	25	25						
生産資金やりくり	100									
A <sub>3</sub>	25	25	25	25						
A <sub>4</sub>	25	25	25	25						
B <sub>1</sub>	25	25	25	25						
B <sub>2</sub>	25	25	25	25						
C 耕耘整地作業		50	50							
播種作業	7	7	7	7	13	13	13	13	13	7
施肥作業	25			25	125	125				25
中耕除草作業	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
防除作業	13	30	30	13						13
収穫作業	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
脱穀作業	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
財布の管理者	40	20	20	20						

業は主として、トラクター班に属さない男性3名、⑩⑪及び年雇の役割になっている。これに対して女性は主として人力での農作業をうけもつものとして位置づけられている。そうして各作業の性質に応じてこれらの機械、畜力、人力の各班が配置されることになる。耕耘整地作業はトラクター班の⑩と⑪がこれをうけもち、また播種作業(種おろし)は女性が中心となり、これを男性が補助する形ですゝめられている。施肥作業は畜力を用いて行いが、⑩⑪と年雇が中心となり、⑫の妹2人がこれを補佐するという形をとる。そうして防除作業はトラクターでのスプレー防除なのでトラクター班の⑩と⑪が中心で⑩⑪及び年雇がこれを補助する。中耕除草作業は畜力を用いてのそれは男性、あとの除草は全員、収穫作業のさいは、いもほり、運搬にトラクターを用い、あとはほとんど畜力と人力でこれを行っている。収穫作業のさいのトラクター、畜力、人力、の割合はおおよそ4:2:4である。そうして脱穀作業は全員でこれを行っている。以上、われわれは、三好共同農園の共同化第1年目の組織構造をみてきたわけであるが、次にわれわれは個別経営時と比較して共同経営のそのきわだった特徴をみていこう。

(一) 第一に指摘しなければならない点は、すでに第1項でみた各農家の主人が経営者的役割と、実務推進のための現場管理者的役割と農産部門の各種作業の専門技術者的役割を合わせもつという状態が、この共同経営においては少なくとも止揚される方向を明確にもっているということであろう。すなわち、この共同経営においては、すでにみてきたごとく、経営者的役割はすぐれて社長の⑬のもつところのものである。勿論、この組織においては、班会議を経て最終的には、構成員全員による経営協議会でその基本的方針が決定されるという仕組みをもっているが、これを統括、指導する役割は少なくとも⑬のものである。

さらに日々の農作業の全体的立場からの具体的調整も労働主任である⑭の役割である。

そうして、この共同経営組織においては、これまでの個別経営においては、その主人が総合的にあれもこれも持たなければならなかった農産部門の各種作物に関する知識が、少なくとも、特定作物群に集中することになる。

⑰—ビート、⑱—麦類、⑲—馬鈴薯、⑳—豆類という役割分担が明確化されたことにより、これらの

分担された作物群の性格に見あった栽培、管理に関して、彼らは少なくともその専門技術者になることが要請されることになる。

しかしながら、このような経営全体の管理におけるあるいは作物管理における専門化を可能ならしめたのは、すでにこれまで何回かふれたように、大型トラクターの導入というその事実である。つまりこの共同農園における大きな特色の一つは、大型トラクターの導入という労働手段の高度化に対応して、あらたにトラクター班を新設、⑩⑪を専門技術者として、これを専属者として配置したことであろう。こうして⑩⑪は、まさに全体のために、トラクター作業について、その専門技術者になることが要請されることになる。このように共同農園の成員にとっては、まさに労働手段としての生産用具の大型化に対応して、ひろく浅い知識から限られた対象についての深い知識という志向性の変化がその組織構造の変化を媒介としてもたらされることになる。つまり彼がその限定された特定部門の分担者となることによってこれまで経験的になしくずし的に関連していた労働対象領域は、あらたに再構成されることになる。彼は、限定された特定部門での、専門化された知識をしだいに獲得するようになるが同時に班会議で、そのような専門化された知識を相互につきあわせることによって、部分、部分が経営という場で相互に関連しあつたものとして、そのような全体像があらたに確立されることになる。これまでは、おうおうにして、対象に埋没してすすめられていた農業経営が逆に農業経営の場で対象を再構成するという形でうけとられることになる。そうして、これらの過程をとおして、これまでは、“自分だけが納得すれば良い”という形で、かならずしも明確にその実態が握まれていなかった農業経営の実態とその機構が、数字によつて全成員の納得の上でひとつ、ひとつ、つかまれるようになる。この意味において、班会議での全体討議は少なくとも大きな意味をもっているといわなければならない。そうして、“個別経営のときは他に相談をもちかけることなく、全く閉鎖的に作付計画もその他のすべてをきめていた。”という状態から、班会議での討論でこれをきめるという形態自体が、彼らにとつて、まったくあたらしい経験であつたことを認めなければならない。このように、このにおいては、各成員の限定された部門の専門技術者志向、およびこのような専門技術者志向

をもつた各成員の相互討論による大規模農業経営についてのあらたな科学的全体像の構築ということが個別経営と比較して第一にあげなければならぬ大きな変化である。

(一) 第二に我々が指摘しなければならぬことは、このような共同経営組織を確立することによって、実際の労働力提供者に労働報酬を支払わねばならぬという考えが発生したという事実であろう。すなわち、すでに第8節で述べたように、この共同農園においては出資せる土地と資金に対する支払のほか、労働者1人あたりに支払うべき労働報酬額もさだめられている。つまり、これまでかならずしも明確に区分されていなかった土地、資本金、労働力という生産要素がはっきりと分離をはじめる。このことは前記の変化と相まって何よりも指摘しなければならぬ大きな変化であるが、とくに、これまでの我国の伝統的な農民的思考の中から、たとえ家族成員であったとしても労働力提供者に対しては、労働報酬を支払わねばならぬという考えが発生したことは大きな意味をもつものと思われる。ところで、すでに述べたようにこの共同経営では年間労働報酬として、主人10万円、他の成員8万円の労賃を支給しているが、この金額がそのままその個人に渡るものではない。昭和35年度においては各戸とも小遣として成員1人について1万円が支給されているにすぎない。しかし、こゝでは、この小遣が1万円支給されていたという事実を注目したいと思う。しかしながら、さらにふれなければならぬのは、この共同農園では、前記の10名に対する労働報酬だけではなく、他の家族成員の労働に対しても、その労働時間を計算して規定分の労賃を支払っているという事実であろう。すなわち、昭和35年度、共同経営1年目において、㊦の母が農繁期に日課として、共同経営のために各成員が食べるおやつを作っていたが、㊦の発案でこの労働に対する報酬を7,500円支払っている。さらに、㊦の子供たちが4日間にわたり、いも掘り、麦はこびを手伝ったが、この際も4日間にわたる労働量を時間に換算、計1,250円の労働報酬を支給している。このように労働に対する報酬として労賃を与えるという事実は、少なくとも、共同経営以前には各農家にみられなかったものである。たとえば、昭和35年当時、まだ個別経営であった㊦はこの労働報酬について、「妻は欲しいものを買ってもらえないと少々こぼすが、これまで労働に対する報酬など

出したことはない。父母には年間1,000～2,000円の小遣はあげている。それから豚の売上金は世話をしている父のものにしている」と語り、また㊦は「小遣ぐらいは出したいと思っているが、現在は考えられない。盆、正月に何かチョットしたものを買ってやる程度、家族中に意見や不満はないが、何もしてやれないので不憫だと思っている」と語っている。事実にもこのことは端的に示されている。

(二) 第三に指摘しなければならぬことは、すでに第9節で述べたように共同化第1年目においては、作付作物を馬鈴薯、豆類、ビート、麦類の4作物に限定、3団地とし、これで集団的に労働することになった結果、たとえば除草作業などにおいても、夫婦2人、あるいは妻1人でこれを行うというのではなしに集団的に労働するため、労働過程そのものがきつことには変りないが、これまでとことなって張りのあるものになってきたとその成員が述べている事実であろう。しかもこの場合、個別経営のように夫婦、あるいは母と嫁、父と嫁というような異性あるいは異世代による共同ではなく同性の、しかも同世代の者による共同作業である。つまりとくにその妻の場合直接的生産過程において、家のきずなから解放される点に大きな特徴が認められる。このような労働過程の集団化は、まさに共同化によってもたらされたものであるということが出来る。仕事仲間による同輩集団がこゝに生まれる。

(三) しかしながら、(一)～(二)までのこのような変化にもかかわらず、第四に指摘しなければならぬことはすでに組織構造の分析であきらかなように、女性はその生産組織の意志決定の過程にまったく参加していないという事実であろう。個別経営時においてもかゝる点において女性の地位の低いことは、すでに指摘してきた点であるが、そこにおいては、ある程度の参加がみられた経営も存在していた。

しかしながら、この共同経営においては、女性は、まったく奉仕的な役割、しかも人力班としてそれは一括されている。つまりこのグループの場合、個別経営時における慣習がそのまま共同経営にもち込まれ、共同経営そのものがかゝる点において女性の地位向上を少しももたしていないということが出来る。しかも数人の女性にとっては少なくとも共同経営1年目においては、その期待に反して女性の労働時間は実質的に少しも軽減されていないと受けとられている。一般に共同経営になってから、かえって

労働量は増したと考えられている。事実ある家庭では、個人経営と違って、農閑期を抜かせば、一年中忙しく、労働過重に対する不満がときどき起っている。これをその成員は「共同化に対する理解はしているけれども、楽をしようとする人間の欲望か」という形で説明しているが、さらに別の主婦は、「男の人は立っているときが多い（話が多い）、女の人はそんなとき、なんだっってまた話をしているとブツブツいっている」と語り、「もう少ししたら楽になるなどといっているが、今年も土地を買って暗渠するので楽にならない。共同経営になったら楽になるというのは間違っている。よけい一生懸命しなければならぬ」とつけ加えている。勿論これは個別経営時における労働量との比較の問題で、ある女性は共同化してから1日40～50分程労働時間が少なくなっていると語っている。この労働量が増したことはリーダーの⑩も認めているところで昭和35年度は開畑と暗渠をしたので労働がとくに激しく、昭和34年を100とすると昭和35年度は110程度になっていると語り、女性の労働日は男性よりかえって多いことを認めている。そうしてトラクター導入で12日間、トラレー製作で8日間、機種選定で10日間、男性のうち2人が抜け、さらにスプレヤー導入で延8人培土機導入で延8人の男性が抜けたことをその例にあげている。

以上個別経営から共同経営へとその組織構造が変化したことによって生じつつある農民の主体的変化について述べてきたが、第1年目のこの共同農園がもっていたこのような組織構造の特質は第2年目においてもそのまま受けつがれる。

すなわち、共同化第2年目、あらたに⑩⑪を加えて畜産部門を加える昭和36年度においては上述の組織構造は次のように変革される（第26図）。

この変革の理由として⑩は、  
 (イ)第1年度のように、1括して全体を総括するというのでは社長が務まらない。

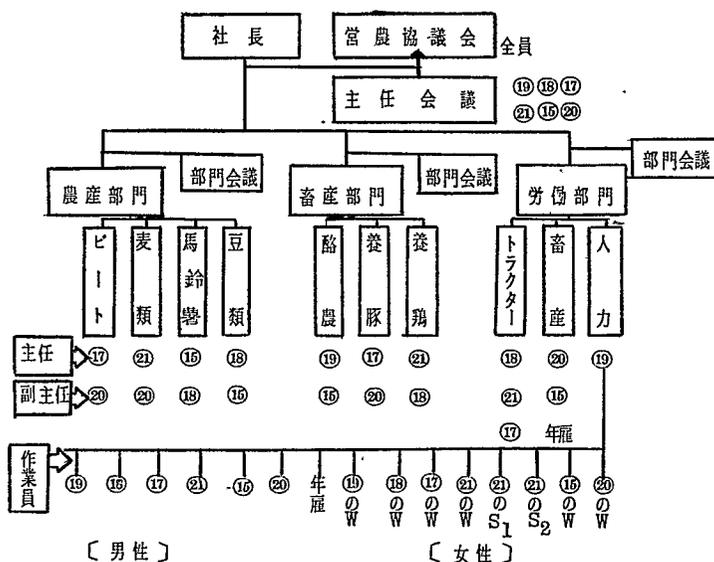
(ロ)各人に完全にある部門の責任をもたせるようにしなければ各人の自主性は生まれない。

(ハ)部門別に収支を記帳することにより、経営の各部門のウエイトおよび経営全体としての収支が以前にもまして各人に明確となる。

以上三点をあげているが、こゝにおいては、畜産部門の開設及び⑩⑪の加入により多少各人の役割分担が異なつたといへ、経営部門内における各人の限られた部門の役割分担の原則は依然として貫かれている。しかも、農業部門、畜産部門、労働部門、それぞれに主任、副主任をおくことにより全員が農業部門、畜産部門、労働部門、それぞれのいずれかの班の中に主任あるいは副主任として属するという形でわり振りがなされている〔⑩のみ農産部門のいずれの班にも属さない〕。

勿論この組織図の中には畜産部門の養鶏、酪農のように昭和36年度において、たどちに動かないものも含まれているが、これはかゝる部門の調査研究を専門的に行うという意味が含まれている。またこゝでわれわれが注目しなければならないのは、女性がやはり人力班として一括され、経営体の意志決定の過程に加わる道が農協協議会（総会）を除いては用意されていないということであろう。かゝる意味において、第1年度にみられた組織構造の基本的構造は、第2年度においてもそのまま発展的に受けつがれているということができるところで⑩の構想によるとこの共同農園においては、将来、女性を

第26図 三好共同農園の昭和36年度の組織構造



〔簿記は各部門主任がそれぞれ記帳する〕

畜産部門に移し、舎内の仕事の専属にしたいと考えている。

現状においては穀菽が中心で60町全部（昭和36年度）に女性の手がかかるが、ピート、馬鈴薯をこのまゝ続けることは地力の関係で先が見えているので、養豚に続いて乳牛の多頭数飼育を近い将来（昭和40年度を予定）において実現、こゝに女性をあつめようと考えている。有畜経営となり牧草畑が多くなった場合、畑の労働は男性のみで出来るという予測をたてている。しかしこの場合においても、女性を畜産部門の主任にすることは考えていない。その理由は女性は家庭があるし、現実にも実習に出すことは不可能で、技術者になれない。主任は男性の予定である。そうしてこの主任の男性は常時労働をするが、女性は出来れば1日交替ということを考えている。このようにこの共同農園においては、女性を生産組織の中で少なくともその意志決定に参与させる地位につけようという計画は現在ではたてられていない。女性を労働力として地位づける視角が貫かれている。たゞ彼らが考えていることは、女性部を作って、こゝに女性を組織化しようとする計画である。この女性部をとおして、女性の労働の軽減を積極的に考えようということであるが、基礎づくりの期間、こゝ3、4年はかゝる組織を作ることは考えていない。

#### 第4項 共同経営化による生活組織の変容

共同経営化によつて、前項のように、彼らの農業生産組織は少なくとも大きな変容を重ねているが、彼らの生活組織は、従来の家族を単位としたそれに止まっている。むしろ、現状においては、この家族を単位とした特定の生活組織をとおして営まれていた生活内容の向上のための経営の共同化という色彩が強く、生活組織そのものゝ共同化という志向はみられない。したがって各家の主人の意志がその生活組織体の意志決定の過程にもっとも強く参与しているという第1項で述べた事情は基本的には変わっていない。しかしながら、それにもかかわらず、徐々に個々の農家の生活組織の構造には変化がみられてきていることは認めなければならぬ。その一、二の萌芽をあげるならば、第一に、⑩において共同経営第1年目にこれまで主人の役割であった「財布の管理」が妻の役割にうつり、また借金、預金の決定

も妻の意志にまかせられるようになった事実をあげることができる。これは「共同経営にしたら経営と家計を分離しなければわからなくなる」という主人の発案で分離したものだが、⑩の妻は共同化1年目、昭和35年度より家計簿の記帳もはじめている。また⑩の家庭においても、共同化前においては、主人100、妻50の割で管理した「財布」が共同化後には妻100、主人50という変化が生じてきている。このように昭和35年度においては、まだ一、二の萌芽があらわれているにすぎないが、経営の共同化により、経営の実権が個々の家族という集団をはなれたことにより、これまで家族という集団の上で結びつけられていた生産組織と生活組織が必然的に分離される。これは言葉を換えれば経営と家計の分離ということになるが、このような経営と家計の分離は今後何らかの形で、生活組織構造そのものゝ変化をおよぼさずにはおかないものと思われる。この場合、個々の家族成員が家族外の如何なる集団に属し、またどのような情報通路をもっているかということは、家族の生活組織体としての構造の変化をその中から呼びおこす上において少なくとも大きな意味をもっていると思われる。世帯主の所属集団、および情報通路についてはすでにみてきているので、こゝでは他の成員について、かゝる点を検討してみよう。これは昭和35年度現在のものである。したがって、⑩、⑪、⑫、⑬にとつては共同化後、⑭、⑮にとつては共同化前の実態である。

第128表 世帯主以外の成員の集団所属

	所属集団	加入した年月	役職	利点
⑩の妻の母	部落婦人会 なし	昭和33年	なし	新しい子供の教育法料理の仕方がわかつた
⑫の姉 <sub>1</sub>	協和青年団	昭和33年	昭和35年 女子部長	人とのつきあいが上手になつた
の姉 <sub>2</sub>	協和青年団	昭和34年	なし	総会しか出ないので役に立たない
⑬の妻	部落婦人会	昭和35年	なし	新聞が来る
⑭の妻	部落婦人会	昭和35年	なし	子供のしつけ方料理の仕方がわかつた
の父	なし	—	—	—
の母	なし	—	—	—
⑮の妻	全国婦人連盟	昭和36年	なし	料理の仕方がわかつた人と和合できるようになつた
⑯の妻	部落婦人会	昭和36年	なし	—

第128表は各戸の世帯主以外の成員の集団所属をみたものであるが、こゝにおいて特徴的なことは父母など高世代の成員においては所属集団をとおしての情報通路は設定されておらず、各戸の妻にとってもっとも大きな影響を与えていると思われるのは協和婦人会という情報通路であるということ。妻以外の未婚の女性においては協和青年会がこれにあつているということであろう。しかしながら㊸の妻、㊸の妹2人を除いてはいずれもその集団に属したのはこの1、2年のことであり、これらの集団をとおしての諸影響は、これまでは皆無かさもなければきわめて少なかつたことが考えられる。もっとも多くの妻に影響を与えていると思わる協和婦人会の、昭和35年度において行った行事は、いずれも農閑期に集中しているが、36年1月～4月にかけて婦人学級を開催、次のような行事を行っている。(1) 1月28日講演会「新教育と家庭教育について」(2) 2月11日「野菜料理のおいしい作り方」(3) 2月18日「民謡踊」(4) 2月25日「マスコミの青少年に与える影響」(5) 3月8日「造花、人形の作り方」(6) 4月8日「時事解説と貿易の自由化」、これらの講演、講習会に出席して、彼女たちは、多くの情報をもちかえる。もっとも彼女たちに影響を与えたのは、婦人会の会長が行つた、「野菜料理のおいしい作り方」である。この講習会で、彼女らは(イ)大豆料理、大豆のカレーピズ、(ロ)味噌の中にカルシウムを入れて食べる法、(ハ)野菜の1日の摂取量などの知識を得、「農村にあるものを上手に料理することによっておいしく食べる」ことを学んできている。また新しい子供のしつけ方について、彼女らはこれまでになかつた知識をもちかえっている。そして、あるものはこの会に出て人と和合することが出来るようになったと語り、またあるものは、「こゝでみんな考えていることが同じであることが分つた。みんな労働がひどいことが一番つらい、もう少し暇がほしいとそんなことしか云わない」と語っている。この婦人会は少なくとも彼女らにとって二つの機能を果している。第一はそこでの講演会、講習会をとおして彼女らに情報を提供するという機能である。そしてこの婦人会に対して、彼女らは「短かい農閑期であるから、せめてもう少し話し合いをしたら良い。」「もっと皆出席の方がよい。」「男の人のように外に出る旅行をしたらよい。」など多くの意見をもっているが、こゝでわれわれが注目しなければ

ならぬのは、三好共同農園内での相互のつきあいを除いては唯一の所属集団である婦人会が上述のような機能を果しているにもかかわらず、こゝからは直接営農関係の情報が伝わって来ないという事実であろう。婦人=家庭というステレオタイプの結合が営農情報の伝達通路としての機能を、婦人会がもつこと自体を拒絶しているように思われる。新聞、ラジオ、雑誌、本、講演会、幻燈など、彼女らに営農諸情報を伝えると思われるメディアに対する彼女らの受けとり方をみると、第129表の如くであり、ラジオを除いては、営農情報が入る機能を果しているメディアがきわめて少ないことが特徴的である。

これまで彼女らが農業知識を学んだところは、主人、親、兄など肉親をとおした通路がもっとも多く、マス、メディアではラジオがあげられているのみである。そして現在彼女らが農業知識を学ぶのに一番わかりやすいと考えているメディアも、また主人である(第130表)。

こゝには、これまでの農業生産組織において、その意志決定の過程にほとんど参与させられず、また生活過程においても、その意志決定の過程への参与がきわめて限られ、専ら家に隷属する形で、農作業あるいは家事労働に励んできた妻の立場がなによりも端的に示されている。農業知識に関する情報通路がきわめて限られ、しかも主要なるそれが主人であるという形態においては、妻の農業生産に対する態度も消極的にならざるを得ない。

「あなたが、当面もっとも必要だと思つている農業知識はどんな方面の知識ですか」という問に対して、彼女らの多くは、当面必要としている知識はとくにないあるいはわからないと答え、わずかに㊸の20才になる妹が畜産の知識、㊸の妻が肥料の使い方、気象方面の知識をあげたのみである(第132表)。

第8節で述べた、その主人たちの、当面もっとも必要としている知識(第86表)と比較した場合、そこにきわめて大きな開きがあることを認めざるを得ない。そして、このような開きが共同経営第1年目においても、なお強固に存在しているということにわれわれは注目せざるを得ない。すでに述べたような共同経営の妻にその意志決定への参与をほとんど認めない生産組織のあり方自体が、こゝでは再び問題にされざるを得ないのであろう。ところで、このようにみると、われわれは共同経営へと生産組織の形態そのものが変つたにもかかわらず、その女性た

第129表 世帯主以外の成員のマスメディアの受とり方、および最近聞いた講演会など

	新聞	役に立つところ	ラジオ	聞いている農業番組	読んでいる雑誌	最近聞いた講演会	最近みた幻燈
⑩の妻	○	いずみ欄(道新家庭欄の投書)	○	「今週の農作業」	「家の光」	婦人会主催のもの	北大農場、端野、斜里の農業スライド
の母	—		○	「今週の農作業」	—	—	—
⑫の妹 <sub>1</sub>	—		—	—	—	「週刊誌」	—
の妹 <sub>2</sub>	×	不 明	○	「今週の農作業」	「若人」	「公明選挙について」	—
⑬の妻	×		○	「今週の農作業」	「家の光」	—	—
⑭の妻	○		○	「今週の農作業」	「家の光」	婦人会主催のもの	—
の父	—	不 明	—	—	—	—	—
の母	—		—	—	—	—	—
⑮の妻	—		—	—	—	「家の光」	婦人会主催のもの と「附づくりと人」
⑯の妻	○	健康、子供の教育に関する記事	○	「今週の農作業」	—	婦人会主催のもの	—

第130表 これまで農業知識を学ぶ上に役立ったメディア

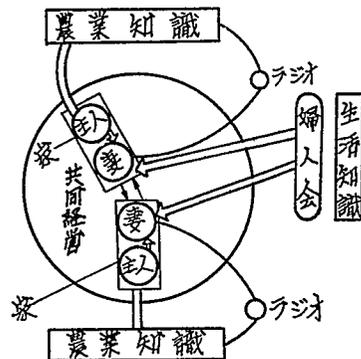
	これまで農業知識を学ぶ上に役立ったメディア	第131表 農業知識を学ぶとき一番分りやすいメディア
⑩の妻	ラジオ, 主人	ラジオ, 主人, 母の話
の母	親, 主人	—
⑫の妹 <sub>1</sub>	学校の先生, 青年学級の普及員の話	講習会, 講演会
の妹 <sub>2</sub>	兄	雑誌
⑬の妻	主人, ラジオ	主人の話, 雑誌
⑭の妻	主人	主人
の父	体験	—
の母	主人	—
⑮の妻	親	講習会
⑯の妻	主人	主人の話

第132表 世帯主以外の成員が当面必要としている農業知識

	当面必要な農業知識	そのために特別していること
⑩の妻	考えていない	—
の母	なし	—
⑫の妹 <sub>1</sub>	畜産の知識	本を少しみる
の妹 <sub>2</sub>	わからない	—
⑬の妻	あまり考えていない	—
⑭の妻	肥料の使い方, 気象方面の知識	なにもしていない
の父	—	—
の母	—	—
⑮の妻	ただかせぐだけ, なし	なにもなし
⑯の妻	とくになし	—

これは依然「家」に隷属する形で主人をとおして生産に関する営農知識を摂取しているということ。しかし一方においては、主として婦人会をとおして、生活に関する諸々の知識がその成員たちにもたらされているということを知ることができる。しかもすでに述べたように、その多くの成員にとって婦人会への所属はこの数年来のことで、この団体への所属が共同経営化による経営と生計の分離の時期に相応していることは、今後の生活組織体の変容に何らかの影響を及ぼさざるを得ないものと考えられる。

第27図 主婦層の共同経営後の情報通路の特質



これらの関係を図示すると第27図のごとくなる。つまりこれまで個別経営時においては、まったく「家」に隷属していた妻が、主たる農業情報は依然として主人をとおしてもたらされているという関係は変わらないが、第一に三好共同農園という場で妻相互の間の交渉を生産過程においてもち、また第二に生活過程においては婦人会をとおして農園外の主婦

と相互の社会関係もち、同時にそこから生活情報を取り入れるという社会的関係の中におかれているということが、現在の共同経営1年目におけるこの女性のいちぢるしい特徴である。

## 第5項 「家」の将来に対する志向性

ところでこのような形での農業共同化に踏みきったこのグループの各成員は、その個々の「家」の将来に対してはどのような志向をもっているのだろうか。こゝで「家」の将来に対する志向というのは、少なくとも現在の世帯主が抱いている「家」の継承に対するその子供への期待を意味しているが、個別小農経営から共同化農場への発展は何らかの形でこの「家」の将来に対する志向を変えざるを得ないものと思われる。

もしそのような変化が認められなかったら、われわれは、個別小農経営から共同経営への発展にともなう「家」の位置づけを明らかにしなければならぬ。共同経営全体としても、将来、各戸の子供が成長することは当然予測しなければならぬところである。リーダーの㊸は、この点に関して「このとき農場外に仕事を求めたいという者には出ていけという方針をとりたい。そこで学校教育を受けたいだけ受けさせるようにしたい。そのための学資を共同農場で用意する。しかし最悪の場合は、働き場を経営内部で考える。土地も近い将来には70町になる予定だ。」と、その抱負を語っているが、しかしながら実際にこのグループの各成員は、その「家」の将来に対してどう考えているのか、次にこの点をみなければならぬ。

(㊸の場合)

㊸の場合は、昭和36年現在、長男14才、次男11才、三男9才になっているが、長男には大学まで教育をうけさせる。理由は農業をつがせるためである。そうして外国(スイス)あたりに送りこんで、農業を覚えさせて帰らせたいと考えている。むこうでは百姓をやるものは一生かけてやるという気風がある。これを身につけさせたい。そうして将来、できれば「長男の世話になって」この長男に財産と共同農園への出資金を与えたいと思っている。一方次男、三男の教育、職業は、本人の自由にまかせる方針でとくに現在期待はしていないが、本人がもしそれを希望

するならば、それにそなえて畜産部門を強化する。このように㊸の場合はとくに長男への期待が大きいがこの長男は、「将来農業をつぐ。」と考えている。小学校6年の頃は運転手という希望を抱いたが、現在は農業をやる決心でその理由を「機械化した農業に興味をもつ。家畜の飼育も興味ある。」と語り、農業高校への進学希望をもらしている。財産の分与に対してはとくに希望をもっていない。このようにわれわれのインタビューであきらかになつた限りでは、個別経営から共同経営への変化そのものがこの長男をして農業にたいする、あらたな関心を抱かしためたものと思われる。

(㊸の場合)

しかしながら昭和36年現在、5才の長女と3才の次女がいる㊸は、2人とも高校だけは必要だから、こゝを卒業させ、結婚は個人の自由だが、しかし農業以外の職業のものと結婚させたいと考えている。理由は、これまでの農家の生活程度が悪く労働がきつすぎるからである。そうして男の子がいなくてもこの現在の経営が上手くいけばそれでよいと割り切っているが、できたら男子にこの経営の株をつがせたいと考えている。

(㊸の場合)

昭和36年現在、9才と7才の長男次男を抱える㊸は、2人を大学までの教育をうけさせ、2人とも農業をつがせたいと語っているが、やがて言葉をついで、しかし子供には選択の自由があるし、実際のところ農業はやらせたくないと語っている。生活がみじめで、労働がきつい農夫という職業が自分が嫌いだからである。財産は子供に平等に分配したいと考えている。

(㊸の場合)

㊸には昭和36年現在、9才の長男と5才の次男、7才の長女がいる。すべての子供を高校まであげたいと思っている。長男は農業をつがせるために農業高校にあげ、財産を全部これに与え、次男は将来農業以外の安定した職業につかせるために高校、学資だけを出す。長女は役場、農協などの給料とりの嫁にして、嫁入り仕度だけもってあげたいと考えている。農業は何年やっても良いことはなく、苦勞ばかり多いからである。

(㊸の場合)

㊸には昭和36年現在、17才の長男14才の次男12才の長女10才の次女、6才の三女がいる。この5人の

子供のうち、中学を卒業した長男は野幌高校に入学させる予定でいる。この三好グループには畜産の専門家がいないので、ここで畜産技術を修得させて、共同化の一助にしたいと願っている。この長男に家をつがせ財産全部を与える考えである。次男以下をどうするか現在何も考えていない。

(㊸の場合)

㊸は昭和36年8月結婚したばかりで、子供の将来、「家」の将来のことについては何も考えていない。ただ昭和36年現在、21才になる妹は農業の知識経験があるので、「他の職業にはつきたくない。将来ここに残って農夫の妻になりたい」と考えている。そうして、財産は不平不満のないように公平に分与した方がよいと思っている。一方18才になる妹は、将来ここに残るかどうかは分からないが姉と同様、農夫の嫁になりたいと考えている。ただ財産の分与については男の子に一寸多く分けた方がよいという意見をもっている。そうして2人とも事情が許せば高校まで行きたかったと語っている。

以上主として、このグループ成員のその子供に対する期待から、「家」の将来に対する志向性をみてきたわけだが、このようにみえてくると、少なくともこのグループの世帯主の間には、自分一代でこの共同経営という形態をとめた農業を止す、ないしは自己の血縁以外からこの後継者をもとめるというのではなく、自己の血縁から、しかも長男にその後継者としての役割を期待していること、換言すれば、長子相続の観念が強いことが特徴的である。

この場合、この共同経営の各人もちの「株」の相続ということ具体的に彼らは考えている。㊸の「長男の世話になりたい」「長男に一生をかけて百姓をやるという気風を身につけさせたい。」という長男に対する期待がこのことをもつとも端的にしめしている。しかしながら彼らはその農業を継ぐべき長男に対して、農業を継ぐためにこそ大学あるいは高校の教育が必要であると考え。つまり、そこにはこの共同経営は将来、彼らの長男の力も加えることによつて継承、発展拡大されるものであるという期待がある。㊸の「グループのために長男に高校で畜産技術を習得させる」という言葉にこのことは端的に示されている。けれども、彼らの農業の将来に対する期待はけっして明るいものではない。家を継がない子供を非農的職業につかせることを彼らの多くは希望し、とくにその理由としてあげているのが、

これまでの農業のみじめさからの脱出という点であることは見逃してはならない。つまり彼らの中には農業からの脱出と農業そのものの建設という二つの相矛盾する契機がたえず存在していることを認めなければならない。そうして共同経営により、すすんで近代的経営を確立し、「家」的きずなを解体させるというよりも、むしろ、全体社会へのあらたな対応の姿勢としての、より大きな「家」的きずなで結びつけられた生産組織を建設しようという志向性の強いことを認めなければならない。このような農民の「家」的きずなへの志向性は、たんに過去の観念様式の残存という形で受けとるべきものではなしにむしろ、すすんで、現段階における農民の生活防衛志向として受けとるべきものを含んでいると思う。しかしながら同時に、このような「家」的きずなの観念が、共同化組織の中で、あるいは生活組織の中で、女性の男性への隷属という事実を再編している大きな要因の一つになっていることを認めなければならないと思う。

しかしながら、農業が共同化したというそのことによつて、若い世代のかかる「家」への志向がどのように変化するかは、あきらかに今後に残された問題である。

## 第12節・三好共同農園と部落の農業の近代化

### 第1項 共同化志向の地域的伝播過程

昭和35年に、三好グループが共同経営に踏み切り、昭和36年にさらに2戸のメンバーがこれに加わった過程については、すでに述べたが、この節では、この協和第4部落の中にこのような共同経営が生まれたことによって部落内の個々の農家の農業生産に対する態度にどのような変化がもたらされたかを明らかにする。

事実、この部落の中では、昭和36年度に三好グループのほかにも中林グループ4戸が三好グループと同様トラクターを導入しての共同経営に踏み切っている。図式的に表現するならば、⑩によって外部社会からもち込まれた農業共同化思想の種がこの部落に根を張り、この農業共同化思想が地域的に伝播した過程として、これは捉えることができる。しかしこの際さらに問題とすべきことは二つある。

第一は、そもそも農業共同化思想が、この部落の各成員に対してどのような形で導入され、部落一同の共通の関心事になったかということであり、第二は三好グループが共同経営に踏み切って、翌年にはさらに部落にもう一つの共同経営が生まれるといった過程に、この部落の社会構造が一体どのような形で作用したのかという点の検討である。第二の点から問題としよう。

すでに第3節で詳述したように、この協和第4部落の社会構造の特質は、⑩を中心としたインフォーマル・グループと⑪を中心としたインフォーマル・グループがあって、この両者が統一した形で、この協和第4部落の一つの大きな柱をなしている点に求められた。この際、⑩⑪とも expressive な star としての機能と、さらにまとめ役的機能をもつものとして部落各成員には認められていたが、なかんずく⑩は部落の営農推進上のリーダーとして期待されている。

そうして、さらに部落の社会規範は、営農の物的

基盤の大きさと経営能力を、各戸を互に評価するさいに、そのもつとも大きな基準として意識せしめていた。事実、昭和35年に共同経営に踏み切った⑩は、またこの第4部落の中で親から譲りうけた財産の多い(物的基盤の大きい)上層農家であった。そうして、⑩は多くの成員から経営能力がすぐれていると期待されている。⑩がこの協和第4部落の実質的なリーダーであるという事実と相まって、このような部落の社会規範のあり方そのものは、少なくとも農業共同経営化志向を阻害するのではなく、むしろ促進する機能を果すものと思われる。

何故なら、農業共同経営化によって、その物的基盤はいちど大きく増大する。さらに、そこでは個別経営時とは比べものにならない程の高度の経営能力が必要であると期待される。この意味で、この協和第4部落の場合、その社会規範は、その社会構造のあり方と結びついて、少なくとも農業共同化思想を全部落民のあらたに採用すべき方向として地域的に伝播する機能を果していると思わなければならない。そうして、昭和36年度に、あらたに共同経営に踏み切った4戸とは、ほかならぬ⑩をリーダーとする⑩-⑪-⑫-⑬のグループである。その昭和35年度現在の経営の物質的構造は、第138表のごときもので、⑩を除いては、その経営状況はとくに良好であるとはいえない農家群である。

しかしながら、この⑩をリーダーとする4戸が、⑩グループについて共同経営に踏み切ったという事実は、この部落の社会構造を考えた場合、他の部落成員に対しては決定的に大きな意味をもつものと思われる。何故なら、この部落の社会構造そのものが、⑩⑪を中心として構成されていたことは、すでに前述の如くであるからである。

そうして、さらにこの部落の社会構造を知るならば、他のグループではなしに、⑩をリーダーとするグループが⑩のグループについて農業の共同経営化に踏み切ったということも、きわめて理由のあることとして気づくであろう。何故ならば⑩は、⑩ともつとも近く、またその影響をもつとも受けている1

第133表 中林グループ各農家の共同化前の物質的経営構造のあらまし（昭和35年度）

	耕地面積	自家保有 労働力	自家保有 消費力	農業粗収入	農業経営費	農業所得	反当経営費	反当農業 所得	労働力1当り農業 所得	所有土地総面積
㉑	108反	2.85	5.3	1,275,668円	484,976円	790,692円	4,491円	7,321円	277,486円	183反
㉒	59	2.15	4.3	571,940	283,253	288,687	4,801	4,893	134,273	77
㉓	80	3.1	4.9	878,178	311,172	567,006	3,890	7,086	182,905	206
㉔	60	2.2	3.5	785,355	253,926	531,429	4,232	8,857	241,559	85

人であるからである。

ところで、すでに昭和35年に農業共同化に踏み切った㉑のグループに、農業共同化思想が伝播し、それが何回かの試行錯誤をへて深められていった過程については、すでに第8節で詳述したが、この協和第4部落の部落民全体に対しても、農業共同化思想は、㉑のグループが農業共同化に踏み切った昭和35年に、すでに行きわたっている。すなわち、村全体の問題としてみると、昭和34年、㉑のグループが農業共同化のために動き出した当時、農協生産部のなかでも、これを危ぶむ者が多かったが、昭和35年、㉑のグループが正式に発足したときには、村内にはもう一つ、しかも協和部落内に、同村農協組合長の息子ら8人の共同経営が発足している。

昭和36年に入ると、朝日農園（5戸）、新生農園（4戸）、山内農園（3戸）、それとこの協和第4部落の中林グループが、あらたに発足した。これは昭和35年度内において、これら個々の農家の間で農業共同化の話が、かなり熟していたことを意味する。すでに第8節で述べたところであるが、村自体の指導体制は、むしろこれらの下からの動きに刺戟されて確立されてきている。農協の生産指導部では、昭和35年4～5月に全国の共同化調査（畜産事業視察）を行い、9月に「営農進行計画」の草稿を立案、10月に技術センターを設立している。そうして、農業共同化のための指導を積極的に開始するに至っている。

ところで、この協和第4部落では、労働力不足が各戸に共通した課題となっていた。昭和35年㉑のグループが共同化に踏み切る前、この第4部落にトラクター3台を導入、共同化したら労働力不足をカバーして充分やっつけられるということは、一応話題になった。そうして、浮いた労働力で畜産を導入、5年後には50頭の乳牛をという話まで出たが、そのリーダーになれると部落各成員から期待されていた㉑が、部落全戸共同の指導は力にあまり、一寸出来か

ねるという話が出、全戸共同説は立ち消えとなっている。

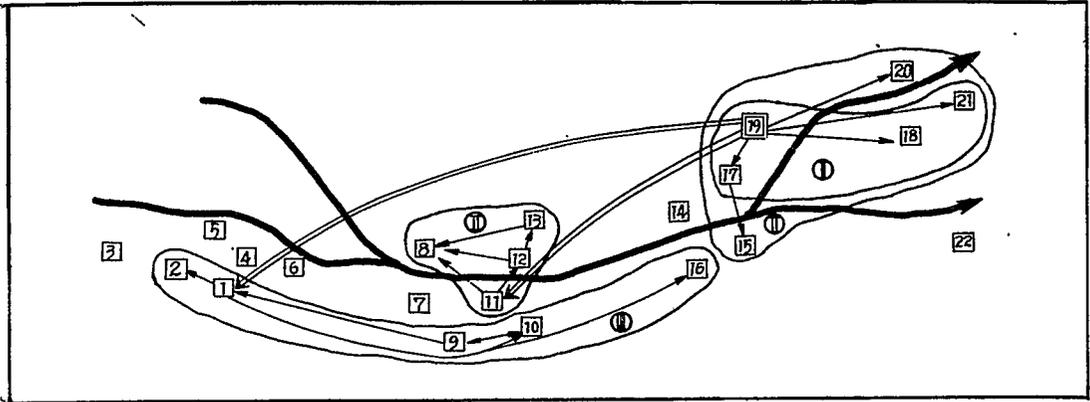
かくて一年たち、昭和36年1月には、中林グループが、三好グループへ加入するとの話も出たが、これも耕地、その他の条件で見送られたといった事情がかくされている。

そうして36年4月から中林グループ（㉑—㉒—㉓—㉔）の4戸が、三好共同農園と同様、フォードノンデキスターを導入、独自に共同経営化に踏みきり、昭和36年現在においてさらに、㉑—㉒—㉓—㉔の5戸共同化の話も出されている。このような共同化志向の伝播には、三好共同農園の第1年目の実績が、きわめて大きな力となっていることはことわるまでもない。とくに畑作が雨害のため、一般的に不作であった年に、あれだけの実績をあげ得たということが他の成員を刺激した。われわれの前述の分析から推すと、共同化1年目は、少なくとも過渡的な一時期として位置づけられ、そこには、数多くの問題点もみられたが、第2年目の営農計画書から推すと、たしかに大きな所得増が約束されている。

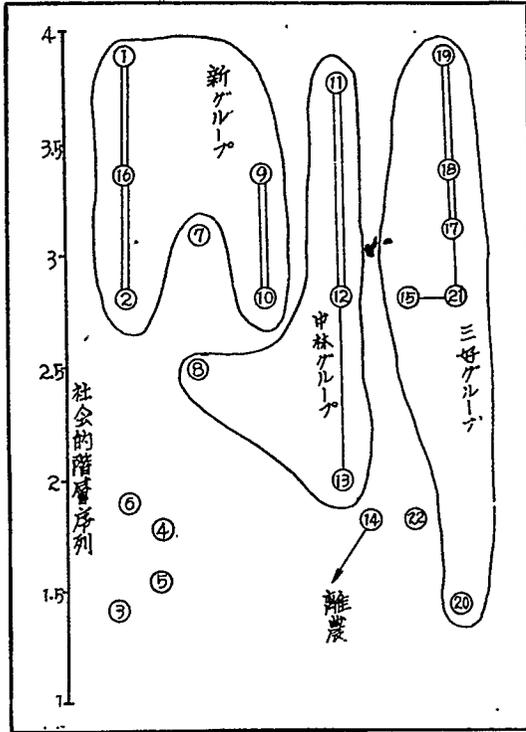
しかしながら、ここでわれわれが充分注目しなければならないのは、前述のような部落の社会構造そのものが、その社会規範を媒介として、共同経営志向を、きわめて価値あるものとして位置づけるといった社会的規制力が、この第4部落という小宇宙の中には働いているという事実であろう。

ところで、このような共同化志向のこの部落内における伝播過程は、生態的には、第28図のような形で表現されるものである。そうして、この共同化構想に際しては、個別経営時にみられた個々の農家相互の関係がいかされているケースが多いが、㉑—㉒—㉓—㉔の関係は切断され、㉑は㉑—㉒—㉓のグループに、㉒は、㉑—㉓の血縁関係に結びつけられている。しかしすでに第3節で述べた社会階層別の小集団化の実態図と照らしあわせてみると、第29図のごとく、農業共同化志向は㉑グループから㉑—㉒—㉓

第28図 農業共同化志向の地域的伝播過程



第29図 各共同化グループの社会階層別構成



た⑩-⑨の各農家は、自らのこれまでの地位を保持するためにも、農業共同化に踏み切らざるを得ない社会的規制力を感じるといつた事情は、推測に難くない。そしてこの場合、三好グループの一員となった⑩、中林グループの一員となった⑨を除いては、下位に位置づけられた④③⑥③の5戸は、いずれも共同経営メンバー外におきすてられているという事実は、十分に注目しなければならない。そればかりではなく⑩は昭和36年度において、すでに離農、札幌市へ流出、下宿屋を開業するに至っている。そして、その離農跡地を、三好グループが購入しているのである。

これらの事実は、個別経営から大型経営へと農業の共同化が行われるその過程が、じつはそのまゝ農民層の分解過程を示すものであるという事情を端的にしめしている。

## 第2項 共同化集団成員の農業技術についての基礎知識

グループに伝播し、さらに、①-②-⑩の親族と⑨-⑩の血族に伝播している。しかしこゝで大切なことは、現在共同経営化の構想をもつ①-②-⑩-⑨-⑩はいずれも、中の上、あるいは上層に位置づけられる農家であるという点であろう。上位農家⑩を中心とするグループ、あるいは⑨を中心とするグループが、農業共同化に踏み切って、さらに実績をつみかさねていった場合、これまで上位の位置をしめていた①、あるいは戦後中の上にまでその地位が下

このように協和第4部落においては、昭和35年度において三好共同農園が、昭和36年度においては中林グループが農業共同化に踏み切るといつた形で、農業共同化思想は地域的に伝播、部落の農業の生産様式を大きく変革していつているが、これらの経営変革はトラクター導入による農作業の能率化、機械化と経営自体の有畜化を最終目標とするものであった。ところで、最後にわれわれはこのような農業の生産様式の変革をになり共同化農場の各成員が農業

技術についてどの程度の基礎知識を有しているのかを検討しなければならない。

農業技術についての基礎知識調査は三好共同農園、および中林グループの全成員に対して行われたが、以下の分析であきらかなように、この協和第4部落の農業共同化集団の各成員の農業技術の基礎知識は他の地域の農民と比較して、少なくとも現段階においては、一長一短をもっている。

調査項目、調査方法は第一章第3節第2項(第一篇所収)において一応ふれたが、不充分であるので、本項末尾にその調査項目と処理についての解説を加えた。

(1) 経営に関する知識・態度

① 経営の合理的な把握に関して、この部落は過渡的段階にある。

調査対象の10戸(男子11名)の(第134表)経営についての知識は必ずしも高くはない。第一篇でのべたKM部落と比較すれば、KM部落よりは合理的な態度が見られるが(第一篇p53,第47表参照)、

第134表

	KW 16.4 (11名)
最高得点	6
最低得点	-2
平均	0.91

しかし、I農高、R農場、Y部落と比較すれば、その平均点は低く、協和部落全体の男子の平均よりも、この第4班の平均は低い。

	一					計	十					計
	イ	ハ	ニ	チ	リ		ロ	ホ	ヘ	ト	ヌ	
第1位	10					10			1			1
2			1		1	2	5		1	2	1	9
3	1	3	1		1	6	1	1	1		2	5
4				2	2	2	1	2	3	2	1	9
5		1	2	1	1	5	2			2	2	6
計	11	4	4	1	5	25	9	3	6	6	6	30
第136表	⑩	③					⑤		①	②	④	6
	⑫	①	⑤	③			④		②			-2
	⑬	①	③		⑥		②			④		-2
	⑭	①		⑤			③			④	②	2
	⑮	①		⑤	④		②				③	-2
	⑯	①		②				⑥	④		⑤	2
	⑰(⑳の息子)	①	⑤						④	②	③	2
	⑱	①		③	②		⑥	④				-2
	㉑	①			④		②		③		⑤	2
	㉒	①	③				②		④	⑤		2
㉓	①	③				②		④	⑤		2	

回答総数55のうち、合理的基準を選んだものが30(54.5%)、現象的基準を選んだものが25(45.5%)

となっているが、ここでもKM部落と同様に「耕地面積の広さ」は最重要の基準として意識されている。第135表、第136表に示されるように、回答者の全員(第1位に選んだものは、そのなかで $\frac{10}{11}$ つまり9割強)が殆ど、経営評価の第一の基準として「広い耕地面積」を考えている。

このことは、すでにのべたように、土地を細分して、零細な小作経営を営まされてきた明治以来の体制と、そのもとで境界の畦や道まで細らせて自己の土地の拡大をはからねばならなかった零細農民の要求の反映と言えるであろう。

この土地への要求は、したがって、共同化にも微妙なかけをおとし、共同化イコール経営規模の拡大という側面がとくに強く意識されることを導き出すのだが、この規律とともに、「反収」規律が8割強の農家によって選択されていることは、単純に「広い畑をもっていればよい経営」と見ているのではないことも示している。このことにはあとでふれることとして、経営評価の問題をなお詳しく見てみよう。

現象的基準のうちで、次に多く選択されているのは、「家畜の種類と頭数」(1)である。これに見合う合理的基準としての「畜産収入率」(ヌ)を選んだものは6名で、(1)と(ヌ)の重複選択(これは㉑㉒の農家であるが、このケースは現象的基準と合理的基準を混在させているものとして、興味深い。)を除いて計算すれば、畜産を何らかの形で経営評価の基準としているものは9名(81.8%)、KM部落は66.7%一で、そのうち、科学的基準をもつものは4名(44.4%)、現象的基準から考えるものは3名(33.3%)、両者を混在させているもの2名(22.2%)となる。

ここから言いうることは、第一に畜産を導入して経営を多角的にすることへの強い志向がこの部落に存在すること。第二に、このような多角的な(あるいは酪農的な)経営をよしとしながらも、それを科学的に経営する知識はなお十分ではない、ということであろう。

次に多く選択されている項目は、「農業従事者1人1日当農業収益」(ノ)と「農業所得率」(ト)である。これと関係する現象的基準は「動力農機具」(ニ)、「農業従事者数」(4)、「農業粗収入の大小」(ノ)であろうがここでの特色の一つは、「農業粗収入の大小」という現象的基準を選択した4名が、すべて「農業所得

率」という科学的基準をともに選んでおり、「農機具数」と「農業従事者数」という現象的基準を選んだ5名のうち2名が「農業従事者1人1日当農業収益」を選んでいることであろう。ここでも、「耕地面積の広さ」と「反当収益」をあわせて選択した時と同じ思考が——つまり、量的な大きさと、その機能的な有効性とを切り離すことのできないものと見る思考が働いていると見てよいであろう。

このような思考を示す「答え方」はこの部落成員の思考の水準を示すものとして興味深い。つまりこの部落の回答者11名が示した「現象的基準」選択総数25のうち17(68%)がこの種の回答であり、KM部落の58%よりほぼ10%高い率を示している。このことは、KM部落成員がまだ、現象的基準にとどまる思考をもっているものが多いのに比して、KW部落第4班は、次第に機能的基準に移行しつつある過渡期にあることを思わせる。

全体として、経営の良否を判断する基準は「耕作地の広さ」、「畜産収入率」、「反収」「農業所得率」「農業従事者1人1日当農業収益」が重要と考えられており、この序列のさきの方の基準に、上述した思考がより色濃く現れてきているようである。

◎ 作付について、合理的、計画的な傾向が見られる。

平均得点数は必ずしも高くはないが(10, 9点, KM部落のそれは15.6点)、しかし、ここでも合理的、計画的思考への移行傾向はうかがい知ることが出来る(第137表)。

第137表

	⊕	1 <sup>2</sup>	2 <sup>2</sup>	3 <sup>2</sup>	⊖	ホ	ハ	チ	
⑩	○		○						12
⑫	○								8
⑬	○								8
⑭				○	○		○		4
⑮	○		○	○	○				16
⑯	○		○	○					16
⑰(⑯の息子)									0
⑱	○		○	○	○				16
⑳			○	○			○		8
㉑	○		○	○	○				16
㉒	○		○	○	○				16
人 数	8		7	7	4		3		

計画的思考を示す項目(ト, イ, ハ, ニ)から選ばれた回答数とその逆の思考を示す項目(ロ, ホ, ヘ, チ)から選ばれた回答数との比を見ると、後者を1としたばあい、この部落成員の回答は31(KM部落は2.7)となり、得点数は低くとも、無計画的な思考を混在させる率はKM部落より低い。また、1回答当り平均得点数はKM部落の $\frac{156}{41} = 3.8$ 点に対し、この部落は $\frac{120}{22} = 5.5$ 点となり、明らかに合理的、計画的思考に傾いていることがうかがえる。

また、「輪作の型を決めている」と「2年～5年分をまとめてきめる」という回答選択肢は、前者が選択されれば後者は選ばれなくともよい性質のものであり、これの二重選択はかえって輪作について十分に理解していないことを示すものと見てよい。この点で、この部落は1名も重複しておらず、逆にKM部落では、「輪作の型をきめている」と回答した9名のうち4名(44%)までが二重に選択しているのである。

「前年度販売価格が高かったか、低かったかを主としてきめる」の項はKM部落ほど高い被選択率(71.4%)は示さないが、なお30%(経営責任者10名中3名)を占める。このことは、むしろ農業経営を計画化しようとしても、それを撓乱する要因が経営以外のより大きい条件から生じている事態を反映するものとも言いうるであろう。

第4問の特産地形成の選択傾向にはあまりきわだった特殊な傾向は見られない。ただ、KM部落では最も多く選択された項目が「何が適地適作の特作物か見つける」であり、それは総回答数に対して16.9%であったのに対して、この部落では「農産物を売りさばく市場をしっかりと築くこと」の項が14.8%で最も多く選択されている。また、KM部落では作目型に属する選択が最も多く37.3%を占めているのに対し、この部落では販売型の選択が35.2%で最も多くなっている。これらのことから、KM部落は作目型傾向を、KW第4班は販売型の傾向を、ほんの僅かであるが特色的に示していると言える(第138表)。

なお、経営型として予定した項目は、いずれも共同化を促進するか、あるいは直接、共同化を示すものであるが、この型に属する回答はKM部落の27.1%に比して、この部落は33.3%と高率である。このことは、次の共同化についての意識調査の所でさらに詳しく考察しよう。

第138表

	作目型(a)			経営型(b)			販売型(c)			A B C
	ハ	ト	チ	ハ	ニ	ホ	イ	ロ	リ	
⑩		○		○				○		
⑪				○						
⑫				○		○				B
⑬	○			○				○		
⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A B C
⑮	○	○			○		○		○	A C
⑯	○	○					○	○		A C
⑰		○				○	○	○	○	C
⑱	○				○	○		○		B
⑲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A B C
⑳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A B C
	7	7	3/17	7	5	6/18	6	8	5/19	54

第139表

	積極的(aプラス)					消極的(bマイナス)					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ハ	ト	チ	リ	ヌ	
⑩	○	○	○								60
⑪		○		○							40
⑫	○	○		○							60
⑬	○	○			○						60
⑭	○	○		○	○						80
⑮	○	○		○	○						80
⑯		○									20
⑰	○	○		○	○						80
⑱	○	○	○	○	○						80
⑲	○	○	○	○	○						100
⑳	○	○	○	○	○						100
	9	11	4	8	6/38						740

(平均 67.2)

③ 共同化はよく理解され、強く志向されている。この第5問に対する回答で顕著なことは、回答がすべてプラス(共同化の利点を積極的に認める)項目を選んでおり、マイナス項目は一つも選んでいないということである(第139表)。

したがって、回答者の平均得点も67.2点(経営責任者のみでは72点)で、KM部落の平均得点66点(経営責任者のみでは71.4点)をしのぎ、KW部落全員(20名)の50点、R農場の45.7点、Y部落の22.8点をはるかに引きはなし、調査対象となった部落中最高得点を得ている。さらに1回答当り得点数は、19.7点でKM部落の14.0点よりはるかに高い。上述

した特産地形成の問題のかりにも、共同化志向はくみとることができた。これらのことから、この部落第4班の成員が他よりも強い共同化志向をもっていることは十分にうかがえる。

だが、若干の問題がないわけではない。

プラスの項目5項目のうち、全員によって選択されたのは、「農業経営を担当する部門が専門化して技術が向上する」(ロ)という項目であり、ついで「記帳や計算が励行される」(イ)、「経営規模が大きくなる」(ニ)、「各農家の労働力がまんべんなく合理的に活用される」(ホ)、「1人1日当りの農業収益がいくらになるかいつもよくわかる」(ハ)という順に選択されている。とくに最後の(ハ)項は僅か4人に選ばれているにすぎず、さきの第1問の経営の良否判定基準で「農業従事者1人1日当りの農業収益」を選んだ6名のうち、⑳⑳'の2人が脱落している。これらのことは、共同化における各成員の労働量の算定、換算の難しさとともに、共同化が真に合理的な経営として、すべての成員を納得させることの困難を物語るものと思われる。

以上、経営についての能力、態度を全体として概括するならば、次のように言うことができよう。

全体として、この部落の経営責任者は経営に対する科学的、合理的な思考を持っているが、それと同時に、現象的な事象による判断の傾向を残している。この後者の傾向は、長い歴史的条件のなかで形成され、かつ実践の上でも有効に解決されていない諸問題を含んでいるだけに、今後の農業経営の能力と知識の内容を明らかにしていくうえで、われわれに大きな示唆を与えてくれる。つまり、経営についてのどのような科学的、合理的な思考がもつともうけ入れやすく、どのような伝統的な思考が強く残存するかについて、示唆するところがあるのである。このことは当面の課題ではないのでここでは詳述せず、さきに進もう。

作付の計画化、共同化についての志向は、他部落と比して強く、かつそれは見かけだけではなく、実質的である。ここには、共同化、それに伴う営農の計画化の着実な実践が反映しているといつてよい。

## (2) 家畜飼育に関する知識・技術

研究報告書Iの第38表に対応する表を作成すると第140表のようになる。

この表から明らかなように、この部落の家畜飼養

第140表

		KW 16.4 (11名)
牛 (乳牛)	1	5.1
	2	0.4
	3	3.5
	4	5.1
	5	1.8
	6	2.4
	小計	17.6
豚	1	5.6
	2	7.1
	3	8.6
	4	5.9
	5	2.9
	6	5.3
	小計	35.4
にわとり	1	4.1
	2	1.8
	3	0.8
	4	3.5
	5	1.8
	6	1.8
	小計	13.8
飼料作物	1	2.1
	2	6.4
	3	4.5
	4	4.5
	5	2.0
	6	3.4
	小計	22.9

・印KM部落より高いもの

註) ・各項小点数以下第2位4捨5入で計算  
・小計も得点総計から平均を出したので、各項値の和と一致しない場合がある。

後述するように、共同化に伴う専門化とも関係がないわけではない。

なお、ここで特徴的なことは、第141表に見られるように、KM部落とは全く逆に、家畜飼養の知識に比して、飼料作物生産技術についての知識が進んでいることであろう。KM部落では、乳牛飼育技術の知識を10とすると、飼料作物生産技術の知識が7だったのに対し、ここでは逆に10:13となり、両部落ともに、どちらか一方の知識がきわだたっていて跛行状態を示している。

	KW 部落 16.4 (11名)
乳牛飼育技術	10
飼料作物生産技術	13

についての技術・知識は他と比して低い。KM部落(男子10名)、KW部落(第4班も含めた男子20人)、R農場(7名)、Y部落(7名)、I農高農業部(40名)、畜産部(40名)とこの第4班を比較すると  
 Ⅰ. 乳牛に関しては、最下位のY部落より僅かに1点高いのみで、KM部落の半分しか平均得点がない。最上位との差は23.4点。  
 Ⅱ. 豚に関してはやや高い平均得点を示し7つの調査対象グループ中第8位である。最上位との差は2.7点。  
 Ⅲ. にわとりについては最下位、最上位との差は12.1点。

Ⅳ. 飼料作物については第5位であるが最上位との差は12.4点である。

小項目ごとにKM部落と比較すると総数24項のうち、平均得点が高いのは4項のみで、他の20項はすべてKM部落より低いのである。

以上のように、この部落の経営責任者は不十分な家畜飼養の技術・知識しかもっていない。このことは、

(3) 畑作物に関する技術・知識

ここで調査した問題は、1) 馬鈴薯防除期、2) 馬鈴薯防除農業、3) 甜菜栽培地酸度、4) 甜菜間引時期、5) 燕麦黄萎病原因、6) 大豆窒素肥料施期の6つであるが、その結果は第142表の通りである。

この表から明らかなように、この部落はほかの調査対象6グループと比較して、R農場に次いで第二位の高い平均得点を示し、これを経営責任者のみにてみれば47.8

第142表

		KW 16.4
畑作物	1	64(70)
	2	45(50)
	3	82(90)
	4	100(100)
	5	62(68)
	6	91(100)
	小計平均	44.4(47.8)

註) ・印はKM部落より高いもの  
( )内は経営責任者のみの平均得点

での科学的、合理的思考の質を示すものと見る事が出来るであろう。

(4) 各経営体別に見た基礎技術知識

前項までは他の調査対象グループと比較しながらこのKW部落第4班の全体的特徴をみて来た。ここでは各経営体別に分析する。

最初に各経営責任者の各調査項目別得点状況を示すと第143表の如くである。

この表を研究報告Iの第56表と対照してみると、まず第一に次のように言うことができる。

1) 総合得点ではKM部落に比して、平均して28点この部落が低い。

2) 最高得点では、41点、最低得点では15点KM部落よりこの部落が低い。

3) この得点の低さは主として家畜飼養技術及び飼料作物生産技術の知識がないことに原因がある。

4) 最高得点と最低得点の差はKM部落では77点であるが、KW部落第4班では51点である。つまりKM部落の方が、いわゆる学力差が大きい。

いま、4)での述べたことは、共同化にとってある意味を持つ。このことに関して、第144表を参照してほしい。この表は、各調査項目別高位得点者(第3位まで)と、どの経営責任者が、何度、高位得点者になっているかを示したものである。

第143表

	A	E	F	B	C	D	小計 (金産のみ)	計
	経営問題	畑作	飼料作物	乳牛	豚	にわとり		
⑩	6	51	13	16	30	0	59 (148)	116
㉒	-2	55	19	20	32	8	79 (198)	182
⑬	-2	55	21	6	31	6	64 (160)	117
⑰	2	31	27	27	37	3	94 (235)	127
⑮	-2	51	29	22	42	25	118 (295)	167
㉑	2	45	29	8	37	32	106 (265)	153
⑪	-2	45	27	30	46	14	117 (293)	160
⑭	2	55	21	21	25	16	88 (228)	140
⑬	2	45	28	21	35	23	97 (268)	154
⑧	2	45	18	26	48	12	104 (260)	144
平均	0.8	47.8	23.2	19.7	36.3	13.9	93.1	141.0
㉓	2	10	20	4	27	13	64	76
平均※	0.91	44.4	22.9	17.6	35.4	13.8	90.5	135.1

註 1) 註は第56表と同じ  
2) ※ ㉓'を入れた平均

第144表

	A	E	F	B	C	D	高位得点的になつた回数
K W No. 4 高位得点者 (Code)	⑩ ⑧ ⑬	⑮ ⑳ ⑱	⑯ ㉑ ⑬	⑪ ⑰ ⑧	⑥ ⑪ ⑮	㉑ ⑮ ⑱	⑨1 ⑩1 ⑪2 ⑫3 ⑬1 ⑭3 ⑮1 ⑯1 ⑰2 ⑱3
K M "	① ③ ⑥	① ③ ④ ⑥	② ③ ⑥	③ ① ⑦	① ③ ⑨	① ④ ⑨	①5 ②3 ③5 ④1 ⑤2 ⑥3

註: A項は経営問題の1問の得点を基準とし3.5問の得点を加味して計算  
傍線は同点

この表から明らかなように、K W部落第4班では調査対象となった経営責任者の全員が何らかの項目で高得点者となっており、かつ高得点者の偏りが無い。つまり、1人ですべての項目で高い点数を得ることがなく、例えばA項では⑩、B項では⑪というように、それぞれ部落の成員の各々が何らか得意な部面を持っている。これに反し、K M部落では、明確に①、ついで③が各項目にわたって高い得点を示し、④、⑦と、それにどの項目でも高位得点者になり得ない⑥が、いわばすべての面で、下位グループを形成している。

部落の成員の一人一人が他よりすぐれた技術や知識を、ある分野において持つということは、

共同化と関係づけて考えれば、一定の共同体のなかでの技術の専門化が進みつつあることを示すものと見うるであろう。もちろん、この結果だけから、すぐに農業経営の共同化が進んでいるとは言えないし、これらの結果は各成員のそれまでの経験や学習によるものであるだろう。だが、K M部落とK W部落第4班の結果の比較からほぼ推測的に言いえることは、

1)一定の地域で農業経営体の共同化が進む場合、そのリーダーは、経営・耕種・家畜飼養などのあらゆる面にすぐれた能力をもつリーダーから、経営にとくにすぐれたリーダーへと転換して行くのではないだろうか。例えばK M部落の①からK W部落第4班の⑩へというように。

2)また、各成員も共同化が進むにつれて、上位一下位グループという集団構造(知識技術においても上位下位の隔差の大きい状態)から、特定分野の専門的能力を持つものの協同体へ、上下関係でなく水平な関係へと移行するのではないであろうか。K W部落第4班が全体として低い総合得点しか示していないけれども、その上位と下位の差が大きくないこと、かつ、高位得点者が特定成員に偏らず、各成員に分散していることは上述のことを示唆するのである。

3)このことに附随して、現在、この部落のなかで進められている共同化は、全面共同であり、かつ家畜の導入はまだ行われていないということを考慮するとき、この

部落の主要な農産である畑作の問題に、他の調査対象グループを凌ぐ最高の平均得点を示している事実は注目すべきことである。つまり共同化によって、一方では技術の専門化が進みながら、しかし、特定部門での専門化によって高められたその部門の知識技術が急速に成員全員の獲得物となりうることを暗示するのである。もちろん、ここでは、大きい規模の集団化とそれに伴う分業が固定的にならないあいだという留保条件をつけなければならぬと思われる。また、すでにこの部落の段階でも経営と実際の生産労働の分業的専門化が進んでいることもうかがわれる。

第145表

調査対象	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	平均
	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	M	M				
点数	20	20	20	20	35	35	31	35	31	20	25					26.5 (27.4)

註 W=妻 M=母  
( )はWのみの平均

だが、このような希望的な推測に対して、なお残る問題も存在する。これは日本的な歪みと言ってもよいであろうが、第145表に示されるように、婦人の知識技術が低く、夫の所有する知識技術を10とすると妻のそれは5.7という状況を示していることは、やはり問題であろう。このことは、共同化とそれに伴う専門化、その成果としてのすぐれた知識技術の全員による享受といった事態が、主として男子に限られ、婦人に及び得ないこと、婦人には家事、育児などの労働が積み重ねられ、畑作などの生産労働では、単純な(男子の指図によって労働するにすぎない)労働力となる傾向がまだ強く存在しているものと見なくてはならない。尤も作付の計画をたてるさいに「家族と相談して」計画すると回答した男子7名のうち、その妻の方でも同様に「家族と相談して」と回答したものは5名あり、このような点から女子の生産労働における知的な参加が増大することも希望しうるかも知れない。

以上のような全体的な考察を土台として、個々の経営責任者の特色を見てみよう。

⑩について 第143表から明らかなように⑩は経営の面では他から抜きでているが、畑作では平均をやや上廻るのみで、家畜飼育技術、飼料作物については不十分な知識しか所有していない。このことはすでにふれたように、⑩の属する共同経営体なかで、⑩は経営や計画の指導者として専門化しつつあることを物語っている。畜産技術の低い得点にもかかわらず⑩は、よい経営かどうかの判定基準の第2位に畜産収入率をあげているところからすれば畜産の導入を強く志向していると思われるが、この家畜飼養と飼料作物生産を高い技術・知識で指導していくリーダーには他の成員を予定することになるであろう。また、⑩に限らないが、この部落の成員の多くが乳牛、鶏に関してよりも豚についての問題で高い得点(前者の約2倍)を示している所から、導入家畜としては豚を考慮しているものと思われる。

⑩⑪及び⑫それぞれ畑作問題では平均より低い

あるいはやや高い得点であるが、飼料作物、乳牛、豚の飼育についての技術・知識では平均点より相当高い得点を示している点で、ほぼ共通の知識構造をもっている。

経営問題の考察のみに触れたように、「畜産収入率」を経営の良否の判定基準に選んだのは⑩⑪⑫⑬であり、「家畜の種類と頭数」を選んだのは⑩⑪⑫⑬であった。このことからすれば、とくに二重に選択している⑩⑪は、家畜の導入に強い志向を持っていると推測される。だが、家畜飼育技術・飼料作物生産技術の知識の面から見れば、⑩はその志向に相応の知識を持っているが、⑪は必ずしもそうではなく、むしろ畑作の問題ですぐれている。⑩⑪⑫⑬は、経営の良否判定にさいして、畜産の科学的な基準あるいは現象的な基準を選んでいるが、その後後に即応する技術・知識があったと考えてよいであろう。

⑩は、乳牛と豚(とくに豚は最高得点)の飼養についての技術・知識を有しながら経営判定基準では畜産に触れていない。このことは、経営についての思考と、家畜飼養の技術的知識・思考とが結合されていないことを示すものであろうし、これは、さきに触れた経営リーダーと生産技術リーダーの分離、専門化とも関係をもってくることを考えられる。

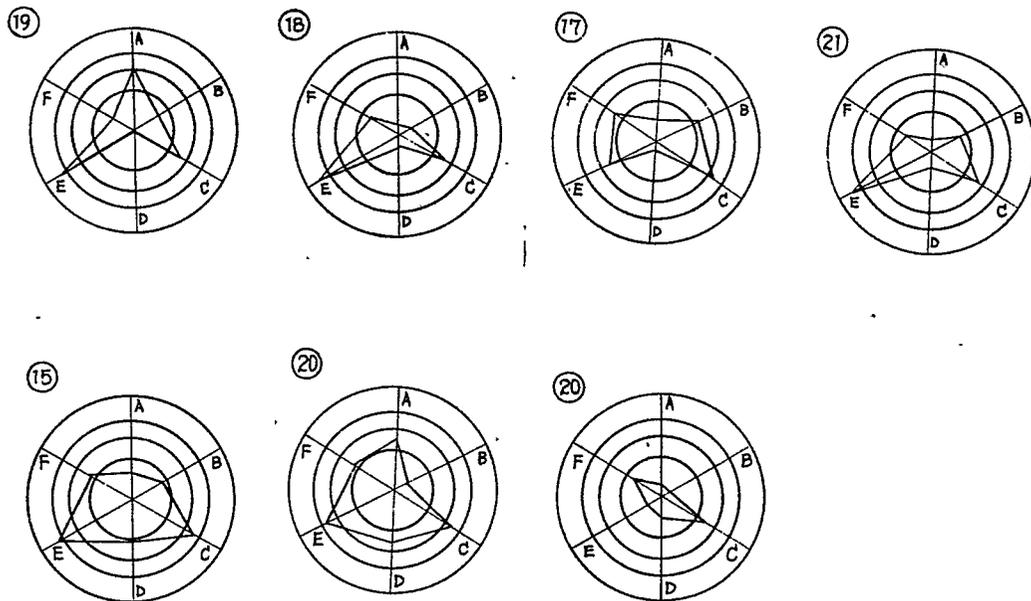
⑩⑪は、経営問題では現象的な判断を多く残し、畑作技術の知識ではすぐれているという共通の知識構造をもっている。

このように見ると、この部落は、KM部落の分類(型)とはやや異って、まず大きく、経営リーダーと生産技術リーダーグループにわかれ、後者は、畜産中心(⑩⑪⑫⑬⑭)と畑作中心(⑮⑯⑰)とにわけられ、それら各々の中で、経営についての思考と生産技術・知識との結合の程度に差異を見せているといえることができるであろう。これらに対して、⑩はほぼどちらにも偏らない均衡した構造の知識を示している。

KM部落と比較して、このような型わけが、総合得点の上位下位のグループと照応しないところにこの部落の特色を見出すことが出来るのである。

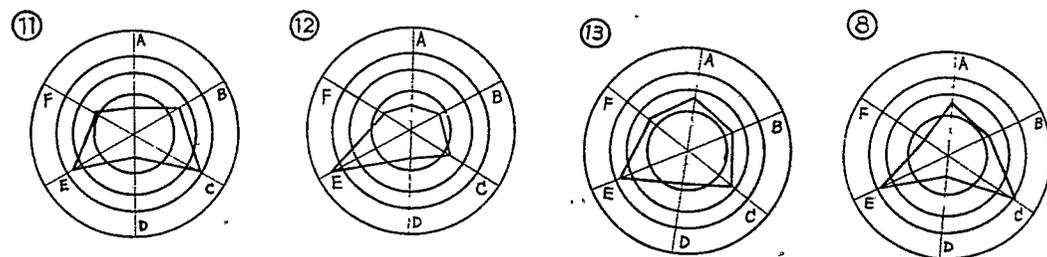
第 30 図 共同経営成員の農業知識・技術の得点プロフィール

—三好共同農園グループ—



註	A = 経営問題	D = 養 鶏
	B = 乳 牛	E = 畑作物
	C = 豚	F = 飼料作物

—中林グループ—



附 記

「農業技術についての基礎知識」を調査するために作成した調査項目とその処理について述べておく。  
 第一篇（研究報告書Ⅰ）でのべたように（52 ページ）この調査は、経営部門（5 題）、畜産部門（24 題）、農産部門（6 題）の三部門、35 項目よりなっている。  
 その内容は、別掲資料の通りである。経営部門は留岡清男教授によって作成され、畜産、農産部門は北海道立岩見沢農業高等学校教諭の清水小十氏はか畜産学科、農業学科の教官諸氏に作成して頂いたものである。  
 この調査の処理については、各項目毎の分析のさいにふれているが、各項ごとの配点と集計方法を示すために、集計表（次頁）を掲げておく。経営部門のうち、第二問は経営における合理的計画能力を調べるためのものとして用意されたが、相談所の判定を得ることが時間的に不可能であつたので、本報告をまとめるさいには使用できなかった。  
 なお、各農家別の得点プロフィール作成にあつては、経営部門は第一問と第三問（但し得点は2倍せず1.0点満点）の得点の合計20点を満点として100 点に換算し、畜産部門、農産部門は、それぞれ、乳牛（B）、養豚（C）、養鶏（D）、畑作物栽培（E）、飼料作物栽培（F）の各項 60 点満点を100 点に換算して作成した。

経営・労働技術調査集計表

北大教育学部産業教育計画研究室



A 1

a	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	計
(-)										
b	ロ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	計			
(H)										

地区	氏名	年齢	性別
			男 女

a項の和とb項の和の差に2をかけて右欄に記入

A 1

2 ( a -- b )
--------------

2

	農業租収入 (a)	生産費 (b)	農産収入(c)	畜産収入(d)	雇用労賃(e)	購入肥料費(f)	農機具(g)
率	$\frac{b}{a}$	$\frac{c}{a}$	$\frac{d}{a}$	$\frac{e}{a}$	$\frac{f}{a}$	$\frac{g}{a}$	精製穀
相対所の判定							
評点	(4)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	

A 2

評点合計×2=
---------

3

評点	イ (2)	ロ (0)	ハ (2)	ニ (2)	ホ (0)	ヘ (0)	ト (4)	チ (0)
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

A 3

評点合計×2=
---------

4

評点	作目型 (a)			経営型 (b)			販売型 (c)		
	ハ	ト	チ	ハ	ニ	ホ	イ	ロ	リ

A 4


5

項目	狭域的 (a)					活域的 (b)				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	キ

A 5

a-項 20点	aとbの差
b-項 -20点	

B 1

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	5	7	8	10	7	0

B 1


2

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	2	0	2	2	0	2	2

B 2

--

8

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	4	0	2	2	0	2	0

B 3

--

4

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	8	0	2	2	0	8	0

B 4

--

5

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	2	2	2	2	2		

B 5

--

6

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	1	2	2	2	0	2	2

B 6

--

C 1

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	2	0	2	2	2	0	2

C 1

--

2

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	2	2	2	0	2	0	2

C 2

--

8

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	10	5	8				

C 3

--

4

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	0	5	0	0	5	0	

C 4

--

5

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	4	0	8	8			

C 5

--

6

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	4	0	8	0	8		

C 6

--

D 1

正・誤	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	キ
	×	○	○	○	×	×				

D 1

8項正解=10
2項誤=5
1項誤=8

2

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	0	10	0						

D 2

--

8

正・誤	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	○	×	×	○	○	×			

D 3

--

4

配点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	×	×	×	○	○	○	×		

D 4

--

5

正・誤	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	×	○	×	○	○	×			

D 5

--

6

正・誤	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	×	×	○	○	×	○	×	○	

D 6

--

E 1

--

E 2

--

E 3

--

E 4

--

E 5

--

E 6

--

F 1

正・誤	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	○	×	○	○	×				

F 1

8項正解=10
2項誤=5
1項誤=8

F 2

--

F 3

--

F 4

--

F 5

--

F 6

4項正解=10
3項誤=7
2項誤=5
1項誤=8

## 第13節 三好共同農園における 農民の生産意欲の特質

### 第1項 生産意欲を規定する社会— 経済的条件

以上、われわれは、農業共同化集団における農民の生産意欲を分析するにあたって、かなり詳細に、この共同化された集団に属する各農民の農業生産に対する社会的態度と、この共同化集団を含む部落の社会構造を分析してきた。われわれは第一に協和部落の社会経済的構造とその史的特質を明らかにし、第二に、協和第4部落の社会構造とそこにおける共同化集団、三好共同農園の社会的位置づけを明確にした。第三に、昭和35年度において共同経営に踏み切ったこの三好共同農園構成員の、共同経営に踏み切らざるを得なかったところの物質的基盤を史的に跡づけ、第四に、共同化前における各農家における経営構造の特質、さらに第五に、共同化前における各戸の生活の物質的構造の特質を明らかにした。

しかしながら、ここでの主題は、少なくともそのような物質的基盤をもつ各戸が、農業生産力の増強のために、従来の小農生産様式においては基本的な生産組織体として機能していた「家」の枠組をすずんで除去し、新たな生産関係としての共同経営組織体を確立したという点に求められなければならない。物質的な生産諸要素による経営活動の規定的側面はもとよりもっとも基本的なものとして捉えなければならないが、それらのいわば現時点において経営にとつて外在的に与えられた物質的基盤と、その基盤の上になつて、それらを具体的に農業生産のためにどう統合するかという農業主体者の農業生産に対する社会的態度とは、あきらかに、はっきりと峻別して取りあつかわなければならないものである。実はこの社会的態度の相違こそが、三好共同農園の各成員をして、従来の個別経営の枠組を止揚して共同経営に踏み切らせしめたといっているのである。かかる点を明らかにする意味において、第六に、われわれは、三好共同農園構成農民の農業に対する社会的態度の形成過程を分析し、第七に、各個別経営が共同

化農場へ発展したその社会過程と、そこにおいてリーダーの果たした機能を分析した。もとより、共同化農場への発展過程においては、それが直線的になされるものではなく、いわば、螺旋的に一步一步経営組織の改革にむかってなされたものであり、また、その際、生産用具の革新が大きなテコになつていたことはすでに第8節で詳述した如くである。われわれは、以上の分析の上になつて、第八に、従来の個別小農経営の枠組を止揚した大型経営における、すなわち三好共同農園の経営構造の分析を行い、この共同経営組織をとおして具体的に各成員にもたらされたところの物質的報酬を明らかにした。そうしてここでは、共同経営1年目においては少なくとも経営組織体として多くの点で過渡的な諸性格をもっている事が指摘された。ところで以上の過程は少なくとも従来の農業生産力→農業生産力の向上、農民の農業生産に対する社会的態度→経営組織の改革という図式でしめされるものであるが、このような経営組織の改革によって示される生産組織体としての生産諸関係の改革は、さらに各成員の農業に対する社会的態度を変容せしめる。そうして、このようにして変容せしめられた社会的態度の上になつて、各成員はより一層の農業生産力の向上を志向することになる。すなわち、経営組織の改革→農民の農業生産に対する社会的態度の変容→一層の農業生産力の向上、という図式が想定される。かかる点のすべての解明は今後の継続研究の結果に待たなければならぬところであるが、その一端を明らかにする意味で、第九にわれわれは共同化農場への発展に伴う生産—生活組織体の変容過程を分析した。しかしながら、この分析の結果、組織体としては、農業生産力の発展のためには、多くの長所を持ちながらも、また現実に克服されなければならぬ少なからぬ欠陥を有していることが指摘された。

こうして最後に、われわれは、このようにして、協和第4部落に芽生えた農業共同化思想の地域的伝播過程と、また今後この農業共同経営農場を支えるべき各成員の営農基礎知識の構造を分析した。その

ために、三好共同農園と部落の近代化という一節を用意した。

さて、以上の分析の結果を、われわれが緒論（第一篇）緒論、農民の生産意欲分析に関する理論的枠組）で示した農民の生産意欲分析の枠組に従って総括すると、おおよそ次のごとく整理できよう。

すなわち、われわれの仮説に従えば、農業生産の場合においてもその労働対象および労働手段に対する全体社会の価値体系、技術体系は不断に変容しており、個々の農家が商品経済をととしてその農業生産を続け、特定の農業所得水準をコンスタントに維持しようとするならば、少なくとも、このような全体社会の価値体系、技術体系の変容に相応して、その労働対象、および労働手段の変更を余儀なくされていると考える事ができた。農業生産力は絶えず発展しており、なかならず労働手段の高度化がこれを可能ならしめている。そうして、農業生産力が絶えず発展している以上、特定の農家が商品経済の中で、特定の農業所得水準をコンスタントに維持しようとするならば、少なくとも絶えず農業生産力そのものを向上させなければならない。そうしてこのような農業生産力の発展過程は、しばしば意識的に行われるものではなく、無意識的に農業生産諸資材の購入価格の変化をととして、また農業生産物の販売価格の変化をととしてまた農家の生活欲求の向上をととしてその農家の自立限界線そのものが上昇し特定作物の作付の拡大を計ったり、あるいは縮少したり、また耕種部門を縮少して畜産部門を拡大したり、そうして、それにともなつてあたらしい技術水準の農機具を導入したりという形で行われている。そうしてわれわれは、農民の生産意欲そのものを、このような現実の農業生産過程におけるあたらしい価値体系、技術体系への対応の姿勢と不可分に結びつけたものとして位置づけた。われわれはすでに緒論で述べた如く、「生産意欲」そのものを、われわれが「外的報酬」「創造的報酬」「内的報酬」と呼ぶところの三要素に分解したが、この場合、客観的指標としては、外的報酬は「農業所得」に、創造的報酬は「生産諸要素の結合の型、目標のたて方あるいは當農基礎知識」に、内的報酬は「特定の社会規範に支えられたその部落の中でのその農家（共同経営の場合は集団）の社会的序列」に対応するものであった。そうして「生産意欲」は、意欲がおちたから生産がおちたという形で捉えられるべきものである。

く、むしろ生産が落ちたから（「外的報酬」の低下）そうして、それに対する対策がたえられないから（「創造的報酬の低下」）生産意欲は低下し、これがまた農業所得にはねかえって外的報酬はますます低下し、意欲はますます低下するという一つの循環図を想定した。したがつて、この低下への方向をなつた循環を促進の方向に逆転させるためには、あたらしい事態に対応しうる対策（「創造的報酬」の増大）をたてることがなかならず必要であることを指摘した。これをテコとして「外的報酬」「内的報酬」の増大、すなわち生産意欲促進の方向へその螺旋的循環線を転換しうるということが可能になるという道すじを用意した。以下このような緒論で示した図式に従つて、この三好共同農園構成農民の生産意欲の特質を位置づけよう。

すでに第8節で詳述したごとく、この三好共同農園の場合、個別経営から共同経営への発展過程においては、従来の農業生産力を飛躍的に増大するために、その点で全成員の意見が一致し共同経営に踏み切つたという側面はあまり意識的ではない。むしろ年々上昇する雇傭労働賃金を如何にして軽減し、また自家保有労働力不足を如何にして克服するか、そうして、労働力を浮かすことによつて念願の有畜化経営を実現し、これまで穀菽一本やりであった経営体系を寒冷地経営体系に切り換えるか、そのことによつて経営を安定させるかという、現実的に農業生産を続けて行く過程において、ふりかかつてきた障害を克服するための方策という側面の方がより意識的である。生産用具を高度化することによつて、雇傭労働賃金を節約し、さらに高度化された生産用具の機能をもっとも能率的に活用するために経営を共同化し、経営内保有労働力とあわせて相当規模の耕地を確保するという論理がここには貫かれている。言葉を換えれば、かかる過程は、従来の農業所得水準を維持し、さらに拡大しようとする場合、従来の小農経営での特定技術水準に支えられた生産組織が桎梏となり、ひとつの生産関係としての生産組織そのものを、その経営が保有する技術水準の高度化に伴つて変革した過程として捉えることができるものである。しかしこの場合、かかる過程が農業経営にとつては、特定の土地と特定の技術水準をもつ生産用具と特定の労働力、この三要素の均衡の上に立てられていた従来の生産体系での農業生産の続行が、困難になつてきたという事情を物語っていることを無視

すべきではない。この古い生産体系の崩壊は、たとえば家族のライフ・サイクルによって規定される自家保有労働力の増減のように、経営内の要素によって規定される側面もちろん有しているが、むしろ全体社会からのたえまざる働きかけの中でつねに崩壊を余儀なくされていると考えねばならない。この場合、あらたな対応の姿勢として、あらたな生産体系の確立が、個々の農民が資本主義社会の中で農業生産を続行しようとするれば必然的に要求される。そうして、このようにして確立したあらたなる生産体系は少なくとも古い生産体系より、より進んだ生産力水準をもたなければならぬ。否、少なくともより進んだ生産力水準をもつものとして捉えることができる。そうして、現実の農村社会における農業の直接的生産関係の変容の過程は、個々の農民が現実に何の障害もないのに、農業生産力の飛躍的増進を計って生産関係を変革するのではなく、上述のように、現実における農業生産過程での障害を克服するひとつの方策として、生産用具を高度化し、その結果、農業生産力の増強を伴って、変革されるものとして捉えることのできる場合がきわめて多いように思われる。三好共同農園の場合、リーダーである㊦を例にとるとその個別経営時における外的報酬としての農業所得もこの協和第4部落の中においては高く、また、その部落民からうける内的報酬もたかく、さらに創造的報酬もたかいことが確認された。生産意欲の螺旋的循環線はあきらかに上向きであったと考えることができる。しかしここでわれわれはかかる上向きの方向をもつ循環線そのものが、個別経営での頭打ちを意識したという点をとくに重視しなければならない。たしかにこの三好共同農園の成員の中には、生産意欲の螺旋的循環線が停滞、あるいは下向きのものも認められる。しかし、リーダーが中心となってこれら多くの成員をひっぱって、個別経営の枠組をすすんで打破し、生産組織体としての生産関係を変革させたひとつのケースとしてみることができる。つまり、上向きの生産意欲そのものが個別経営での農業生産の枠組を止揚したことに、なによりもこの共同化グループの生産意欲の積極的側面を端的にみることができる。

ところで次にわれわれは個別経営から共同経営への発展を可能ならしめた部落内の、あるいは経営内の物質的および社会的諸要因をさらに吟味しよう。この場合、第一にわれわれがあげなければならないの

は、農林省の生産力単位換算で、昭和34年度現在、自家保有労働力30以上を数える経営は、6戸のうち1戸もないという事実であろう。㊦㊧は18を数えるのみで、また他の成員は26～29.95の間の自家保有労働力を保有しているのみである。ことにリーダーである㊦は、戦後の最高時61から27へ、㊧も51から29.5とそれはいちじるしく減少をしめしている。この自家保有労働力の不足をおぎなう意味で、1戸を除いてはいずれも雇傭労働力を導入しているが、この計は昭和35年度の場合45万円に達している。しかも、この雇傭労賃は年々増大してきている。そればかりではなく、雇傭労働力の雇傭そのものが困難になってきたという事情がある。このような労働力不足は、昭和29年の冷害以降、これまでの豆作一辺倒からビート、いもなどの冷害に強い労働集約的作物への作付転換を計っていた各経営にとっては大きな障害として立ちはだかっていた。このような各経営が内的に所有していた矛盾は、各経営の、個別経営から共同経営への発展を考える際、無視することのできない大きな要因であろう。また第二にわれわれが注目しなければならないことは、生産組織体としての各戸の歴史的変遷を検討すると、そのいずれもが旧大野牧場の支配人および、その分家、あるいはその小作人という関係にあたり、つまり、いずれもが大野牧場一族にあたるということ。しかも、リーダーである㊦—支配人の二代目—の経営は、過去において、大農経営としての経験をもっているということ。すなわちこの㊦は昭和6年において耕地30町4反、山林29町9反の経営を行っている。そうして戦後においても、共同化前、しかも㊦㊧の分家を創設する以前においては、21町9反の耕地と41町4反の山林を所有しているということ。この経験は無視することはできない。このように三好共同農園の各成員が大野牧場一族にあたり、しかもリーダーが大農経営の経験をもっていたという事実も、このグループが成立するに際しての大きな社会的要因を形成していたことを認めなければならない。しかしこのグループの成員があえて共同経営に踏み切るに至った裏には、少なくとも多くの成員の中に、たとえ共同経営に対する期待がさまざまであつたにせよ、導入資金を借財という形で意識するのではなく、導入資金を資本導入という形で捉え、それを資本として回転することによって利益を創出するという企業者意識の芽生えが多かれ少なかれ主体的になされ

なければならなかつたと思われる。そして、この際、各経営のかかる主体的変革につれて、所有土地面積のひろさだけで、あるいは生活様式によつて各経営を相互に評価するというのではなしに、所有土地面積のひろさと、さらにそれを運用する経営能力によつて各経営を相互に評価するという、この部落の社会規範のあり方が大きな力となつたことは疑うことのできぬ事実であろう。かかる部落の社会規範のあり方自体、個別経営から共同経営への発展を促進する作用を果したといふことができる。これが第三にわれわれが指摘しなければならぬ点である。しかしながら第四にわれわれが指摘しなければならぬ点には、とくにリーダーである⑩の農業に対する社会的態度であろう。各経営主の生活史を跡づけても、⑩を除いては村外での非農的職業の経験がなく、他の成員はいわば天与のものとして農業をうけとつている。これに対して⑩は、その期間には、わずかではあるが非農の経験をもち、また村外で農民同盟役員としての活動も経験している。その上で、とくに農業を性にあつたものとして受けとつている。すでに第7節でふれたように、この⑩は、農民の生活を守るためには、如何なる事態になつても農業の生産力を高めておくことの必要性を、共同経営設立の動機の一つとしてあげていた。さらにこの⑩には、農民の生活を圧迫する窮極の根源は独占資本であり、これに対決して農民の生活を守るためには、農民の団結以外にはないという社会認識の枠組がかくされていた。そして、ここから計算能力のある計画性をもつた農民という、あたらしい農民のイメージが各成員に共存されるという構造が、このグループの中にはたしかに存在していた。しかしながら、この様な独占資本対農民という社会認識の枠組は、この⑩を除いては、他の成員には、少なくとも共同経営の発足当時においては顕在化していないものであつた。また経営知識の質と量、およびその伝達通路の形態においても、総合的にこの⑩がもつともすぐれていた。その情報通路は行政村の枠組を遙かにこえて設定されていた。あまつさえ、この共同経営発足のひとつのきめ手となつたものは、第8節であきらかなごとく、この⑩の自己犠牲的配慮であつた。そして、この自己犠牲的配慮を可能にしたものは、将来においては、共同経営での収益の方が確実に伸びるという読みと、上述のごとき、農業と農民の前途に対する社会的認識の枠組であつたことは疑うこと

できぬ事実であろう。かくて、このような⑩のリーダーシップによつてこのグループの各成員は、共同経営という共通目標に向つて行動を開始する。かかる意味において、この⑩の存在を抜きにしては、この共同経営の誕生を考えることはできぬであろう。

## 第2項 三好共同農園各成員の生産意欲の構造

個別経営から共同経営への発展を可能ならしめた諸要因として、われわれは、おおよそ上述のごときものをあげることができるが、このグループが共同経営に踏み切つたことにより、なによりもまず、労働対象としての土地の絶対量が増大し、またトラクター導入に端的に示されるように労働手段が高度化された。これに伴つて、耕馬は減少し、また必要労働力も減少した。共同経営第1年目においては、労働対象部門は、畜産部門が設置されなかつたから、耕種部門のみであり、この意味においては、大きな変更はないが、トラクターの能率にあわせて、収穫作業までトラクターでの機械化作業が可能な馬鈴薯の作付面積は増加された。このように、個別経営から共同経営への発展にともなつて、それを構成する生産諸要素そのものが変更された。したがつて、また生産諸要素の統合の型も変更され、労働対象に対する働きかけの手順も大巾に変更された。また第11節で詳述したように、生産組織体としての地位と役割構造は大巾に変更された。ところで共同経営化されたことにより、このグループがもつとも力を注いだのは、「大型機械化農法」に関する技術と知識を如何にして自己のものとするかという一点に要約できる。言葉を換えるならば、変更された、あるいは変更を予想される労働対象、労働手段に関する知識を早急に自己のものとして、経営内各成員の「創造的報酬」を如何にして増大せしめるか、ということにもつとも力を注いだ、ということになる。この村にはこれまで「大型機械化農法」に関する技術は確立されておらず、したがつて、このグループは、この技術と知識を自己のものとするために、これまで、この村が所有しなかつた「情報通路」を積極的に開拓している。そして、これが、多くの成員の共通なる体験として、一步一步、獲得されていつたということと同時に、より進んだ高度な技能は、組織内の役割分担にしたがつて、これがなされつつあるとい

うことを指摘しなければならない。たとえば、すべての成員が畜産の専門家、機械の専門家、ビートの専門家となるのではなしに、特定の役割をもつ成員がその専門家志向を行っている。すでに、われわれは第1節第2項において、個別経営から共同経営への生産組織体の発展そのものが、

(一) 個別小農経営においては、これまで未分化のまま結びついていた生産組織体と、生活(消費)組織体の分離をもたらし、

(二) 資本と賃労働の概念の分離を、現実の生産過程の体験をとおしてもたらし、

(三) さらに、これまで経営主の位座に幾重にも累積した種々の役割が人的に分化することを指摘した。われわれの分析対象である三好共同農園においても、この過程はそのままあらわれていた。生産組織体と生活組織体は、あきらかに分離され、資本と賃労働の概念の分離は、共同農園からの収益の各成員への分配過程とくに端的に示されていた。またその生産組織の中での役割分化は、第1年目においては、社長、労働主任、簿記係、トラクター管理班、作物管理班(ビート、麦類、馬鈴薯、豆類)の各主任という形で分化され、リーダーの◎が社長、労働主任、簿記係、および作物管理班の馬鈴薯主任を兼ね、他の旧経営主がそれぞれ、他の部門につき、女性は主として単純労働に従事するという役割構造がそこには構成されていた。畜産部門が開設され、8戸共同になった第2年目においては、社長のもとに、農業部門、畜産部門労働部門の三部門が統括され、農業部門には第1年目と同様、豆類、馬鈴薯、麦類、ビートの各班が、畜産部門には、養鶏、養豚、酪農の各班が、労働部門には、人力、畜力、トラクターの各班がその下部に構成され、それぞれ、その主任が配置されていた。そうして、たとえば、トラクター班の主任の◎は、その役割であるトラクター操作の技能習得のために専門的に心をくわけていた。また第2年目より開設される畜産部門、養豚班の主任である◎は、第1年目の農閑期に養豚技術習得のために実習にでている。このように、分業体系をもつ共同経営農場においては、各部門の主任はその役割をまっとうするため、それぞれの部門の専門技術者志向を不可欠にもたざるを得なくなる。このような共同化集団の各成員の役割分化は(1)各部門を経営の場で統括する経営者の役割をも

つリーダー、(2)各部門の専門技術者の役割をもつ生産推進上のリーダー、(3)単純労働作業を行う役割をもつフォロワーという形で整理できるものであろう。

三好共同農園の場合、(3)の単純労働作業をうけもつフォロワーは、女性によって担われているが、このような過程は、この共同経営組織がさらに発展した場合、組織内各成員が農業経営者と農業労働者の両極に分化する可能性のあることを示している。ところでこのような形で組織内各成員の役割が分化されてくると、その各成員の生産意欲も、それぞれの地位と役割に応じて異なった構成要素をもつものとして捉えなければならなくなる。すなわち、リーダーにとっては、その生産意欲はなによりも、その「創造的報酬」によって規定される側面が強くなる。何故ならリーダーのうけとる「外的報酬」「内的報酬」の大きさは、まさにその「創造的報酬」の如何にかかっているからである。そうして、このリーダーの「創造的報酬」は、第一に、あたえられた条件の下で組織体の外的報酬を増大させる手段を如何にして合理的に設定するか、さらにこの組織体の外的報酬を組織内成員に、如何にして、もつとも合理的な形で分配するかという外的報酬の増大と分配能力に、第二に、組織内成員の内的報酬を増大させるもつとも合理的な方法を如何にして設定するかという組織内成員の内的報酬の増大能力に分解することが可能である。この三好共同農園のリーダーの場合、特筆すべきことは、組織体の外的報酬を増大させるために、第一にトラクターの能率を最高度にあげるべく、すべての農作業をトラクターの能率にあわせて編成替えしていることなど生産手段の統合能力のほか、さらに第二に、組織体の外的報酬を増大させる手段のひとつとして、各成員の専門技術者教育をそれなりの形で行っていること。これは言葉を替えるならば、各成員の「創造的報酬」を増大させ、そのことによって、組織全体の「外的報酬」の増大を計るという二段構えの方策をとっていることであろう。しかしながら、このような設定自体、次のような形での行動目標の設定を前提として、はじめて可能となったものとみることができる。すなわち、第三にわれわれは、このリーダーが共同経営開始に際して、共同化(手段)→農業所得の増大(目標)という形で、成員の行動目標を設定するのではなしに、生産手段の高度化(手段)→共同経営をとおし



での農業所得の増大（目標）という形で集団行動の目標を設定していることをあげなければならない。すでに、第7節でみたごとく、成員の中には多少意見の相違は存在するが、少なくともリーダーの④の掲げた目標づけにおいては、共同化を農業所得増大のための手段として位置づけて、「共同化」と「農業所得の増大」をばらばらに切り離してしまうのではなしに、共同経営農場の建設—即農業所得の増大と、この両者はしっかりと結びつけられている。そうして、この両者が結びつけられて成員の共通の行動目標として設定されていればこそ、投資効果、革新効果の発生までの「耐乏蓄積」期間の自己犠牲、すなわち三好共同農園においては、有畜共同経営達成までの、各成員の労働強化、外的報酬の非増加も各成員にとっては、その生産意欲を減退させる要因として作用しえないという意識構造が成立することになる。そうして、有畜化共同経営達成のために、各成員はその役割をまっとうする義務づけをまさに組織全体のために背負うことになる。その役割をまっとうするために、各成員はその定められた労働対象、労働手段に関する深い知識を不可欠に必要とすることになる。つまり、組織内各成員が「創造的報酬」を増大させるために、労働対象、労働手段に関する学習を重ねる過程そのものが、組織全体の目標達成のための、大きな貢献として位置づけられるという構造が形成される。このように、生産手段の高度化（手段）→共同経営をとおしての農業所得の増大（目標）という目標の設定は、組織内における分業体系を媒介として各成員の「創造的報酬」の増大→「内的報酬」の増大という結びつきをもたらす。そうして、さらに、このような目標設定は、成員の共同経営集団としての紐帯をいちじるしく強化する作用を果したものと考えることができる。このような意味において、この三好共同農園の場合、とくにリーダー④の果した役割がきわめて大きいことを認めなければならない。

一方、この共同農園で、各部門の専門技術者の役割をもつ生産推進上のリーダーとしての④を除く各世帯主の生産意欲は、その特定の定められた部門の労働対象、労働手段の属性に対する認知の深さに結びつく「創造的報酬」と、組織からもたらされる「外的報酬」と「内的報酬」によって規定されるものと考えられるが、第10節で述べた如く、この組織から各成員にもたらされた「外的報酬」は共

同経営第1年目の場合、個別経営時に比して決って増大しているとはいえない。かえって減少した成員も含まれていた。しかし、それにも拘らず、各成員の「創造的報酬」と「内的報酬」は、前述のような組織目標の設定を媒介として、いちじるしく増大していると考えられる。また、単純労働作業をうけもつフォロワーとしての女性の場合、その生産意欲は、各部門の専門技術者の役割をもつ生産推進上のリーダーの場合と同様、その労働対象、労働手段の属性に対する認知の深さに結びつく「創造的報酬」と、組織からもたらされる「外的報酬」と「内的報酬」によって規定されるものと考えられる。しかし、単純労働作業をうけもつ女性の場合、その「創造的報酬」は増大したと考えることができず、さらに組織からもたらされる「外的報酬」自体も、前述のように増大していない。個別経営時と比較して、かえって、労働強化が行われていることが特徴的であった。けれども、このような女性の労働結果に対する組織内各成員から与えられる評価は、個別経営時に比して、いちじるしく異っていたと思われる。少なくともこの集団の目標達成のためには、なくてはならぬ「役割」をもつものとして、この女性の労働は評価されていた。また、その「女性の労働力軽減」という目標達成のためにこそ共同経営の確立が必要であるという集団行動の目標づけは、少なくともその労働強化を納得させるに十分な理由を含んでいた。このような、経営内各成員から与えられる評価とまたその労働の有意義な意味づけは、かかる女性群の「内的報酬」をいちじるしく増大したものであると思われる。このように、この三好共同農園の各成員の生産意欲は、その成員が、その組織体内において占める地位と役割によって異なるものであり、けっして一様に捉えられるものではない。しかしながら、共同経営第1年目においては、全体としてのこの組織の生産意欲は上向きの方角を示めているものと考えられる。そうして、その支えとなっている報酬はリーダーと各部門の専門技術者にとっては、「創造的報酬」と「内的報酬」のいちじるしい増大であり、また単純労働部門担当者にとっては、「内的報酬」の増大であるということが出来る。しかしながら、この集団自体が、共同経営の達成と、その共同経営をとおしての農業所得の増大と労働量の軽減という大きな目標に向って一歩一歩創造的に前進しているという過程そのものは

とくにリーダーの「創造的報酬」を増大していることは予想に難くないが、このように大きな目標の実現に向って一步一步創造的に前進していること自体、リーダー以外の他の全ての成員にとっても、「共同経営という組織体を媒介とした創造的報酬」をあきらかにたかめる作用を果しているものと思われる。「営農協議会」とおして組織自体の活動目標を全成員に徹底せしめているということ、さらにこの共同経営がface to faceの日常活動において周知徹底せしめられている小集団であるということも、この際忘れてはならないことであろう。そうして全成員の共同経営という組織体を媒介とした「創造的報酬」の増大という点にこそ実は、この組織の全成員の“われら意識”の根源と、それがますます強固にされつつある秘密をみることができる。しかも、この際、この「有畜化共同経営の確立をとおしての農業所得の増大」という目標そのものが、「外的報酬」の増大を将来に保証するものであるということの確認、および現実生産基盤そのものが拡大強化されてきているということの確認がとくに必要であると思われる。何故なら、この組織成員の生産意欲を上向きの形で支えている「共同経営という組織体を媒介とした創造的報酬」、および個々の成員の「創造的報酬」と、組織自体から受けとる「内的報酬」それ自体が、「外的報酬」の増大を前提として、それを期待して、その実現のための報酬にほかならないからである。したがって、共同経営組織をとおしての「外的報酬」の増大は、この組織が早晚実現しなければならぬ必修の課題であるといわなければならない。そうして、その実現のためにこそ、また個々の成員の「創造的報酬」の増大が早急に必要とされるのである。第12節 第2項でみたごとく、この共同農園の各成員の農業生産に関する専門知識は他の地域の農民のそれと比較した場合、現状においては、けっして高いとはいえないのである。さらにこの組織において成員の生産意欲を上向きの形で発展させるためには、第10節で指摘したごとく、農作

業の一貫した機械化作業の実施に伴い、女科群の単純労働時間の軽減が必要であろう。さらにまた、第11節で指摘したごとく、女性のこの組織体内での地位・役割の変革も、不可欠に必要であると思われる。何故なら、女性の専門的技術者としての「創造的報酬」の増大こそ、女性の生産意欲促進のためには基本的に必要なものであると思われるからである。少なくとも上述の諸点の改善ないし実施はこの共同経営の各成員の生産意欲を上向きの形で発展させるためには、不可欠に必要なものであることを指摘しなければならない。

ところで、この三好共同農園の場合、その成員の生産意欲を促進している要因として、最後に、ひとつ見逃せぬものがある。それは、部落内各成員から、さらに、村内の営農指導機関から、この三好共同農園にもたらされるところの評価と期待である。すでに第12節 第1項でみたごとく、この共同経営に対する部落の他の農民の価値づけは、きわめて高い。そうして、第8節でみたごとく、この部落の場合、部落の社会規範のあり方そのものがこれを可能ならしめている。そればかりでなく、村の営農指導機関のこの共同経営に対する期待もきわめて高いのである(第8節第5項参照)。このような社会的状況は、少なくとも三好共同農園の成員にとって、共同経営という組織体を媒介とした部落および村内からもたらされる「内的報酬」を増大させずにはおかないであろう。そうしてこの三好共同農園の各成員にとってのこのような「共同経営という組織体を媒介とした内的報酬」の増大は、共同経営の一員であることの誇りを高めずにはおかないものと思われる。ここには、地域社会の営農指導機関のあり方そのものが、農民の生産意欲を促進させるか、否かによってきわめて大きな役割を果すことが、はからずも端的に示めされている。そうして、この三好共同農園の場合の大きな特徴のひとつは、三好共同農園自体がこの営農指導機関よりも、一歩すすんで、ないしは同程度に、「有畜化共同経営」確立のために歩んでいるということであろう。

農業技術について基礎知識調査票

なまえ	年齢	性別
		男女

A 経 営

1. あなたは、農業経営の良し悪しを見わける方法として、左の項目のうちどれが適当と思いますか。適当だと思ふもの5つを選んで○印をつけ、○印の上に、適当だと思ふ順に1.2.3.4.5.と書いて下さい。

- イ 耕地面積の広さ
- ロ 反当収量の多少
- ハ 農業粗収入の大小
- ニ 動力農機具の種類と台数
- ホ 作付比率
- ヘ 農業従事者1人1日当りの農業収益
- ト 農業所得率(農業粗収入に対する農業所得の割合)
- チ 農業従事者数
- リ 家畜の種類と頭数
- ヌ 畜産収入率(畜産収入に対する畜産物の割合)

2. あなたは、あなたの農業経営で、左の事項についてどの位の数字が一番適当だと思いますか。適当だと思ふ概数(おおよその数字)を記入して下さい。

イ 農業粗収入はどの位、生産費はどの位にしたいと思いますか。

農業粗収入	生 産 費
円	円

ロ 農産収入はどの位、畜産収入はどの位にしたいと思いますか。

農 産 収 入	畜 産 収 入
円	円

ハ 雇用労賃はどの位におさえたいと思いますか。

雇 用 労 賃  
円

ニ 購入肥料費はどの位にしたいと思いますか。

購 入 肥 料 費  
円

ホ 動力農機具はどんな種類のものを何台ほしいと思いますか。

種 類 名	台 数

3. あなたの家では、どんなやり方で作物の種類や作付面積や場所をきめますか。○印をつけて下さい。

- イ 2年～5年分をまとめてきめる。
- ロ 毎年度その年の分をきめる。
- ハ 家族のものと相談してきめる。
- ニ 改良相談所に相談してきめる。
- ホ ひとりで勝手にきめる。
- ヘ 前年度に販売価格が高かったか、低かったかを主としてきめる。
- ト 輪作の型をきめている。

- チ 特別な理由なく習慣によってきめる。
4. あなたは、あなたの住んでいる地域に特産物をつくるには、どうすればよいと考えますか。
- イ 農産物を運ぶ道路や交通を便利にすること。
- ロ 農産物を売りさばく市場をしつかり築くこと。
- ハ 家畜や作物の種類をなるべく数少くして、みんなが主要な家畜や作物に集中すること。
- ニ 生産物の品質を良くするために、みんなの耕地をまんべんなく肥沃にすること。
- ホ 農畜産物の生産量をできるだけ多くするために、各農家は零細な農業経営をなるべくいっしょにまとめるようにすること。
- ヘ 何が適地適作の特産物であるかを見つけること。
- ド 特産物の生産技術を高めること。
- チ 単作のへい害を最小限に食い止めるために輪作や多角経営を考慮に入れること。
- リ 生産物の価格が安定するように運動すること。
5. あなたは、農業の共同化ということについて、何が一番関心をもちますか。○印をつけて下さい。
- イ 記帳や計算が励行される。
- ロ 農業経営を担当する部門が専門化して、技術が向上する。
- ハ 1人1日当りの農業収益がいくらになるかということがいつもよくわかる。
- ニ 農業の経営規模が大きくなる。
- ホ 各農家のもっている労働力がまんべんなく合理的に活用される。
- ヘ 耕地や家畜や農機具についてどれが自分のものかをいつもはつきりさせておく。
- ト 共同だから、自分が怠けても、病気になつても、失敗しても心配しなくてよい。
- チ 農業収益の分配が不公平になり易いから心配だ。
- リ 自分の好きかつてにやれなくなるから困る。
- ヌ 共同することによつて農業収益をあげるのはいが欠損を負担するのはいやだ。

## B 乳 牛

1. ホルスタイン種乳牛を飼育するばあい、一般にどの程度搾乳すれば最も実用的で経済価値の高い乳牛と考えますか。一つ選んで○印をつけて下さい。

- イ 20～25石
- ロ 25～30石
- ハ 20石以下
- ニ 30～35石
- ホ 年間飼育費（飼料、管理）の二倍以上の牛乳代をかせぐ牛
- ヘ 健康牛であれば能力は問題でない
2. 良い牝牛をつくるためには、仔牛のときの飼育にどんな注意が必要でしょうか。正しい注意と思われるものに○印をつけて下さい。
- イ 哺乳する牛乳の温度は39°～40°（C）ぐらい
- ロ 生後2～3週目から根菜類やエンシレージを与える
- ハ 生後2～3週目から乾草やふすまなどを徐々に与える
- ニ 生後7～9週目から徐々に脱脂乳に切かえる
- ホ 生後3～4カ月位で離乳する
- ヘ 生後6カ月位で離乳する
- ト 生後10週ぐらいより屋外で自由に運動させる
3. 若牝牛時代の飼育管理として適当と思われるものに○印をつけて下さい。
- イ 良質の干牧草を腹一ぱい与える
- ロ 濃厚飼料を多給する
- ハ 濃厚飼料はなるべく少量給与する
- ニ 良い放牧地に放牧する
- ホ サイレージは日量10キログラム位とする
- ヘ サイレージは飽食させる
4. 乳牛の冬期舎飼における飼養上、留意すべき事項に○印をつけて下さい。
- イ 多汁質飼料（根菜類やサイレージ）を多量に給与する
- ロ 野干草や稲わらを主体に飼養する
- ハ 毎日手入の励行
- ニ 牛舎の保温につとめる
- ホ 牛舎をうすぐらくする
- ヘ 牛舎の換気に注意する
- ト なるべく運動をよく制（おさえる）する
5. 人工授精では、牛の発情を早期に発見し、適期種付することによって受胎率を向上させなければなりません。それぞれ次の項目で正しいと思われる記号を○でかこんで下さい。

イ 若牝牛の種付適期は  $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 生後 6~8カ月} \\ \text{ロ 生後 17~20カ月} \\ \text{ハ 生後 24カ月以後} \end{array} \right\}$  である。

ロ 分娩後、初回発情の発現は  $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 1週間} \\ \text{ロ 60日間} \\ \text{ハ 150日前後} \end{array} \right\}$  である。

ハ 発情週期は  $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 2週間} \\ \text{ロ 3週間} \\ \text{ハ 4週間} \end{array} \right\}$  である。

ニ 発情持続時間は  $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 10時間} \\ \text{ロ 24時間} \\ \text{ハ 1週間} \end{array} \right\}$  である。

ホ 種付適期は  $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 発情初期} \\ \text{ロ 発情末期} \\ \text{ハ 発情終了後} \end{array} \right\}$  である。

6. 早春放牧牛に発生しやすい急性鼓脹症(ガス)にたいして正しい注意と思われるものに○印をつけて下さい。

- イ けい(繫)牧, 放牧の時間厳守
- ロ 空腹時にけい・放牧する
- ハ 反すうに注意する
- ニ 腹八分目に採食させる
- ホ けい・放牧の前後に充分給水する
- ヘ けい・放牧の前後には給水しない
- ト けい・放牧の前に少量の飼料を給与する

## C 養 豚

1. 仔豚を購入するとき、選ぶ目安となるものに○印をつけて下さい。(素豚の選び方)。

- イ 哺乳期間45日以上であること
- ロ なるべく早く離乳して飼料になれたもの
- ハ 体重が少なくとも10~12キログラム以上のもの
- ニ 飼料のくいこみ充分なもの
- ホ 胴伸びよくはつらつとしているもの
- ヘ 耳の小さく口が尖つたもの
- ト 皮ふ、被毛に光沢があるもの

2. 豚に飼料を与えるばあい、どんなことに注意しなければなりませんか。○印をつけて下さい。

- イ なるべく多種類の飼料を配合する
- ロ 1回の給与量は7~10分で食いつくす量

- ハ ややかたねりの飼料を与える
- ニ 飼料に多量の水を加える(どぶ飼)
- ホ 生魚くずは必ず煮て与える
- ヘ 繊維の多い飼料を多給する
- ト 青草や根菜類も与える

3. 肉豚の屠殺適期は生後何カ月で、何貫ぐらいの時ですか。一つを選んで○印をつけて下さい。

- イ 生後8~9カ月...24~28貫ぐらい
- ロ 生後6~7カ月...18~20貫ぐらい
- ハ 生後10カ月以上...30貫以上

4. (1)1日当りの体重増加は、適当な飼育のもとではほどのぐらいでしょうか。○印をつけて下さい。

- イ 100匁
- ロ 150匁~200匁以上
- ハ 300匁以上

(2)体重1貫匁を増すために必要な飼料はどれぐらいですか。○印をつけて下さい。

- ニ 2メ目
- ホ 3.5~4.5メ匁
- ヘ 6メ匁

5. 衡器(ハカリ)がないばあい、巻尺をつかって豚の体重を求めるとしたら次のどの式(計算のやり方)によりますか。正しいものに○印をつけて下さい。

- イ 体長(尺)×胸囲(尺)×(肩巾<尺>×2)  
=生体重(メ匁)
- ロ 体長(cm)×胸囲(cm)×4=生体重(Kg)
- ハ 体長(尺)×胸囲(尺)×2=生体重(メ匁)
- ニ 胸囲3尺1寸を20メ匁とし、胸囲1寸増すごとに2メ匁を加える

6. 豚の伝染病、とくに豚コレラや豚丹毒の予防対策としてどんな点に留意しますか。正しい対策と思われるものに○印をつけて下さい。

- イ 予防注射の励行
- ロ なるべく青草や根菜類を多給する
- ハ 豚舎への出入はできるだけ制限する
- ニ 日光浴の励行
- ホ 残飯、腐芥(ちゅうかい)などを主とした飼料は煮沸して給与する

## D 養 鶏

- つぎの項目のうち、よいヒナと思われるものに○印をつけて下さい。  
イ ヒナを握つてみて、綿のような感じのするもの  
ロ 眼はよく張って、いかにも愛らしいもの  
ハ へそのおのしまりのあるもの  
ニ 軟毛が多くて光沢のあるもの  
ホ 鳴声の低いもの  
へ 眼りがちなもの
- 初生ヒナを育てるばあい、どのくらいの温度が必要だと思いますか。正しいもの一つを選び、○印をつけて下さい。  
イ 28°～30°(摂氏)  
ロ 30°～32°( )  
ハ 32°～37.5°( )
- 良い産卵鶏にするためには、中すう期(中ヒナの時期)の飼育や管理でどのような注意が必要ですか。次の項目で正しいものに○印をつけて下さい。  
イ 廃温はおおよそ30～50日ぐらいで行う  
ロ とまり木にねかせるのは80日頃からよい  
ハ 白レグでは初産体重の目標は400匁(1400グラム)とする  
ニ 生後60日前後に動物飼料を多給しない  
ホ 90日頃から草地に放飼にする  
へ 初産の時期を120日前後にする
- 淘汰すべき駄鶏と思われるものはどれか、次の項目に○印をつけて下さい。  
イ 羽毛が真白でツヤツヤしているもの  
ロ とさかは大きく鮮紅色であるもの  
ハ 胸骨と恥骨との間が広いもの  
ニ 換羽の時期の早いもの  
ホ おくびようで人に親しみにくいもの  
へ 夕方早くとまり木につくもの  
ト 肛門に黄色味のないもの
- 鶏を飼うばあい、産卵率を高めたり、健康を保つたりするうえで、とくに大切な環境条件を三つ選んで○印をつけて下さい。  
イ 運動場    ロ 湿    気    ハ 寒    風  
ニ 換    気    ホ 温    度    ト 日    光  
ト 栄    養

- 鶏の病気は沢山ありますが、比較的にかかりやすいもの5つを選んで○印をつけて下さい。  
イ 雛白痢病    ロ リンパネツ    ハ 中 毒  
ニ コクシジウム    ホ ニューカッスル病  
へ 黒頭病    ト 鶏痘    チ 回虫  
リ 白癬    ヌ ワクモ

## E 作 物

- 馬鈴薯疫病の防除法として、あなたの所では薬剤撒布を開花期から3～4回、どんな天候状態の時に行って最大効果をあげていますか。○印をつけて下さい。  
イ 天候のくずれる直前にかける  
ロ 晴天続きの時にかける  
ハ 降雨の続いているとき
- 整地のとき、馬鈴薯のハリガネムシを防除するのにどんな農薬を使いますか。正しいものに○印をつけて下さい。  
イ BHC(1.5%)粉剤を使う  
ロ BHC(3%)粉剤を使う  
ハ 硫酸銅を使う  
ニ フォルマリンを使う
- 甜菜栽培地の酸度はどのくらいに矯正したらよいですか。適当なものに○印をつけて下さい。  
イ PH 6.5  
ロ PH 2.5  
ハ PH 4.5
- 甜菜の間引は、本葉何枚のときにやりますか。正しいものに○印をつけて下さい。  
イ 本葉2～4葉のとき  
ロ 新葉のでないとき  
ハ 5葉以上になつてから
- 燕麦が生育の初期から黄変して枯れてしまうことがあります。この原因と考えられるもの2つをえらんで○印をつけて下さい。  
イ 堆肥をやらないから  
ロ 悪い成分があるから  
ハ 苦土が足りないから  
ニ 水分の不足から  
ホ 害虫がいるから
- 大豆栽培にあたり、窒素肥料はいつ頃施用しますか。  
イ 種まきのとき同時にやる

ロ 発芽してのち、追肥としてやる

## F 飼料作物

1. 牧草栽培にあたってマメ科牧草とイネ科牧草を混ぜ播きすると、どんな有利な点がありますか。左の項目から関係あるものを選び、○印をつけて下さい。

イ 飼料価値が高くなる

ロ 刈取回数が多くなる

ハ 凍害を予防できる

ニ 利用期間が長くなる

ホ 糖分を含んだ牧草を多く収穫できる

2. 禾本科牧草のオーチャードやチモシーなどの適期刈取りは何時頃がよいか。次の項目から一番良いと思われるものを選んで○印をつけて下さい。

イ 開花期から刈りはじめるとよい

ロ 下葉が褐色を帯びはじめてからがよい

ハ 出穂期から刈りはじめるとよい

3. 乾草用牧草を刈取るには晴天の日の何時頃から刈りはじめたら一番よいでしょうか。一つを選んで○印をつけて下さい。

イ 午前10時頃からがよい

ロ 気温の高い正午頃からがよい

ハ 早朝から朝露の乾き上がる頃までがよい

4. 乾草品質の良し悪しをどう見わけますか。次の項目から良質乾草を示すものを選んで○印をつけて下さい。

イ 握つて冷たい感じのもの

ロ 甘い香りのするもの

ハ 褐色のもの

ニ 握つて硬い感じのもの

ホ 緑色のもの

ヘ 葉の割合多いもの

ト 光沢のあるもの

チ 握つてやわらかいもの

リ 葉よりくきの割合の多いもの

5. 草サイレージ製造にあたって原料が新鮮で水分が多いばあい、どうすべきか、次の項目のうち、正しいものに○印をつけて下さい。

イ 原料を細かに切る

ロ フスマや米ぬかを混ぜる

ハ 一定時間予乾する

ニ 切り込んだら十分に加圧する

ホ 切わらを適当に混ぜる

ヘ 青刈大豆などをなるべく混ぜる

6. サイレージ品質の良否は、家畜の栄養に大切ですが、次の項目から良質のエンシレージを示すものを選んで○印をつけて下さい。

イ アンモニアのにおいがする

ロ サバサバした感じがする

ハ 黄緑色をしている

ニ 甘ずっぱいにおいがする

ホ 酢酸のようにおいがする

ヘ 甘い新鮮草のにおいがする

ト 黒褐色をしている

チ 湿り気があってサラツとした感じがする

北海道大学教育学部 産業教育計画研究施設  
研究報告書第2号

## 農業の近代化と農民の生産意欲 第二篇

昭和38年3月25日 印刷発行

非売品

発行所 北海道大学教育学部 産業教育計画研究施設

印刷所 アカシヤ工芸社 札幌市北5条西15丁目

Tel ㊦ 5420